

学 歌

快活に

平成 25 年度 学年暦(工学部)

区分	事項	期日又は期間
前期	春季休業	4月1日(月)～4月8日(月)
	入学式	4月4日(木)
	新入生オリエンテーション	4月5日(金)、4月8日(月)
	前期授業期間	4月9日(火)～8月8日(木)
	学生定期健康診断	4月5日(金)～4月6日(土)、4月8日(月)
	开学記念日	5月28日(火)
	前期授業調整期間	7月19日(金)、7月23日(火)～7月24日(水)
	前期末試験	7月25日(木)～8月1日(木)
	夏季休業	8月9日(金)～9月15日(日)
	前期再授業期間	9月17日(火)～9月30日(月)
後期	後期授業期間	10月1日(火)～2月20日(木)
	臨時休業	11月22日(金)、11月25日(月)
	第53回工大祭	11月23日(土)～11月24日(日)
	臨時休業	11月27日(水)～11月28日(木)
	推薦入試	11月27日(水)～11月28日(木)
	冬季休業	12月24日(火)～1月5日(日)
	臨時休業	1月17日(金)
	平成26年度大学入試センター試験	1月18日(土)～1月19日(日)
	後期授業調整期間	1月29日(水)～1月30日(木)
	後期末試験	2月4日(火)～2月13日(木)
	後期再授業期間	2月21日(金)～3月3日(月)
	臨時休業	2月24日(月)～2月25日(火) 3月11日(火)～3月12日(水)
	学部卒業式・大学院学位記授与式	3月25日(火)

平成 25 年度 学年暦（情報工学部）

区分	事項	期日又は期間
前期	春季休業	4月1日(月)～4月5日(金)
	新入生オリエンテーション	4月3日(水)、4月5日(金)
	入学式	4月4日(木)
	前期授業期間	4月8日(月)～8月9日(金)
	学生定期健康診断	4月2日(火)～4月3日(水)、4月5日(金)
	开学記念日	5月28日(火)
	前期授業調整期間	7月17日(水)～7月18日(木)、7月23日(火)
	前期末試験	7月24日(水)～8月2日(金)
	夏季休業	8月10日(土)～9月15日(日)
後期	前期再授業期間	9月17日(火)～9月27日(金)
	後期授業期間	9月30日(月)～2月24日(月)
	臨時休業	11月22日(金)、11月25日(月)
	第53回工大祭	11月23日(土)～11月24日(日)
	臨時休業	11月27日(水)～11月28日(木)
	推薦入試	11月27日(水)～11月28日(木)
	冬季休業	12月24日(火)～1月5日(日)
	平成26年度大学入試センター試験	1月18日(土)～1月19日(日)
	後期授業調整期間	1月28日(火)～1月30日(木)
	後期末試験	2月4日(火)～2月14日(金)
	臨時休業	2月25日(火)
	後期再授業期間	2月26日(水)～3月3日(月)
	臨時休業	3月11日(火)～3月12日(水)
	学部卒業式・大学院学位記授与式	3月25日(火)

▶目 次◀

九州工業大学のあゆみ	1
学科の変遷	3
組 織	6
九州工業大学学則	7

○工 学 部

I 九州工業大学工学部学修細則	24
1 人間科学科目履修課程表	
(1) 人間科学基礎科目	28
(2) 副専門人間科学科目	29
2 工学系総合科目履修課程表（各学科共通）	30
3 工学基礎科目及び工学専門科目履修課程表	
(1) 機械知能工学科	31
(2) 建設社会工学科	34
(3) 電気電子工学科	36
(4) 応用化学科	39
(5) マテリアル工学科	41
(6) 総合システム工学科	43
4 卒業要件（第6条関係）	45
5 早期卒業科目（第6条関係）	47
6 編入学生の単位の認定（第13条関係）	47
7 4年次進級要件（第14条第2項関係）	47
8 教職課程	51
II 修学上の注意事項	64
III 九州工業大学工学部学生の履修コースの専攻の決定に関する要項	72
IV 九州工業大学工学部における早期卒業取扱要項	73
V 各種の資格等について	75
VI 九州工業大学工学部への移籍に関する取扱要項	85
VII 九州工業大学工学部における学科の移籍に関する取扱要項	88
VIII 教務情報システム（Live Campus）について	90

○情報工学部

I 九州工業大学情報工学部学修細則	92
I 各学科共通履修課程表	
1 人間科学科目	
① 人文社会系	98
② 言語系	100
③ 健康・スポーツ科学系	102
④ 認定科目	102
2 総合科目	102
3 情報科目	102
4 早期卒業科目	102

II 各学科別履修課程表

1 知能情報工学科	103
2 電子情報工学科	105
3 システム創成情報工学科	107
4 機械情報工学科	109
5 生命情報工学科	111
3年次編入学生関係履修課程表	114
卒業要件及び進級要件	125
教職課程	133
IIF プログラム	146
2. 修学上の注意事項について	155
3. 教務情報システムについて	160
4. 各種の資格等について	163
5. 九州工業大学情報工学部及び大学院情報工学府学期末試験要項	166
6. 九州工業大学情報工学部及び大学院情報工学府学期末試験要項（追試験）に係る運用について	168
7. 九州工業大学情報工学部における早期卒業取扱要項	169
8. 九州工業大学情報工学部の移籍に関する取扱要項	171

○両学部共通

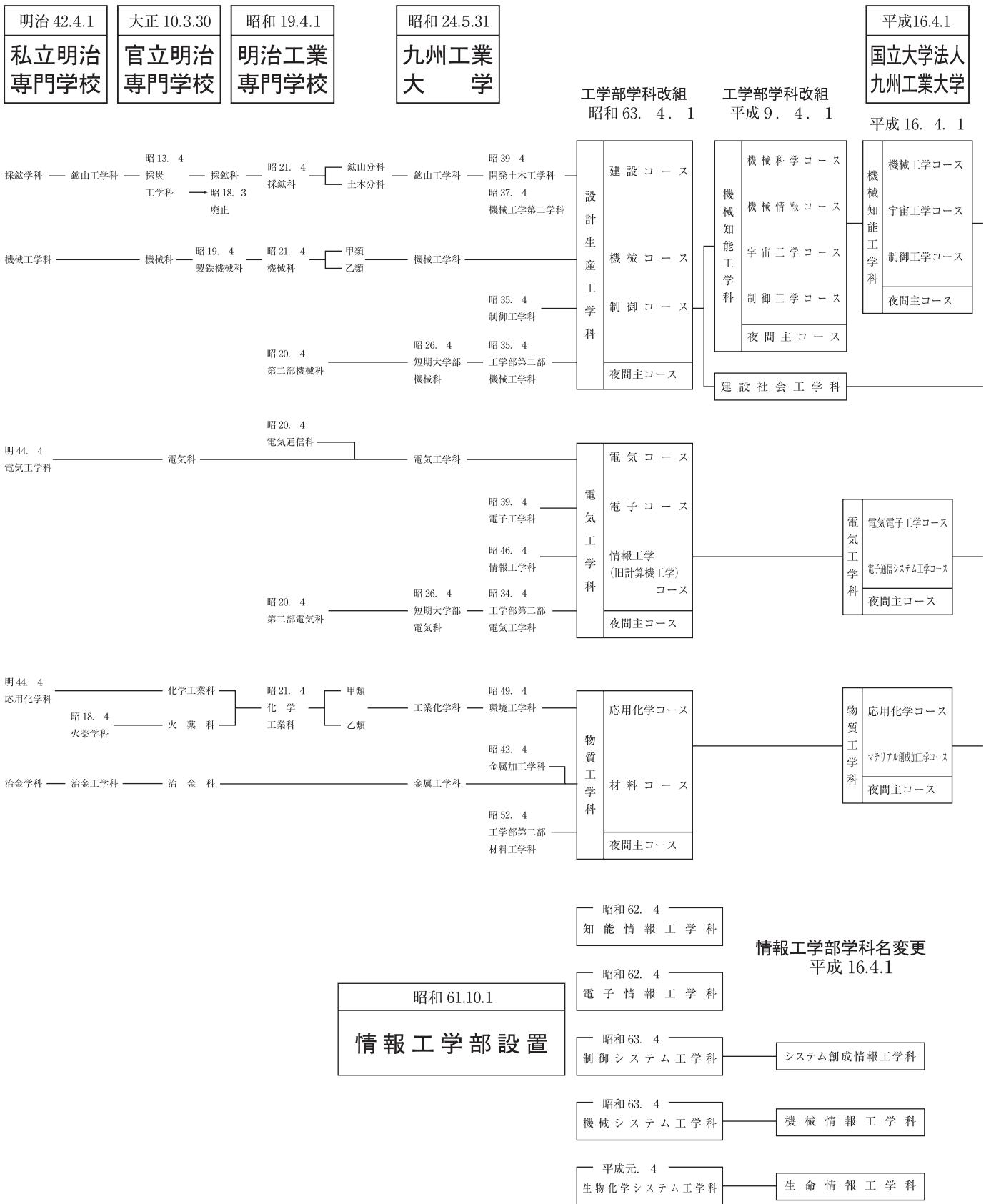
1. 諸願届及び手続きについて	176
2. 非常変災時における授業等の取扱に関する申合せ	186
3. 国立大学法人九州工業大学プライバシーポリシー	188
4. 九州工业大学の学生等個人情報の取扱い	189
5. 九州工业大学情報システム利用規程	192
6. 大学以外の教育施設等における学修の単位の認定に関する規程	197
7. 海外派遣学生が行う学修のうち単位が付与されない場合の学修成果の取扱いについて	200
8. 入学前の既修得単位等の取扱いについて	201
9. 九州工业大学再入学規程	203
10. 九州工业大学学生交流に関する規則	206
11. 九州工业大学研究生規則	210
12. 九州工业大学聴講生規則	211
13. 九州工业大学科目等履修生規則	212
14. 九州工业大学外国人留学生の人間科学科目履修の特例に関する細則	213
15. 九州工业大学附属図書館利用規程	214
16. 九州工业大学附属図書館利用細則	217
17. 九州工业大学附属図書館文献複写規程	220
18. 授業料未納者への督促時期について	222
19. 九州工业大学建物配置図	223
20. カレンダー	234

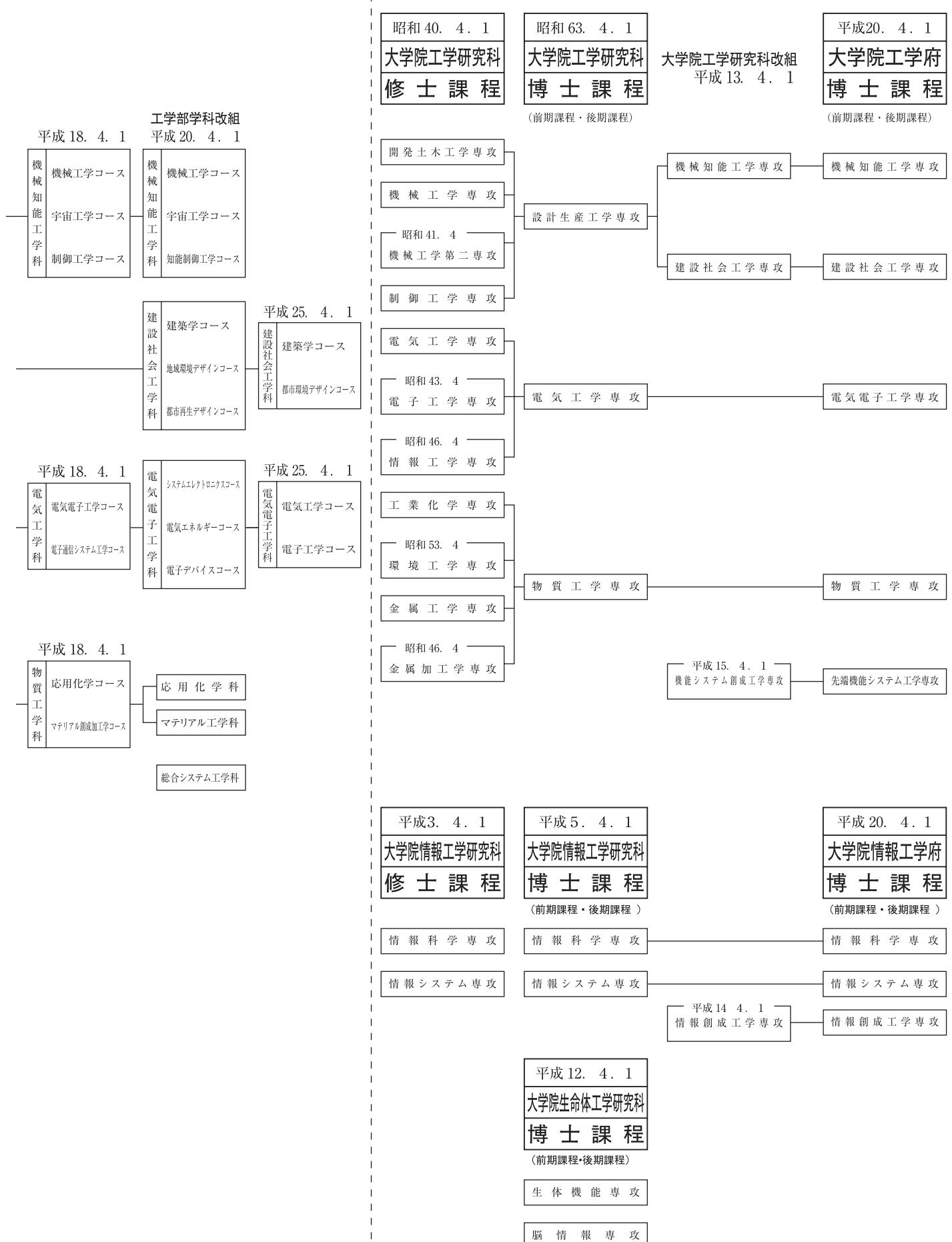
九州工業大学のあゆみ

1907	明40. 7. 23	私立明治専門学校設立認可
1909	明42. 4. 1 5. 28	開校式挙行(4年制)第1回入学者57名 第1回開学記念式を行い5月28日を開学記念日と定める
1910	明43. 11. 3	責善会(校友会)発足
1913	大2. 3. 14 3. 23	卒業生に明治専門学校工学士称号付与 第1回卒業証書授与式挙行(卒業生44名)
1915	大4. 11. 14	明専学士会(同窓会組織)発足
1917	大6. 5. 29	中華民国(現中華人民共和国)留学生7名を予科生として入学許可
1921	大10. 3. 30	官立明治専門学校となる(4年制)
1929	昭4. 1. 1	同窓会を改称し明専会となる
1931	昭6. 3. 3	校旗制定式挙行(山中武夫氏作品大13年機械卒)
1933	昭8. 5. 27	校歌制定式挙行(作詞西条八十・作曲堀内敬三)
1944	昭19. 4. 1	明治工業専門学校と改称(修業年限を改正し3年制となる)
1949	昭24. 5. 31 7. 4 10. 28	九州工業大学設置 九州工業大学第1回入学式挙行 九州工業大学開学式・明治工業専門学校創立40周年記念式挙行
1951	昭26. 3. 31 4. 1	明治工業専門学校廃止 九州工業大学短期大学部併設(夜間3年制)
1952	昭27. 4. 1	工業教員養成課程設置
1953	昭28. 3. 9	第1回九州工業大学卒業式挙行(卒業生112名)
1954	昭29. 4. 1 4. 1	工学専攻科設置 教職課程認定
1959	昭34. 4. 1 5. 4 11. 2	工学部第二部設置(夜間5年制) 明専会社団法人設置認可 開学50周年記念式典挙行
1961	昭36. 3. 31	九州工業大学短期大学部廃止
1965	昭40. 3. 31 4. 1 5. 10	工学専攻科廃止 大学院工学研究科修士課程設置 開発土木工学専攻・機械工学専攻・電気工学専攻・金属工学専攻・ 工業化学専攻・制御工学専攻 第1回大学院工学研究科入学式挙行
1972	昭47. 5. 1	工学部附属粉体工学実験施設設置
1974	昭49. 4. 11	工学部附属情報処理教育センター設置
1976	昭51. 5. 10	保健管理センター設置
1981	昭56. 4. 1	情報工学系学部創設準備調査室設置
1983	昭58. 4. 1	情報工学系学部創設準備室設置
1984	昭59. 11. 4	開学75周年記念式典挙行
1986	昭61. 10. 1	情報工学部設置
1987	昭62. 4. 1 5. 21 5. 21 8. 28 9. 11	情報工学部知能情報工学科・電子情報工学科学生受入開始 情報科学センター設置 工学部附属情報処理教育センター廃止 情報工学部開校記念式典挙行 情報工学部飯塚キャンパス授業開始
1988	昭63. 3. 31 4. 1 4. 1 4. 1 4. 8 4. 26	工業教員養成課程廃止 大学院工学研究科博士課程設置(前期課程・後期課程) 設計生産工学専攻・電気工学専攻・物質工学専攻 工学部学科改組(昼間コース・夜間主コース) 設計生産工学科・電気工学科・物質工学科 情報工学部制御システム工学科・機械システム工学科学生受入開始 工学部附属粉体工学実験施設廃止 第1回大学院工学研究科博士課程入学式挙行
1989	平元. 4. 1	情報工学部生物化学システム工学科学生受入開始

	5. 29	地域共同研究センター設置
1990	平2. 6. 8	マイクロ化総合技術センター設置
1991	平3. 4. 1	大学院情報工学研究科修士課程設置 情報科学専攻・情報システム専攻
1993	平5. 4. 1 4. 1	大学院情報工学研究科博士課程設置（前期課程・後期課程） 情報科学専攻・情報システム専攻 機器分析センター設置
1995	平7. 11. 1	サテライト・ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー設置
1997	平9. 4. 1	工学部設計生産工学科改組 機械知能工学科（昼間コース・夜間主コース）・建設社会工学科（昼間コース）
2000	平12. 4. 1	大学院生命体工学研究科博士課程設置（前期課程・後期課程） 生体機能専攻・脳情報専攻
2001	平13. 4. 1 4. 1	大学院生命体工学研究科学生受入開始 大学院工学研究科博士課程（設計生産工学専攻の改組） 機械知能工学専攻・建設社会工学専攻
2002	平14. 4. 1 4. 4	大学院情報工学研究科博士課程（独立専攻の設置） 情報創成工学専攻 環境科学センター設置
2003	平15. 4. 1	大学院工学研究科博士課程（独立専攻の設置） 機能システム創成工学専攻
2004	平16. 4. 1 4. 1 4. 1 12. 1 12. 1 12. 1 12. 1	九州工業大学は国立大学法人九州工業大学により設置された国立大学となる 情報工学部学科改称 システム創成情報工学科・機械情報工学科・生命情報工学科 ヒューマンライフIT開発センター設置 宇宙環境技術研究センター設置 ネットワークデザイン研究センター設置 先端金型センター設置 バイオマイクロセンシング技術研究センター設置
2005	平17. 11. 2 12. 7	理数教育支援センター設置 エコタウン実証研究センター設置
2006	平18. 3. 31 4. 1 9. 30 10. 1 10. 27	環境科学センター廃止 工学部夜間主コース募集停止 地域共同研究センター廃止 産学連携推進センター設置 情報通信技術教育センター設置
2007	平19. 4. 1 4. 20	環境マネジメントセンター設置 先端エコフィッティング技術研究開発センター設置
2008	平20. 4. 1 4. 1 4. 1	大学院工学府（博士前期課程・後期課程）（工学研究科の改組） 大学院情報工学府（博士前期課程・後期課程）（情報工学研究科の改組） 工学部学科改組 機械知能工学科・建設社会工学科・電気電子工学科 応用化学科・マテリアル工学科・総合システム工学科
2009	平21. 3. 31 4. 1 5. 28	サテライト・ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー廃止 ヒューマンライフIT開発センター改組、産業連携推進センター若松分室転換 開学100周年記念式典挙行
2010	平22. 3. 31 7. 7	情報通信技術教育センター廃止 宇宙環境技術研究センターを宇宙環境技術ラボラトリーに改称
2011	平23. 4. 1 9. 7	学習教育センター設置 若手研究者フロンティア研究アカデミー設置
2012	平24. 4. 1 4. 1 4. 1 5. 2 9. 1 9. 1	環境マネジメントセンター廃止 グリーンイノベーション実践教育研究センター設置 バイオメディカルインフォマティックス研究開発センター設置 次世代パワーエレクトロニクス研究センター設置 イノベーション推進機構設置 リサーチ・アドミニストレーション・センター設置
2013	平25. 4. 1 4. 1 4. 1	社会ロボット具現化センター設置 情報基盤機構設置 ディベンダブル集積システム研究センター設置

学科の変遷





歴代の総裁・校長・学長

【総 裁】

私立明治専門学校

学位	氏名	在職期間
理学博士	山川 健次郎	明40年6月～大10年4月

【校 長】

私立明治専門学校

(校長心得)	松本 健次郎	明42年4月～明42年9月
工学博士	的場 中	明42年9月～大10年4月

官立明治専門学校

工学博士	的場 中	大10年4月～大11年7月
理学士	大場 成実	大11年7月～大15年4月
理学士	友田 鎮三	大15年5月～昭8年1月
工学士	中川 維則	昭8年1月～昭16年9月
工学士	松浦 晴男	昭16年9月～昭19年3月

官立明治工業専門学校

工学博士	清水 勤二	昭19年4月～昭20年10月
工学士	北沢 忠男	昭20年11月～昭23年8月
工学士	白井 武	昭23年8月～昭24年5月

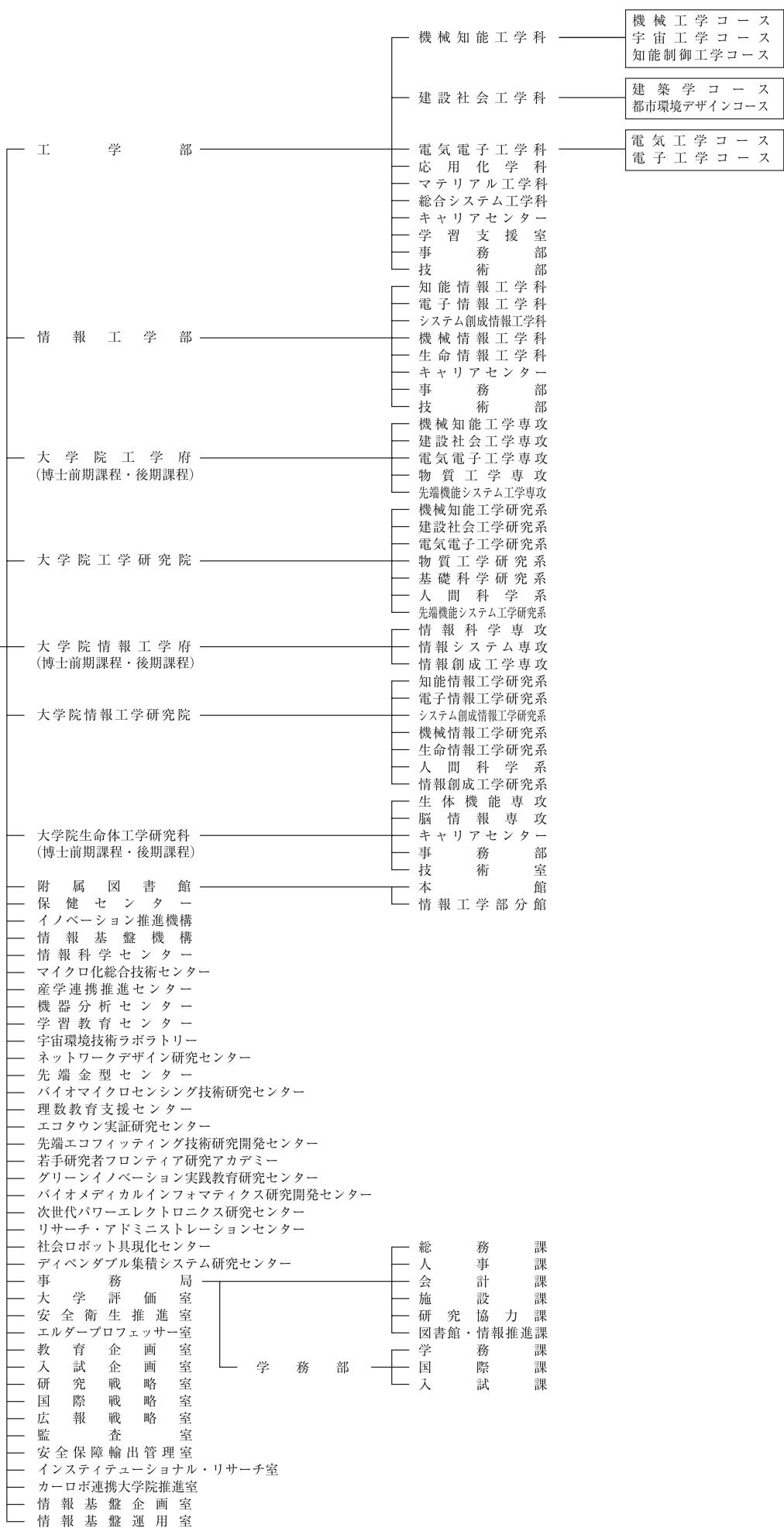
【学 長】

国立九州工業大学

工学博士	安藤 一雄	昭24年5月～昭28年9月
工学博士	嘉村 平八	昭28年10月～昭36年9月
理学博士	妻木 徳一	昭36年10月～昭44年9月
工学博士	葛西 泰二郎	昭44年10月～昭48年9月
工学博士	許斐 貢	昭48年10月～昭52年9月
工学博士	浅原 照三	昭52年10月～昭56年9月
工学博士	井上 順吉	昭56年10月～昭62年9月
工学博士	迎 靜雄	昭62年10月～平5年9月
工学博士	細川 邦典	平5年10月～平11年9月
理学博士	宮里 達郎	平11年10月～平15年9月
工学博士	下村 輝夫	平15年10月～平22年3月
工学博士	松永 守央	平22年4月～

九州工業大学

組織



○九州工業大學學則

〔平成 19 年 3 月 27 日
九工大學則第 1 号〕

改正 平成 19 年 12 月 26 日 九工大學則第 2 号
平成 20 年 4 月 1 日 九工大學則第 1 号
平成 22 年 12 月 1 日 九工大學則第 1 号
平成 23 年 6 月 1 日 九工大學則第 1 号
平成 23 年 9 月 7 日 九工大學則第 2 号
平成 23 年 10 月 5 日 九工大學則第 3 号
平成 24 年 12 月 5 日 九工大學則第 1 号

目 次

第 1 章 大学

- 第 1 節 目的（第 1 条）
- 第 2 節 構成（第 2 条）
- 第 3 節 学生定員（第 4 条）
- 第 4 節 学年、学期及び休業日（第 5 条 - 第 7 条）
- 第 5 節 修業年限、在学期間、教育課程、履修方法等（第 8 条 - 第 15 条）
- 第 6 節 入学、退学及び休学等（第 16 条 - 第 29 条）
- 第 7 節 卒業及び学位（第 30 条 - 第 32 条）
- 第 8 節 研究生、聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、短期訪問学生及び外国人留学生（第 33 条 - 第 37 条）

第 2 章 大学院

- 第 1 節 目的（第 38 条）
- 第 2 節 構成（第 39 条・第 40 条）
- 第 3 節 学生定員（第 41 条）
- 第 4 節 学年、学期及び休業日（第 42 条）
- 第 5 節 修業年限、在学期間、教育課程、履修方法等（第 43 条 - 第 57 条）
- 第 6 節 入学、退学及び休学等（第 58 条 - 第 68 条）
- 第 7 節 修了及び学位（第 69 条 - 第 72 条）
- 第 8 節 研究生、聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生、短期訪問学生及び外国人留学生（第 73 条 - 第 78 条）

第 3 章 授業料、入學料及び検定料（第 79 条 - 第 86 条）

- 第 4 章 賞罰（第 87 条・第 88 条）
- 第 5 章 学寮、国際交流会館及び福利厚生施設（第 89 条）
- 第 6 章 特別の課程（第 90 条）
- 第 7 章 公開講座（第 91 条）
- 第 8 章 雜則（第 92 条）

附則

第1章 大学

第1節 目的

(大学の目的)

第1条 九州工業大学（以下「本学」という。）は、工学に係る専門の学芸を教授研究するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力並びに豊かな人間性を涵養し、科学・技術に精通した有為な人材の養成を通じて、文化の向上及び社会の発展に寄与することを目的とする。

第2節 構成

(学部及び学科)

第2条 本学に、次の学部を置く。

(1) 工学部

「ものづくり」社会の基盤的な科学技術分野において、高度な技術と幅広い知識を持ち、豊かな教養を備え、国際的に通用する人材を養成するため、科学技術の進歩に対応できる基礎学力と、創造性に溢れた技術開発を可能とする専門技術力を修得させることを目標とする。

(2) 情報工学部

情報を基軸とする科学技術分野において、高度な専門技術を身につけて情報化社会をリードし、国際的に通用する人材を養成するため、科学技術の進歩に対応できる基礎技術力と、先端的な技術開発を推進できる専門技術力を修得させることを目標とする

2 学部に、次の学科を置く。

学 部	学 科
工学部	機械知能工学科
	建設社会工学科
	電気電子工学科
	応用化学科
	マテリアル工学科
	総合システム工学科
情報工学部	知能情報工学科
	電子情報工学科
	システム創成情報工学科
	機械情報工学科
	生命情報工学科

第3条 削除

第3節 学生定員

(学生定員)

第4条 各学部の学生定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	第3年次 編入学定員	収容定員
工学部	機械知能工学科	140	20	2,164
	建設社会工学科	80		
	電気電子工学科	130		
	応用化学科	70		
	マテリアル工学科	60		
	総合システム工学科	51		
計		531	20	2,164
情報工学部	知能情報工学科	88	10	372
	電子情報工学科	88	10	372
	システム創成情報工学科	78	10	332
	機械情報工学科	78	10	332
	生命情報工学科	78	10	332
	計	410	50	1,740
合計		941	70	3,904

第4節 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 前項の規定にかかる学部の事情により学長が変更することがある。

(学期)

第6条 学年を分けて、次の2の学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかる学部の事情により学長が変更することがある。

(休業日)

第7条 休業日を次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日

(3) 開学記念日 5月28日

(4) 春季休業日

(5) 夏季休業日

(6) 冬季休業日

(7) 臨時休業日

2 春季休業日、夏季休業日及び冬季休業日は、年ごとに定める。

3 臨時休業日は、その都度定める。

4 休業日であっても、授業等を行うことがある。

第5節 修業年限、在学期間、教育課程、履修方法等

(修業年限及び在学期間)

第8条 修業年限は、4年とする。

2 在学期間は、8年を超えることができない。

3 前項の規定にかかる学部の事情により入学した者は、個々に定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

4 第22条の規定により再入学した者の在学期間は、退学又は除籍になる前に在学していた期間を加え、第2項に定められた期間を超えることができない。

5 第35条に規定する科目等履修生として、一定の単位を修得した者が、本学に入学する場合において、当該単位の修得により教育課程の一部を履修したと認められるときは、その単位数に応じて相当期間を修業年限の2分の1を超えない範囲で修業年限に通算することができる。

(授業の方法等)

第9条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることがある。

3 授業科目、履修基準及び履修方法は、学修細則に定める。

(単位)

第10条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によるものとする。

(1) 講義及び演習 15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技 30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験及び実習のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数の計算は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して学修細則に定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められるときは、これらに必要な学修等を考慮して、当該学部の教授会の議を経て、当該学部長が単位数を定める。

3 前2項に規定する単位は、当該学部の教授会の議を経て、与えるものとする。

(履修)

第11条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、前条第2項に規定する授業科目については、学修の成果を評価して単位を与えることができる。

2 授業科目の成績の評価、合格の基準については、別に定める。

(他の学部における授業科目の履修)

第12条 教育上有益と認めるときは、学生は、他の学部の授業科目を履修し、その単位を修得することができる。

2 他の学部の授業科目の履修に関し必要な事項は、学修細則に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修及び大学以外の教育施設等における学修)

第13条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該大学又は短期大学の授業科目を履修させることがある。

2 前項の履修により修得した単位は、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

3 前2項の規定は、外国の大学又は短期大学へ留学する場合に準用する。

4 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることがある。

(入学前の既修得単位等の認定)

第14条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（大学の科目等履修生として修得した単位を含む。）を、当該学部の教授会の議を経て、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第4項に規定する学修を、当該学部の教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることがある。

(他の大学等の単位の認定)

第15条 第13条及び第14条の規定により修得したとみなし、又は与えることができる単位数は、合わせて60単位（編入学及び転入学の場合を除く。）を超えないものとする。

第6節 入学、退学及び休学等

(入学の時期)

第16条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学の資格)

第17条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及びこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として文部科学大臣の指定した者
- (7) 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの
(入学者の選考)

第18条 入学者の選考は、別に定めるところにより行う。

(入学の許可)

第19条 前条により選考された者で所定の手続きを行った者に入学を許可する。

- 2 前条により選考された者のうち特別の事情のある者で、第86条第1項に定める入学料の免除又は徴収猶予の申請を行った者に入学を許可する。

(入学の宣誓)

第20条 入学を許可された者は、宣誓しなければならない。

(編入学)

第21条 次の各号の一に該当する者で、本学へ編入学を志願したときは、選考の上、相当年次に編入学を許可することがある。

- (1) 高等専門学校又は短期大学を卒業した者
(2) 大学を卒業した者又は法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
(3) 他の大学に2年以上在し、所定の単位を修得した者
(4) 外国において、前3号のいずれかに相当する課程を修了した者
(5) その他法令により大学の途中年次に入学できるものと認められている者

- 2 前項の規定により、編入学を許可された者既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、当該学部の教授会の議を経て、学部長が定める。

(再入学)

第22条 次の各号のいずれかに該当する者で、3年以内に同一学科（学科名称を変更した学科を含む。）に再入学を願い出たときは、教育に支障のない限り、当該学部の教授会の議を経て、相当年次に再入学を許可することがある。

- (1) 第25条による退学者
(2) 第29条第1号及び第6号により除籍された者

- 2 前項の規定により、再入学を許可された者既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、当該学部の教授会の議を経て、学部長が定める。

(転入学)

第23条 他の大学（外国の大学を含む。）に在学している者が、本学への転入学を願い出たときは、選考の上、相当年次に転入学を許可することがある。

- 2 前項の規定により、転入学を許可された者既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、当該学部の教授会の議を経て、学部長が定める。

(他の学部及び学科への移籍)

第24条 他の学部又は学科への移籍を願い出た者については、関係学部の教授会の議を経て、移籍を許可することがある。

- 2 前項の規定により、移籍を許可された者既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、当該学部の教授会の議を経て、学部長が定める。

(願い出による退学、転学)

第25条 退学、転学しようとするときは、願い出で許可を得なければならない。

(留学)

第26条 外国の大学又は短期大学に留学しようとする者は、学部長の許可を得なければならない。

- 2 前項の規定により留学した期間は、第8条に規定する修業年限に算入することがある。

(休学、復学)

第27条 疾病その他やむを得ない理由により引き続き2月以上修学することができないとき、休学期間が満了し又は休学の理由が消滅し復学しようとするときは、学部長の許可を得なければならない。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学部長は休学を命ずることがある。

(休学期間及び休学期間の取扱い)

第28条 休学期間は、引き続き2年、通算3年を超えることができない。

2 前項の規定にかかわらず、再入学した者の休学期間は、別に定める。

3 休学期間は、在学期間に算入しない。

(除籍)

第29条 次の各号の一に該当する者は、当該学部の教授会の議を経て、これを除籍する。

- (1) 授業料納付の義務を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第8条第2項及び第3項に規定する在学期間を満了して、なお卒業できない者
- (3) 第28条第1項に規定する休学期間を超えて、なお復学できない者
- (4) 成業の見込みがないと認められる者
- (5) 死亡した者
- (6) 第19条第2項に定める者で、納付すべき入学料を所定の期日までに納付しない者

第7節 卒業及び学位

(卒業の要件)

第30条 卒業の要件は、第8条に定める修業年限以上在学することのほか、学修細則に定める。ただし、卒業の要件として本学の定める単位を優秀な成績で修得したものは、3年以上在学すれば足りるものとする。

(卒業の認定、学位)

第31条 本学の卒業の要件を満たす者に、卒業を認め学士の学位を授与する。

2 学位の授与については、学位規則に定める。

(教育職員免許状等)

第32条 教育職員免許状及びその他の資格の取得については、別に定める。

第8節 研究生、聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、短期訪問学生及び外国人留学生

(研究生)

第33条 本学において、特定の専門事項についての研究を志願する者は、選考の上、研究生として入学を許可する。

2 研究生に関する事項は、別に定める。

(聴講生)

第34条 本学において、特定の授業科目を聴講することを志願する者は、選考の上、聴講生として入学を許可する。

2 聴講生に関する事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第35条 本学において、特定の授業科目についての履修を志願する者は、選考の上、科目等履修生として入学を許可する。

2 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第36条 他の大学又は高等専門学校（国内及び外国の相当の学校を含む。以下この項において「大学等」という。）の学生で、本学において、特定の授業科目についての聴講を志願する者は、当該大学等との協議に基づき、特別聴講学生として受け入れる。

2 特別聴講学生に関する事項は、別に定める。

(短期訪問学生)

第36条の2 他の大学又は外国の大学の学生で、本学における短期間の教育研究指導等を志願する者は、当該大学等との協議に基づき、短期訪問学生として受け入れる。

2 短期訪問学生に関する事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第37条 外国人で、教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者は、選考の上、外国人留学生として入学を許可する。

2 外国人留学生に関する事項は、別に定める。

第2章 大学院

第1節 目的

(大学院の目的)

第38条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究するとともに、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、もって、わが国の産業の発展と科学技術の進歩に寄与することを目的とする。

第2節 構成

(学府及び研究科)

第39条 大学院に、次の学府及び研究科（以下「学府等」という。）を置く。

(1) 工学府

「ものづくり」を基盤とした工学系分野において、必要な基礎力を備え、かつ、創造性豊かな技術開発や高度知的資源などの研究開発に携わる人材を組織的に養成する。

- ① 博士前期課程では、幅広い教養と社会人的基礎力と調和の取れた工学基礎・専門知識に基づき、課題を発見し、課題の本質を理解・説明し、自立あるいは他と協力して課題を解決できる能力を修得させることを目標とする。
- ② 博士後期課程では、博士前期課程の素養と能力に加え、深い専門知識と高い志をもって自立して高度知的資源を創出できる能力を修得させることを目標とする。

(2) 情報工学府

コンピュータと情報システムを基盤とし、さまざまな産業分野や人間生活に資する高度な技術開発や創造性豊かな研究に携わる人材を組織的に養成する。

- ① 博士前期課程では、情報科学・工学の知識を基礎とし、問題を発見し解決する能力及び論理的なコミュニケーション能力を身に付けた上で、各専門分野で活躍できる能力を修得させることを目標とする。
- ② 博士後期課程では、博士前期課程での素養と能力に加え、実践的な研究開発の経験に基づき、深い専門知識と高い志をもって自立して活躍できる能力を修得させることを目標とする。

(3) 生命体工学研究科

生命体特有のエネルギー変換機構、物質構造、情報処理機能などを解明し、それらを工学的に実現する研究を推進するとともに、生命体の優れた機能を活用した新技術を開発することのできる人材を組織的に養成する。

- ① 博士前期課程では、生命体工学に関する専門知識を備え、課題を論理的に分析し解決することのできる能力を修得させることを目標とする。
- ② 博士後期課程では、博士前期課程において習得する専門知識に加え、生命体工学に関するより深い学識を有し、自ら課題を発見し自立して革新的な技術を創出することのできる能力を修得させることを目標とする。

2 学府等に、次の専攻及び課程を置く。

学府等	専 攻	課程の別
工学府	機械知能工学専攻	博士課程
	建設社会工学専攻	
	電気電子工学専攻	
	物質工学専攻	
	先端機能システム工学専攻	
情報工学府	情報科学専攻	博士課程
	情報システム専攻	
	情報創成工学専攻	
生命体工学研究科	生体機能専攻	博士課程
	脳情報専攻	

(研究院及び系)

第40条 大学院に、次の研究院を置く。

(1) 工学研究院

(2) 情報工学研究院

2 研究院に次の系を置く。

(1) 研究院

研究院	系
工学研究院	機械知能工学研究系
	建設社会工学研究系
	電気電子工学研究系
	物質工学研究系
	基礎科学研究系
	人間科学系
	先端機能システム工学研究系
情報工学研究院	知能情報工学研究系
	電子情報工学研究系
	システム創成情報工学研究系
	機械情報工学研究系
	生命情報工学研究系
	人間科学系
	情報創成工学研究系

(部門及び講座)

第40の2 研究院の系に部門を、研究科の専攻に講座を置く。

2 部門及び講座に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 学生定員

(学生定員)

第41条 各専攻の学生定員は、次のとおりとする。

学府等	専 攻	博士前期課程		博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
工学府	機械知能工学専攻	78	156	4	12
	建設社会工学専攻	39	78	2	6
	電気電子工学専攻	59	118	4	12
	物質工学専攻	51	102	4	12
	先端機能システム工学専攻	34	68	3	9
	計	261	522	17	51
情報工学府	情報科学専攻	88	176	6	18
	情報システム専攻	56	112	4	12
	情報創成工学専攻	31	62	4	12
	計	175	350	14	42
生命体工学研究科	生体機能専攻	65	130	19	57
	脳情報専攻	57	114	17	51
	計	122	244	36	108
合計		558	1,116	67	201

第4節 学年、学期及び休業日

(学年、学期及び休業日)

第42条 大学院の学年、学期及び休業日は、第5条から第7条までの規定を準用する。

第5節 修業年限、在学期間、教育課程、履修方法等

(修業年限及び在学期間)

- 第43条 博士課程の標準修業年限は、5年とし、これを前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、修士課程として取り扱うものとする。
- 2 博士前期課程の標準修業年限は、2年とし、博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、教育研究上の必要があると認められる場合には、博士前期課程の標準修業年限は、2年を超えることがある。
- 4 第2項の規定にかかわらず、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、博士前期課程の標準修業年限を1年以上2年未満とすることがある。
- 5 大学院の在学期間は、博士前期課程にあっては4年、博士後期課程にあっては6年を超えることができない。
- 6 前項の規定にかかわらず、第3項及び第4項並びに第62条の規定により入学を許可された者の在学期間は、それぞれの在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えることができない。
- 7 第45条の規定により長期履修を認められた者の在学期間は、第5項に規定する在学期間に博士前期課程にあっては2年を、博士後期課程にあっては3年を加えた期間を超えることができない。
- 8 第61条の規定により再入学を許可された者の在学期間は、退学又は除籍になる前に在学していた期間を加え、第5項に定められた期間を超えることができない。
- 9 第75条に規定する科目等履修生として、一定の単位を修得した者が、本学に入学する場合において、当該単位の修得により教育課程の一部を履修したと認められるときは、その単位数に応じて相当期間を修業年限の2分の1を超えない範囲で修業年限に通算することができる。

(教育課程の編成方針)

- 第44条 大学院の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに、学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成する。

- 2 教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

- 第45条 大学院において、学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修（以下「長期履修」という。）し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その長期履修を認めることがある。

- 2 長期履修を認められた者は、当該許可された年限を標準修業年限とする。

- 3 長期履修の取り扱いに關し必要な事項は、別に定める。

(指導教員)

- 第46条 大学院において、教授又は研究指導を担当する教員は、本学及び大学院の教授及び准教授とする。ただし、必要があるときは講師をこれに充てることができる。

(授業及び研究指導)

- 第47条 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行う。

(授業の方法等)

- 第48条 授業は、第9条の規定を準用するほか、研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画について、学修細則に定める。

(単位)

- 第49条 大学院の授業科目の単位の計算方法は、第10条第1項に定める基準を考慮して、学修細則に定める時間の授業をもって1単位とする。

(履修)

- 第50条 授業科目を履修し、その試験又は研究報告により合格した者には、所定の単位を与える。

(学位論文及び最終試験)

第51条 最終試験は、学位論文を中心として、これに関連ある授業科目について行うものとする。

2 学位論文の審査及び最終試験は、学府等の教授会が行う。

3 前項の学位論文の審査に当たって必要があるときは、学府等の教授会の議を経て、他の大学の大学院（以下「他の大学院」という。）又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

(教育方法の特例)

第52条 教育上特別の必要があると認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育を行うことがある。

(成績評価の基準等)

第53条 学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定の基準は、学府等ごとに定める。

(他の学府等における授業科目の履修)

第54条 教育上有益と認めるときは、学生は、他の学府等の授業科目を履修し、その単位を修得することができる。

ただし、このときは、所属の学府長又は研究科長（以下「学府長等」という。）を経て、当該学府長等の許可を受けなければならない。

2 他の学府等の授業科目の履修に関し必要な事項は、学修細則に定める。

(他の大学院等における授業科目の履修及び研究指導)

第55条 教育上有益と認めるときは、他の大学院、外国の大学の大学院（以下「外国の大学院」という。）又は国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることがある。

2 教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等において、学生に当該大学院又は研究所等で必要な研究指導を受けさせることがある。ただし、博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導の期間は、1年を超えないものとする。

3 前2項の履修において修得した単位又は修得したとみなした単位は、当該学府等の教授会の議を経て、博士前期課程又は博士後期課程の修了要件の単位として認めることがある。

(入学前の既修得単位の認定)

第56条 教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に本学、他の大学院（外国の大学院を含む。）及び国際連合大学において修得した単位（大学院の科目等履修生として修得した単位を含む。以下「既修得単位」という。）を、当該学府等の教授会の議を経て、大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

2 前項の履修において修得した単位は、当該学府等の教授会の議を経て、博士前期課程又は博士後期課程の修了要件の単位として認めることがある。

(他の大学院等の単位の認定)

第57条 第55条及び第56条の規定により修得したとみなし、又は与えることができる単位数は、それぞれ10単位（転入学の場合を除く。）を超えないものとする。

第6節 入学、退学及び休学等

(入学の時期)

第58条 入学の時期は、第16条の規定を準用する。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い又は学期の途中に学生を入学させことがある。

(入学資格)

第59条 博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

- (2) 法第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 大学に 3 年以上在学した者、外国において学校教育における 15 年の課程を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校における 15 年の課程を修了した者又は我が国において外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、大学院において、所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- (9) 法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学させる大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (10) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達したもの

2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 専門職大学院の課程を修了し、文部科学大臣の定める学位を有する者
- (3) 外国において修士の学位又は専門職学位（法第 104 条第 1 項の規定に基づき学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）第 5 条の 2 に規定する専門職学位をいう。以下同じ。）に相当する学位を授与された者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (6) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達したもの

（入学者の選考、入学の許可及び入学の宣誓）

第 60 条 入学者の選考、入学の許可及び入学の宣誓は、第 18 条から第 20 条までの規定を準用する。

（再入学）

第 61 条 次の各号のいずれかに該当する者で、3 年以内に同一分野の専攻に再入学を願い出たときは、教育に支障のない限り、当該学府又は研究科の教授会の議を経て、再入学を許可することがある。

- (1) 第 64 条による退学者
- (2) 第 68 条第 1 号及び第 6 号により除籍された者

2 前項の規定により、再入学を許可された者の履修方法等については、別に定める。

（転入学）

第 62 条 次の各号のいずれかに該当する者が、当該大学院の研究科長又は学長の承認を得て、大学院の同一分野の専攻に転入学を願い出たときは、選考の上、転入学を許可することがある。

- (1) 他の大学院に在学する者
- (2) 我が国において、外国の大学院の課程を有する者として当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設があつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学した者（法第 102 条第 1 項に規定する者に限る。）及び国際連合大学の課程に在学した者

2 前項の規定により、転入学を許可された者の履修方法等については、別に定める。

（他の学府、研究科及び専攻への移籍）

第 63 条 他の学府、研究科及び専攻への移籍を願い出た者については、関係学府等の教授会の議を経て、移籍を許可することがある。

2 前項の規定により、移籍を許可された者の履修方法等については、別に定める。

（願い出による退学、転学）

第 64 条 願い出による退学又は転学は、第 25 条の規定を準用する。

（他の大学院等への留学等）

第 65 条 第 55 条の規定に基づき、他の大学院に入学しようとする者及び外国の大学院に留学しようとする者は、学府長等の許可を得なければならない。

2 前項により留学した期間及び学修を行った期間は、第 43 条に規定する修業年限に算入することができる。

（休学、復学）

第 66 条 疾病その他やむを得ない理由により引き続き 2 月以上修学することができないとき、休学期間が満了し又は休学の理由が消滅し復学しようとするときは、学府長等の許可を得なければならない。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学府長等は休学を命ずることがある。

（休学期間及び休学期間の取扱い）

第 67 条 休学期間は、1 年以内とする。ただし、特に必要と認めるときには、1 年に限り延長することを認めることがある。

2 休学期間は、通算して、博士前期課程にあっては 2 年を、博士後期課程にあっては 3 年を、それぞれ超えることができない。

3 前項の規定にかかわらず、再入学した者の休学期間は、別に定める。

4 休学期間は、在学期間に算入しない。

（除籍）

第 68 条 次の各号の一に該当する者は、当該学府等の教授会の議を経て、これを除籍する。

- (1) 授業料納付の義務を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第 43 条第 5 項から第 7 項に規定する在学期間を満了して、なお修了できない者
- (3) 第 67 条第 2 項に規定する休学期間を超えて、なお復学できない者
- (4) 成業の見込みがないと認められる者
- (5) 死亡した者
- (6) 第 60 条により第 19 条第 2 項の規定を準用された者で、納付すべき入学料を所定の期日までに納付しない者

第 7 節 修了及び学位

（博士前期課程の修了の要件）

第 69 条 博士前期課程の修了要件は、大学院に 2 年（2 年以外の標準修業年限を定める場合は、当該標準修業年限）以上在学し、所要の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、優れた業績を上げた者については、第 43 条第 2 項の規定にかかわらず、1 年以上在学すれば足りるものとする。

（博士後期課程の修了の要件）

第 70 条 博士後期課程の修了要件は、大学院に 5 年（博士前期課程に 2 年以上在学し、当該課程を修了した者にあつ

ては、当該課程における2年の在学期間を含む。) 以上在学し、所要の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者にあっては、大学院に3年(博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。) 以上在学すれば足りるものとする。

2 第43条第4項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした博士前期課程を修了した者及び前条ただし書きの規定による在学期間をもって博士前期課程を修了した者の博士後期課程の修了の要件については、前項中「5年(博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。)」とあるのは「博士前期課程における在学期間に3年を加えた期間」と、「3年(博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。)」とあるのは「3年(博士前期課程の在学期間を含む。)」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3 前2項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第156条の規定により、大学院の入学資格に関し修士の学位を有する者又は専門職学位の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士後期課程に入学した場合の修了要件は、大学院に3年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

(修了の認定、学位)

第71条 博士前期課程の修了の要件を満たす者に、修士の学位を授与する。

2 博士後期課程の修了の要件を満たす者に、博士の学位を授与する。

3 学位の授与については、学位規則に定める。

(教育職員免許状等)

第72条 教育職員免許状及びその他の資格の取得については、別に定める。

第8節 研究生、聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生、短期訪問学生及び外国人留学生 (研究生)

第73条 大学院において、特定の学問分野について専門的な研究を志願する者は、選考の上、研究生として入学を許可する。

2 研究生に関する事項は、別に定める。

(聴講生)

第74条 大学院において、特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、選考の上、聴講生として入学を許可する。

2 聴講生に関する事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第75条 大学院において、特定の授業科目についての履修を志願する者は、選考の上、科目等履修生として入学を許可する。

2 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第76条 他の大学院又は外国の大学院の学生で、大学院において、特定の授業科目についての聴講を志願する者は、当該大学院との協議に基づき、特別聴講学生として受け入れる。

2 特別聴講学生に関する事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第77条 他の大学院又は外国の大学院の学生で、大学院において、研究指導を受けようと志願する者は、当該大学院との協議に基づき、特別研究学生として受け入れる。

2 特別研究学生に関する事項は、別に定める。

(短期訪問学生)

第 77 条の 2 他の大学院又は外国の大学院の学生で、本学における短期間の教育研究指導等を志願する者は、当該大学院との協議に基づき、短期訪問学生として受け入れる。

2 短期訪問学生に関する事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第 78 条 外国人留学生については、第 37 条の規定を準用する。

第 3 章 授業料、入学料及び検定料

(検定料等の額)

第 79 条 検定料、入学料及び授業料の額は、国立大学等の授業料その他の費用に関する省令（平成 16 年文部科学省令第 16 号。以下「費用省令」という。）に定める標準額と同額とする。

2 研究生、聴講生、科目等履修生、特別聴講学生及び特別研究学生の検定料、入学料並びに授業料については、別に定める。

3 第 45 条の規定により長期履修を認められた者の授業料の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(授業料の納付)

第 80 条 授業料は、年額の 2 分の 1 ずつを次の 2 の学期に分けて納付させる。

区分	納 期
前期	4 月 1 日から 4 月 30 日まで
後期	10 月 1 日から 10 月 31 日まで

2 前項の規定にかかわらず、学生の申出があれば、後期授業料については、前期授業料と合わせて納付させることができる。

3 第 1 項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があれば、入学年度の前期又は前期及び後期授業料については、入学を許可するときに納付させることができる。

(復学等の場合の授業料)

第 81 条 前期又は後期の中途において、復学又は入学した者の授業料は、復学又は入学した月から当該学期末までの額を、復学又は入学した月に納付させる。ただし、第 6 条第 2 項の想定により、後期の開始日が 10 月 1 日前となる場合で、当該後期の開始日に復学又は入学するときは、復学又は入学当月の分を免除する。

(学年の中途中で卒業する場合の授業料)

第 82 条 学年の中途中で卒業する見込みの者の授業料は、卒業する見込みの月までの額を納付させる。

(退学、除籍及び停学の場合の授業料)

第 83 条 前期又は後期の中途中で退学し、又は除籍された者の授業料は、当該学期分を納付させる。

2 停学期間中の授業料は、納付させる。

(休学の場合の授業料)

第 84 条 休学を許可され、又は命ぜられた者の授業料は、休学した月の翌月から復学した月の前月までの額を免除する。

(既納の検定料等)

第 85 条 既納の検定料、入学料及び授業料は、次の各号の一に該当する場合を除き、還付しない。

- (1) 本学が実施する入学試験の出願受付後に大学入試センター試験の受験科目の不足等により出願資格のない者であることが判明したとき 費用省令第 4 条に定める第 2 段階選抜標準額
- (2) 第 80 条第 2 項の規定により授業料を納付した者が、前期中に、休学若しくは退学したとき又は除籍されたとき若しくは退学を命じられたとき 後期授業料
- (3) 第 80 条第 3 項の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の 3 月 31 日までに入学を辞退したとき 前期又は前期及び後期授業料

(入学料及び授業料の免除又は徴収の猶予)

第86条 経済的理由によって入学料の納付が困難であると認められるときは、入学料の全額若しくは半額を免除又は徴収猶予することがある。

2 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、又は、学業優秀と認められる場合又はその他やむを得ない事由があると認められる場合は、授業料の全額若しくは半額を免除又は徴収を猶予することがある。

3 前2項の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

第4章 賞罰

(表彰)

第87条 優秀な学業成績を修め、又は模範となる行為のあった学生に対しては、表彰する。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第88条 次の各号の一に該当する学生は、当該学部又は学府等の教授会の議を経て、懲戒する。

- (1) 本学の規則に違反した者
- (2) 学内の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- (3) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 学寮、国際交流会館及び福利厚生施設

(学寮、国際交流会館及び福利厚生施設)

第89条 本学に学寮、国際交流会館及び福利厚生施設を置く。

2 学寮、国際交流会館及び福利厚生施設の管理運営その他必要な事項は、別に定める。

第6章 特別の課程

(特別の課程)

第90条 本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することがある。

2 特別の課程に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 公開講座

(公開講座)

第91条 社会人等の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することがある。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 雜則

(その他)

第92条 この学則に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人九州工業大学大学院学則（平成16年九工大学則第2号）は、廃止する。
- 3 第4条の規定にかかわらず、工学部夜間主コース、情報工学部制御システム工学科、機械システム工学科及び生物化学システム工学科は、当該学科に在学する者がいなくなるまでの間存続するものとし、収容定員は、平成19年度から平成20年度までは次のとおりとする。

学 科	収容定員	
	平成 19 年度	平成 20 年度
工学部 機械知能工学科 夜間主コース	560 20	560 10
建設社会工学科	292	292
電気工学科 夜間主コース	732 20	732 10
物質工学科 夜間主コース	616 20	616 10
計	2,260	2,230
情報工学部 知能情報工学科 電子情報工学科 システム創成情報工学科 機械情報工学科 生命情報工学科 制御システム工学科 機械システム工学科 生物化学システム工学科	372 372 332 332 332 332 332	372 372 332 332 332 332 332
計	1,740	1,740
合計	4,000	3,970

4 この学則の施行前に定められた本学の規則、規程及び細則等は、この学則により定められたものとみなす。

附 則

この学則は、平成 19 年 12 月 26 日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の第 2 条及び第 4 条の規定にかかわらず、工学部電気工学科、物質工学科及び工学部夜間主コースは、当該学科・コースの学生が在学しなくなる日までの間存続させるものとし、収容定員は、平成 20 年度から平成 22 年度までは次のとおりとする。

学 部	学 科	平成 20 年度			平成 21 年度			平成 22 年度		
		学 科 収容定員	第 3 年次 編入学 収容定員	収容 定員	学 科 収容定員	第 3 年次 編入学 収容定員	収容 定員	学 科 収容定員	第 3 年次 編入学 収容定員	収容 定員
工 学 部	機械知能工学科	545	10	2,226	550	40	2,192	555	40	2,178
	夜間主コース	10	306							
	建設社会工学科	299			366					
	電気工学科	549			260					
	夜間主コース	10			308					
	電気電子工学科	130			140					
	物質工学科	462			120					
	夜間主コース	10			102					
	応用化学科	70								
	マテリアル工学科	60								
情 報 工 学 部	総合システム工学科	51								
	計	2,196	30		2,152		40	2,192	2,138	40
	知能情報工学科	352	20		372		20	372	352	20
	電子情報工学科	352	20		372		20	372	352	20
	システム創成情報工学科	312	20		332		20	332	312	20
	機械情報工学科	312	20		332		20	332	312	20
	生命情報工学科	312	20		312		20	332	312	20
	計	1,640	100		1,740		100	1,740	1,640	100
合計		3,836	130	3,966	3,792	140	3,932	3,778	140	3,918

3 改正後の第 39 条及び第 41 条の規定にかかわらず、工学研究科及び情報工学研究科は、当該研究科の学生が在学しなくなる日までの間存続させるものとし、収容定員は、平成 20 年度から平成 21 年度までは次のとおりとする。

(1) 博士前期課程

専攻	収容定員	
	平成 20 年度	
工学研究科 機械知能工学専攻	58	
建設社会工学専攻	29	
電気工学専攻	69	
物質工学専攻	46	
機能システム創成工学専攻	31	
計	233	
工学府 機械知能工学専攻	78	
建設社会工学専攻	39	
電気電子工学専攻	59	
物質工学専攻	51	
先端機能システム工学専攻	34	
計	261	
情報工学研究科 情報科学専攻	75	
情報システム専攻	48	
情報創成工学専攻	27	
計	150	
情報工学府 情報科学専攻	88	
情報システム専攻	56	
情報創成工学専攻	31	
計	175	
生命体工学研究科 生体機能専攻	121	
脳情報専攻	108	
計	229	
合計	1,048	

(2) 博士後期課程

専攻	収容定員	
	平成 20 年度	平成 21 年度
工学研究科 機械知能工学専攻	6	3
建設社会工学専攻	4	2
電気工学専攻	14	7
物質工学専攻	8	4
機能システム創成工学専攻	26	13
計	58	29
工学府 機械知能工学専攻	4	8
建設社会工学専攻	2	4
電気電子工学専攻	4	8
物質工学専攻	4	8
先端機能システム工学専攻	3	6
計	17	34
情報工学研究科 情報科学専攻	24	12
情報システム専攻	16	8
情報創成工学専攻	16	8
計	56	28
情報工学府 情報科学専攻	6	12
情報システム専攻	4	8
情報創成工学専攻	4	8
計	14	28
生命体工学研究科 生体機能専攻	67	62
脳情報専攻	61	56
計	128	118
合計	273	237

4 前 2 項の学生の教育課程及び履修方法等については、この学則に定めるもののほか、工学研究科にかかる事項は工学府教授会の、情報工学研究科にかかる事項は情報工学府教授会の議を経て定めるものとする。

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 23 年 10 月 5 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 24 年 12 月 5 日から施行する。

工

学

部

I 九州工業大学工学部学修細則

(目的)

第1条 この細則は、九州工業大学学則（平成19年九工大学則第1号。以下「学則」という。）に基づき、九州工业大学工学部における教育課程の履修方法、単位の授与及び卒業要件等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(履修区分)

第2条 次に掲げる学科に、それぞれ履修上の区分として、履修コースを置く。

学科	履修コース
機械知能工学科	機械工学コース
	宇宙工学コース
	知能制御工学コース
建設社会工学科	建築学コース
	都市環境デザインコース
電気電子工学科	電気工学コース
	電子工学コース

2 前項に掲げる学科に所属する学生は、それぞれの履修コースのいずれかの一を専攻しなければならない。

3 履修コースの決定の方法については、別に定める。

(教育課程の編成方法)

第3条 教育課程の授業科目（以下「科目」という。）を、人間科学科目、工学系総合科目、工学基礎科目及び工学専門科目に分ける。

2 各科目は、必修科目、選択必修科目又は選択科目に指定する。

(科目の種類及び単位数)

第4条 人間科学科目の種類及び単位数は、別表第1の人間科学科目履修課程表のとおりとする。

2 工学系総合科目の種類及び単位数は、別表第2の工学系総合科目履修課程表のとおりとする。

3 工学基礎科目及び工学専門科目の種類並びに単位数は、別表第3の工学基礎科目及び工学専門科目履修課程表のとおりとする。

(シラバス)

第5条 開設する各科目についてシラバス（授業要目）を作成し、学内外に公表する。

2 シラバスには、各科目の概要、キーワード、到達目標、授業計画、評価方法・基準、履修上の注意事項、教科書等の項目を記載する。

3 各科目の担当教員は、シラバスに基づいて授業を実施し、成績評価を行う。

(卒業要件)

第6条 学則第30条の規定に基づく卒業の要件は、第4条に定める履修課程表に従って履修し、別表第4に掲げる単位数を修得することとする。ただし、早期卒業に適格であると認められた者は、第4条第3項の表に掲げる科目のうち卒業研究（総合システム工学科においては総合システム工学ゼミナール及び卒業研究プロジェクト）を、別表第5の早期卒業科目をもって代えることができる。

2 前項ただし書きに規定する早期卒業に関し、必要な事項は別に定める。

(履修登録)

第7条 学生は、履修しようとする科目について、当該学期の履修登録期間内に、所定の方法による履修登録を行わなければならない。ただし、科目によっては履修学生数が制限されることがある。

2 学生が、年間に履修登録できる科目的総単位数は46単位を上限とする。

3 前項及び次条第1項に定める上限単位数には、集中講義又はそれに準ずる形態で実施される科目、教職に関する専門科目及び別に指定する科目的単位は、含まないものとする。

4 所属する学科の履修課程表にない他学科及び他学部の科目的履修を希望する者は、所定の受講願を当該学期の履修登録期間内に工学部事務部へ提出しなければならない。ただし、科目によっては2年以上の特定の履修コースに開講されているものがあり、他履修コースにとってはこの科目は「他学科の科目」とみなされる。

5 第1項に規定する期間内に所定の手続きを行わない者は、授業を受けることができない。ただし、特別な事由があると認められた場合は、科目担当教員及び所属の学科または履修コースの教務委員の承認を得て、その科目を履修することができる。

6 第4項により修得した他学科の科目的単位は、卒業要件単位の選択単位として取り扱うものとする。

(履修登録の制限に関する特例)

第8条 第7条第2項の規定にかかわらず次に定めるGPA(Grade Point Average)の当該年度の前年度の値に基づき、次の単位数を上限とすることができます。

GPAが3.5以上の者 60単位

GPAが3.0以上3.5未満の者 55単位

GPAが2.5以上3.0未満の者 50単位

2 GPAは、学生が履修登録した全ての科目について、評価点(Grade Point)をつけ、この評価点を各々の科目的単位数による加重をつけて平均した値である。成績評価を評価点に換算する場合は、次の基準に従う。

90点～100点 4.0

85点～89点 3.5

80点～84点 3.0

75点～79点 2.5

70点～74点 2.0

65点～69点 1.5

60点～64点 1.0

不可 0.0

3 GPAは、学期ごと、年度ごと、通算の値を算出する。

4 学則第12条、第13条及び第14条の規定により単位認定された科目、再試対象となっている科目並びに別に指定する科目は、GPAの計算の対象には含めない。

5 不可となった科目を再履修した場合、通算のGPAを算出する場合に限り、再履修時の成績評価をGPAの計算の対象とする。

6 学生が第7条第2項及び本条第1項の規定にかかわらず、履修登録できる総単位数の上限を超える科目的履修を希望し、かつ、所属の学科または履修コースの教務委員が特別な事由があると認めた場合には、学生は、所定の履修願を工学部事務部に提出することにより、上限単位数を超える科目を履修することができる。

(大学院入門科目的履修)

第9条 大学院工学府で開設される大学院入門科目的履修を希望する学生は、所定の履修登録票を所定の期間内に工学部事務部へ提出しなければならない。

2 大学院入門科目を履修できる学生は4年次の成績優秀者とし、その取り扱いについては、別に定める。

(外国人留学生の履修の特例)

第10条 外国人留学生の履修に関しては、第6条に定めるもののほか九州工業大学外国人留学生の人間科学科目履修の特例に関する細則（平成5年九工大細則第1号）の定めるところによる。

(単位の授与)

第11条 科目を履修し、試験に合格した者は、所定の単位を与える。

2 科目の履修には、原則としてその総授業時間数の3分の2以上出席しなければならない。

3 既修得単位の取消し及び更新はできない。

(他学部等における授業科目の履修等による単位の認定)

第12条 学則第12条第1項の規定により他の学部において修得した科目的単位は、卒業要件単位の選択単位として取り扱うものとする。

2 学則第13条の規定により修得した科目的単位は、卒業要件単位の選択単位として取り扱うものとする。

(編入学生の単位の認定)

第13条 本学部に編入学を許可された者の、学則第14条に規定する入学前の既修得単位等の認定については、次の各号の基準により行うものとする。

(1) 学士号を有する者に対する単位の認定は、出身大学において履修した科目の中で、人文社会系10単位、外国语系9単位、保健体育系2単位及び工学系総合科目6単位を限度として認定する。また、工学基礎科目及び工学専門科目については、関連学科と協議の上、行うものとする。

(2) 短期大学及び高等専門学校を卒業した者に対する単位の認定は、関連学科と協議の上、別表第6により行うものとする。

(3) 前2号に掲げる者以外の場合には、前2号の規定を準用し認定を行うものとする。

(履修進行の基準)

第14条 学生は、2年以上在学し、卒業要件単位中、72単位以上を修得しなければ、3年次に進級することができない。

2 学生は、3年以上在学し、卒業要件単位中、別表第7に掲げる単位数を修得しなければ、4年次に進級することができない。

3 学生は、在学する学年を超える年次の必修科目を履修することはできない。

4 学生は、在籍した期間を超える年次の選択必修科目及び選択科目を履修することはできない。

(除籍)

第15条 学生は、連続する2年間において30単位を修得できないときは、学則第29条第1項第4号の該当者として取り扱うものとする。ただし、次に掲げる者は、この限りでない。

(1) 前条第1項に規定する単位を修得し、3年次となる者

(2) 3年次生以上の者

(3) 疾病若しくは負傷による休学又は留学等、教務委員会が正当な事由があると認めた者

(試験)

第16条 試験は、当該科目授業終了の学期末に行う。ただし、科目によっては隨時、試験を行うことがある。

2 演習、実験、実習又は実技の科目については、前項以外の方法で試験に替えることができる。

(成績評価)

第17条 履修した科目的成績は、合格、再試対象、不可で評価する。

2 合格と評価した科目的成績を評語で表示するときは、次の基準によるものとする。

(1) 秀又はS 90点～100点

(2) 優又はA 80点～89点

(3) 良又はB 70点～79点

(4) 可又はC 60点～69点

3 学生は、個別科目の成績評価に対して不服があり、科目担当教員の説明に納得できない場合、所定の期間内に、所定の様式により、成績評価に対する異議申立書を工学部長へ提出することができる。

(再試験)

第18条 科目担当教員は、当該科目開講学期から次学期内を含めた期間において、再試対象と評価した者を対象に再試験を行い、合格又は不可で成績を評価する。

2 合格と評価した科目の成績を評語で表示するときは、前条第2項の規定を適用する。

(試験における不正行為に対する懲戒)

第19条 試験において不正行為を行った学生に対しては、当該学期の前までに修得し確定した科目を除いた科目の全部（再受験可能な科目を含む。）について、その成績評価を不可として取り扱うものとする。

2 不正行為を行った学生に対しては、前項の措置に加えて、学則第88条の適用対象とする。

(学生の総合評価)

第20条 学生の総合的な成績は、総得点（修得した科目の点数の和）、平均点（総得点を修得した科目数で除したもの）、GPA等を用いて多元的に評価し、修学・進路指導等に利用する。

2 多元的評価のための基準及び修学・進路指導上の項目は、各学科において別に定める。

(指導教員)

第21条 学生への支援を目的として、各学生に対して、指導教員（アカデミック・アドバイザー）を割り当てる。

2 指導教員は、学生の個性に応じて修学指導を行うほか、学生生活、進路についての支援等を行う。

(教育職員免許状)

第22条 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）による免許状を取得しようとする者は、別表第8の教職課程に定める科目を修得しなければならない。

(雑則)

第23条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この細則は、平成25年4月1日から施行する。

2 この細則の施行日前に入学した学生については、なお従前の例による。

別表第1 人間科学科目履修課程表（各学科共通）

1. (1) 人間科学基礎科目

区分	系	授業科目	単位		授業時数								備考	
			必修	選択必修	1年次		2年次		3年次		4年次			
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
人間科学系	人文社会系	哲学 I		2	(2)		(2)						SS	
		哲学 II		2		(2)		(2)						
		倫理学 I		2	(2)		(2)							
		倫理学 II		2		(2)		(2)						
		歴史学 I		2	(2)		(2)							
		歴史学 II		2		(2)		(2)						
		文学 I		2	(2)		(2)							
		文学 II		2		(2)		(2)						
		心理学 I		2	(2)		(2)							
		心理学 II		2		(2)		(2)						
		教育心理学		2	(2)		(2)							
		教育学 I		2	(2)		(2)							
		教育学 II		2		(2)		(2)						
		教育原理		2	(2)		(2)							
		教育社会学		2		(2)		(2)						
		法学		2		(2)		(2)						
		日本国憲法		2	(2)		(2)							
		社会学 I		2	(2)		(2)							
		社会学 II		2		(2)		(2)						
		経済学 I		2	(2)		(2)							
		経済学 II		2		(2)		(2)						
		政治学 I		2	(2)		(2)							
		政治学 II		2		(2)		(2)						
		地域研究 I		2	(2)		(2)							
		地域研究 II		2		(2)		(2)						
		職業と社会 A		2			(2)							
		職業と社会 B		2			(2)							
		職業と社会 C		2			(2)							
		日本語表現法 A		2			(2)							
		日本語表現法 B		2			(2)							
		日本語表現法 C		2			(2)							
基礎科目系	英語外國語系	総合英語 A I	1		2								*****	
		総合英語 A II	1			2								
		総合英語 B I	1		2									
		総合英語 B II	1			2								
		総合英語 C I	1				2							
		総合英語 C II	1					2						
	国語系	基礎ドイツ語 A I		1	2									
		基礎ドイツ語 A II		1		2								
		基礎中国語 A I		1	2									
		基礎中国語 A II		1		2								
		基礎ドイツ語 B		1			(2)	(2)						
		基礎中国語 B		1			(2)	(2)						
		ドイツ語 A		1			(2)	(2)						
		ドイツ語 B I		1			2							
		ドイツ語 B II		1				2						
	外國語系	ドイツ語 C I		1					2					
		ドイツ語 C II		1						2				
		中国語 A		1			(2)	(2)						
		中国語 B I		1			2							
		中国語 B II		1				2						
		ロシア語 I		1					2					
		ロシア語 II		1						2				
保健体育系	保健体育系	韓国(朝鮮)語 I		1					2				*****	
		韓国(朝鮮)語 II		1						2				
		スポーツ運動学実技 A	1		2									
		スポーツ運動学実技 B	1			2								

(卒業要件)

- (1) 人文社会系は、選択必修科目から 10 単位を修得しなければならない。

また、2年次後期に開講される「日本語表現法 A、B、C」「職業と社会 A、B、C」については、これら以外の科目を 6 単位以上修得した上で履修しなければならない。

- (2) 外国語系は、英語を 6 単位修得しなければならない。

また、基礎ドイツ語 A I・A II あるいは基礎中国語 A I・A II のいずれかの科目を 2 単位修得するとともに備考欄の*印の外国語科目の中から 1 単位を修得しなければならない。

ただし、2年次では1年次に選択した外国語と同一の外国語を履修しなければならない。

備考欄の*印の外国語科目から 2 単位以上修得した場合、1 单位を超える単位については、卒業要件単位のうち選択科目の単位に含まれるものとする。

- (3) 保健体育系は、スポーツ運動学実技 A とスポーツ運動学実技 B 2 単位を修得しなければならない。

1. (2) 副専門人間科学科目

系	授業科目	単位		授業時数						備考	
		選択必修	選択	1年次		2年次		3年次			
				前期	後期	前期	後期	前期	後期		
上級科目	哲学と現代 I			2		(2)		(2)		(2)	S
	哲学と現代 II			2			(2)		(2)		S
	西洋社会史 I			2		(2)		(2)		(2)	S
	西洋社会史 II			2			(2)		(2)		S
	日本政治論 I			2		(2)		(2)		(2)	S
	日本政治論 II			2			(2)		(2)		S
	地域経営論			2		(2)		(2)		(2)	S
	産業組織論			2			(2)		(2)		S
	教育システム論			2			(2)		(2)		S
	中級英語 I			1	(2)	(2)		(2)		(2)	S
	中級英語 II			1		(2)		(2)		(2)	S
	上級英語 A I			1		(2)		(2)		(2)	S
	上級英語 A II			1			(2)		(2)		S
	上級英語 B I			1		(2)		(2)		(2)	S
	上級英語 B II			1			(2)		(2)		S
	上級英語 C I			1		(2)		(2)		(2)	S
	上級英語 C II			1			(2)		(2)		S
	技術英語 I			1		(2)		(2)		(2)	S
	技術英語 II			1			(2)		(2)		S
	健康スポーツ科学論			2		(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	S
	選択日本事情 A			2		(2)		(2)		(2)	S
	選択日本事情 B			2			(2)		(2)		S
人間科学総合科目	テーマ別リレー講義			2	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	P, S
	リレーセミナー			2			(2)	(2)	(2)	(2)	P, S

P印の授業科目は、PBL 科目である。

S印の授業科目は、少人数科目である。

(備考)

- (1) 上級科目は適時開講を含む。

- (2) 人間科学総合科目は隔年もしくは適時開講とする。

- (3) TOEIC 等のスコアによる上級英語科目への単位認定については、次のとおりとする。

学則第13条第4項の規定中「その他文部科学大臣が別に定める学修」による、英語検定試験（TOEIC等）による単位認定については、次のとおり取り扱うものとする。

- 1 単位の認定を希望する学生は、1年次の必修英語の単位をすべて修得し、「単位認定申請書」に過去1年内のスコアを証明する書類及び取得時期が確認できる書類を添えて学部長に願い出ること。
- 2 認定できる単位数は最大2単位までとし、認定の基準は下記のとおりとする。

TOEIC の得点	認定授業科目	認定単位数
600 点以上	上級英語科目	1 単位
750 点以上	上級英語科目	2 単位

ただし、1度 TOEIC600点以上を取得して1単位を認定された者が2度目に申請する際は、750点以上を取得しなければ単位は認められない。またその際は、最大認定単位は2単位であるので、750点以上であっても2度目の単位は1単位しか認定されない。TOEIC以外の検定試験の場合、英語科目担当教員で単位認定の可否を判断する。

別表第2 工学系総合科目履修課程表（各学科共通）

区 分	授業科目	単位		授業時数								備考	
		選択必修	選択	1年次		2年次		3年次		4年次			
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
工学系総合科目	工学と環境	2						(2)	(2)	(2)	(2)	*	
	工学倫理・安全工学	2						(2)	(2)	(2)	(2)	*	
	経営管理・知的財産権		2					(2)	(2)			P	
	サイエンス工房		2					(2)		(2)			
	キャリア形成入門		2			(2)		(2)					
	インターンシップ実習		1					(3)	(3)				
	グローバル教育実践実習		1										
	理数教育体験Ⅰ		1										
	理数教育体験Ⅱ		1										
	宇宙画像処理体験		1										
	宇宙工学入門		1			2						適時	

*印の授業科目のうち、1科目を修得しなければならない。

P印の授業科目は、PBL科目である。

別表第3 工学基礎科目及び工学専門科目履修課程表

(1) 機械知能工学科（機械工学コース・宇宙工学コース・知能制御工学コース）

区分	授業科目	単位 ◎必修・○選択必修				授業時数								備考	
		単位数	機械工学コース	宇宙工学コース	知能制御工学コース	1年次		2年次		3年次		4年次			
						前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
工学基礎科目	解析学 I	4	◎	◎	◎	4	(4)								☆ *3,C P ☆
	解析学 II	4	○	○	○		4								
	線形数学 I	2	◎	◎	◎	2									
	線形数学 II	2	○	○	○		2								
	解析学 III	2	○	○	○			2							
	複素解析学	2	○	○	○				2						
	統計学	2	◎	◎	○				2						
	物理学 I	4	○	○	○	4									
	物理学 II A	2	○	○	○		2								
	物理学 II B	2	○	○	○			2							
	物理学実験	1	○	○	○				3						
	解析力学・剛体力学	2	○	○	○				2						
	基礎量子力学	2							2						
	化学 I	2	◎	◎	◎	2									
	化学 II	2	○	○	○		2								
	化学実験 B	1	○	○	○	(3)	(3)								
	図形情報科学	2	◎	◎	○	2									
	数値形状モデリング	2	○	○	○		2								
工学専門科目	機械知能工学入門	1	○	○	○	2									* 1 ☆
	機械構造の力学入門	1	○	○	○		2								
	流れ学基礎	2	◎	○	○			2							
	計測制御基礎	1	○	○	○		2								
	情報リテラシー	2	○	○	○	2									
	情報 P B L	2	○	○	○		2								
	情報処理基礎	2	○	○	○			2							
	情報処理応用	2	○	○	○				2						
	材料力学 I	2	○	○	○			2							
	材料力学 II	2	○	○					2						
	機械材料学	2	○	○					2						
	弾塑性力学	2	○	○						2					
	材料強度	2								2					
	塑性加工学	2	○								2				
	生産工学基礎	2	○	○				2							
	機械工作法 I	2	○	○					2						* 1 ☆
	機械工作法 II	2	○							2					
	生産ソフトウェア工学	2	○								2				
	流れ学	2	○	○					2						
	流体力学	2	○	○						2					
	熱流体力学	2	○	○							2				
	エネルギー変換工学	2										2			
	熱力学 I	2	○	○				2							
	熱力学 II	2	○	○					2						
	伝熱学	2	○	○	○					2					
	制御工学基礎	2	○	○					2						
	機械宇宙システムの制御	2	○	○							2				

区分	授業科目	単位 ◎必修・○選択必修				授業時数								備考	
		単位数	機械工学コース	宇宙工学コース	知能制御工学コース	1年次		2年次		3年次		4年次			
						前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
工 学 専 門 科 目	データ処理工学	2			○					2				☆	
	電機基礎理論 I	2			○			2							
	電機基礎理論 II	2			○				2					☆	
	振動工学	2			○					2					
	制御数学	2			○			2						☆	
	制御系解析	2			○				2						
	制御系構成論 I	2			○					2				☆	
	制御系構成論 II	2			○						2				
	センサ工学 I	2			○				2					☆	
	センサ工学 II	2								2					
	知的画像処理	2			○						2			☆	
	プロセス制御	2			○					2					
	電子回路基礎	2			○					2				☆	
	メカトロニクス I	2			○					2					
	メカトロニクス II	2			○						2			☆	
	ロボット制御工学	2										2			
	知能制御	2			○						2			☆	
	デジタル制御	2			○							2			
	知能制御応用	2								2				☆	
	情報処理システム I	2			○					2					
	情報処理システム II	2			○						2			☆	
	宇宙工学 I	2		○						2					
	燃焼工学	2	○	○							2			☆	
	宇宙工学 II	2		○								2			
	メカと力学	2	○	○				2						☆	
	機械力学 I	2	○	○					2						
	機械力学 II	2	○	○						2				☆	
	設計工学 I	2	○	○						2					
	設計工学 II	2	○	○							2			☆	
	トライボロジー	2										2			
	統計力学	2										2		☆	
	量子力学	2									2				
	原子力概論	2										2		☆	
	数值解析法	2	○	○	○					2					
	システム工学 ※1	2		○							2			☆	
	生体工学概論	2									2				
	電気電子工学概論	2									2			☆	
	自動車工学	2										2			
	機械工作法実習 I	1	○	○				3						S	
	機械工作法実習 II	1	○	○					3						
	機械知能工学基礎実習	1					1							S	
	三次元 CAD 入門	2				2									
	デジタルエンジニアリング演習	2									2			P	
	設計製図 I	1	○	○				3							
	設計製図 II	1	○	○						3				P, S	
	設計製図 III ※2	1	○								3				

区分	授業科目	単位 ◎必修・○選択必修				授業時数								備考	
		単位数	機械工学コース	宇宙工学コース	知能制御工学コース	1年次		2年次		3年次		4年次			
						前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
工学専門科目	宇宙工学PBL※1	1	◎									3		P, S	
	機械工学実験I	1	○	○						3				S	
	機械工学実験II	1	○	○						3				S	
	制御数学演習	1			○			2						☆	
	制御系解析演習	1			○				2						
	制御系構成論I演習	1			○					2					
	制御系構成論II演習	1			○					2					
	制御工学実験I	1			○			3						S	
	制御工学実験II	1			○					3				S	
	制御工学実験III	1			○					3				S	
	知能制御実験	1			○							3		P, S	
	科学技術英語I	2								2					
	科学技術英語II	2								2					
	卒業研究	5	○	○	○										
	特別講義														
合計	学外工場実習	1												C, △	
	学外見学実習	1												C, △	
	必修		54	54	36										
	選択必修		57	57	70										
	選択		88	88	93										

※1 宇宙工学コースのみに開講

※2 機械工学コースのみに開講

* 1印の授業科目は、機械工学コース、宇宙工学コースの3年次情報系科目である。

* 2印の授業科目は、知能制御工学コースの3年次情報系科目である。

知能制御工学コースの学生は、☆印で指定された選択必修科目の中から12単位以上修得すること。

* 3印の授業科目は、学修細則第7条第2項に定める履修登録できる総単位数の上限には含めない。

P印の授業科目は、PBL科目である。

S印の授業科目は、少人数科目である。

C印の授業科目は、キャリア教育を含む科目である。

△印の授業科目は、学修細則第8条第4項に定める別に指定する科目とし、GPA計算対象には含めない。ただし、知能制御工学コースについては、この限りではない。

「注意事項」

(1) 卒業要件の単位数については、別表第4に示す単位を修得すること。

なお、本学科科目以外の他学科及び他学部の授業科目を修得したいときは、あらかじめ当該科目担当教員の許可を得た上で機械知能工学科教務委員の承認を得れば選択科目の単位として認められる。

(2) 4年次への進級要件110単位には、別表第7に示す単位数を含む。

(2) 建設社会工学科（建築学コース・都市環境デザインコース）

区分	授業科目	単位 ◎必修・○選択必修			授業時数								備考	
		単位 数	建築学 コース	デ都市 環境 デザイン コース	1年次		2年次		3年次		4年次			
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
工学基礎科目	解析学Ⅰ	4	◎	○	4	(4)								C *3,C *2 P P
	解析学Ⅱ	4	○	○		4								
	線形数学Ⅰ	2	◎	○	2									
	線形数学Ⅱ	2	○	○		2								
	解析学Ⅲ	2	○	○			2							
	複素解析学	2						2						
	統計学	2					2							
	物理学Ⅰ	4	◎	○	4									
	物理学ⅡA	2				2								
	物理学ⅡB	2					2							
	物理学実験	1	◎	○					3					
	解析力学・剛体力学	2						2						
	化学Ⅰ	2	◎	○	2									
	化学Ⅱ	2	◎	○		2								
	化学実験B	1	◎	○	(3)	(3)								
	図形情報科学	2	◎	○	2									
	数値形状モデリング	2				2								
	建設社会工学演習	1	◎	○	2									
	建設総合演習	1	◎	○	2									
	建設力学基礎及び演習	2	◎	○		4								
	水理学基礎及び演習	2	◎	○		4								
	公共計画基礎	2	◎	○			2							
	建築設計製図基礎	2	◎	○		4								
情報系科目	情報リテラシー	2	◎	○	2									P P
	情報PBL	2	◎	○		2								
	情報処理基礎	2	◎	○			2							
	情報処理応用	2	◎	○				2						
工学専門科目	建築計画Ⅰ	2	◎				2							* 1
	建築計画Ⅱ	2	○					2						
	建設環境工学	2	○					2						
	建設設備	2	○						2					
	建築法規	2	○						2					
	建築・環境デザインの歴史と展開	2	○						2					
	建築一般構造Ⅰ	2	◎					2						
	建築一般構造Ⅱ	2	○						2					
	建設施工と積算	2	○	○						2				
	国土計画論	2		○						2				
	地域計画と景域デザイン	2	○	○						2				
	都市計画	2	○	○			2							
	道路交通工学	2		○						2				
	都市交通計画	2								2				
	水理学Ⅰ	2		○			2							
	水理学Ⅱ	2		○				2						
	河川工学	2		○					2					
	海岸・港湾工学	2		○						2				
	水環境工学	2									2			
	防災情報工学	2									2			

区分	授業科目	単位 ◎必修・○選択必修			授業時数								備考	
		単位数	建築学コース	デザイン環境コース	1年次		2年次		3年次		4年次			
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
工学科専門科目	地盤工学基礎及び演習	2	◎	◎			4						* 1 P * 2 S S P P P C	
	地盤工学	2	○	○				2						
	地盤耐震工学	2		○					2					
	構造物基礎と地下空間	2								2				
	構造力学I	2	○	○			2							
	構造力学II	2	○	○						2				
	建設振動学	2	○	○					2					
	建設材料施工学	2	○	○			2							
	コンクリート構造工学I	2	◎	○				2						
	コンクリート構造工学II	2		○					2					
	維持管理システム	2							2					
	統計力学	2								2				
	量子力学	2							2					
	原子力概論	2										2		
	建設数学	2		○					2					
	総合ランドスケープ演習	1							2					
	測量学I	2	◎	○		2								
	測量学II	2	◎	○			2							
	測量学実習	1	◎	○				3						
	建設工学実験I	1		○						3				
	建設工学実験II	1	◎	○							3			
	建築設計製図I	2	◎					4						
	建築設計製図II	2	◎						4					
	建築設計製図III	2	◎							4				
	建築設計製図IV	2	○							4				
	建設構造設計製図	2		○						4				
	卒業研究	5	◎	○										
	特別講義													
	学外実習	1												
合計	必修			61	54									
	選択必修			38	42									
	選択			51	54									

* 1印の授業科目は、3年次情報系科目である。

* 2印の1年次に開講される、資格取得に関連する専門科目の、建設力学基礎及び演習、建築設計製図基礎、測量学Iについては、学修細則第7条第2項に定める履修登録できる総単位数の上限には含めない。

* 3印の授業科目は、学修細則第7条第2項に定める履修登録できる総単位数の上限には含めない。

P印の授業科目は、PBL科目である。

S印の授業科目は、少人数科目である。

C印の授業科目は、キャリア教育を含む科目である。

(3) 電気電子工学科 (電気工学コース・電子工学コース)

区分	授業科目	単位 ◎必修・○選択必修 空欄:選択・一査定外			授業時数								備考	
		単位数	電気工学コース	電子工学コース	1年次		2年次		3年次		4年次			
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
工学基礎科目	解析学 I	4	◎	○	4	(4)								
	解析学 II	4	○	○		4								
	線形数学 I	2	◎	○	2									
	線形数学 II	2	○	○		2								
	解析学 III	2	○	○			2							
	複素解析学	2	○	○				2						
	統計学	2							2					
	物理学 I	4	◎	○	4									
	物理学 II A	2	○	○			2							
	物理学 II B	2	○	○			2							
	基礎量子力学	2	○	○				2						
	物理学実験	1	◎	○			3							
	化学 I	2	◎	○	2									
	化学 II	2	◎	○		2								
	化学実験 B	1	◎	○	(3)	(3)								
	量子力学	2	○	○					2					
	統計力学	2	○	○						2				
	原子力概論	2								2				
	図形情報科学	2	○	○	2									
	数値形状モデリング	2				2								
情報系科目	情報リテラシー	2	○	○	2								P	
	情報PBL	2	○	○		2								
	情報処理基礎	2	○	○			2							
	情報処理応用	2	○	○				2						
工学専門科目	電気電子工学実験入門	1	○	○	3								C,*3	
	電気電子工学序論	1	○	○	2								S	
	電気電子工学実験 I	1	○	○			3						S	
	電気電子工学実験 II	1	○	○				3					S	
	電気電子工学実験 III A	2		○					6				S	
	電気電子工学実験 III B	2	○						6				S	
	電気電子工学PBL実験	2	○	○						6			P,S,C	
	電磁気学 I	2	○	○		2							*2	
	電磁気学 II	2	○	○			2						S,*2	
	電磁気学 III	2	○	○				2					S	
	電磁気学演習	1	○	○				2					S	
	電磁気学 IV	2	○	○					2				S	
	電気回路 I	2	○	○		2							*2	
	電気回路 II	2	○	○			2						S,*2	
	電気回路 III	2	○	○				2					S	
	電気回路演習	1	○	○				2					S	
	電気回路 IV	2	○	○					2				S	
	半導体デバイス	2	○	○		2							*2	
	電子回路 I	2	○	○			2						*2	
	電子回路 II	2	○	○				2						
	電子回路 III	2	○	○					2					
	論理回路	2	○	○			2							
	数値計算法	2	○	○					2					
	エネルギー基礎工学	2	○	○				2					S	
	プログラミング技法	2	○	○				2						
	電気電子計測 I	2	○	○					2				*2	
	電気電子計測 II	2	○	○						2			*2	

区分	授業科目	単位 ◎必修・○選択必修 空欄:選択・—査定外			授業時数								備考	
		単位数	電気工学コース	電子工学コース	1年次		2年次		3年次		4年次			
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
工学専門科目	専門共通科目	システム工学	2	○	○					2			S	
		情報理論	2	○	○						2			
		機械工学概論	2								2			
		専門英語	1	○	○							2	C, △	
		卒業研究	5	○	○									
		特別講義												
	電気工学科目	学外工場実習見学	1										* 2	
		電気エネルギー伝送工学	2	○						2				
		電気機器	2	○						2				
		制御システム工学	2	○	○					2				
工学専門科目	電子工学科目	電気電子物性	2	○						2			* 2	
		電力システム工学	2	○						2				
		パワーエレクトロニクス	2	○						2				
		電気電子材料	2	○						2				
		集積回路工学	2	○						2				
		電力応用	2							2				
	通信工学科目	電気法規・施設管理	2							(2)		(2)	* 2	
		電機設計法	2							(2)		(2)		
		信号処理 I	2		○					2				
		信号処理 II	2		○						2			
合計	通信工学科目	通信基礎	2		○					2			* 2	
		ネットワークインターフェース	2		○					2				
		電波工学	2		○					2				
		光通信工学	2		○					2				
		通信ネットワーク	2		○					2				
		組み込みオペレーティングシステム	2		○					2				
	電子工学科目	センサ・インターフェース工学	2		○					2			* 2	
		移動通信及び法規	2		○						2			
		デジタル回路設計法	2		○					2				
		コンピュータアーキテクチャ	2		○					2				
	電子回路設計法		2								2			
	システムLSI		2								2			
	エンベデッドシステム		2								2			
	必修			66	66									
	選択必修			52	68									
	選択			47	31									

* 1 電気工学コースの学生は、「電気工学科目」の選択必修を8単位以上、「電子工学科目」を8単位以上、それぞれ修得すること。

また、電子工学コースの学生は、「電子工学科目」の選択必修を8単位以上、「電気工学科目」を8単位以上、それぞれ修得すること。

また、工学専門科目の選択必修科目を合わせて20単位以上修得すること。

* 2印の、資格取得に関連する専門科目については、学修細則第7条第2項に定める履修登録できる総単位数の上限に含めない。

* 3印の授業科目は、学修細則第7条第2項に定める履修登録できる総単位数の上限には含めない。

P印の授業科目は、PBL科目である。

S印の授業科目は、少人数科目である。

C印の授業科目は、キャリア教育を含む科目である。

△印の授業科目は、学修細則第8条第4項に定める別に指定する科目とし、GPAの計算の対象には含めない。

「注意事項」

(1) 卒業要件の単位数については、別表第 4 に示す単位を修得すること。

なお、本学科科目以外の他学科及び他学部の授業科目を修得したいときは、あらかじめ当該科目担当教員の許可を得た上で電気電子工学科教務委員の承認を得れば選択科目の単位として認められる。

(2) 4 年次への進級要件 110 単位には、別表第 7 に示す単位数を含む。

(4) 應用化学科

区分	授業科目	単位		授業時数								備考	
		単位数	◎○必選修	1年次		2年次		3年次		4年次			
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
工学基礎科目	解析学 I	4	◎	4								S *1,C、適時	
	解析学 II	4	○		4								
	線形数学 I	2	◎	2									
	線形数学 II	2	○		2								
	解析学 III	2	○			2							
	複素解析学	2					2						
	統計学	2	○				2						
	物理学 I	4	◎	4									
	物理学 II A	2	○		2								
	物理学 II B	2	○			2							
	基礎量子力学	2	○				2						
	物理学実験	1	◎			3							
	化学 I A	2	◎	2									
	化学 II A	2	◎	2									
	化学実験 A	1	◎		3								
	無機化学基礎	2	○	2									
	有機化学基礎	2	○	2									
	物理化学 I	2	○			2							
	物理化学 II	2	○				2						
情報系科目	応用化学自由研究	1	○		2							P	
	応用化学入門	1	○										
	図形情報科学	2	○	2									
	情報リテラシー	2	○	2									
	情報 PBL	2	○		2								
工学専門科目	情報処理基礎	2	○			2						S	
	情報処理応用	2	○				2						
	応用化学基礎実験	2	○			6							
	有機化学 I	2	○			2							
	有機化学 II	2	○				2						
	有機化学 III	2	○					2					
	反応有機化学	2	○						2				
	有機工業化学	2	○						2				
	有機機器分析	2	○						2				
	高分子合成化学	2	○					2					
有機化学系科目	高分子機能化学	2	○						2			P	
	生物有機化学	2	○					2					
	化学工学 I	2	○			2							
	化学工学 II	2	○				2						
	化学工学 III	2	○					2					
化学工学系科目	反応工学	2	○						2			S	
	コンピュータ解析 I	2	○					2					
	無機化学 I	2	○			2							
	無機化学 II	2	○				2						
	無機化学 III	2	○					2					
無機化学系科目	機能性材料化学	2	○						2			S	
	コンピュータ解析 II	2	○						2				

区分	授業科目	単位		授業時数								備考	
		単位数	◎○必選必修	1年次		2年次		3年次		4年次			
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
工学専門科目	物理化学系科目	物理化学Ⅲ	2	◎					2			S P、S S C、適時	
	物理化学Ⅳ	2	○							2			
	物理化学Ⅴ	2	○							2			
	分析化学	2	○					2					
	生物物理化学	2	○						2				
	統計力学	2	○							2			
	量子力学	2	○							2			
	原子力概論	2								2			
	機械工学概論	2						2					
	電気電子工学概論	2								2			
	計測制御	2								2			
	応用化学実験A	2	◎					6					
	応用化学実験B	2	○						6				
	応用化学実験C	2	○							6			
	科学英語I	1								2			
	科学英語II	1								2			
	卒業研究	5	○										
	見学実習	1											
	特別講義												
合計	必修			63									
	選択必修			54									
	選択			13									

* 1印の授業科目は、学修細則第7条第2項に定める履修登録できる総単位数の上限には含めない。

P印の授業科目は、PBL科目である。

S印の授業科目は、少人数科目である。

C印の授業科目は、キャリア教育を含む科目である。

「注意事項」

- (1) 卒業要件の単位数については、別表第4に示す単位を修得すること。

なお、本学科科目以外の他学科及び他学部の授業科目を修得したいときは、あらかじめ当該科目担当教員の許可を得た上で応用化学科教務委員の承認を得れば選択科目の単位として認められる。

- (2) 4年次への進級要件110単位には、別表第7に示す単位数を含む。

(5) マテリアル工学科

区分	授業科目	単位		授業時数								備考	
		単位数	○○必選修	1年次		2年次		3年次		4年次			
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
工学基礎科目	解析学 I	4	○	4									
	解析学 II	4	○		4								
	線形数学 I	2	○	2									
	線形数学 II	2	○		2								
	解析学 III	2	○			2							
	複素解析学	2					2						
	統計学	2	○				2						
	物理学 I	4	○	4									
	物理学 II A	2	○		2								
	物理学 II B	2	○			2							
	基礎量子力学	2	○				2						
	物理学実験	1	○				3						
	化学 I	2	○	2									
	化学 II	2	○	2									
	化学実験 B	1	○		3								
	図形情報科学	2	○		2								
情報系科目	情報リテラシー	2	○	2								P	
	情報PBL	2	○		2							P	
	情報処理基礎	2	○			2							
	情報処理応用	2	○				2						
工学専門科目	マテリアル工学概論	2	○		2								
	材料組織学 I	2	○			2							
	材料組織学 II	2	○				2						
	計算材料学 I	2	○					2				P	
	格子欠陥学	2	○			2							
	材料物性学	2	○			2							
	金属強度学	2	○				2						
	回折結晶学	2	○					2					
工学専門科目	材料表面工学	2	○						2				
	材料物理化学	2	○		2								
	材料熱力学基礎	2	○			2							
	材料熱力学	2	○				2						
	反応速度論	2	○			2							
	電気化学会	2	○					2					
	製鍊工学	2	○					2					
	材料プロセス	2	○				2						
工学専門科目	接合工学	2	○					2					
	塑性加工学	2	○						2				
	材料力学	2	○			2							
	材料物理数学	2	○				2						
	破壊力学	2	○					2					
	計算材料学 II	2	○						2				
	鉄鋼材料学	2	○						2				
	非鉄金属材料学	2	○						2				
	金属間化合物材料学	2	○						2				
	セラミック材料	2	○							2			
機能・設計系科目	固体物性論	2	○						2				
	電子・磁性材料	2	○							2			

区分	授業科目	単位		授業時数								備考	
		単位数	◎○必選択必修	1年次		2年次		3年次		4年次			
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
工学専門科目	統計力学	2	○							2		*1,C P、S P、S P、S S P、C	
	量子力学	2								2			
	原子力概論	2								2			
	機械工学概論	2						2					
	電気電子工学概論	2								2			
	計測制御	2									2		
	マテリアル工学入門	2	◎	2									
	設計製図	1	○			3							
	フロンティア工学実習	1	○			3							
	マテリアル基礎実験	1	○					3					
	ものづくり実習	1	○							3			
	外国語文献講読	2	○							2			
	卒業研究	5	○										
	見学実習	1	○										
	特別講義												
合計	必修		54										
	選択必修		60										
	選択		12										

* 1印の授業科目は、学修細則第7条第2項に定める履修登録できる総単位数の上限には含めない。

P印の授業科目は、PBL科目である。

S印の授業科目は、少人数科目である。

C印の授業科目は、キャリア教育を含む科目である。

「注意事項」

- (1) 卒業要件の単位数については、別表第4に示す単位を修得すること。

なお、本学科科目以外の他学科及び他学部の授業科目を修得したいときは、あらかじめ当該科目担当教員の許可を得た上でマテリアル工学科教務委員の承認を得れば選択科目の単位として認められる。

- (2) 4年次への進級要件110単位には、別表第7に示す単位数を含む。

- (3) 見学実習は、3年次生に対して行う。

(6) 総合システム工学科

区分	授業科目	単位		授業時数								備考	
		単位数	◎○必選修	1年次		2年次		3年次		4年次			
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
工学基礎科目	解析学Ⅰ	4	◎	4								*1,P,C P P P、S P	
	解析学Ⅱ	4	○		4								
	線形数学Ⅰ	2	◎	2									
	線形数学Ⅱ	2	○		2								
	微分方程式	2	○			2							
	複素解析学	2	○			2							
	統計学	2	○				2						
	代数学	2	○				2						
	力学基礎	4	◎	4									
	熱と波動	4	○		4								
	基礎電磁気学	4	◎			4							
	基礎量子力学	2	○				2						
	基礎数理総合演習Ⅰ	1	◎	2									
	基礎数理総合演習Ⅱ	1	○		2								
	化学Ⅰ	2	◎	2									
	化学Ⅱ	2	○		2								
	図形情報科学	2	○				2						
	総合システム工学入門PBL	2	○	4									
情報系科目	実践プログラミングPBL	2	○			4						P	
	計算数理工学PBL	2	○				4						
	総合システム工学PBL	2	○					3	3				
	物理学実験	1	○				3						
工学専門科目	情報リテラシー	2	○	2								P	
	情報PBL	2	○		2								
	情報処理基礎	2	○			2							
	情報処理応用	2	○				2						
	応用数理A	2	○					2					
	応用数理B	2	○					2					
	応用数理C	2							2				
	応用数理D	2							2				
	アルゴリズムとデータ構造	2						2					
	アセンブリ言語	2	○						2				
	物質科学Ⅰ	2	○						2				
	物質科学Ⅱ	2	○							2			
	原子力概論	2									2		
	量子力学	2	○				2						
	統計力学	2							2				
	電気回路Ⅰ	2	○			2							
	電気回路Ⅱ	2	○				2						
	電磁気学Ⅰ	2	○				2						
	電磁気学Ⅱ	2	○					2					
	電子回路Ⅰ	2	○					2					
	電子回路Ⅱ	2	○						2				
	デイジタル回路	2	○						2				
	センサ工学	2	○							2			

区分	授業科目	単位		授業時数								備考	
		単位数	◎○必選択必修	1年次		2年次		3年次		4年次			
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
工 学 専 門 科 目	電気機器I	2	○							2			
	電気機器II	2	○							2			
	パワーエレクトロニクス基礎	2	○								2		
	材料基礎	2	○					2					
	基礎半導体工学	2	○					2					
	電子デバイス	2								2			
	機能性材料	2	○							2			
	システム工学	2	○			2							
	集積回路工学	2								2			
	工業數學	2	○				2				2		
	機構學	2	○			2							
	材料力学	2	○					2					
	機械力学	2	○						2				
	熱力学	2								2			
	機械材料	2	○					2					
	流体力學	2								2			
	制御工学I	2	○						2				
	制御工学II	2	○							2			
	生産工学	2									2		
	専門英語	2	○								2		
	設計製図	1	○					2					
合計	総合システム工学実験I	1	○							3			
	総合システム工学実験II	1	○							3			
	総合システム工学ゼミナール	2	○										
	卒業研究プロジェクト	3	○										
	特別講義												
	必修		56										
	選択必修		69										
	選択		20										

* 1印の授業科目は、学修細則第7条第2項に定める履修登録できる総単位数の上限には含めない。

P印の授業科目は、PBL科目である。

S印の授業科目は、少人数科目である。

C印の授業科目は、キャリア教育を含む科目である。

「注意事項」

(1) 卒業要件の単位数については、別表第4に示す単位を修得すること。

なお、本学科科目以外の他学科及び他学部の授業科目を修得したいときは、あらかじめ当該科目担当教員の許可を得た上で総合システム工学科教務委員の承認を得れば選択科目の単位として認められる。

(2) 4年次への進級要件110単位には、別表第7に示す単位数を含む。

別表第4 卒業要件（第6条関係）

選択の単位数（※4）は、人間科学科目人間科学基礎科目外国語系初修外国語で指定する選択必修の単位数（※1）、工学系総合科目・工学基礎科目・工学専門科目で指定する必修及び選択必修の単位数（※2、※3）を超える選択必修科目（人間科学科目人間科学基礎科目人文社会系の科目を除く）の単位数を含む。

機械知能工学科

授業科目区分		単位の区分		必修	選択必修	選択					
人間科学科目	人間科学基礎科目	人	文	社	会	系					
		保	健	体	育	系					
		外	国	英	語	6					
						2					
		外	国	ド	イ	ツ語又は中国語					
						2					
						1※1					
	副専門人間科学科目					22※4					
	工学系総合科目										
	工学基礎科目										
	工学専門科目										
合計		総	單	位	数	129単位以上					

(機械工学コース・宇宙工学コース)

・卒業要件 129 単位中、工学基礎科目・工学専門科目の 84 単位は必修 54 単位、選択必修 30 単位を修得すること。

(知能制御工学コース)

・卒業要件 129 単位中、工学基礎科目・工学専門科目の 84 単位は必修 36 単位、及び工学基礎科目・工学専門科目の☆印の選択必修のうち 12 単位を含めた選択必修 48 単位を修得すること。

建設社会工学科

授業科目区分		単位の区分		必修	選択必修	選択					
人間科学科目	人間科学基礎科目	人	文	社	会	系					
		保	健	体	育	系					
		外	国	英	語	6					
						2					
		外	国	ド	イ	ツ語又は中国語					
						2					
						1※1					
	副専門人間科学科目					24※4					
	工学系総合科目										
	工学基礎科目										
	工学専門科目										
合計		総	單	位	数	133単位以上					

(建築学コース)

・卒業要件 133 単位中、工学基礎科目・工学専門科目の 86 単位は必修 61 単位、選択必修 25 単位を修得すること。

(都市環境デザインコース)

・卒業要件 133 単位中、工学基礎科目・工学専門科目の 86 単位は必修 54 単位、選択必修 32 単位を修得すること。

電気電子工学科

授業科目区分			単位の区分	必修	選択必修	選択	
人間科学科目	人間科学基礎科目	人文社会系		10		22※4	
		保健体育系	2				
		英語	6				
			ドイツ語又は中国語		2		
		初修外国語		1※1			
	副専門人間科学科目						
	工学系総合科目				2※2		
	工学基礎科目				94※3		
	工学専門科目						
	合計 総単位数			139 単位以上			

(電気工学コース)

- 卒業要件 139 単位中、工学基礎科目・工学専門科目の 94 単位は、必修 66 単位、及び工学専門科目の選択必修 20 単位以上（うち電気工学科目 8 単位以上）を含めた選択必修 28 単位を修得すること。
- また、「電子工学科目」を 8 単位以上修得すること。

(電子工学コース)

- 卒業要件 139 単位中、工学基礎科目・工学専門科目の 94 単位は、必修 66 単位、及び工学専門科目の選択必修 20 単位以上（うち電子工学科目 8 単位以上）を含めた選択必修 28 単位を修得すること。
- また、「電気工学科目」を 8 単位以上修得すること。

応用化学科

授業科目区分			単位の区分	必修	選択必修	選択	
人間科学科目	人間科学基礎科目	人文社会系		10		22※4	
		保健体育系	2				
		英語	6				
			ドイツ語又は中国語		2		
		初修外国語		1※1			
	副専門人間科学科目						
	工学系総合科目				2※2		
	工学基礎科目				86※3		
	工学専門科目						
	合計 総単位数			131 単位以上			

・卒業要件 131 単位中、工学基礎科目・工学専門科目の 86 単位は必修 63 単位、選択必修 23 単位を修得すること。

マテリアル工学科

授業科目区分			単位の区分	必修	選択必修	選択	
人間科学科目	人間科学基礎科目	人文社会系		10		22※4	
		保健体育系	2				
		英語	6				
			ドイツ語又は中国語		2		
		初修外国語		1※1			
	副専門人間科学科目						
	工学系総合科目				2※2		
	工学基礎科目				85※3		
	工学専門科目						
	合計 総単位数			130 単位以上			

・卒業要件 130 単位中、工学基礎科目・工学専門科目の 85 単位は必修 54 単位、及び構造・性質系の選択必修 3 単位以上、プロセス系の選択必修 4 単位以上、機能・設計系の選択必修 6 単位以上を含めた選択必修 31 単位を修得すること。

総合システム工学科

授業科目区分		単位の区分		必修	選択必修	選択	
人間科学科目	人間科学基礎科目	人文社会系			10	17*4	
		保健体育系		2			
		英語	6				
			ドイツ語又は中国語		2		
		初修外国語			1*1		
	副専門人間科学科目						
	工学系総合科目				2*2		
	工学基礎科目						
	工学専門科目		90*3				
	合計 総単位数		130 単位以上				

・卒業要件 130 単位中、工学基礎科目・工学専門科目の 90 単位は必修 56 単位、選択必修 34 単位を修得すること。

別表第5 早期卒業科目（第6条関係）

授業科目	単位			授業時数								備考	
	必修	選必	選択	1年次		2年次		3年次		4年次			
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
特別卒業研究	3												
計	3												

別表第6 編入学生の単位の認定（第13条関係）

授業科目区分			認定単位数	
人間科学科目	人文社会系		10 単位以内	
	外国语系	英語		
		ドイツ語又は中国語	9 単位以内	
		初修外国語		
保健体育系			2 単位以内	
工学基礎科目及び工学専門科目			65 単位以内	
工学系総合科目			6 単位以内	
認定総単位数			80 単位以内	

別表第7 4年次進級要件（第14条第2項関係）

機械知能工学科（機械工学コース・宇宙工学コース）

科目区分			修得すべき単位数又は科目
人間科学科目	人間科学基礎科目	人文社会系	選択必修 10 単位
		英語	必修 6 単位
		ドイツ語又は中国語	
		初修外国語	選択必修 3 単位
		保健体育系	必修 2 単位
	副専門人間科学科目		—
	工学系総合科目		—
	工学基礎科目		・3年次までの必修科目 ・選択必修科目 30 単位
	工学専門科目		
	合計 総単位数		卒業要件単位中 110 単位

機械知能工学科（知能制御工学コース）

科 目 区 分			修得すべき単位数又は科目			
人間科学科目	人間科学基礎科目	人 文 社 会 系		選択必修 10 単位		
		外 国 語 系	英 語	必 修 6 単位		
			ドイツ語又は中国語	選択必修 3 単位		
		初 修 外 国 語				
	保 健 体 育 系		必 修	2 単位		
	副 專 門 人 間 科 学 科 目		—			
工 学 系 総 合 科 目			—			
工 学 基 础 科 目			・ 3 年次までの必修科目			
工 学 専 門 科 目			・ 選択必修科目 48 単位			
合 計 総 単 位 数			卒業要件単位中 110 単位			

建設社会工学科（建築学コース）

科 目 区 分			修得すべき単位数又は科目			
人間科学科目	人間科学基礎科目	人 文 社 会 系		選択必修 10 単位		
		外 国 語 系	英 語	必 修 6 単位		
			ドイツ語又は中国語	選択必修 3 单位		
		初 修 外 国 語				
	保 健 体 育 系		必 修	2 単位		
	副 專 門 人 間 科 学 科 目		—			
工 学 系 総 合 科 目			—			
工 学 基 础 科 目			・ 3 年次までの必修科目			
工 学 専 門 科 目			・ 選択必修科目 25 単位			
合 計 総 単 位 数			卒業要件単位中 110 単位			

建設社会工学科（都市環境デザインコース）

科 目 区 分			修得すべき単位数又は科目			
人間科学科目	人間科学基礎科目	人 文 社 会 系		選択必修 10 単位		
		外 国 語 系	英 語	必 修 6 単位		
			ドイツ語又は中国語	選択必修 3 単位		
		初 修 外 国 語				
	保 健 体 育 系		必 修	2 単位		
	副 專 門 人 間 科 学 科 目		—			
工 学 系 総 合 科 目			—			
工 学 基 础 科 目			・ 3 年次までの必修科目			
工 学 専 門 科 目			・ 選択必修科目 32 単位			
合 計 総 単 位 数			卒業要件単位中 110 単位			

電気電子工学科

科目区分			修得すべき単位数又は科目	
人間科学科目	人間科学基礎科目	人文社会系		選択必修 10 単位
		外国語系	英語	必修 6 単位
			ドイツ語又は中国語	選択必修 3 単位
		初修外国語		
	保健体育系		必修	2 単位
	副専門人間科学科目			—
工学系総合科目			—	
工学基礎科目			<ul style="list-style-type: none"> ・2年次までの必修科目 	
工学専門科目			<ul style="list-style-type: none"> ・電気電子工学実験ⅢAまたはⅢB ・電気電子工学PBL実験 	
合計	総単位数	卒業要件単位中 110 単位		

応用化学科

科目区分			修得すべき単位数又は科目	
人間科学科目	人間科学基礎科目	人文社会系		選択必修 10 単位
		外国語系	英語	必修 6 単位
			ドイツ語又は中国語	選択必修 3 単位
		初修外国語		
	保健体育系		必修	2 単位
	副専門人間科学科目			—
工学系総合科目			—	
工学基礎科目			<ul style="list-style-type: none"> ・2年次までの必修科目 	
工学専門科目			<ul style="list-style-type: none"> ・3年次の応用化学実験 B 及び C 	
合計	総単位数	卒業要件単位中 110 単位		

マテリアル工学科

科目区分			修得すべき単位数又は科目	
人間科学科目	人間科学基礎科目	人文社会系		選択必修 10 単位
		外国語系	英語	必修 6 単位
			ドイツ語又は中国語	選択必修 3 単位
		初修外国語		
	保健体育系		必修	2 単位
	副専門人間科学科目			—
工学系総合科目			—	
工学基礎科目			<ul style="list-style-type: none"> ・3年次までの必修科目（見学実習を含む） 	
工学専門科目			<ul style="list-style-type: none"> ・選択必修科目 33 単位 	
合計	総単位数	卒業要件単位中 110 単位		

総合システム工学科

科 目 区 分			修得すべき単位数又は科目			
人間科学科目	人間科学基礎科目	人 文 社 会 系		選択必修 10 単位		
		外 国 語 系	英 語	必 修 6 単位		
			ドイツ語又は中国語	選択必修 3 単位		
		初 修 外 国 語				
	保 健 体 育 系		必 修	2 単位		
副 専 門 人 間 科 学 科 目			—			
工 学 系 総 合 科 目	—					
工 学 基 础 科 目	・ 3 年次までの必修科目 ・ 選択必修科目 30 単位					
工 学 専 門 科 目						
合 計 総 単 位 数	卒業要件単位中 110 単位					

別表第8 教職課程

教育職員の免許を取得するためには、教科に関する専門教育科目より20単位以上、教科又は教職に関する専門教育科目より16単位以上、教職に関する専門教育科目より23単位以上を修得するほかに、教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目を必ず修得しておかなければならない。

ただし、工業については上記の教科に関する専門教育科目の20単位のほかに教職に関する専門教育科目の単位数の全部（23単位）又は一部を当分の間、教科に関する専門教育科目の単位をもって替えることができる。

工業の免許を取得できる学科（機械知能工学科、建設社会工学科、電気電子工学科、応用化学科、マテリアル工学科、総合システム工学科）

（1）機械知能工学科（機械工学コース・宇宙工学コース・知能制御工学コース）

工業の教科に関する専門教育科目

教科に関する専門教育科目	授業科目	単位	授業時数								最低修得単位数 高校1種	
			1年次		2年次		3年次		4年次			
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
工業の専門教育科目	○機械構造の力学入門	1		2							高校1種	
	○流れ学基礎	2			2							
	○計測制御基礎	1		2								
	○材料力学I	2			2							
	材料力学II	2				2						
	機械材料学	2				2						
	弾塑性力学	2					2					
	材料強度	2					2					
	塑性加工学	2						2				
	○生産工学基礎	2			2							
	機械工作法I	2				2						
	機械工作法II	2					2					
	生産ソフトウェア工学	2						2				
	流れ学	2				2						
	流体力学	2					2					
	熱流体力学	2						2				
	エネルギー変換工学	2							2			
	熱力学I	2			2							

教科に関する専門教育科目	授業科目	単位	授業時数								最低修得単位数	
			1年次		2年次		3年次		4年次			
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
工業の専門教育科目	熱力学II	2			2						高校1種	
	○伝熱学	2				2						
	○制御工学基礎	2			2							
	データ処理工学	2				2						
	電機基礎理論I	2			2							
	電機基礎理論II	2			2							
	振動工学	2				2						
	制御系解析	2			2							
	制御系構成論I	2				2						
	制御系構成論II	2					2					
	センサ工学I	2			2							
	知的画像処理	2					2					
	デジタル制御	2					2					
	知能制御応用	2				2						
	情報処理システムI	2				2						
	情報処理システムII	2						2				
	宇宙工学I	2				2						
	燃焼工学	2					2					
	宇宙工学II	2							2			
	メカと力学	2			2							
	機械力学I	2				2						
	機械力学II	2					2					
	設計工学I	2					2					
	設計工学II	2						2				
	トライボロジー	2							2			
	○数値解析法	2					2					
	システム工学	2					2					
	機械工作法実習I	1			3							
	機械工作法実習II	1				3						
	設計製図I	1			3							
	設計製図II	1					3					

機械工学・宇宙工学コースのみ必修

教科に関する専門教育科目	授業科目	単位	授業時数								最低修得単位数	
			1年次		2年次		3年次		4年次			
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
工業の専門教育科目	設計製図Ⅲ	1						3			機械工学・宇宙工学コースのみ必修	
	宇宙工学PBL	1						3				
	機械工学実験Ⅰ	1				3						
	機械工学実験Ⅱ	1					3					
	制御工学実験Ⅰ	1			3							
	制御工学実験Ⅱ	1					3				知能制御工学コースのみ必修	
	制御工学実験Ⅲ	1						3				
	知能制御実験	1							3			
	学外工場実習	1										
	学外見学実習	1										
職業指導	○職業指導	4							2	2		
合計											20単位	

注) 上記の表中で○印の付された授業科目は、必ず修得しなければならない。

(2) 建設社会工学科

工業の教科に関する専門教育科目

教科に関する専門教育科目	授業科目	単位	授業時数								最低修得単位数	
			1年次		2年次		3年次		4年次			
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
工業の専門教育科目	○建設社会工学演習	1	2								高校1種	
	○建設力学基礎及び演習	2		4								
	○水理学基礎及び演習	2		4								
	○公共計画基礎	2			2							
	国土計画論	2						2				
	地域計画と景域デザイン	2						2				
	都市計画	2				2						
	道路交通工学	2					2					
	水理学Ⅰ	2			2							
	水理学Ⅱ	2				2						
	海岸・港湾工学	2						2				
	水環境工学	2						2				
	防災情報工学	2						2				
	○地盤工学基礎及び演習	2			4							
	地盤工学	2				2						
	地盤耐震工学	2					2					
	構造物基礎と地下空間	2						2				
	構造力学Ⅰ	2			2							
	構造力学Ⅱ	2						2				
	建設振動学	2				2						
	建設材料施工学	2			2							
	○コンクリート構造工学Ⅰ	2				2						
	コンクリート構造工学Ⅱ	2					2					
	○測量学実習	1			3							
	○建設工学実験Ⅰ	1					3					
	○建設工学実験Ⅱ	1						3				
	○建築設計製図Ⅰ	2			4							

教科に関する専門教育科目	授業科目	単位	授業時数								最低修得単位数	
			1年次		2年次		3年次		4年次			
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
	建築設計製図Ⅱ	2			4						高校1種	
	学外実習	1										
職業指導	○職業指導	4							2	2		
合計											20単位	

注) 上記の表中で○印の付された授業科目は、必ず修得しなければならない。

(3) 電気電子工学科

工業の教科に関する専門教育科目

教科に関する専門教育科目	授業科目	単位	授業時数								最低修得単位数	
			1年次		2年次		3年次		4年次			
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
工業の専門教育科目	○電磁気学Ⅰ	2		2							高校1種	
	○電磁気学Ⅱ	2			2							
	○電磁気学Ⅲ	2				2						
	電磁気学Ⅳ	2					2					
	○電気回路Ⅰ	2		2								
	○電気回路Ⅱ	2			2							
	○電気回路Ⅲ	2				2						
	電気回路Ⅳ	2					2					
	○電子回路Ⅰ	2			2							
	電子回路Ⅱ	2				2						
	電子回路Ⅲ	2						2				
	数値計算法	2					2					
	エネルギー基礎工学	2				2						
	通信基礎	2					2					
	情報理論	2						2				
	組み込みオペレーティングシステム	2					2					
	システム工学	2					2					
	センサ・インターフェース工学	2						2				
	○電気電子工学実験Ⅰ	1			3						□ いずれか1科目選択必修	
	○電気電子工学実験Ⅱ	1				3						
	電気電子工学実験ⅢA	2					6					
	電気電子工学実験ⅢB	2					6					
	○電気電子工学PBL実験	2						6				
	論理回路	2			2							
	電気電子計測Ⅰ	2					2					
	電気電子計測Ⅱ	2						2				
	コンピューターアーキテクチャ	2					2					
	エンベデッドシステム	2						2				
	電気エネルギー伝送工学	2					2					

教科に関する専門教育科目	授業科目	単位	授業時数								最低修得単位数	
			1年次		2年次		3年次		4年次			
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
工業の専門教育科目	電気機器	2					2				高校1種	
	パワーエレクトロニクス	2						2				
	制御システム工学	2					2					
	半導体デバイス	2		2								
	電気電子物性	2					2					
職業指導	○職業指導	4							2	2		
合計											20単位	

注) 上記の表の中で○印の付された授業科目は、必ず修得しなければならない。

(4) 應用化学科

工業の教科に関する専門教育科目

教科に関する専門教育科目	授業科目	単位数	授業時数								最低修得単位数	
			1年次		2年次		3年次		4年次			
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
工業の専門教育科目	応用化学自由研究	1		2							高校1種	
	○応用化学基礎実験	2			6							
	○有機化学I	2			2							
	○有機化学II	2				2						
	有機化学III	2					2					
	反応有機化学	2						2				
	有機工業化学	2						2				
	有機機器分析	2						2				
	高分子合成化学	2					2					
	高分子機能化学	2						2				
	○化学工学I	2			2							
	化学工学II	2				2						
	化学工学III	2					2					
	反応工学	2						2				
	コンピュータ解析I	2					2					
	○無機化学I	2			2							
	○無機化学II	2				2						
	機能性材料化学	2						2				
	物理化学IV	2						2				
	物理化学V	2						2				
	分析化学	2					2					
	○応用化学実験A	2				6						
	○応用化学実験B	2					6					
	○応用化学実験C	2						6				
職業指導	○職業指導	4							2	2		
合計											20単位	

注) 上記の表中で○印の付された授業科目は、必ず修得しなければならない。

(5) マテリアル工学科

工業の教科に関する専門教育科目

教科に関する専門教育科目	授業科目	単位数	授業時数								最低修得単位数	
			1年次		2年次		3年次		4年次			
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
工業の専門教育科目	○格子欠陥学	2			2						高校1種	
	○材料組織学Ⅰ	2			2							
	材料組織学Ⅱ	2				2						
	回折結晶学	2					2					
	計算材料学Ⅰ	2					2					
	○材料熱力学基礎	2			2							
	○材料熱力学	2				2						
	○反応速度論	2				2						
	材料プロセス	2					2					
	塑性加工学	2						2				
	○材料力学	2			2							
	材料物理数学	2				2						
	破壊力学	2					2					
	計算材料学Ⅱ	2						2				
	マテリアル工学入門	2	2									
	製錬工学	2					2					
	○設計製図	1			3							
	○フロンティア工学実習	1			3							
	○マテリアル基礎実験	1					3					
	○ものづくり実習	1						3				
	○外国語文献講読	2							2			
	○見学実習	1										
職業指導	○職業指導	4							2	2		
合計											20単位	

注) 上記の表中で○印の付された授業科目は、必ず修得しなければならない。

(6) 総合システム工学科

工業の教科に関する専門教育科目

教科に関する専門教育科目	授業科目	単位数	授業時数								最低修得単位数	
			1年次		2年次		3年次		4年次			
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
工業の専門教育科目	○力学基礎	4	4								高校1種	
	○基礎電磁気学	4			4							
	○電気回路Ⅰ	2			2							
	電気回路Ⅱ	2				2						
	○電磁気学Ⅰ	2				2						
	電磁気学Ⅱ	2					2					
	○電子回路Ⅰ	2					2					
	電子回路Ⅱ	2						2				
	センサ工学	2							2			
	電気機器Ⅰ	2						2				
	○材料基礎	2					2					
	基礎半導体工学	2					2					
	電子デバイス	2						2				
	機能性材料	2						2				
	○機構学	2			2							
	材料力学	2				2						
	機械力学	2					2					
	熱力学	2						2				
	機械材料	2					2					
	流体力学	2							2			
	図形情報科学	2			2							
職業指導	○職業指導	4							2	2		
合計											20単位	

注) 上記の表中で○印の付された授業科目は、必ず修得しなければならない。

数学の免許を取得できる学科（総合システム工学科）

(1) 総合システム工学科

数学の教科に関する専門教育科目

教科に関する専門教育科目	授業科目	単位数	授業時数								最低修得単位数	
			1年次		2年次		3年次		4年次			
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
代 数 学	○線形数学 I	2	2								高校 1 種	
	代数学	2			2							
幾 何 学	○線形数学 II	2		2							1 単位	
	応用数理 A	2				2						
解 析 学	○解析学 I	4	4								1 単位	
	解析学 II	4		4								
	○微分方程式	2			2							
	複素解析学	2			2							
	応用数理 B	2				2						
	制御工学 I	2					2					
「確率論・統計学」	○統計学	2			2						1 単位	
	応用数理 C	2					2					
コンピュータ	○情報 PBL	2		2							1 単位	
	○情報処理基礎	2			2							
	○情報処理応用	2				2						
	○実践プログラミング PBL	2			4							
	○計算数理工学 PBL	2				4						
	応用数理 D	2						2				
	アルゴリズムとデータ構造	2				2						
	アセンブリ言語	2					2					
	デジタル回路	2							2			
合 計					2						20 単位	

注) 上記の表の中で○印の付された授業科目は、必ず修得しなければならない。

教科又は教職に関する専門教育科目（全学科共通）

教科又は教職に関する専門 教育科目	単 位 数	授業時数								備考	
		1年次		2年次		3年次		4年次			
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
教科又は教職に関する専門 教育科目最低修得単位数	16									「教科又は教職 に関する科目」 は最低取得単位 を超えて履修し た「教科に関する 科目」若しくは 「教職に関する 科目」につい て16単位以上	

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目（全学科共通）

開設授業科目	
授業科目	単位数
○日本国憲法	2
○スポーツ運動学実技A	1
○スポーツ運動学実技B	1
○健康スポーツ科学論	2
○総合英語AⅠ	1
○総合英語AⅡ	1
○情報リテラシー	2

注) 上記の表中で○印の付された授業科目は、必ず修得しなければならない。

教職に関する専門教育科目（全学科共通）

教職に関する専門教育科目	授業科目	単位数	授業時数								備考	
			1年次		2年次		3年次		4年次			
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
教職に関する専門教育科目最低修得単位数	○教職論	2		2							該当科目の指導法（4単位）を必修	
	○教育原理	2	2									
	○教育心理学	2	2									
	○教育社会学	2		2								
	工業教科教育法	4					4					
	教科教育法（数学）I	2					2					
	教科教育法（数学）II	2						2				
	○教育課程論	1			1							
	○特別活動の指導法	1			1							
	○教育方法	2					2					
	○生徒指導 (進路指導を含む。)	2				2						
	○教育相談	2				2						
	○教職実践演習（高）	2								2		
	○教育実習	3									適時	

注)

- ① 上記の表中で○印の付された授業科目は、必ず修得しなければならない。
- ② 教職に関する専門教育科目より10単位以上、教科に関する専門教育科目及び教科又は教職に関する専門教育科目と合わせて24単位以上、修得した者でなければ教育実習は履修できない。
- ③ 教職に関する専門教育科目の単位は人文社会系の単位としては認められない。ただし、教育心理学、教育原理、教育社会学を除く。
- ④ 教育実習の3単位は、実習校での「教育実習」と、学部で開く「事前・事後指導」との二つの履修から成る。
教育実習に行くためには、実習に行く前年度の3月に集中で開講される「事前指導」を受講しておかなければならぬ。
- ⑤ 教育実習に行くためには、別途に開講する「同和教育」を受講しておかなければならぬ。

II 修学上の注意事項

1 履修課程表について

- (1) 履修課程表は、必修科目、選択必修科目、選択科目の区分、各科目の単位数、毎週授業時間数を学年次別及び前・後期別に示してあり、修学上の指針となるものであるのでこの表に準拠して各科目を履修することが望ましい。
- (2) 工学基礎科目及び工学専門科目の履修課程表においては、各学科及び履修コースで定めた必修・選択必修・選択の科目が示してあるので、欄外の注意事項に従って履修することが大切である。

2 シラバス（授業要目）について

- (1) シラバス（授業要目）には、各授業科目の概要、キーワード、到達目標、授業計画、評価方法・基準、履修上の注意事項、教科書等が記載されているので、事前によく読んで各科目の学習に臨むことが重要である。
- (2) シラバス（授業要目）の中には各履修コースで開講されている科目の内容を考慮した系統図及び学習目標が記載されているので、自分の現在の学習到達度と将来の進路希望をこの図の上に重ねて考え、履修科目の選択を行うことが大切である。系統的な履修計画を無視して単位数だけに目を奪われないように注意すること。

3 履修科目について

人間科学科目、工学系総合科目、工学基礎科目及び工学専門科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

- (1) 人間科学科目については、人間科学基礎科目のうち、人文社会系の選択必修科目から 10 単位、外国語系の科目 9 単位（必修 6 単位、選択必修 3 単位）、保健体育系の必修科目 2 単位の合計 21 単位以上を修得しなければならない。
- (2) その他、学科及び履修コース別の卒業要件単位数については、学修細則別表第 4 を参照すること。

4 履修登録について

- (1) 履修科目の登録にあたっては、所定の登録期間内に教務情報システムにより、受講を希望する科目を登録しなければならない。（ただし、特別な事由がある場合は、「履修登録票」（別記様式第 1 号）により登録を行うことができる。）
- (2) 複数クラスを開講する科目の場合等には、ガイダンス等を行って学生を振り分けることがあるので、担当教員の指示に従って履修登録を行うこと。
- (3) 所属する学科の履修課程表にない他学科及び他学部の科目の履修を希望する者は、所属学科の履修課程表にない授業科目受講願（別記様式第 2 号）を教務係で受け取り、科目担当教員及び所属の学科または各履修コースの教務委員の承認を得たうえ、教務係に提出しなければならない。ただし、科目によっては 2 年次以上の特定の履修コースに開講されているものがあり、他履修コースにとっては、この科目は「他学科の科目」と見なされる。
- (4) 履修登録の内容については、登録期間終了後、教務情報システムで、正しく登録されているか確認すること。登録誤り又は登録もれがある場合には、履修登録修正期間に、教務情報システムで、修正（科目の追加及び取り消し）を行うこと。修正を行った場合も、登録内容を教務情報システムで必ず確認すること。
- (5) 履修登録にかかる期日は、学期の始めに掲示するので期日を厳守すること。期日締切後は受け付けない。ただし、特別の事由がある場合は教務係で履修登録票（追加）（別記様式第 3 号）を受け取り、科目担当教員及び所属の学科または履修コースの教務委員の承認を得たうえで、教務係に提出すること。

- (6) 履修登録をしていない科目的授業は、受けることができない。
- (7) 履修登録をした授業科目的履修を取りやめる場合は、履修登録期間の約1ヶ月後に設定される履修登録取消し期限までに、履修登録票（取消し）（別記様式第4号）を科目担当教員の承認を得たうえ、教務係に提出しなければならない。ただし、集中講義又はそれに準じる形態で実施される授業科目については、各授業科目ごとに掲示される履修登録取消し期日までは、履修登録の取消しを行うことができる。
- (8) 教務委員が、正当な事由により、定められた期間内に履修登録の取消しを行うことができないと認めた場合は、履修登録の取消しを行う場合がある。
- (9) 特別な事由により、学修細則第7条第2項に規定する履修登録単位数の上限を超える科目的履修を希望する場合は、上限単位数を超える授業科目的履修願（別記様式第5号）（ただし、履修登録の期日を過ぎて提出する場合は別記様式第6号による）を教務委員の承認を得たうえで、教務係に提出しなければならない。

5 試験について

- (1) 各学科の試験は、学期末に期間を定めて行われる。試験の科目、期間、講義室等はその都度掲示する。
- (2) 試験の際には、必ず学生証を持参し、試験中机の上に呈示しなければならない。
- (3) 科目の試験に合格した者は、合格した科目的試験を再度受けることはできない。
- (4) 卒業研究については、工学部学修細則第18条（再試験）を適用しない。

6 試験における不正行為について

試験において不正行為のあった者に対しては、工学部学修細則第19条（試験における不正行為に対する懲戒）により次の措置をとる。

- (1) 当該学期に修得した単位は、学修細則第11条第3項の規定にかかわらず、すべて取り消し、再履修させる。
- (2) 当該学期に再試対象になった科目も、すべて再履修させる。
- (3) 当該学期に再試験を受けた科目も、すべて再履修させる。
- (4) 当該学期前に履修し再試対象になっている科目も、再履修させる。
- (5) 当該学期に通年の科目があるときは、その科目も再履修させる。

7 科目の試験の結果について

- (1) 各科目の試験の結果については、教務情報システムにより表示をする。
- (2) 個別科目的成績評価に不服があり、科目担当教員の説明に納得できない場合は、学期毎に掲示される期間内に、成績評価に対する異議申立書（別記様式第7号）を教務係に提出することができる。
- (3) 当該学期前までの試験の結果について、学期の初めに「修得単位通知書」を証明書発行機により交付する。

8 進級要件等について

- (1) 3年次への進級要件等
 - ① 2カ年以上在学し、卒業要件単位中から72単位以上を修得すること。
 - ② 3年次に進級しない者は、当該履修コース履修課程表の3年次の工学基礎科目及び工学専門科目のうち必修科目を履修できない。
- (2) 4年次への進級要件等
 - ① 3カ年以上在学し、卒業要件単位中から所属する学科及び履修コースの指定する科目を含む110単位以上を修得すること（学修細則別表第7参照）。
 - ② 4年次に進級しない者は、当該履修コース履修課程表の4年次の工学基礎科目及び工学専門科目のうち必

修科目を履修できない。

- (3) 連続する 2 年間において 30 単位を修得できないときは、除籍の該当者として取り扱うので特に注意すること。
- ① ただし、連続する 2 年間の修得単位数が 30 単位未満の者でも、学修細則第 15 条のただし書きに該当する者は除く。
- ② 連続する 2 年間における 30 単位には、単位の全てを含めるものとする。

9 大学院入門科目について

(1) 履修資格

大学院入門科目の履修を願い出ることができる工学部学生は、次のいずれかに該当する学業成績が優秀な 4 年次学生で、教務委員及び指導教員の承認を得られる者とする。

- ① 3 年次終了時の GPA が 3.0 以上の者
② ①に準じた学業成績を修めた者

(2) 履修科目

履修できる科目の単位数は、大学院入門科目から 6 単位までとする。

(3) 履修手続

履修を願い出る場合は、履修登録期間中に「大学院授業科目の履修願」を教務係で受け取り、教務委員、指導教員、科目担当教員の承認を得たうえ、教務係に提出しなければならない。

(4) 単位の取扱

学部学生が学府の授業科目を履修し、その試験に合格した場合は、工学府進学後に所定の手続きを経て単位を認定するものとする。

10 掲示について

学務関係の学生に対する公示、通知、呼び出し等はすべて工学部掲示板に掲示するので見落としのないよう注意すること。ただし、所属する学科（履修コース）に関わることは、所属する学科（履修コース）の掲示板に掲示することがあるので、見落としのないよう注意すること。

重要な掲示を見落として自己に不利益な結果を招くことのないようにすること。

大学は、学生が、この点をよく理解しているものとして取り扱う。

別記 様式第1号

履修登録票

登録年度	平成 年度 前期・後期		
学科	コース	年次	
学生番号		氏名	

〔履修登録欄〕

授業科目名	教員名	クラス	曜日	時限	備考

記入上の注意

- ① 記入誤り、記入もれがないよう、確認すること。
- ② 判別ができない場合は、履修登録がなされないので十分注意すること。

別記 様式第2号

平成 年度 前期・後期
所属学科の履修課程表にない授業科目受講願

曜日・時限・クラス	曜日	時限	クラス	担当教員印	教務委員印
科 目 名					
教 員 名					

学 科 等	学 科	コ ー ス	年 次	教 务 係	
学 生 番 号					
氏 名					

備 考		担当教員印	教務委員印

別記 様式第3号

平成 年度 前期・後期 履修登録票(追加)

曜日・時限・クラス	曜日	時限	クラス	遅延理由(詳細に)	
科 目 名					
教 員 名					

学 科 等	学 科	コ ー ス	年 次	担当教員印	教務委員印	教 务 係
学 生 番 号						
氏 名						

科目担当教員 殿

履修登録の追加を承認される場合は、お手数ですが、学生の氏名・学生番号をお手持ちの履修者名簿へ記入頂きますようお願いします。

別記 様式第4号

平成 年度 前期・後期 履修登録票(取り消し)

曜日・時限・クラス	曜日	時限	クラス	取消理由(詳細に)
科 目 名				
教 員 名				

学 科 等	学 科	コ ー ス	年 次	担当教員印	教 务 係
学 生 番 号					
氏 名					

科目担当教員 殿

履修登録の取り消しを承認される場合は、お手数ですが、学生の氏名・学生番号をお手持ちの履修者名簿から削除頂きますようお願いします。

別記 様式第5号

平成 年度 上限単位数を超える授業科目の履修願

曜日・時限・クラス	曜日	時限	クラス	上限を超える履修の理由
科 目 名				
教 員 名				(既履修登録単位数 単位)

学 科 等	学 科	コ ー ス	年 次	教務委員印	教 务 係
学 生 番 号					
氏 名					

平成 年度 上限単位数を超える授業科目の履修願(追加)

曜日・時限・クラス	曜日	時限	クラス	上限を超える履修の理由
科 目 名				
教 員 名				(既履修登録単位数 単位)

学 科 等	学 科	コ ー ス	年 次	担当教員印	教務委員印	教 务 係
学 生 番 号						
氏 名						

科目担当教員 殿

履修登録の追加を承認される場合は、お手数ですが、学生の氏名・学生番号をお手持ちの履修者名簿へ記入頂きますようお願いします。

平成 年 月 日

成績評価に対する異議申立書

工学部長 殿

学科・学年 _____ 学科第 年次 _____
学生番号 _____
氏名 _____ 印 _____

私が履修した科目の成績について、下記のとおり異議を申し立てます。

平成 年度 前期・後期

科目名（クラス番号）	()
教員名	

○ 上記科目の成績評価について異議を申し立てる理由

記入漏れのないよう注意すること。記入漏れがある場合は受け付けない。

教務係確認欄 (科目担当教員への問い合わせの有無)
有・無

III 九州工業大学工学部学生の履修コースの専攻の決定に関する要項

第1条 この要項は、九州工業大学工学部学修細則（以下「学修細則」という。）第2条第3項の規定に基づき、履修コース（以下「コース」という。）の決定の方法について必要な事項を定める。

第2条 コースの決定は、原則として同一入学年度の学生を対象とする。

第3条 コースの決定は、学生の志望により行う。

第4条 コースの決定等の時期は、次のとおりとする。

(1) 機械知能工学科、建設社会工学科

- ① 志望の受付 1年次の1月末日
- ② コースの決定 1年次末
- ③ 決定の公示 2年次の4月上旬

(2) 電気電子工学科

- ① 志望の受付 2年次の1月末日
- ② コースの決定 2年次末
- ③ 決定の公示 3年次の4月上旬

第5条 各コースの基本受入学生数は、次のとおりとする。

機械知能工学科	機械工学コース	60名
	宇宙工学コース	30名
	知能制御工学コース	50名
建設社会工学科	建築学コース	20名
	都市環境デザインコース	60名
電気電子工学科	電気工学コース	65名
	電子工学コース	65名

ただし、現員数または進級予定者数を基本受入学生数により按分し、各コースの受け入れ学生数とする。

第6条 コースの決定方法は次のとおりとする。

(1) 学生は、当該年度の1月末日までにコース志望届を提出しなければならない。ただし、コースごとの第1志望者数の公表を受け、2月末日までの間に、コース志望変更届を提出することができる。

(2) 2月末現在のコース志望届に基づき、次の方法により学科で受け入れコースを決定する。

① 第1志望者が当該コースの受け入れ学生数内である場合

ア 学生の志望どおり受け入れる。

② 第1志望者がコースの受け入れ学生数を超える場合

ア そのコースの受け入れ学生数までを成績上位者から順次受け入れる。

イ 受け入れられなかった学生は、第2志望にまわす。

③ 第2志望者によって当該コースの受け入れ学生数を超える場合

ア 第2志望者は、そのコースの受け入れ学生数までを成績の上位者から順次受け入れる。

イ アにより受け入れられなかった学生は、当該学科において協議する。

第7条 成績の順位付けは次により行う。

(1) 機械知能工学科、建設社会工学科

① 1年次に修得した成績点の高い15科目を抽出し、総得点の平均点（小数点第3位を切り捨てる。）により行う。

② 1年次に修得した15科目に満たない者にあっては、その総得点を15で除した平均点（小数点第3位を切り捨てる。）により行う。

(2) 電気電子工学科

① 2年次までに修得した成績点の高い36科目を抽出し、総得点の平均点（小数点第3位を切り捨てる。）により行う。

② 2年次までに修得した科目が36科目に満たない者にあっては、その総得点を36で除した平均点（小数点第3位を切り捨てる。）により行う。

附 則

1 この要項は、平成25年4月1日から施行する。

2 この要項の施行日前に入学した学生については、なお従前の例による。

IV 九州工業大学工学部における早期卒業取扱要項

工 学 部 長 制 定

(目 的)

第1条 この要項は、九州工業大学工学部学修細則第6条第2項に基づき、工学部における早期卒業の取扱いに必要な事項を定めることを目的とする。

(早期卒業)

第2条 工学部（九州工業大学工学部）に3年以上4年未満在学した学生が、卒業の要件として修得すべき単位を優秀な成績をもって修得したと認められる場合は、早期卒業をすることができる。

(早期卒業の対象外となる学生)

第3条 次の各号に該当する学生は、早期卒業の対象とならない。

- (1) 編入学した学生
- (2) 再入学又は転入学した学生
- (3) 工学部へ移籍した学生

(早期卒業申請の手続き)

第4条 早期卒業を希望する学生は、2年次の2月末日までに、別記様式1の早期卒業申請書を工学部長に提出するものとする。

(早期卒業における優秀な成績)

第5条 早期卒業を行う学生は、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 2年次終了時に、人間科学科目中、人文社会系の選択必修10単位、外国語系9単位（英語6単位、ドイツ語又は中国語3単位）、保健体育系2単位並びに工学基礎科目及び工学専門科目中、1、2年次の必修科目の全てを含む92単位以上を修得し、GPAが3.8以上であること。
- (2) 3年次終了時、または4年次前学期終了時に卒業要件単位を修得し、GPAが3.8以上であること。

(早期卒業の審査)

第6条 早期卒業の審査および適格の認定は、教務委員会で行う。

(卒業研究等)

第7条 早期卒業の適格の認定を受けた学生の卒業研究等については、以下の特別な措置が取られる。

- (1) 2年次終了時に適格の認定を受けた学生は、3年次に4年次の必修科目を履修することができる。
- (2) 卒業研究（総合システム工学科においては、総合システム工学ゼミナール及び卒業研究プロジェクト）については免除し、特別卒業研究をこれにあてる。
- (3) 3年次前学期終了時において適格の認定を受けた学生は、3年次後学期に特別卒業研究を履修できる。ただし、3年次終了時に特別卒業研究の単位を修得できなかった場合は、卒業研究を履修しなければならない。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

早 期 卒 業 申 請 書

平成 年 月 日

九州工業大学工学部長 殿

学 科 学科 年次

学生番号

本人(氏名)

(印)

現住所

保証人(氏名)

(印)

現住所

九州工業大学工学部における早期卒業取扱要項第4条の規定により、早期卒業を希望します。

V 各種の資格等について

・技術士（技術士法）

工学部卒業生は、技術士第1次試験の共通科目の受験が免除される。なお、応用化学科卒業生は、技術士第1次試験が免除される。卒業後、科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する専門的応用能力を必要とする事項について、計画、研究、設計、分析、試験、評価及びその他政令で定める事項の業務に従事した期間が通算して7年を超える者は、第2次試験を受けることができる。

・一級管工事施工管理技士（建設業法）※

1級技術検定（建設業法）

機械知能工学科卒業生で、受験しようとする種目が施工技術検定規則（昭和35年建設省令第17号）第2条の表の学科の欄において機械工学に関する学科となっている検定種目であって、別記に示す教科において指定する条件を満たし卒業した後、受験しようとする種目に関し指導監督的実務経験1年以上を含む3年以上の実務経験を有する者は、1級技術検定の受験資格が認められる。

2級技術検定（建設業法）

機械知能工学科卒業生で、受験しようとする種目が施工技術検定規則（昭和35年建設省令第17号）第2条の表の学科の欄において機械工学に関する学科となっている検定種目であって、表2に掲げる者は、2級技術検定の受験資格が認められる。

受験しようとする種目	受験資格を認める者	
建設機械施工	九州工業大学工学部機械知能工学科の課程のうち別記に示す教科において指定する条件を満たし卒業した後、受験しようとする種別に関する6月以上の実務経験を含む1年以上の実務経験を有する者	
土木施工管理及び建築施工管理 (国土交通大臣が指定する種別)	九州工業大学部機械知能工学科の課程のうち別記に示す教科において指定する条件を満たし卒業した後、受験しようとする種別に関する1年以上の実務経験を有する者	
その他の種目 及び種別	学科試験	九州工業大学工学部機械知能工学科の課程のうち別記に示す教科において指定する条件を満たし卒業した者又は卒業見込みの者
	実地試験	九州工業大学工学部機械知能工学科の課程のうち別記に示す教科において指定する条件を満たし卒業した後、受験しようとする種目（種別）に関する1年以上の実務経験を有する者

(別記)

施工技術検定規則（昭和 35 年建設省令第 17 号）第 2 条の表の学科の欄において機械工学に関する学科となるて いる検定種目の受検資格認定対象者は下記のとおりです。

次に掲げる科目のうち、A 群から C 群までの各群から 1 科目以上、B 群から 17 単位以上、合計 30 単位以上履修した者

A 群	B 群	C 群
解析学 I	機械構造の力学入門	知能制御
解析学 II	流れ学基礎	デジタル制御
線形数学 I	計測制御基礎	知能制御応用
線形数学 II	材料力学 I	燃焼工学
解析学 III	材料力学 II	メカと力学
複素解析学	機械材料学	機械力学 I
統計学	弾塑性力学	機械力学 II
物理学 I	材料強度	設計工学 I
物理学 II A	塑性加工学	設計工学 II
物理学 II B	生産工学基礎	システム工学
物理学実験	生産ソフトウェア工学	機械工作法実験 I
解析力学・剛体力学	流れ学	機械工作法実験 II
基礎量子力学	流体力学	三次元 CAD 入門
化学 I	熱流体力学	設計製図 I
化学 II	熱力学 I	設計製図 II
化学実験 B	熱力学 II	設計製図 III
図形情報科学	伝熱学	機械工作実験 I
数値形状モデリング	制御工学基礎	機械工作実験 II
情報リテラシー	機械宇宙システムの制御	制御数学演習
情報処理基礎	振動工学	制御系解析演習
情報処理応用	制御数学	制御系構成論 I 演習
情報処理システム I	制御系解析	制御系構成論 II 演習
情報処理システム II	制御系構成論 I	制御工学実験 I
統計力学	制御系構成論 II	制御工学実験 II
量子力学	センサ工学 I	制御工学実験 III
数値解析法	センサ工学 II	知能制御実験
	ロボット制御工学	

・**一級建築士（建築士法）※**

建設社会工学科卒業生で、在学中に所定の単位を修得し、卒業後、所定の実務経験を経たものは、一級建築士試験の受験資格が取得できる。（別表1を参照）

・**二級・木造建築士（建築士法）※**

建設社会工学科卒業生で、在学中に所定の単位を修得し、卒業後、所定の実務経験を経たものは、二級・木造建築士試験の受験資格が取得できる。（別表1を参照）

・**測量士（測量士法）※**

建設社会工学科卒業生で、在学中に測量に関する科目を履修し、卒業後、1年以上の測量に関する実務経験を経た者は、測量士の資格が取得できる。

・**一級土木施工管理技士（建設業法）**

建設社会工学科卒業生で、土木施工管理に関して3年以上の実務経験（1年以上の指導監督的実務経験）を経た者は、一級土木施工管理技術検定学科試験の受験資格が取得できる。

・**電気通信主任技術者（電気通信事業法）※**

電気電子工学科で、在学中に別表2-1、別表2-2に示す認定基準の告示科目及び時間数を修得した者は、電気通信主任技術者試験を受験する際に、試験の一部が免除される。

・**電気主任技術者（電気事業法）※**

電気電子工学科（電気工学コース）卒業生で、在学中に所定の単位を修得し、卒業後、5年以上の実務経験を経た者は、第一種電気主任技術者免許状が取得できる。（別表3を参照）

・**第一級陸上無線技術士（無線従事者規則）※**

電気電子工学科（電子工学コース）卒業生で、在学中に別表4に示す認定基準に規定する科目及び時間数並びに単位数を修得した者は、第一級陸上無線技術士試験を受験する際に無線工学の基礎が免除される。

・**第一級陸上特殊無線技士※、第三級海上特殊無線技士（無線従事者規則）**

電気電子工学科（電子工学コース）卒業生で、在学中に別表5-1、別表5-2の授業科目名欄に掲げる科目を修得した者は、申請に基づき、第一級陸上特殊無線技士、第三級海上特殊無線技士の免許が付与される。

また、同申請に必要な科目履修証明書、履修内容証明書及び卒業証明書のうち、履修内容証明書については本学卒業生は提出が免除されており、したがって同履修内容に係る審査時間が短縮されるため、本学卒業生については免許状が比較的速やかに発給されることとなる。

※印は、平成25年3月現在申請中の資格

一級建築士、二級・木造建築士（建築士法）

別表1 建設社会工学科

一級建築士、二級・木造建築士試験の受験資格取得を希望する学生が修得すべき授業科目及び単位数

(1) 各分類ごとの修得すべき要件単位数

資格別	実務経験	修得すべき要件単位数											総合計修得要件単位数 (a) + (b)				
		分類①	分類②	分類③	分類④	分類⑤	分類⑥	分類⑦	分類⑧	分類⑨	分類⑩ (b)	①～⑨の合計修得要件単位数 (a)					
一級	2年	7単位以上	7単位以上	2単位以上	2単位以上	4単位以上	3単位以上	2単位以上	2単位以上	1単位以上	適宜	30単位以上	60単位以上				
	3年												50単位以上				
	4年												40単位以上				
二級・木造	0年	5単位以上	7単位以上			6単位以上			1単位以上	1単位以上	適宜	20単位以上	40単位以上				
	1年												30単位以上				
	2年												20単位以上				

(2) 修得すべき指定科目一覧表

指定科目の分類 (単位数)		指定科目として申請する開講科目			備考
二級・木造 実務0～2年	一級 実務2～4年	科目名	履修学年	単位数	
①建築設計製図 (5単位以上)	①建築設計製図 (7単位以上)	建築設計製図基礎	1	2	
		建築設計製図I	2	2	
		建築設計製図II	2	2	
		建築設計製図III	3	2	
		建築設計製図IV	3	2	
②～④ 建築計画、 建築環境工学 又は建築設備 (7単位以上)	②建築計画 (7単位以上)	建築計画I	2	2	
		建築計画II	2	2	
		建築・環境デザインの歴史と展開	3	2	
		都市計画	2	2	
	③建築環境工学 (2単位以上)	建設環境工学	2	2	
		建設設備	3	2	
⑤～⑦ 構造力学、 建築一般構造 又は建築材料 (6単位以上)	⑤構造力学 (4単位以上)	建設力学基礎及び演習	1	2	
		建設振動学	2	2	
		構造力学I	2	2	
		構造力学II	3	2	
		地盤工学基礎及び演習	2	2	
		地盤工学	2	2	
		構造物基礎と地下空間	3	2	
		地盤耐震工学	3	2	
	⑥建築一般構造 (3単位以上)	建設工学実験II	3	1	
		コンクリート構造工学I	2	2	
		コンクリート構造工学II	3	2	
		建築一般構造I	2	2	
	⑦建築材料 (2単位以上)	建築一般構造II	3	2	
		建設材料施工学	2	2	

指定科目の分類 (単位数)		指定科目として申請する開講科目			備 考
二級・木造 実務 0～2年	一級 実務 2～4年	科目名	履修学年	単位数	
⑧建築生産 (1 単位以上)	⑧建築生産 (2 単位以上)	建設施工と積算	3	2	
⑨建築法規 (1 単位以上)	⑨建築法規 (1 単位以上)	建築法規	3	2	
⑩その他 (適宜)	⑩その他 (適宜)	図形情報科学	1	2	
		総合ランドスケープ演習	3	1	
		測量学実習	2	1	
		測量学 I	1	2	
		測量学 II	2	2	
		地域計画と景域デザイン	3	2	

一級建築士（建築士法）

建設社会工学科卒業生で、在学中に所定の単位を修得し、卒業後、所定の実務経験を経たものは、一級建築士試験の受験資格が取得できる。

二級・木造建築士（建築士法）

建設社会工学科卒業生で、在学中に所定の単位を修得し、卒業後、所定の実務経験を経たものは、二級・木造建築士試験の受験資格が取得できる。

電気通信主任技術者（電気通信事業法）

別表2－1 電気電子工学科（電気工学コース）

電気通信主任技術者試験の一部免除を希望する学生が修得すべき授業科目および時間数並びに単位数

(1) 基礎専門教育科目

認定基準		授業科目	授業時間数 (単位)	備考
告示科目	時間数			
数 学	60	解 析 学 II 線 形 数 学 I 線 形 数 学 II	60 (4) 30 (2) 30 (2)	
物 理 学	60	物 理 学 II A 物 理 学 II B 物 理 学 実 験	30 (2) 30 (2) 45 (1)	
電 磁 気 学	60	電 磁 気 学 I 電 磁 気 学 II 電 磁 気 学 III 電 磁 気 学 IV	30 (2) 30 (2) 30 (2) 30 (2)	
電 气 回 路	60	電 气 回 路 I 電 气 回 路 II 電 气 回 路 III	30 (2) 30 (2) 30 (2)	
電 子 回 路	60	電 子 回 路 I 電 子 回 路 II	30 (2) 30 (2)	
デジタル回路	30	論 理 回 路 集 積 回 路 工 学	30 (2) 30 (2)	
情 報 工 学	30	情 報 处 理 基 礎 情 報 处 理 応 用	30 (2) 30 (2)	
電 气 計 測	60	電 气 電 子 計 測 I 電 气 電 子 計 測 II	30 (2) 30 (2)	

(2) 専門教育科目

認定基準		授業科目	授業時間数 (単位)	備考
告示科目	時間数			
伝送線路工学	30	光 通 信 工 学 電 气 回 路 IV	30 (2) 30 (2)	
交換工学	30	通 信 ネットワーカー ネットワークインターフェース	30 (2) 30 (2)	
電気通信システム	30	通 信 基 礎	30 (2)	

別表2-2 電気電子工学科（電子工学コース）

電気通信主任技術者試験の一部免除を希望する学生が修得すべき授業科目および時間数並びに単位数

(1) 基礎専門教育科目

認定基準		授業科目	授業時間数 (単位)	備考
告示科目	時間数			
数学	60	解析学Ⅱ 線形数学Ⅰ 線形数学Ⅱ	60(4) 30(2) 30(2)	
物理学	60	物理學ⅡA 物理學ⅡB 物理學実驗	30(2) 30(2) 45(1)	
電磁気学	60	電磁氣學Ⅰ 電磁氣學Ⅱ 電磁氣學Ⅲ 電磁氣學Ⅳ	30(2) 30(2) 30(2) 30(2)	
電気回路	60	電気回路Ⅰ 電気回路Ⅱ 電気回路Ⅲ	30(2) 30(2) 30(2)	
電子回路	60	電子回路Ⅰ 電子回路Ⅱ 電子回路設計法	30(2) 30(2) 30(2)	
デジタル回路	30	論理回路 デジタル回路設計法	30(2) 30(2)	
情報工学	30	情報処理基礎 情報処理応用	30(2) 30(2)	
電気計測	60	電気電子計測Ⅰ 電気電子計測Ⅱ	30(2) 30(2)	

(2) 専門教育科目

認定基準		授業科目	授業時間数 (単位)	備考
告示科目	時間数			
伝送線路工学	30	光通信工学 電気回路Ⅳ	30(2) 30(2)	
交換工学	30	通信ネットワーク ネットワークインターフェース	30(2) 30(2)	
電気通信システム	30	通信基礎	30(2)	

電気主任技術者（電気事業法）

別表3 電気電子工学科（電気工学コース）

電気主任技術者免状取得を希望する学生が修得すべき授業科目及び単位数

科目区分及び履修単位数	◎ 授業科目	単位数	◎ 授業科目	単位数
1. 電気工学又は電子工学等の基礎に関するもの (合計 19 単位以上、◎印授業科目は必修)	電磁気学 I	2	電子回路 I	2
	電磁気学 II	2	電子回路 II	2
	電磁気学 III	2	論理回路	2
	電磁気学 IV	2	電気電子計測 II	2
	電気回路 I	2	電気電子物性	2
	電気回路 II	2		
	電気回路 III	2		
	電気回路 IV	2		
	電気電子計測 I	2		
	小 計	18	小 計	10
2. 発電、変電、送電、配電及び電気材料並びに電気法規に関するもの (合計 10 単位以上、◎印授業科目は必修)	エネルギー基礎工学	2	電力システム工学	2
	電気エネルギー伝送工学	2	半導体デバイス	2
	電気法規・施設管理	2	電気電子材料	2
	小 計	6	小 計	6
3. 電気及び電子機器、自動制御、電気エネルギー利用並びに情報伝送及び処理に関するもの (合計 12 単位以上、◎印授業科目は必修)	電気機器	2	情報リテラシー	2
	パワーエレクトロニクス	2	情報PBL	2
	制御システム工学	2	情報処理基礎	2
	電力応用	2	情報処理応用	2
	小 計	8	小 計	8
4. 電気工学若しくは電子工学実験又は電子工学若しくは電子工学実習に関するもの (合計 6 単位以上、◎印授業科目は必修)	電気電子工学実験入門	1		
	電気電子工学実験 I	1		
	電気電子工学実験 II	1		
	電気電子工学実験 III B	2		
	電気電子工学PBL実験	2		
	小 計	7		
5. 電気及び電子機器設計又は電気及び電子機器製図に関するもの (合計 2 単位以上)			電機設計法	2
			小 計	2

上表は、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令(平成5年10月6日付け通商産業省令第60号)第7条第1項に規定する科目である。(平成20年度入学生から適用)

科目等履修生制度により、上表の各科目区分における不足単位の補完は卒業した大学においてのみ1科目認められており、不足単位を取得できる場合は次による。

- ① 本学卒業者にあっては、卒業後3年以内に取得した単位に限り認定される。
- ② 本学に3年以上在学した後、本学大学院工学府博士前期課程に進学した者（飛び級者）にあっては、前期課程在学中に取得した単位及び前期課程修了後3年以内に取得した単位に限り認定される。

第一級陸上無線技術士

別表4 電気電子工学科（電子工学コース）

無線工学の基礎の免除を希望する学生が修得すべき授業科目及び時間数並びに単位数

設定基準に規定する科目		授業科目（時間数）及び単位数				備 考		
基礎専門教育科目	数学 14単位 (210時間)	解 析 学 II (60) 4 線 形 数 学 I (30) 2 線 形 数 学 II (30) 2 解 析 学 III (30) 2			複 素 解 析 学 (30) 2 統 計 学 (30) 2			
	物理 5単位 (105時間)	物 理 学 II A (30) 2 物 理 学 II B (30) 2 物 理 学 実 驗 (45) 1 基 礎 量 子 力 学 (30) 2		統 計 力 学 (30) 2 量 子 力 学 (30) 2 原 子 力 概 論 (30) 2				
	電 气 磁 气 学 (120時間)	電 磁 气 学 I (30) 2 電 磁 气 学 II (30) 2		電 磁 气 学 III (30) 2 電 磁 气 学 IV (30) 2				
	電 气 回 路 (120時間)	電 气 回 路 I (30) 2 電 气 回 路 II (30) 2		電 气 回 路 III (30) 2 電 气 回 路 IV (30) 2				
半導体及び電子管並びに電子回路の基礎 (90時間)	電 子 回 路 I (30) 2 電 子 回 路 II (30) 2 論 理 回 路 (30) 2		半 導 体 デ バ イ ス (30) 2 デ イ ジ タ ル 回 路 設 計 法 (30) 2					
電 气 磁 气 測 定 (180時間)		電 气 電 子 計 測 I (30) 2 電 气 電 子 計 測 II (30) 2		電 气 電 子 工 学 実 驗 I (45) 1 電 气 電 子 工 学 実 驗 II (45) 1 電 气 電 子 工 学 実 驗 III A (90) 2				

第一級陸上特殊無線技士

別表5－1 電気電子工学科（電子工学コース）

第一級陸上特殊無線技士の資格を取得するために履修する科目

	授業科目名	主な科目内容
無線機器学その他無線機器に関する科目	通信基礎	シラバスを参照のこと。
	電子回路Ⅱ	
	電子回路Ⅲ	
	電波工学	
電磁波工学その他空中線系及び電波伝搬に関する科目	電波工学	
電子計測その他無線測定に関する科目	電気電子計測Ⅰ	
	電気電子計測Ⅱ	
電波法規その他電波法令に関する科目	移動通信及び法規	

第三級海上特殊無線技士

別表5－2 電気電子工学科（電子工学コース）

第三級海上特殊無線技士の資格を取得するために履修する科目

	授業科目名	主な科目内容
無線機器学その他無線機器に関する科目	通信基礎	シラバスを参照のこと。
	電波工学	
	移動通信及び法規	

VI 九州工業大学工学部への移籍に関する取扱要項

平成 12 年 11 月 22 日

工 学 部 長 制 定

改正 平成 20 年 4 月 1 日

(目 的)

第1条 この要項は、九州工業大学学則（平成 19 年九工大学則第 1 号）第 24 条第 1 項の規定に基づき、情報工学部に在学する学生が工学部への移籍を志願するときの取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(申請手続)

第2条 申請手続きは、次のとおりとする。

- (1) 情報工学部から工学部への移籍を志願する学生（以下「移籍志願学生」という。）は、移籍を志願する前年の 12 月 16 日から 12 月末日までに、工学部への移籍願（別記様式 1）に成績証明書を添えて情報工学部長に提出するものとする。
- (2) 情報工学部長は、移籍志願学生の移籍について差し支えない場合は、工学部への移籍承諾書（別記様式 2）を 1 月末日までに工学部長に提出するものとする。

(申請資格)

第3条 移籍志願学生は、次の要件を満たしていかなければならない。

- (1) 移籍を志願する理由に妥当性があること。
- (2) 年度末に在学期間が 1 年以上であること。
- (3) 過去に学部又は学科間の移籍を行っていないこと。

(受入れ要件)

第4条 受入れ要件は次のとおりとする。

- (1) 受入れ年次は 2 年次とする。
- (2) 移籍を許可する学生数は、受入れ学科（機械知能工学科及び建設社会工学科においてはコース。以下同じ。）において、教育に支障のない範囲内で若干名とする。

(選 考)

第5条 選考は、移籍志願学生が志望する受入れ学科で行い、教務委員会の議を経て教授会で判定する。

(通 知)

第6条 選考の結果は、申請のあった年度の 3 月 31 日までに工学部長が情報工学部長及び本人へ通知する。

附 則

この要項は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

工 学 部 へ の 移 簿 願

平成 年 月 日

九州工業大学情報工学部長 殿

学 科	工学科	年次
学生番号		
本人(氏名)		印
現住所		
保証人(氏名)		印
現住所		

このたび、下記理由により工学部へ移籍したいので、許可願います。

記

○ 学科(コース)志願先

○ 理 由

学 科 長	学務委員	指導教員

工 学 部 へ の 移 籍 承 諾 書

平成 年 月 日

工 学 部 長 殿

情 報 工 学 部 長

工 学 部 へ の 移 籍 に つ い て

下記学生の工学部への移籍については、差し支えありません。

記

学生番号 氏名

* 別記様式1の工学部への移籍願のコピー及び成績証明書を添付

VII 九州工業大学工学部における学科の移籍に関する取扱要項

平成 12 年 11 月 22 日
工 学 部 長 制 定
改正 平成 20 年 4 月 1 日

(目 的)

第1条 この要項は、九州工業大学学則（平成 19 年九工大学則第 1 号）第 24 条第 1 項の規定に基づき、工学部に在学する学生が工学部における学科の移籍を志願するときの取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(申請手続)

第2条 工学部における学科の移籍を志願する学生（以下「移籍志願学生」という。）は、移籍を志願する年の 3 月 1 日までに、学科の移籍願（別記様式 1）を工学部長に提出するものとする。

(申請資格)

第3条 移籍志願学生は、次の要件を満たしていかなければならない。

- (1) 移籍を志願する理由に妥当性があること。
- (2) 年度末に在学期間が 1 年以上であること。
- (3) 過去に学部又は学科間の移籍を行っていないこと。

(受入れ要件)

第4条 受入れ要件は、次のとおりとする。

- (1) 受入れ年次は 2 年次とする。
- (2) 移籍を許可する学生数は、受入れ学科（機械知能工学科及び建設社会工学科においてはコース。以下同じ。）において、教育に支障のない範囲内で若干名とする。
- (3) 1 年次の必修科目はすべて修得し、人文社会系科目を 6 単位以上修得しなければならない。
また、各受入れ学科が別途定める基準を満たすこと。
- (4) 学科内の履修コースの決定とは別に行う。

(選 考)

第5条 選考は、移籍志願学生が志望する受入れ学科で行い、教務委員会の議を経て教授会で判定する。

(通 知)

第6条 選考の結果は、申請のあった年度の 3 月 31 日までに、本人へ通知する。

附 則

この要項は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

学 科 の 移 簿 願

平成 年 月 日

九州工業大学工学部長 殿

学 科 学科 年次

学生番号

本人(氏名)

(印)

現住所

保証人(氏名)

(印)

現住所

このたび、下記理由により学科を移籍したいので、許可願います。

記

○ 学科(コース)志願先

○ 理 由

学 科 長	教務委員	指導教員

VIII 教務情報システム（Live Campus）について

1. 教務情報システム（Live Campus）とは

教務情報システム（Live Campus）は、学生の教務関係のサポート（履修登録、成績情報確認、個人情報の確認等）を行うオンラインツールです。学生本人が学内のネットワーク環境においてログインすることで使用できます。

2. 使用できる場所・端末

- 附属図書館1Fのオープン端末
- 工学部教務係前のオープン端末
- その他、学内のネットワークに接続されている端末であれば使用可能です。

3. アクセス、ログインについて

教務情報システム（Live Campus）はwebブラウザからアクセスすることができます。学内のネットワークに接続されている状態で以下のURLにアクセスしてください。

○ <https://virginia.jimu.kyutech.ac.jp/>

ログイン画面が表示されますのでID、パスワードを入力しログインしてください。

4. ID、パスワードについて

教務情報システム（Live Campus）にログインするためには、ID、パスワードが必要です。ID、パスワードは新入生オリエンテーションの際に配布しますので、受領後、速やかにパスワードを変更してください。（パスワードの変更は上記ログイン後のメインメニュー画面で行うことができます。）

ID、パスワードは大切な個人情報です。管理は自己の責任で行い、十分注意してください。ID、パスワードの再発行は、学生証を持参のうえ、教務係窓口で申請してください。

5. メインメニュー画面について

ログインが成功すると、メインメニュー画面が表示されます。

- 履修関連
 - * 一般講義履修登録（履修登録を行うことができます。）
 - * 集中講義履修登録（集中講義の履修登録を行うことができます。）
- 時間割関連
 - * 個人時間割（履修登録を行った科目を時間割形式で確認できます。）
- 成績情報関連
 - * 成績情報の参照（成績情報を確認できます。）
 - * 単位修得情報の参照（直近の要件〔卒業・進級〕に係る単位の修得状況を確認できます。また、上記要件に係る未得必修科目一覧も確認できます。）
 - * カリキュラムの参照（適用されているカリキュラムを確認できます。）
- 学生情報関連
 - * 学籍情報の参照（個人の学籍情報を確認できます。自身の指導教員もここで確認ができます。登録内容に変更等があれば、教務係に申し出てください。）

➤ その他

- * シラバスの参照（シラバスを確認することができます。）
- * 学内スケジュール（学内のスケジュールを確認することができます。）

6. 履修登録について

各学期の初めに設定されている履修登録期間内に教務情報システム（Live Campus）より履修登録を行ってください。定められた期間（履修登録期間・履修登録修正期間）以外では教務情報システム（Live Campus）を利用しての登録・修正はできませんので注意してください。

登録画面では、その時点では在籍している学科（コース）・学年の時間割が表示されますので、受講を希望する科目を選択して登録を行ってください。異なる学科（コース）・学年の科目を登録する際は、検索画面で受講を希望する科目を検索し、登録を行ってください。

期間内であれば、一旦登録を行った科目でも登録の取消しを行うことができます。

7. 成績情報について

各科目の最終的な成績（合格・再試対象・不可）は、学期末に教務情報システム（Live Campus）で表示されますので、各自必ず確認してください。

- 成績表（科目の修得状況一覧（合否）が確認できます。）
- 履修対成績表（該当年度の履修登録した科目に対する修得状況が確認できます。）
- 再試対象・不可（再試対象科目、今までに不可となった科目一覧が確認できます。）

その他、年別取得単位数、GPA 詳細等も確認することができます。

8. 不正アクセスについて

他人のパスワードを本人に無断で用いて教務情報システム（Live Campus）へアクセスすると、たとえ何の被害を及ぼさなくても、「不正アクセス」となり、「不正アクセス行為の禁止に関する法律」による処罰の対象となります。

情

報

工

学

部

1. 九州工業大学情報工学部学修細則

〔平成 8 年 12 月 18 日
九工大細則第 8 号〕

(目的)

第1条 この細則は、九州工業大学学則（平成 19 年九工大学則第 1 号。以下「学則」という。）第 1 章第 5 節（修業年限、在学期間、教育課程、履修方法等）及び第 7 節（卒業及び学位）に基づき、情報工学部における教育課程の編成、その履修方法、修了の要件、単位の授与等に関し、必要な事項を定めるとともに、学則第 29 条第 4 号に規定する除籍を情報工学部において適用する上で必要な事項を定めることを目的とする。

(学習・教育目標)

第2条 情報工学部は、九州工业大学が掲げる「技術に堪能なる士君子の養成」という教育目標を、情報工学の分野において実現するための教育を行う。

- 2 情報工学部は、この教育目標を各々の教育分野において実現するため、第 5 条第 2 項及び第 3 項毎に学習・教育目標を具体的に設定し、広く学内外に公表する。
- 3 情報工学部は、前項により設定する学習・教育目標の達成状況に関して、定期的に点検と評価を行い、その結果を広く学内外に公表する。
- 4 情報工学部は、学部の教育に対する社会の要求や学生の要望を把握するための調査を行い、前項の点検と評価の結果と合わせて、学習・教育目標の見直しを行う。

(教育課程)

第3条 教育課程は、学習・教育目標に基づいて設計し、学習・教育目標を達成するために必要な授業科目を開設する。

- 2 情報工学部は、学部の教育に対する社会の要求や学生の要望に関する調査の結果及び学習・教育目標の達成度に関する点検と評価の結果を踏まえて、教育課程の見直しを行う。

(授業計画)

第4条 授業計画（シラバス）は、情報工学部が開設する各々の授業科目について、各開講年度ごとに作成し、広く学内外に公表する。

- 2 授業計画には、授業の概要、教育課程における位置付け、授業方法、授業時間ごとの内容、達成されるべき目標、成績評価の基準及び方法、教科書等を記載する。
- 3 各授業科目の担当教員（以下「授業担当教員」という。）は、授業計画に基づいて授業を実施し、記載された成績評価の基準及び評価方法により成績評価を行う。
- 4 情報工学部は、授業アンケート等により得られる学生の意見や要望及び学習・教育目標の達成度に関する点検と評価の結果を踏まえて、授業計画の見直しを行う。

(履修課程表)

第5条 情報工学部の教育課程が開設する授業科目は、人間科学科目区分、自然科学科目区分、情報科目区分及び対象分野科目区分の 4 つの科目区分に分類される。

- 2 人間科学科目区分は、学部共通の教育課程であり、その履修課程表は別表 1 の I に定める。
- 3 自然科学科目区分、情報科目区分及び対象分野科目区分は、各学科が個別に編成する教育課程であり、その履修課程表は、別表 1 の II に定める。
- 4 前 2 項の規定にかかわらず、3 年次編入生のための履修課程表は、別表 2 に定める。

(授業科目の単位区分及び履修年次)

第6条 教育課程の編成に基づいて、各授業科目を必修科目、選択必修科目及び選択科目の3つの単位区分に分類し、また、各授業科目を1年次から4年次までの各履修年次に配当する。

2 学生は、自分が在籍する年次を超える履修年次の授業科目を履修することはできない。

3 学生は、一つの学期に曜日と時限が同一なる授業科目を重複して履修することはできない。

(教育課程の修了要件)

第7条 情報工学部における教育課程を修了するには、4年以上在学（休学及び停学した期間を除く。以下本条及び次条において同じ。）し、第5条に定める履修課程表に従って授業科目を履修し、別表3に定める単位数を修得しなければならない。

2 3年次編入生が情報工学部における教育課程を修了するには、2年以上在学し、第5条に定める履修課程に従って授業科目を履修し、別表4に定める単位数を修得しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、別に定める九州工業大学情報工学部における早期卒業取扱要項（平成12年10月25日制定）の早期卒業の要件を満たす場合には、3年以上の在学により情報工学部における教育課程を修了することができる。

(進級の要件)

第8条 学生は、2年次から3年次に進級するためには、2年以上在学し、別表5に定める3年次進級要件を満たさなければならない。

2 学生は、3年次から4年次に進級するためには、3年以上在学し、別表5に定める4年次進級要件を満たさなければならない。

3 3年次編入生は、4年次に進級するためには、3年次に1年以上在学し、別表6に定める4年次進級要件を満たさなければならない。

4 前3項の規定にかかわらず、病気による休学又は留学等の正当な事由があり、かつ、教育上有益であると教務委員会が認める場合には、進級の要件を満たしていない場合であっても、上級年次への進級を許可することがある。

(履修申告)

第9条 学生は、各学期において履修しようとする授業科目について、その学期の履修申告期間内に履修申告を行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、集中講義又はそれに準じる形態で実施される授業科目については、各授業科目ごとに掲示される履修申告締切り期日までは、履修申告カード（別記様式第1号）を教務係に提出することにより、履修申告を行うことができる。

3 正当な事由により、定められた期間内に履修申告又は修正申告を行うことができなかった場合、学生は所属学科の教務委員の許可を得た上で、期間外履修申告カード（別記様式第2号）を教務係に提出することにより、履修申告又は修正申告を行うことができる。

(履修申告の取消し)

第10条 学生は、履修申告した授業科目の履修を取りやめにする場合には、履修申告期間の約1ヵ月後に設定される履修申告取消し期日までに、履修申告取消しカード（別記様式第3号）を教務係に提出することにより、履修申告の取消しを行うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、集中講義又はそれに準じる形態で実施される授業科目の場合には、各授業科目ごとに掲示される履修申告取消し期日までは、履修申告の取消しを行うことができる。

3 正当な事由により、定められた期間内に履修申告の取消しを行うことができなかった場合、学生は所属学科の教務委員の許可を得た上で、履修申告取消しカードを教務係に提出することにより、履修申告の取消しを行うこ

とができる。

(履修申告の制限)

第11条 学生は、既に修得した授業科目並びに第20条及び第21条の規定により単位認定を受けた授業科目については、履修申告を行うことはできない。

2 学生は、各学期について、合計が24単位を超える単位数の授業科目を履修申告することはできない。ただし、集中講義又はそれに準じる形態で実施される授業科目については、この単位数の合計には含めない。

3 履修申告する学生数が授業科目の受け入れ限度を超えた場合、一部の学生の履修を許可しないことがある。その場合、学生は授業科目を担当する教員の指示に従って、修正申告期間内に修正申告を行わなければならない。

(履修申告の制限に関する特例)

第12条 学生が第6条第2項に規定する年次より上級の履修年次の授業科目の履修を希望し、かつ、所属学科の教務委員及び授業担当教員が教育上有益であると認めて許可する場合、学生は、上級年次の授業科目の履修願（別記様式第4号）を履修申告期間内に教務係に提出することにより、上級年次の授業科目を履修することができる。ただし、第8条の規定による原級留置（留年）がある学生の場合、選択必修科目及び選択科目については、すべての原級留置がないと仮定した年次を在籍年次とみなし、履修申告をすることができる。

2 第11条第2項の規定にかかわらず、学生が24単位を超える授業科目の履修を希望し、かつ、所属学科の教務委員及び授業担当教員が教育上有益であると認めて許可する場合、学生は、上限単位数を超える授業科目の履修願（別記様式第5号）を履修申告期間内に教務係に提出することにより、24単位を超える授業科目を履修することができる。

(成績評価)

第13条 履修申告を行って履修した授業科目については、授業担当教員が、授業計画に記載されている成績評価の基準及び評価方法により100点満点で成績評価を行う。

2 前項の規定にかかわらず、学生が正当な事由がなく授業科目の総授業時間数の3分の2以上出席していないければ、その授業科目の成績評価は0点とする。

3 成績評価を標語で表示する場合には、次の基準による。

秀 90点～100点

優 80点～89点

良 70点～79点

可 60点～69点

不合格 0点～59点

4 成績評価に用いられた主要な資料（試験問題、試験答案、レポート課題、提出レポート等）は、成績評価の妥当性を必要に応じて検証するための基礎資料として、国立大学法人九州工業大学法人文書管理規程（平成23年九工大規程第9号）別表第1備考第5項の規定により保存期間5年の文書として取り扱う。

5 個別の授業科目の成績評価に対して不満があり、授業担当教員に説明を求めたにもかかわらず、十分な説明が得られない場合、もしくは、授業担当教員の説明に納得できない場合、学生は、成績評価に対する異議申し立て書（別記様式第6号）を情報工学部長に提出することができる。

(単位の授与等)

第14条 成績評価の結果を合否の種別により表示する場合には、次の基準による。

合格 60点～100点

不合格 0点～59点

2 合格と判定された授業科目については、履修課程表に規定されている単位数が与えられる。

3 学生は、合否判定の結果にかかわらず、履修した授業科目の成績評価の取消しを求める事はできない。

(学期末・学年末試験で不合格になった場合の措置)

第15条 再試験は、実施しない。

2 前項の規定にかかわらず、授業科目の総授業時間数の3分の2以上の授業に出席して不合格となった学生のうち、授業担当教員が必要と認めた学生に対して、試験その他の方法による確認を加えて行い、その結果に基づき成績の修正を行うことがある。

3 成績の修正は、その授業科目が開講された学期の成績報告期限内に行い、その学期内に確定した成績評価を学生に通知する。

(他学科の授業科目の履修)

第16条 所属学科の履修課程表に含まれない授業科目（他学科科目）の履修を希望する学生は、所属学科の教務委員及び授業担当教員の許可を得た上で、履修申告期間内に他学科科目履修願（別記様式第7号）を教務係に提出しなければならない。

2 前項の規定により履修を許可された授業科目は、対象分野科目区分の選択科目として取り扱われる。

(他学部の授業科目の履修)

第17条 他学部の授業科目の履修を希望する学生は、所属学科の教務委員及び授業担当教員の許可を得た上で、履修申告期間内に他学部の科目的履修願（別記様式第8号）を教務係に提出しなければならない。

2 前項の規定により履修を許可された授業科目は、所属学科の教務委員の判断によりその授業科目の内容に応じた科目区分の選択科目として取り扱われる。

(大学院の授業科目の履修)

第17条の2 大学院情報工学府の授業科目の履修を希望する学生は、所属学科の教務委員及び授業担当教員の許可を得た上で、履修申告期間内に履修申告カードを教務係に提出しなければならない。

2 前項の規定により履修できる授業科目は、別に定める。

3 履修申告できる学生は3年次以上の者とし、履修できる単位数は卒業までに6単位までとする。

4 第1項の規定により履修を許可された授業科目は、卒業要件には加算されない。

(教職課程)

第18条 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）による免許状を取得しようとする学生は、別表7に定める教職課程の授業科目を履修しなければならない。

(IIF プログラム)

第18条の2 情報工学部は、国際先端情報科学者養成プログラム（International Informatics Frontier Program。以下「IIF プログラム」という。）を開設する。

2 IIF プログラムを修了しようとする学生は、別表8に定める授業科目を履修しなければならない。

3 IIF プログラムに関する学生の選抜方法その他必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生の人間科学科目の履修に関する特例)

第19条 外国人留学生の日本語科目及び日本事情に関する科目的履修及び単位の修得に関しては、九州工業大学外国人留学生の人間科学科目履修の特例に関する細則（平成5年九工大細則第1号）による。

(他大学等における授業科目の履修及び単位認定)

第20条 他大学等において履修した授業科目で、学則第13条の規定により、情報工学部における授業科目の履修により修得したと認定される授業科目については、認定された情報工学部の授業科目の科目区分及び単位区分により単位が与えられる。

2 認定された授業科目については、成績評価を行わない。

(既修得単位の認定)

第21条 本学に入学、再入学又は転入学する以前に履修した授業科目で、学則第14条、第22条及び第23条の規

定により、情報工学部における授業科目の履修により修得したとされる授業科目については、認定された情報工学部の授業科目の科目区分及び単位区分により単位が与えられる。

- 2 3年次編入生を対象とした既修得単位の総認定単位数は、80単位を上限とし、認定に関しては、別に定める。
- 3 学生は、単位認定取下げ願（別記様式第9号）を教務係に提出することにより、認定された授業科目の認定を取り下げることができる。
- 4 認定された授業科目については、成績評価を行わない。
- 5 学則第24条の規定により移籍をした学生の既修得単位の認定は、前項までの規定を準用する。

(GPAによる総合成績の評価)

第22条 学生の総合的な成績は、GPA(Grade Point Average)を用いて評価する。

- 2 GPAは、学生が履修した全ての授業科目について、評価点(Grade Point)をつけ、この評価点を各々の授業科目の単位数による加重をつけて平均した値である。成績評価を評価点に換算する場合は、次の基準による。

90点～100点	4.0
85点～89点	3.5
80点～84点	3.0
75点～79点	2.5
70点～74点	2.0
65点～69点	1.5
60点～64点	1.0
0点～59点	0
- 3 第20条及び第21条の規定により単位認定された授業科目並びに卒業要件に加算されない授業科目は、GPAの計算の対象には含めない。
- 4 同じ授業科目を異なる年度にわたって複数回履修した場合、各々の履修年度における授業科目の評価点がGPAの計算の対象となる。

(授業アンケート)

第23条 情報工学部は、開講する各々の授業科目について、その授業内容及び授業方法に対する学生の感想や意見、要望を把握し、それを受けて授業内容及び授業方法の改善を図ることを目的として、授業アンケートを実施する。

- 2 授業アンケートの実施方法その他必要な事項は、別に定める。

(指導教員及び学年担当教員)

第24条 勉学に関する学生への支援を目的として、各々の学生に対して1人の指導教員を割り当て、各学科の各学年に対して1人の学年担当教員を割り当てる。

- 2 指導教員は、担当する学生に関する教務情報を閲覧することができ、閲覧した情報に基づいて、学生の勉学を助け、学生の勉学意欲の増進を図ることを目的とした助言を行う。
- 3 各学科の学年担当教員は、学科の教務委員を補佐して、担当する学年の教育が円滑に実施されることを目的とした勉学上の学生支援、各種ガイダンスの実施、進級が困難な学生に対する履修上の指導、学生からの要望への対応等を行う。

(学力不振者の除籍)

第25条 2年次の学生で、連続する2年間（休学期間を除く。）において、必修科目、選択必修科目、選択科目及び教職課程の授業科目の単位を合計して30単位以上修得しなかった者は、学力不振で成業の見込みのない者として、学則第29条第4号の規定により除籍する。ただし、病気又は留学等の正当な事由があると教務委員会が認めた場合は、この限りではない。

(試験における不正行為に対する懲戒)

第 26 条 試験において不正行為を行った学生に対しては、当該学期に履修申告した授業科目の全部又は一部について、その成績評価を 0 点とし、単位を与えない。

2 特に悪質な不正行為を行った学生に対しては、前項の措置に加えて、学則第 88 条の規定により懲戒する。

(雑則)

第 27 条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則（最終改正分）

1 この細則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2 この細則の規定にかかわらず、平成 25 年 3 月 31 日に在籍する者（以下「在籍者」という。）及び平成 25 年 4 月 1 日以後に在籍者の属する年次に編入学・再入学・転入学する者に係る教育課程の編成、履修方法、修了要件、単位の授与等については、なお従前の例による。

別表1（第5条関係）

I 各学科共通履修課程表

1 人間科学科目

① 人文社会系

区分	授業科目	単位			授業時数								備考	
		必修	選必	選択	1年		2年		3年		4年			
					前	後	前	後	前	後	前	後		
入門科目	日本語とコンピュータ入門I	2			2									
	日本語とコンピュータ入門II	2				2								
	文化人類学入門I	2		2										
	文化人類学入門II	2				2								
	健康科学入門	2				2								
	社会学入門I	2		2										
	社会学入門II	2				2								
	法学入門I	2		2										
	法学入門II	2				2								
	経済学入門I	2		2										
講義科目	一般言語学A	2					(2)		(2)					
	一般言語学B	2					(2)		(2)					
	一般言語学C	2						(2)		(2)				
	一般言語学D	2						(2)		(2)				
	文化人類学A	2					(2)		(2)					
	文化人類学B	2					(2)		(2)					
	文化人類学C	2						(2)		(2)				
	文化人類学D	2						(2)		(2)				
	心理学A	2					(2)		(2)					
	心理学B	2					(2)		(2)					
	心理学C	2						(2)		(2)				
	心理学D	2						(2)		(2)				
	文化史A	2					(2)		(2)					
	文化史B	2					(2)		(2)					
	文化史C	2						(2)		(2)				
	文化史D	2						(2)		(2)				
	社会学A	2					(2)		(2)					
	社会学B	2					(2)		(2)					
	社会学C	2						(2)		(2)				
	社会学D	2						(2)		(2)				
	法学A	2					(2)		(2)					
	法学B	2					(2)		(2)					
	法学C	2						(2)		(2)				
	法学D	2						(2)		(2)				

区分	授業科目	単位			授業時数						備考	
		必修	選必	選択	1年		2年		3年			
					前	後	前	後	前	後		
講義科目	経済学 A	2					(2)		(2)			
	経済学 B	2					(2)		(2)			
	経済学 C	2						(2)		(2)		
	経済学 D	2						(2)		(2)		
	科学史 A	2					(2)		(2)			
	科学史 C	2						(2)		(2)		
	地理学 A	2					(2)		(2)			
	地理学 B	2					(2)		(2)			
	地理学 C	2						(2)		(2)		
	地理学 D	2						(2)		(2)		
	映像文化論 A	2					(2)		(2)			
	映像文化論 C	2						(2)		(2)		
人間情報科	言語分析法	2							(2)	(2)		
	認知言語学入門	2							(2)	(2)		
	運動・人間機械論	2							(2)	(2)		
	運動行動情報論	2							(2)	(2)		
	自然言語理論	2							(2)	(2)		
	情報倫理	2							(2)	(2)		
	情報媒体論	2							(2)	(2)		
	比較文化論	2							(2)	(2)		
	ゲーム理論	2							(2)	(2)		
	コンピュータ革命と現代社会	2							(2)	(2)		
	情報法学	2							(2)	(2)		
	情報人類学	2							(2)	(2)		
	英米文化論	2							(2)	(2)		
	情報日本文化論	2							(2)	(2)		
	情報社会と教育	2								2		
計		124										

② 言語系

区分	授業科目	単位			授業時数								備考	
		必修	選必	選択	1年		2年		3年		4年			
					前	後	前	後	前	後	前	後		
英語	I	1			2	[2]	[2]	[2]	[2]	[2]	[2]			
	II	1			2	[2]	[2]	[2]	[2]	[2]	[2]			
	III	1				2	[2]	[2]	[2]	[2]	[2]			
	IV	1				2	[2]	[2]	[2]	[2]	[2]			
	V		1				(2)			(2)				
	VI		1					(2)			(2)			
	L 1 S		1					(2)			(2)			
	L 1 F		1						(2)			(2)		
	L 2 S		1					(2)			(2)			
	L 2 F		1						(2)			(2)		
	L 3 S		1					(2)			(2)			
	L 3 F		1						(2)			(2)		
	S 1 S		1					(2)			(2)			
	S 1 F		1						(2)			(2)		
	S 2 S		1					(2)			(2)			
	S 2 F		1						(2)			(2)		
	S 3 S		1					(2)			(2)			
	S 3 F		1						(2)			(2)		
	R 1 S		1					(2)			(2)			
	R 1 F		1						(2)			(2)		
	R 2 S		1					(2)			(2)			
	R 2 F		1						(2)			(2)		
	R 3 S		1					(2)			(2)			
	R 3 F		1						(2)			(2)		
	W 1 S		1					(2)			(2)			
	W 1 F		1						(2)			(2)		
	W 2 S		1					(2)			(2)			
	W 2 F		1						(2)			(2)		
	W 3 S		1					(2)			(2)			
	W 3 F		1						(2)			(2)		
語	C 1 S		1					(2)			(2)			
	C 1 F		1						(2)			(2)		
	C 2 S		1					(2)			(2)			
	C 2 F		1						(2)			(2)		
	C 3 S		1					(2)			(2)			
	C 3 F		1						(2)			(2)		
	T 1 S			1				(2)			(2)			
	T 1 F			1					(2)			(2)		
	T 2 S			1				(2)			(2)			
	T 2 F			1					(2)			(2)		
	T 3 S			1				(2)			(2)			
	T 3 F			1					(2)			(2)		

区分	授業科目	単位			授業時数						備考	
		必修	選必	選択	1年		2年		3年		4年	
					前	後	前	後	前	後	前	後
言葉と文化	言葉と文化Ⅰ	1			2							
	言葉と文化Ⅱ（ドイツ）		1			2						
	言葉と文化Ⅱ（フランス）		1			2						
	言葉と文化Ⅱ（中国）		1			2						
新修外国語	ドイツ語Ⅰ			1			2					
	ドイツ語Ⅱ			1				2				
	ドイツ語Ⅲ			1					2			
	ドイツ語Ⅳ			1						2		
	フランス語Ⅰ			1			2					
	フランス語Ⅱ			1				2				
	中国語Ⅰ			1			2					
	中国語Ⅱ			1				2				
日本語表現法	日本語表現技法A			1			(2)		(2)			
	日本語表現技法B				1			(2)		(2)		
計		5	35	16								

(注)

- 英語：1. I、II、III及びIVの〔2〕部分は、(以前不合格となったために)再度履修する人のみ履修できる。
 2. 選択必修及び選択の英語の受講については、必修の英語全てを修得済みでなければならない。
 3. 英語の科目名に付いている記号の意味は、以下のとおりである。

L;Listening S;Speaking R;Reading W;Writing C;Comprehensive T;Transfer

1～3：レベルの違いを表す。

S;Spring (前期) F;Fall (後期)

新修外国語：1. 各言語のⅡを履修するには、同じ言語のⅠの単位を修得済みでなければならない。

2. 各言語のⅢの受講には、同じ言語のⅡの単位を修得済みであることが望ましい。
 3. 各言語のⅣの受講には、同じ言語のⅢの単位を修得済みであることが望ましい。

③ 健康・スポーツ科学系

授業科目	単位			授業時数						備考	
	必修	選必	選択	1年		2年		3年			
				前	後	前	後	前	後		
運動科学Ⅰ(実技)	1			2							
健康・スポーツ科学論演習	1				2						
運動科学Ⅱ(実技)	1					2					
運動科学Ⅲ(実技)	1						2				
運動科学Ⅳ(実技)			1					(2)	(2)		
計	4		1								

④ 認定科目

授業科目	単位			授業時数						備考	
	必修	選必	選択	1年		2年		3年			
				前	後	前	後	前	後		
人間科学科目区分認定科目											

2 総合科目

授業科目	単位			授業時数						備考	
	必修	選必	選択	1年		2年		3年			
				前	後	前	後	前	後		
総合科目Ⅰ			2								
総合科目Ⅱ			1								
総合科目Ⅲ			1								
総合科目Ⅳ			2								
総合科目Ⅴ			2								
総合科目Ⅵ			1								
総合科目Ⅶ			1								
計			10								

3 情報科目

授業科目	単位			授業時数						備考	
	必修	選必	選択	1年		2年		3年			
				前	後	前	後	前	後		
情報職業論			2						2		
情報産業職業論			2						2		
情報メディアとコミュニケーション			2						2		
産業組織論			2					2			
計			8								

4 早期卒業科目

授業科目	単位			授業時数						備考	
	必修	選必	選択	1年		2年		3年			
				前	後	前	後	前	後		
特別卒業研究	8								24		
計	8								24		

学修細則第7条第3項に該当する場合のみ履修可

II 各学科別履修課程表

1 知能情報工学科

① 自然科学科目

区分	授業科目	単位			授業時数						備考
		必修	選必	選択	1年		2年		3年		
数学	離散数学	2			2						
	線形代数 I	2				2					
	線形代数 II	2					2				
	数学演習 II A		1					2			
	解析 I	2				2					
	解析 II	2					2				
	応用解析			2				2			
	確率・統計	2					(2)	(2)			
	微分方程式		2					2			
	数学演習 I A		1			2					
物理	力学	2			2						
	電磁気学	2				2					
	現代物理学 I		2					2			
	現代物理学 II		2						2		
基礎実験	情報工学基礎実験 I	2				4					
	情報工学基礎実験 II A	1					3				
	自然学科目区分認定科目 I										選択必修科目の単位として個別に認定する
	自然学科目区分認定科目 II										選択科目の単位として個別に認定する
	計	19	10								

② 情報科目

区分	授業科目	単位			授業時数						備考
		必修	選必	選択	1年		2年		3年		
情報基礎科目	計算機リテラシー A	1			2						
	プログラミング	2				4					
	データ構造とアルゴリズム	2					4				
	プログラム設計	2						4			
	計算機システム I	2				2					
	計算機システム II	2					2				
情報専門科目	論理数学 A	2			2						
	グラフ理論		2					2			
	論理回路	2				2					
	人工知能基礎 A	2					2				
	オートマトンと言語理論	2				2					
	オブジェクト指向プログラミング・演習	2						4			
	アルゴリズム設計 A		2						2		
	計算機アーキテクチャ A		2				2				
	データベース理論	2							2		
	オペレーティングシステム		2						2		
	ソフトウェア設計	2							2		
	計算量理論		2						2		
	計算理論	2						2			
	情報理論 A		2						2		
	計算機ネットワーク	2						2			
	プログラミング言語処理系	2						2			
	情報科目区分認定科目 I										選択必修科目の単位として個別に認定する
	情報科目区分認定科目 II										選択科目の単位として個別に認定する
	計	27	16								

③ 対象分野科目

授業科目	単位			授業時数								備考	
	必修	選必	選択	1年		2年		3年		4年			
				前	後	前	後	前	後	前	後		
知能情報工学基礎演習I	1			2									
知能情報工学基礎演習II			1			2							
論理と証明		2						2				推論	
人工知能プログラミング・演習	2							4					
パターン理解		2						2				メディア	
知識ベース		2							2			推論	
知能情報工学特別講義			1						2				
認知科学			2					2					
コンピュータビジョンA	2							2				メディア	
コンピュータグラフィックスA	2							2				メディア	
言語処理工学	2							2				メディア	
知能システム設計論	2							2				推論	
ソフトウェア工学A		2						2					
推論と学習		2						2				推論	
声工学			2						2				
システム制御			2					2					
知能情報工学実験演習I	1					3							
知能情報工学実験演習II	1							3					
知能情報工学実験演習III	2								6				
インターンシップ			1									適宜開講	
長期インターンシップ			2									適宜開講、企業での研修時間が90時間以上 のものを対象とする。	
キャリア形成概論			2			2							
卒業研究	8									6	18		
情報関連法規			2					2					
知的財産概論			2					(2)	(2)				
行政情報概論			2			2							
技術者倫理A	2							2					
脳型システム			2						2				
対象分野科目区分認定科目I												選択必修科目の単位として個別に認定する	
対象分野科目区分認定科目II												選択科目の単位として個別に認定する	
計	17	16	23										

注) 対象分野の選択必修科目のうち、推論分野から最低4単位(2科目)、メディア分野から最低4単位(2科目)履修しなければならない。

2 電子情報工学科

① 自然科学科目

区分	授業科目	単位			授業時数								備考	
		必修	選必	選択	1年		2年		3年		4年			
					前	後	前	後	前	後	前	後		
数学	解析 I	2			2									
	解析 II	2				2								
	線形代数 I	2			2									
	線形代数 II	2				2								
	離散数学	2			2									
	微分方程式		2			2								
	応用数学	2					2							
	応用解析学		2				2							
	確率・統計	2					2							
物理	基礎物理学 I	2			2									
	基礎物理学 II E	2				2								
	電磁気学 I・同演習	2					4							
	現代物理学 I		2					2						
化学	化学 I		2		2									
基礎実験	情報工学基礎実験 I	2				4								
	情報工学基礎実験 II E	1					3							
	自然学科目区分認定科目 I												選択必修科目の単位として個別に認定する	
	自然学科目区分認定科目 II												選択科目の単位として個別に認定する	
計		23	8											

② 情報科目

区分	授業科目	単位			授業時数								備考	
		必修	選必	選択	1年		2年		3年		4年			
					前	後	前	後	前	後	前	後		
情報基礎科目	プログラミング	2			4									
	電子情報工学入門	1			2									
	データ構造とアルゴリズム	2				4								
	プログラム設計	2					4							
	計算機システム I	2			2									
	計算機システム II	2				2								
情報専門科目	論理設計		2				2							
	オートマトン理論		2			2								
	計算機アーキテクチャ E		2					2						
	アルゴリズム設計 E		2						2					
	データベース E		2						2					
	オペレーティングシステム E		2						2					
	オブジェクト指向プログラミング			2				4						
	生体情報システム E			2						2				
	情報科目区分認定科目 I												選択必修科目の単位として個別に認定する	
	情報科目区分認定科目 II												選択科目の単位として個別に認定する	
計		11	12	4										

③ 対象分野科目

授業科目	単位			授業時数								備考	
	必修	選必	選択	1年		2年		3年		4年			
				前	後	前	後	前	後	前	後		
物理 数学 基礎			2		2								
電気回路 E	2					2							
組込みシステム技術概論			2					2					
電磁気学 II		2					2					* 1	
情報理論 E		2					2					* 2	
計算機通信基礎	2						2						
現代物理学 II		2						2				* 1	
電子物理		2						2				* 1	
回路とシステム		2					2					* 1 * 2	
電子回路 I E	2							2					
電子回路 II E		2							2			* 1	
通信理論		2							2			* 2	
半導体工学		2							2			* 1	
電子情報工学実験 I	1						3						
電子情報工学実験 II	1							3					
電子マテリアル工学			2						2				
ネットワークアーキテクチャ		2						2				* 2	
ネットワークセキュリティ		2							2				
デジタル信号処理		2						2				* 2	
デジタルコンテンツ		2							2				
L S I 設計		2							2			* 1	
L S I 設計演習			1							2			
デジタルシステム設計		2						2				* 1	
集積回路製作演習			1							2			
インターナシップ			1									適宜開講	
長期インターナシップ			2									適宜開講、企業での研修時間が90時間以上 のものを対象とする。	
キャリア形成概論			2				2						
コンピュータグラフィックス E			2						2				
通信機器			2			(2)		(2)		(2)			
プログラミング応用			2							2			
知的財産概論			2						2				
行政情報概論			2							2			
情報関連法規			2							2			
卒業研究	8									12	12		
技術者概論			1			2							
技術者倫理 E	1						2						
電子情報セミナー I		1						2				* 1 * 2	
電子情報セミナー II	1								2				
脳型システム			2						2				
対象分野科目区分認定科目 I												選択必修科目的単位として個別に認定する	
対象分野科目区分認定科目 II												選択科目的単位として個別に認定する	
計	18	25	32										

注) * 1 の科目の中から 7 単位以上、* 2 の科目の中から 5 単位以上修得しなければならない。

3 システム創成情報工学科

① 自然科学科目

区分	授業科目	単位			授業時数						備考	
		必修	選必	選択	1年		2年		3年		4年	
					前	後	前	後	前	後		
数学	解析 I 同 演 習	2			4							選択必修科目の単位として個別に認定する 選択科目の単位として個別に認定する
	解 析 II	2				2						
	離 散 数 学	2				2						
	線 形 代 数 I	2			2							
	線 形 代 数 II 同 演 習	2				4						
	微 分 方 程 式	2					2					
	応 用 数 学	2					2					
	確 率 論	2						2				
物理	運 動 工 学	2				2						
	電 磁 工 学	2				2						
	光 工 学	2					2					
化学	化 学 I			2	2							
	自然科学科目区分認定科目 I											
	自然科学科目区分認定科目 II											
	計	22	2									

② 情報科目

区分	授業科目	単位			授業時数						備考	
		必修	選必	選択	1年		2年		3年		4年	
					前	後	前	後	前	後		
情報基礎科目	プログラミング	2			4							
	データ構造とアルゴリズム	2					4					
	プログラム設計	2						4				
	計算機システム I	2				2						
	計算機システム II	2					2					
情報専門科目	プログラミング応用 S	2				4						
	計算機活用入門	1			2							
	情報理論 S	2					2					
	離散構造論	2					2					
	データベース S	2						2				
	統計とデータ解析	2						2				
	コンピュータグラフィックス S		2						2			* 1
	数値計算		2						2			* 1
	オペレーティングシステム S		2							2		* 1
	計算機ネットワーク	2							2			
	画像情報処理	2						2				* 1
	システム最適論	2							2			* 1
	知的財産概論		2						2			
	行政情報概論		2							2		
科	情報関連法規		2							2		
	アルゴリズム設計 S	2						2				* 1
	計算機基礎論	2							2			* 1
	通信工学	2							2			* 1
	マルチメディア工学概論	2								2		* 1
	情報科目区分認定科目 I											選択必修科目の単位として個別に認定する
	情報科目区分認定科目 II											
	計	23	18	6								

注) * 1 の科目の中から 8 単位以上修得しなければならない。

③ 対象分野科目

授業科目	単位			授業時数								備考	
	必修	選必	選択	1年		2年		3年		4年			
				前	後	前	後	前	後	前	後		
システム創成入門	1			2									
基礎プロジェクト	1			2									
物作りプロジェクト	1			3									
電気回路	2				2								
電子回路S		2						2				* 2	
システムダイナミックス	2						2						
システム制御基礎論	2							2					
システム制御コンピューティング		2						2				* 2	
システム制御設計論		2							2			* 2	
現代システム制御論		2						2				* 2	
ロボット工学		2							2			* 2	
計測工学入門	2				2								
信号処理I	2						2						
信号処理II		2						2				* 2	
システム創成特論	1							2					
技術要論	1								2				
脳型システム		2						2					
インターンシップ		1										適宜開講	
長期インターンシップ		2										適宜開講、企業での研修時間が90時間以上のものを対象とする。	
キャリア形成概論		2					2						
組込みシステム技術概論		2						2					
シミュレーション物理	2				3								
システム創成基礎実験	2						4						
システム創成プロジェクトI		1.5						3				* 3	
システム創成プロジェクトII		1.5						3				* 3	
システム創成プロジェクトIII		1.5						3				* 3	
システム創成プロジェクトIV		1.5						3				* 3	
超PBLプロジェクトS		2							3				
創作プロジェクトI		2								4		* 4	
創作プロジェクトII		2								4		* 4	
卒業研究	8										16	* 4	
対象分野科目区分認定科目I												選択必修科目の単位として個別に認定する	
対象分野科目区分認定科目II												選択科目の単位として個別に認定する	
計	19	30	11										

(注)

- ① * 2の科目の中から6単位以上修得しなければならない。
- ② * 3の科目の中から3単位以上修得しなければならない。
- ③ * 4の科目の中から、創作プロジェクトI及びIIの4単位又は卒業研究8単位を修得しなければならない。

4 機械情報工学科

① 自然科学科目

区分	授業科目	単位			授業時数						備考	
		必修	選必	選択	1年		2年		3年			
					前	後	前	後	前	後	前	後
数学	解析 I・同演習	2			4							
	解析 II・同演習	2				4						
	線形代数 I・同演習	2			4							
	線形代数 II・同演習	2				4						
	離散数学	2			2							
	論理数学 M		2			2						
	微分方程式	2					2					
	確率・統計	2							2			
物理	基礎物理学・同演習	2			4							
	力学	2				2						
	電磁気学	2					2					
	現代物理学			2					2			
	熱・統計力学			2						2		
化学	化学 I			2		2						
基礎実験	情報工学基礎実験 I	2				4						
	自然学科目区分認定科目 I											選択必修科目の単位として個別に認定する
	自然学科目区分認定科目 II											選択科目の単位として個別に認定する
	計	22	2	6								

② 情報科目

区分	授業科目	単位			授業時数						備考	
		必修	選必	選択	1年		2年		3年			
					前	後	前	後	前	後	前	後
情報基礎科目	プログラミング	2			4							
	データ構造とアルゴリズム	2				4						
	プログラム設計	2					4					
	計算機システム I	2					2					
	計算機システム II	2						2				
情報専門科目	計算機リテラシー M	1			2							
	オブジェクト指向開発	2					2					
	数値計算		2					2				
	組込みシステム I		2						2			
	有限要素法の基礎		2						2			
	情報通信ネットワーク		2						2			
	組込みシステム II		2							2		
	データベース M		2					2				
	マルチメディア技術			2						2		
	プログラミング応用 M			2							2	
	知的財産概論			2								2
	行政情報概論			2								2
	情報関連法規			2								2
	情報科目区分認定科目 I											選択必修科目の単位として個別に認定する
	情報科目区分認定科目 II											選択科目の単位として個別に認定する
	計	13	12	10								

③ 対象分野科目

授業科目	単位			授業時数								備考	
	必修	選必	選択	1年		2年		3年		4年			
				前	後	前	後	前	後	前	後		
機械情報基礎	1			2									
棒と軸の力学	2					2							
はりの力学	2						2						
弹性体の力学		2						2				* 1	
C A E ・ 演習		2							4			* 2	
流れ学 I	2					2							
流れ学 II		2						2				* 1	
熱流動システム		2						2				* 1	
機械数学		2				2							
熱力学		2							2			* 2	
計算熱流体力学			2					2					
電気回路 M	2					2							
システム動力学 II		2							2			* 2	
電子回路 M			2				2						
システム動力学 I		2						2				* 1	
制御基礎 I	2							2					
制御基礎 II		2							2			* 2	
システム工学			2				2						
精密加工学	2						2						
システム計測		2						2				* 1	
メカトロ材料学		2							2			* 2	
機械情報プロジェクト I	1				3								
C A D とデザイン I	1					3							
生産加工実習	1					3							
C A D とデザイン II	2						4						
機械情報プロジェクト II	1							3					
機械情報工学実験	1							3					
機械情報プロジェクト III	1								3				
機械情報工学応用実験	1								3				
技術者倫理 M	1									2			
日本語コミュニケーション	1									2			
卒業研究	8									12	12		
インターンシップ			1									適宜開講	
長期インターンシップ			2									適宜開講。企業での研修時間が90時間以上 のものを対象とする。	
キャリア形成概論		2				2							
機械情報工学特別講義		2								2			
脳型システム		2							2				
総合エンジニアリング I	1				2								
総合エンジニアリング II	1					2							
対象分野科目区分認定科目 I												選択必修科目的単位として個別に認定する	
対象分野科目区分認定科目 II												選択科目の単位として個別に認定する	
計	32	24	15										

注)

- ① * 1 の科目の中から 4 単位以上修得しなければならない。
- ② * 2 の科目の中から 4 単位以上修得しなければならない。

5 生命情報工学科

① 自然科学科目

区分	授業科目	単位			授業時数								備考	
		必修	選必	選択	1年		2年		3年		4年			
					前	後	前	後	前	後	前	後		
数学	解析基礎・演習	2			3									
	線形代数 I	2			2									
	離散数学	2			2									
	微分方程式	2					2							
	応用数学			2				2						
	確率・統計			2			2							
物理	物理学入門・演習	2			3								* 4	
	基礎物理学	2				2								
	現代物理学		2				2							
化学	基礎化学	2			2									
生物	基礎生物学	2			2									
実験	基礎実験	1				3								
	化学生物実験	1					3							
	自然学科目区分認定科目 I												選択必修科目的単位として個別に認定する	
	自然学科目区分認定科目 II												選択科目的単位として個別に認定する	
	計	18	2	4										

② 情報科目

区分	授業科目	単位			授業時数								備考	
		必修	選必	選択	1年		2年		3年		4年			
					前	後	前	後	前	後	前	後		
情報基礎科目	計算機システム I	2			2									
	プログラミング	2			4									
	計算機システム II	2				2								
	データ構造とアルゴリズム	2				4								
	情報ネットワーク	2					2							
	プログラム設計	2					4							
	データベース B	2						2						
	ネットワークプログラミング	2						4						
情報専門科目	コンピュータグラフィックス B	2							2					
	人工知能	2							2					
	数値計算	2							2					
	バイオシミュレーション	2							2					
	バイオインフォマティクス	2							2					
	計算機アーキテクチャ		2								2			
	ソフトウェア工学		2								2			
	知的財産概論		2							2				
	行政情報概論		2							2				
	情報関連法規		2							2				
	データベース演習	1							2					
	ネットワーク演習	1							2					
	数値計算演習	1								2				
	グラフィックス演習	1								2				
	マルチメディア技術演習		1								2			
	情報科目区分認定科目 I												選択必修科目的単位として個別に認定する	
	情報科目区分認定科目 II												選択科目的単位として個別に認定する	
	計	22	8	11										

③ 対象分野科目

授業科目	単位			授業時数								備考	
	必修	選必	選択	1年		2年		3年		4年			
				前	後	前	後	前	後	前	後		
生命情報工学入門	1			2									
生命情報工学概論	1					2							
バイオ技術者倫理	1							2					
専門概要	1								2				
化学熱力学・演習	2				3								
有機化学生	2				2								
生物有機化学生		2				2						* 4	
酵素工学		2						2				* 5	
分子設計基礎		2							2			* 4	
機器分析		2						2				* 4	
分子生物学	2				2								
生化学生	2					2							
分子遺伝学	2						2						
細胞生物学		2					2					* 4	
生体情報学		2						2				* 4	
生化数学・演習	2						3						
生物化学工学		2					2					* 5	
生物プロセスシステム工学		2						2				* 5	
遺伝子工学		2							2			* 5	
微生物工学		2						2				* 5	
医用工学		2							2			* 5	
環境工学		2							2			* 2	
構造生物学		2						2				* 4	
ライフサイエンス実験Ⅰ	2							6					
ライフサイエンス実験Ⅱ	2							6					
バイオテクノロジー実験Ⅰ	2								6				
バイオテクノロジー実験Ⅱ	2								6				
科学技術英語Ⅰ		1						2				* 1	
科学技術英語Ⅱ		1							2			* 1	
総合地球環境学		1						(2)	(2)			* 2	
教職実践演習			2							2		* 6	
インターンシップ			1									適宜開講	
長期インターンシップ			2									適宜開講。企業での研修時間が90時間以上のものを対象とする。	
キャリア形成概論			2				2						
卒業研究	8									12	12		
脳型システム			2						2				
対象分野科目区分認定科目Ⅰ												選択必修科目の単位として個別に認定する	
対象分野科目区分認定科目Ⅱ												選択科目の単位として個別に認定する	
計	32	29	9										

3、4年次に開講される情報専門の選択科目及び3年次に開講される対象分野の選択科目の履修方法については、3年進級時に指示する。

注)

- ① * 1の科目及び日本語表現技法A、Bに中から2科目以上。
- ② * 2の科目の中から1科目以上。
- ③ * 3の科目の中から1科目以上。
- ④ * 4の科目の中から2科目以上。
- ⑤ * 5の科目の中から2科目以上。
- ⑥ * 6の科目の受講は、教職課程の学生のみに限る。3年までの全ての教職科目と本科目を修得したとき、本科目を卒業要件単位として含めることができる。
- ⑦ * 大学院科目「生命機能構造連関特論」を、学部3年次との合同開講講義科目「構造生物学」とする。

別表 2 (第 5 条関係)

I. 3 年次編入学生の人間科学科目区分の履修方法（各学科共通）

3 年次編入学生は、1 年次から入学する学生のための教育課程に設けられている人間科学科目区分の授業科目（別表 1 の I）を履修することができる。ただし、英語 I、II、III 及び IV については、〔2〕として再履修者向けに開講している授業しか履修できない。

人間科学科目区分の授業科目の修得単位は、同別表に定められている各授業科目の単位区分にかかわらず、すべて選択科目として単位に加算される。

(注意) 3 年次編入学生のための各学科別履修課程表中、授業年次を「3・4 年」としている科目は、1・2 年生が対象となっているが、編入学生も履修することができる科目を示している。

II 3年次編入生のための各学科別履修課程表

1 知能情報工学科

① 自然科学科目

区分	授業科目	単位			授業年次及び授業時数						備考	
		必修	選必	選択	3年・4年		3年		4年			
					前	後	前	後	前	後		
数学	離散数学	2			2							
	線形代数I	2			2							
	線形代数II		2			2						
	数学演習IA		1			2						
	解析I	2			2							
	解析II		2			2						
	応用解析		2		2							
	確率・統計	2			2							
	微分方程式		2			2						
	数学演習IIA		1		2							
物理	力学	2			2							
	電磁気学		2			2						
	現代物理学I		2		2							
	現代物理学II		2			2						
基礎実験	情報工学基礎実験I	1				3						
	情報工学基礎実験IIA	1			3							
		自然科学科目区分認定科目I									選択必修科目の単位として個別に認定する	
		自然科学科目区分認定科目II									選択科目の単位として個別に認定する	
		計	12	16								

② 情報科目

区分	授業科目	単位			授業年次及び授業時数						備考	
		必修	選必	選択	3年・4年		3年		4年			
					前	後	前	後	前	後		
情報基礎科目	計算機リテラシーA		1		2							
	プログラミング	2				4						
	データ構造とアルゴリズム	2					4					
	プログラム設計	2				4						
	計算機システムI	2				2						
	計算機システムII		2				2					
情報専門科目	論理数学A		2		2							
	論理回路		2			2						
	人工知能基礎A		2		2							
	オートマトンと言語理論		2			2						
	オブジェクト指向プログラミング・演習		2				4					
	アルゴリズム設計A		2			2						
	計算機アーキテクチャA		2		2							
	データベース理論		2				2					
	オペレーティングシステム		2				2					
	グラフ理論		2			2						
	ソフトウェア設計	2					2					
	計算量理論		2				2					
	計算理論		2			2						
	情報理論A		2				2					
		計算機ネットワーク				2						
		プログラミング言語処理系				2						
		情報科目区分認定科目I									選択必修科目の単位として個別に認定する	
		情報科目区分認定科目II									選択科目の単位として個別に認定する	
		計	10	33								

③ 対象分野科目

授業科目	単位			授業年次及び授業時数						備考	
	必修	選必	選択	3年・4年		3年		4年			
				前	後	前	後	前	後		
知能情報工学基礎演習Ⅰ		1		2							
知能情報工学基礎演習Ⅱ			1	2							
論理と証明		2				2				推論	
人工知能プログラミング・演習	2					4					
パターン理解		2				2				メディア	
知識ベース		2					2			推論	
知能情報工学特別講義			1				2				
認知科学			2			2					
コンピュータビジョンA		2					2			メディア	
コンピュータグラフィックスA		2					2			メディア	
言語処理工学		2				2				メディア	
知能システム設計論		2				2				推論	
ソフトウェア工学A			2				2				
推論と学習		2					2			推論	
音声工学			2					2			
システム制御			2				2				
知能情報工学実験演習Ⅰ		1			3						
知能情報工学実験演習Ⅱ	1					3					
知能情報工学実験演習Ⅲ	2						6				
インターンシップ			1							適宜開講	
長期インターンシップ			2							適宜開講、企業での研修時間が90時間以上のものを対象とする。	
キャリア形成概論			2	2							
卒業研究	8							6	18		
情報関連法規			2			2					
知的財産概論			2			(2)	(2)				
行政情報概論			2	2							
技術者倫理A	2					2					
脳型システム			2				2				
対象分野科目区分認定科目Ⅰ										選択必修科目的単位として個別に認定する	
対象分野科目区分認定科目Ⅱ										選択科目の単位として個別に認定する	
計	15	18	23								

注) 対象分野の選択必修科目のうち、推論分野から最低4単位(2科目)、メディア分野から最低4単位(2科目)履修することが望ましい。

2 電子情報工学科

① 自然科学科目

区分	授業科目	単位			授業年次及び授業時数						備考
		必修	選必	選択	3年・4年		3年		4年		
					前	後	前	後	前	後	
数学	解析 I	2			2						
	解析 II		2			2					
	線形代数 I	2			2						
	線形代数 II		2			2					
	離散数学		2		2						
	微分方程式		2			2					
	応用数学	2			2						
	応用解析学		2		2						
	数理統計		2		2						
	確率論	2			2						
物理	基礎物理学 I	2			2						
	基礎物理学 II E		2			2					
	電磁気学 I・同演習	2			4						
	現代物理学 I		2		2						
化学	化学 I		2		2						
基礎実験	情報工学基礎実験 I	1				3					
	情報工学基礎実験 II E	1			3						
	自然科学科目区分認定科目 I										選択必修科目の単位として個別に認定する
	自然科学科目区分認定科目 II										選択科目の単位として個別に認定する
	計	14	18								

② 情報科目

区分	授業科目	単位			授業年次及び授業時数						備考
		必修	選必	選択	3年・4年		3年		4年		
					前	後	前	後	前	後	
情報基礎科目	プログラミング	2			4						
	電子情報工学入門			1	2						
	データ構造とアルゴリズム	2				4					
	プログラム設計		2		4						
	計算機システム I	2				2					
	計算機システム II		2			2					
情報専門科目	論理設計		2		2						
	オートマトン理論		2			2					
	論理システム設計		2			2					
	アルゴリズム設計 E		2				2				
	データベース E		2				2				
	オペレーティングシステム E		2				2				
	オブジェクト指向プログラミング			2		4					
	生体情報システム E			2				2			
	情報科目区分認定科目 I										選択必修科目の単位として個別に認定する
	情報科目区分認定科目 II										選択科目の単位として個別に認定する
	計	6	16	5							

③ 対象分野科目

授業科目	単位			授業年次及び授業時数						備考	
	必修	選必	選択	3年・4年		3年		4年			
				前	後	前	後	前	後		
物理 数学 基礎			2		2						
電気回路 E	2			2							
組込みシステム技術概論			2			2					
電磁気学 II		2			2						
情報理論 E		2			2						
計算機通信基礎	2				2						
現代物理学 II		2				2					
電子物理		2				2					
回路とシステム		2			2						
電子回路 I E	2					2					
電子回路 II E		2					2				
通信理論		2					2				
半導体工学		2					2				
電子情報工学実験 I	1				3						
電子情報工学実験 II	1					3					
電子マテリアル工学			2				2				
ネットワークアーキテクチャ		2			2						
ネットワークセキュリティ		2				2					
デジタル信号処理		2			2						
デジタルコンテンツ		2				2					
L S I 設計		2				2					
L S I 設計演習			1					2			
集積回路工学			2			2					
集積回路製作演習			1					2			
インターナシップ			1							適宜開講	
長期インターナシップ			2							適宜開講。企業での研修時間が90時間以上のものを対象とする。	
キャリア形成概論			2		2						
コンピュータグラフィックス E			2				2				
通信機器			2	2							
プログラミング応用			2				2				
知的財産概論			2			(2)		(2)			
行政情報概論			2					2			
情報関連法規			2					2			
卒業研究	8							12	12		
技術者概論			1	2							
技術者倫理 E	1				2						
電子情報セミナー I		1				2					
電子情報セミナー II	1						2				
脳型システム			2				2				
対象分野科目区分認定科目 I										選択必修科目の単位として個別に認定する	
対象分野科目区分認定科目 II										選択科目の単位として個別に認定する	
計	18	17	40								

3 システム創成情報工学科

① 自然科学科目

区分	授業科目	単位			授業年次及び授業時数						備考
		必修	選必	選択	3年・4年		3年		4年		
					前	後	前	後	前	後	
数学	解析 I 同 演 習	2			4						
	解析 II		2			2					
	離 散 数 学	2				2					
	線 形 代 数 I		2		2						
	線 形 代 数 II 同 演 習	2				4					
	微 分 方 程 式		2		2						
	応 用 数 学		2		2						
	確 率 論	2				2					
物理	運 動 工 学		2			2					
	電 磁 工 学		2			2					
	光 工 学		2			2					
化学	化 学 I		2		2						
	自然科学科目区分認定科目 I										選択必修科目の単位として個別に認定する
	自然科学科目区分認定科目 II										選択科目の単位として個別に認定する
	計	8	16								

② 情報科目

区分	授業科目	単位			授業年次及び授業時数						備考
		必修	選必	選択	3年・4年		3年		4年		
					前	後	前	後	前	後	
情報基礎科目	プログラミング		2		4						
	データ構造とアルゴリズム		2		4						
	プログラーム設計		2			4					
	計算機システム I		2			2					
	計算機システム II		2		2						
情報専門科目	プログラミング応用 S		2			4					
	計算機活用入門		1		2						
	情報理論 S		2			2					
	離散構造論		2			2					
	データベース S	2					2				
	統計とデータ解析	2					2				
	コンピュータグラフィックス S		2				2				* 1
	数值計算		2				2				* 1
	オペレーティングシステム S		2					2			* 1
	計算機ネットワーク	2						2			
科目	画像情報処理		2				2				* 1
	システム最適論		2					2			* 1
	知的財産概論			2			(2)		(2)		
	行政情報概論			2					2		
	アルゴリズム設計 S		2					2			* 1
	計算機基礎論		2				2				* 1
	通信工学		2					2			* 1
	マルチメディア工学概論		2						2		* 1
	情報科目区分認定科目 I										選択必修科目の単位として個別に認定する
	情報科目区分認定科目 II										選択科目の単位として個別に認定する
	計	6	35	4							

③ 対象分野科目

授業科目	単位			授業年次及び授業時数						備考	
	必修	選必	選択	3年・4年		3年		4年			
				前	後	前	後	前	後		
システム創成入門		1		2							
基礎プロジェクト	1			2						技術者倫理に該当	
物作りプロジェクト		1		3							
電気回路		2		2							
電子回路S		2				2				* 2	
システムダイナミックス		2			2						
システム制御基礎論	2					2					
システム制御コンピューティング		2				2				* 2	
システム制御設計論		2					2			* 2	
現代システム制御論		2				2				* 2	
ロボット工学基礎		2					2			* 2	
ロボット工学		2						2		* 2	
計測工学入門		2		2							
信号処理I		2			2						
信号処理II		2				2				* 2	
先端IT英語			2			2					
応用システム工学			2				2				
システム創成特論	1						2				
技術要論	1						2				
脳型システム			2				2				
インターンシップ			1							適宜開講	
長期インターンシップ			2							適宜開講。企業での研修時間が90時間以上のものを対象とする。	
キャリア形成概論			2		2						
組込みシステム技術概論			2			2					
シミュレーション物理	2		3								
システム創成基礎実験	1			3							
システム創成プロジェクトI	1.5				3					* 3	
システム創成プロジェクトII	1.5				3					* 3	
システム創成プロジェクトIII	1.5					3				* 3	
超PBLプロジェクトS		2				3					
創作プロジェクトI		2					4			* 4	
創作プロジェクトII		2					4			* 4	
卒業研究	8							16		* 4	
対象分野科目区分認定科目I										選択必修科目の単位として個別に認定する	
対象分野科目区分認定科目II										選択科目の単位として個別に認定する	
計	5	43.5	15								

4 機械情報工学科

① 自然科学科目

区分	授業科目	単位			授業年次及び授業時数						備考
		必修	選必	選択	3年・4年		3年		4年		
					前	後	前	後	前	後	
数学	解析 I ・ 同演習	2			3						
	解析 II ・ 同演習	2				3					
	線形代数 I ・ 同演習	2			3						
	線形代数 II ・ 同演習	2				3					
	離散数学	2			2						
	物理数学・同演習		2		3						
	論理数学 M		2			2					
	微分方程式	2			2						
物理	確率・統計	2					2				
	基礎物理学 A ・ 同演習	2			4						
	基礎物理学 B ・ 同演習	2				4					
	基礎物理学 C ・ 同演習	2				4					
	現代物理学			2			2				
化学	情報物理学			2				2			
	化学 I			2		2					
基礎実験	情報工学基礎実験 I	1				3					
	自然学科目区分認定科目 I										選択必修科目の単位として個別に認定する
	自然学科目区分認定科目 II										選択科目の単位として個別に認定する
	計	21	4	6							

② 情報科目

区分	授業科目	単位			授業年次及び授業時数						備考
		必修	選必	選択	3年・4年		3年		4年		
					前	後	前	後	前	後	
情報基礎科目	プログラミング	2			4						
	データ構造とアルゴリズム	2				4					
	プログラム設計	2			4						
	計算機システム I	2			2						
	計算機システム II	2				2					
情報専門科目	計算機リテラシー M	1			2						
	計算モデルとアルゴリズム	2				2					
	組込みソフトウェア		2				2				
	コンピュータグラフィックス M		2					2			
	データベース M		2					2			
	人工知能 M		2					2			
	数值計算		2			2					
	有限要素法の基礎		2				2				
	情報通信ネットワーク			2			2				
	情報通信ネットワーク実習			1			2				
科 目	マルチメディア技術			2				2			
	マルチメディア技術実習			1				2			
	プログラミング応用 M			2					2		
	知的財産概論			2					2		
	行政情報概論			2					2		
	情報関連法規			2					2		
	設計情報処理			2					2		
	情報科目区分認定科目 I										選択必修科目の単位として個別に認定する
	情報科目区分認定科目 II										選択科目の単位として個別に認定する
	計	13	12	16							

③ 対象分野科目

授業科目	単位			授業年次及び授業時数						備考	
	必修	選必	選択	3年・4年		3年		4年			
				前	後	前	後	前	後		
機械情報基礎			2	2							
機械情報プロジェクトⅢ	1						3				
棒と軸の力学	2			2							
熱力学		2					2			*	
電気回路M・同演習	2			4							
はりの力学	2				2						
CADとデザインI		1		3							
制御基礎I	2					2					
工業動力学		2			2					*	
流れ学	2			2							
電子回路M			2		2						
メカトロ材料学		2					2				
生産加工実習		1		3							
熱流動システムⅡ		2				2					
弾性体力学		2				2					
CADとデザインⅡ		2			4						
機械情報プロジェクトⅡ	1					3					
制御基礎Ⅱ		2					2			*	
システム動力学		2				2				*	
システム工学			2			2					
精密加工学	2				2						
システム計測		2				2				*	
機械情報工学実験	1					3					
機械数学		2				2					
CASE・演習		2					4				
熱流動システムⅠ		2				2					
機械情報プロジェクトⅠ	1			3							
インターンシップ		1								適宜開講	
長期インターンシップ			2							適宜開講。企業での研修時間が90時間以上のものを対象とする。	
キャリア形成概論			2		2						
機械情報工学応用実験	1						3				
機械情報工学特別講義			2					2			
計算熱流体力工学			2				2				
日本語コミュニケーション	1							2			
技術者倫理M	1							2			
卒業研究	8							12	12		
対象分野科目区分認定科目Ⅰ										選択必修科目の単位として個別に認定する	
対象分野科目区分認定科目Ⅱ										選択科目の単位として個別に認定する	
計	26	28	14								

5 生命情報工学科

① 自然科学科目

区分	授業科目	単位			授業年次及び授業時数						備考
		必修	選必	選択	3年・4年		3年		4年		
					前	後	前	後	前	後	
数学	解析基礎・演習		2		3						
	線形代数 I		2		2						
	離散数学		2		2						
	微分方程式		2		2						
	応用数学		2			2					
物理	確率・統計		2		2						
	物理学入門・演習		2		3						
	基礎物理学		2			2					
化学	現代物理学		2		2						
	基礎化学		2		2						
生物	基礎生物学		2		2						
	実験化学生物学		2		2						
実験	基礎実験	1				3					
	化学生物実験	1			3						
	自然科学科目区分認定科目 I										選択必修科目の単位として個別に認定する
	自然科学科目区分認定科目 II										選択科目の単位として個別に認定する
	計	2	22								

② 情報科目

区分	授業科目	単位			授業年次及び授業時数						備考
		必修	選必	選択	3年・4年		3年		4年		
					前	後	前	後	前	後	
情報基礎科目	計算機システム I		2		2						
	プログラミング		2		4						
	計算機システム II		2			2					
	データ構造とアルゴリズム		2			4					
	情報ネットワーク		2		2						
	プログラム設計		2		4						
	データベース B		2			2					
	ネットワークプログラミング		2			4					
情報専門科目	コンピュータグラフィックス B		2				2				
	人工知能		2				2				
	数値計算		2				2				
	バイオシミュレーション		2					2			
	バイオインフォマティクス		2					2			
	計算機アーキテクチャ		2						2		
	ソフトウェア工学		2						2		
	知的財産概論		2				2				
	行政情報概論		2						2		
	情報関連法規		2						2		
	データベース演習	1					2				
	ネットワーク演習	1					2				
	数値計算演習	1						2			
	グラフィックス演習	1						2			
	マルチメディア技術演習		1						2		
	計算機通論			2			2				
	情報工学通論			2			2				
	情報科目区分認定科目 I										選択必修科目の単位として個別に認定する
	情報科目区分認定科目 II										選択科目の単位として個別に認定する
	計	4	37	4							

③ 対象分野科目

授業科目	単位			授業年次及び授業時数						備考	
	必修	選必	選択	3年・4年		3年		4年			
				前	後	前	後	前	後		
生命情報工学入門	1			2							
生命情報工学概論	1			2							
バイオ技術者倫理	1					2					
専門概要	1						2				
化学熱力学・演習		2			3						
有機化学生物		2			2						
生物有機化学生物		2		2						* 3	
酵素工学		2				2				* 4	
分子設計基礎		2					2			* 3	
機器分析		2				2				* 3	
分子生物学		2			2					* 3	
生化学生物		2		2						* 3	
分子遺伝学		2			2					* 3	
細胞生物学		2			2					* 3	
生体情報学		2				2				* 3	
生化数学・演習		2			3						
生物化学生物工学		2			2					* 4	
生物プロセスシステム工学		2				2				* 4	
遺伝子工学		2					2			* 4	
微生物工学		2				2				* 4	
医用工学		2					2			* 4	
総合地球環境学		1				2				* 1	
環境工学		2					2			* 1	
構造生物学		2				2				* 3	
ライフサイエンス実験Ⅰ	2					6					
ライフサイエンス実験Ⅱ	2					6					
バイオテクノロジー実験Ⅰ	2						6				
バイオテクノロジー実験Ⅱ	2						6				
科学技術英語Ⅰ	1					2					
科学技術英語Ⅱ	1						2				
総合演習		2						2			
インターンシップ			1							適宜開講	
長期インターンシップ			2							適宜開講。企業での研修時間が90時間以上のものを対象とする。	
キャリア形成概論			2		2						
卒業研究	8							12	12		
対象分野科目区分認定科目Ⅰ										選択必修科目の単位として個別に認定する	
対象分野科目区分認定科目Ⅱ										選択科目の単位として個別に認定する	
計	22	41	5								

注)

- ① * 1の科目の中から1科目以上修得すること。
- ② * 2の科目の中から1科目以上修得すること。
- ③ * 3の科目の中から3科目以上修得すること。
- ④ * 4の科目の中から2科目以上修得すること。

別表3（第7条関係）

I 人間科学科目的卒業要件単位（各学科共通）

人間科学科目で合計28単位を卒業要件単位として、32単位までを卒業要件として認める。

科 目 区 分		卒業要件単位	備 考
人 文 社 会 系 科 目		14 単位	
言 語 系 科 目	英 語	6 単位	必修科目的英語を4単位履修する 選択必修科目的英語を2単位履修する
	言 葉 と 文 化	2 単位	「言葉と文化Ⅰ」を履修する 「言葉と文化Ⅱ」のいずれか1科目を履修する
	選 択 必 修 科 目 ま た は 選 択 科 目 の 英 語	この中から2単位	ただし、左記の異なる科目区分から1単位ずつ履修して、2単位としてもよい
	新 修 外 国 語		
	日 本 語 表 現 技 法		
	計	10 単位	
健 康 科 学 系 科 目		4 単位	
合 计		28 单位	

II 各学科別の卒業要件単位

1 知能情報工学科

科 目 区 分	单 位 区 分	卒 業 要 件 单 位
人 間 科 学 科 目		別表3のI（各学科共通）に定める
自 然 科 学 科 目	必 修 科 目	19 单位
	選 択 必 修 科 目	4 单位以上
情 報 科 目	必 修 科 目	27 单位
	選 択 必 修 科 目	8 单位以上
対 象 分 野 科 目	必 修 科 目	17 单位
	選 択 必 修 科 目	8 单位以上。ただし、推論分野から最低4单位（2科目）以上、メディア分野から最低4单位（2科目）以上を含むこと。
合 计		卒業要件に加算される単位を合計して 127 单位以上

2 電子情報工学科

科 目 区 分	单 位 区 分	卒 業 要 件 单 位
人 間 科 学 科 目		別表3のI（各学科共通）に定める
自 然 科 学 科 目	必 修 科 目	23 单位
	選 択 必 修 科 目	2 单位以上
情 報 科 目	必 修 科 目	11 单位
	選 択 必 修 科 目	6 单位以上
対 象 分 野 科 目	必 修 科 目	18 单位
	選 択 必 修 科 目	* 1の科目の中から7 单位以上 * 2の科目の中から5 单位以上
合 计		卒業要件に加算される単位を合計して 127 单位以上

3 システム創成情報工学科

科 目 区 分	单 位 区 分	卒 業 要 件 单 位
人 間 科 学 科 目		別表3のI（各学科共通）に定める
自 然 科 学 科 目	必 修 科 目	22 单位
情 報 科 目	必 修 科 目	23 单位
	選 択 必 修 科 目	* 1の科目の中から8単位以上
対 象 分 野 科 目	必 修 科 目	19 单位
	選 択 必 修 科 目	· * 2の科目の中から6単位以上 · * 3の科目の中から3単位以上 · * 4の科目の中から、創作プロジェクトI及びIIの4単位又は卒業研究8単位
合 计		卒業要件に加算される単位を合計して 127 单位以上

4 機械情報工学科

科 目 区 分	单 位 区 分	卒 楯 要 件 单 位
人 間 科 学 科 目		別表3のI（各学科共通）に定める
自 然 科 学 科 目	必 修 科 目	22 单位
	選 択 必 修 科 目	2 单位以上
情 報 科 目	必 修 科 目	13 单位
	選 択 必 修 科 目	6 单位以上
対 象 分 野 科 目	必 修 科 目	32 单位
	選 択 必 修 科 目	10 单位以上 ただし、* 1の科目の中から4単位以上 * 2の科目の中から4単位以上
合 计		卒業要件に加算される単位を合計して 127 单位以上

5 生命情報工学科

科 目 区 分	単 位 区 分	卒 業 要 件 单 位
人 間 科 学 科 目		別表3のI（各学科共通）に定める
自 然 科 学 科 目	必 修 科 目	18 单位
情 報 科 目	必 修 科 目	22 单位
	選 択 必 修 科 目	* 3の科目の中から1科目以上
対 象 分 野 科 目	必 修 科 目	32 单位
	選 択 必 修 科 目	* 2の科目の中から1科目以上 * 5の科目の中から2科目以上
人 間 科 学 科 目 対 象 分 野 科 目	選 択 必 修 科 目	* 1の科目及び日本語表現技法A、Bの中から2科目以上
自 然 科 学 科 目 対 象 分 野 科 目	選 択 必 修 科 目	* 4の科目の中から2科目以上
合 计		卒業要件に加算される単位を合計して 127 单位以上

別表4（第7条関係）

3年次編入学生の各学科別卒業要件単位

1 知能情報工学科

科目区分	単位区分	卒業要件単位
人間科学科目		認定単位を含めて28単位とし、32単位までを卒業要件単位として認める。
自然科学科目	必修科目	認定単位を含めて12単位
	選択必修科目	認定単位を含めて10単位以上
情報科目	必修科目	認定単位を含めて10単位
	選択必修科目	認定単位を含めて18単位以上
対象分野科目	必修科目	認定単位を含めて15単位
	選択必修科目	認定単位を含めて10単位以上
合計		認定単位を含めて127単位以上

2 電子情報工学科

科目区分	単位区分	卒業要件単位
人間科学科目		認定単位を含めて28単位とし、32単位までを卒業要件単位として認める。
自然科学科目	必修科目	認定単位を含めて14単位
	選択必修科目	認定単位を含めて10単位以上
情報科目	必修科目	認定単位を含めて6単位
	選択必修科目	認定単位を含めて10単位以上
対象分野科目	必修科目	認定単位を含めて18単位
	選択必修科目	認定単位を含めて13単位以上
合計		認定単位を含めて127単位以上

3 システム創成情報工学科

科 目 区 分	単 位 区 分	卒 業 要 件 单 位
人 間 科 学 科 目		認定単位を含めて 28 単位とし、32 単位までを卒業要件単位として認める。
自然 科 学 科 目	必 修 科 目	認定単位を含めて 8 単位
	選 択 必 修 科 目	認定単位を含めて 14 単位以上
情 報 科 目	必 修 科 目	認定単位を含めて 6 単位
	選 択 必 修 科 目	認定単位を含めて 25 単位以上。ただし、*1 の科目の中から 6 単位以上含むこと。
対 象 分 野 科 目	必 修 科 目	認定単位を含めて 5 単位
	選 択 必 修 科 目	認定単位を含めて 26 単位以上。ただし、*2 の科目の中から 6 単位以上、*3 の科目の中から 3 単位以上、*4 の科目の中から 4 単位以上含むこと。
合 計		認定単位を含めて 127 単位以上

4 機械情報工学科

科 目 区 分	単 位 区 分	卒 業 要 件 单 位
人 間 科 学 科 目		認定単位を含めて 28 単位とし、32 単位までを卒業要件単位として認める。
自然 科 学 科 目	必 修 科 目	認定単位を含めて 21 単位
	選 択 必 修 科 目	認定単位を含めて 2 単位以上
情 報 科 目	必 修 科 目	認定単位を含めて 13 単位
	選 択 必 修 科 目	認定単位を含めて 6 単位以上
対 象 分 野 科 目	必 修 科 目	認定単位を含めて 26 単位
	選 択 必 修 科 目	認定単位を含めて 12 単位以上。ただし、*印の 6 単位以上を必ず含むこと。
合 計		認定単位を含めて 127 単位以上

5 生命情報工学科

科 目 区 分	単 位 区 分	卒 業 要 件 单 位
人 間 科 学 科 目		認定単位を含めて 28 単位とし、32 単位までを卒業要件単位として認める。
自 然 科 学 科 目	必 修 科 目	認定単位を含めて 2 単位
	選 択 必 修 科 目	認定単位を含めて 18 単位以上
情 報 科 目	必 修 科 目	認定単位を含めて 4 単位
	選 択 必 修 科 目	認定単位を含めて 14 単位以上。ただし、* 2 の科目の中から 1 科目以上含むこと。
対 象 分 野 科 目	必 修 科 目	認定単位を含めて 22 単位
	選 択 必 修 科 目	認定単位を含めて 12 単位以上。ただし、* 1 の科目の中から 1 科目以上及び* 4 の科目の中から 2 科目以上含むこと。
自 然 科 学 科 目 対 象 分 野 科 目	選 択 必 修 科 目	* 3 の科目の中から 3 科目以上
合 計		認定単位を含めて 127 単位以上

別表5（第8条関係）

I 各年次への進級要件

3年次進級要件	卒業要件に加算される単位を70単位以上修得すること
4年次進級要件	卒業要件に加算される単位を110単位以上修得し、さらに、各学科が各科目区分ごとに定める別表Ⅱの要件単位を修得すること

II 各科目区分ごとの4年次進級要件

学 科 区 分	修 得 す べ き 単 位 数 又 は 授 業 科 目	
各 学 科 共 通	人 間 科 学 科 目	24単位
知 能 情 報 工 学 科	自 然 科 学 科 目	必修科目19単位
	情 報 科 目	・2年次までの必修科目
	対 象 分 野 科 目	・3年次の実験演習科目（必修科目）
電 子 情 報 工 学 科	自 然 科 学 科 目	・必修科目23単位 ・選択必修科目2単位以上
	情 報 科 目	・3年次までの必修科目11単位 ・選択必修科目6単位以上
	対 象 分 野 科 目	・2年次までの必修科目 ・3年次の実験科目（電子情報セミナーⅡを含む。） ・*1の科目の中から7単位以上 *2の科目の中から5単位以上
シス テ ム 創 成 情 報 工 学 科	自 然 科 学 科 目	必修科目22単位
	情 報 科 目	・3年次までの必修科目 ・*1の科目の中から6単位以上
	対 象 分 野 科 目	・3年次までの必修科目 ・*2の科目の中から4単位以上 ・*3の科目の中から3単位以上
機 械 情 報 工 学 科	自 然 科 学 科 目	・2年次までの必修科目
	情 報 科 目	・3年次の実験・プロジェクト科目（必修科目）
生 命 情 報 工 学 科	自 然 科 学 科 目	必修科目18単位
	情 報 科 目	・2年次までの必修科目
	対 象 分 野 科 目	・3年次の実験・演習科目（必修科目）

別表 6 (第 8 条関係)

3 年次編入学生の各学科別 4 年次進級要件

学 科 名	修 得 す べ き 単 位 数 又 は 授 業 科 目
知 能 情 報 工 学 科	認定単位を含めて卒業要件に加算される単位を合計 110 単位以上。ただし 3 年次の必修の実験演習科目をすべて含むこと。
電 子 情 報 工 学 科	3 年次に履修すべきすべての必修科目的単位及び卒業要件に加算される単位を合計 30 単位以上
シス テ ム 創 成 情 報 工 学 科	3 年次に履修すべきすべての必修科目的単位及び卒業要件に加算される単位を合計 30 単位以上
機 械 情 報 工 学 科	3 年次に履修すべきすべての必修科目的単位及び卒業要件に加算される単位を合計 30 単位以上
生 命 情 報 工 学 科	3 年次に履修すべきすべての必修科目的単位及び卒業要件に加算される単位を合計 30 単位以上

別表 7 (第 18 条関係)

教職課程

数学及び情報の免許を取得できる学科

(知能情報工学科、電子情報工学科、システム創成情報工学科、機械情報工学科、生命情報工学科)

教育職員の免許を取得するためには、教科に関する専門教育科目より 20 単位以上、教科又は教職に関する専門教育科目より 16 単位以上、教職に関する専門教育科目より 23 単位以上を修得するほかに、教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目を必ず修得しておかなければならない。

教職に関する専門教育科目（全学科共通）（数学、情報共通）

区分	授業科目	単位	授業時数								備考	
			1年		2年		3年		4年			
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
教職に関する専門教育科目	○教職論	2		2								
	○教育原理	2	2									
	○教育心理学	2			2							
	○教育社会学	2				2						
	○教科教育法（情報）I	2					2				情報コース	
	○教科教育法（情報）II	2						2			情報コース	
	○教科教育法（数学）I	2					2				数学コース	
	○教科教育法（数学）II	2						2			数学コース	
	○教育課程論	1			1							
	○特別活動の指導法	1			1							
	○教育方法	2					2					
	○教育工学	2					2					
	○生徒指導 (進路指導を含む。)	2				2						
	○教育相談	2				2						
	○教職実践演習	2							2			
	○教育実習	3								3		

注)

- ① 上記の表中で○印の付された授業科目は、必ず修得しなければならない。
- ② 各科目について、教職に関する専門教育科目より教科教育法 I 及び教科教育法 II を含む 16 単位以上、教科に関する専門教育科目及び教科又は教職に関する専門教育科目と併せて 24 単位以上、修得した者でなければ教育実習は履修できない。
- ③ 教育実習の 3 単位は、実習校での「教育実習」と、学部で開く「事前・事後指導」との二つの履修から成る。教育実習に行くためには、実習に行く前年度の 3 月に集中で開講される「事前指導」を受講しておかなければならぬ。
- ④ 教育実習に行くためには、別途に開講する「人権教育」を受講しておかなければならぬ。

教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目（全学科共通）（数学、情報共通）

第 66 条の 6 に 定める科目	開 設 授 業 科 目		備 考
	授 業 科 目	単位数	
日本国憲法	法律学A	2	
体 育	運動科学 I	1	
	運動科学 II	1	
外国語コミュニケーション	英語 I	1	
	英語 II	1	
情報機器の操作	プログラミング	2	

注) 上記表中の授業科目は、必ず修得しなければならない。

1 知能情報工学科

(1) 数学の教科に関する専門教育科目

教科に関する専門教育科目	授業科目	単位	授業時数								最低修得単位数	
			1年		2年		3年		4年			
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
代数学	離散数学	2	2								1単位 高校1種	
	○線形代数I	2	2									
	線形代数II	2		2								
	代数学I	2		2								
	代数学II	2			2							
幾何学	グラフ理論	2				2					1単位 1単位	
	○幾何学通論	2		2								
	幾何学I	2			2							
	幾何学II	2				2						
	パターン理解	2					2					
	コンピュータビジョンA	2						2				
解析学	○解析I	2	2								1単位 1単位	
	解析II	2		2								
	微分方程式	2				2						
	応用解析	2			2							
確率論・統計学	○確率・統計	2			(2)	(2)					1単位	
コンピュータ	○計算機リテラシーA	1	2								1単位	
	オートマトンと言語理論	2		2								
	オブジェクト指向プログラミング・演習	2				4						
	論理と証明	2					2					
	人工知能プログラミング・演習	2					4					
	知能システム設計論	2					2					
	認知科学	2					2					
	ゲーム理論	2					(2)	(2)				
	情報媒体論	2					(2)	(2)				
	自然言語理論	2					(2)	(2)				
合計							(2)	(2)			20単位	

注) 上記表中で○印の付された授業科目は、必ず修得しなければならない。

(2) 情報の教科に関する専門教育科目

教科に関する専門教育科目		授業科目	単位	授業時数								最低修得単位数	
				1年		2年		3年		4年			
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
コンピュータ及び情報処理	コンピュータ	○計算機システムⅠ	2	2								高校1種 1単位	
		計算機システムⅡ	2		2								
		情報工学基礎実験ⅡA	1			3							
		論理数学A	2	2									
	情報処理	論理回路	2		2								
		データ構造とアルゴリズム	2		4								
		人工知能基礎A	2			2							
		アルゴリズム設計A	2				2						
情報システム		○プログラム設計	2			4						1単位	
		データベース理論	2				2						
		オペレーティングシステム	2				2						
		計算機アーキテクチャA	2			2							
		ソフトウェア工学A	2						2				
ネットワーク情報通信	情報通信	○計算機ネットワーク	2				2					1単位	
		情報理論A	2					2					
		知能情報工学実験演習I	1				3						
表現及び技術	表現	コンピュータグラフィックスA	2						2			1単位	
		知能情報工学実験演習Ⅱ	1					3					
	技術	情報メディアとコミュニケーション	2						2				
		知能情報工学実験演習Ⅲ	2						6				
情報社会及び情報倫理	社会	*コンピュータ革命と現代社会	2					(2)	(2)			1単位	
		*行政情報概論	2			2							
		*情報社会と教育	2						2				
	倫理	△情報法学	2					(2)	(2)				
		△情報倫理	2					(2)	(2)				
		△情報関連法規	2						2				
		△知的財産概論(注④)	2						2				
情報と職業		情報職業論	2					2				1単位	
		情報産業職業論	2						2				
		産業組織論	2						2				
合計												20単位	

注)

- ① 上記表中で○印の付された授業科目は、必ず修得しなければならない。
- ② 上記表中の*印の付された授業科目の内、1科目選択必修。
- ③ 上記表中の△印の付された授業科目の内、1科目選択必修。
- ④ 2年次までに開講される教職に関する専門教育科目をすべて修得した場合に限り履修可。

2 電子情報工学科

(1) 数学の教科に関する専門教育科目

教科に関する専門教育科目	授業科目	単位	授業時数								最低修得単位数	
			1年		2年		3年		4年			
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
代数学	離散数学	2	2								高校1種 1単位	
	○線形代数I	2	2									
	線形代数II	2		2								
	代数学I	2		2								
	代数学II	2			2							
幾何学	○幾何学通論	2		2							1単位	
	幾何学I	2			2							
	幾何学II	2				2						
解析学	○解析I	2	2								1単位	
	解析II	2		2								
	微分方程式	2		2								
	応用数学	2			2							
	応用解析学	2				2						
確率論・統計学	○確率・統計	2			2						1単位	
コンピュータ	* 論理設計	2			2						1単位	
	○オペレーティングシステムE	2					2					
	* アルゴリズム設計E	2					2					
	情報理論E	2				2						
	ゲーム理論	2					(2)	(2)				
	情報媒体論	2					(2)	(2)				
	自然言語理論	2					(2)	(2)				
	言語分析法	2					(2)	(2)				
合計										20単位		

注)

- ① 上記表中で○印の付された授業科目は、必ず修得しなければならない。
- ② 上記表中で*印の付いた授業科目の内、1科目選択必修。

(2) 情報の教科に関する専門教育科目

教科に関する専門教育科目		授業科目	単位	授業時数								最低修得単位数	
				1年		2年		3年		4年			
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
情報処理及び 処理	コンピュータ	○計算機システム I	2	2								1 単位	
		計算機システム II	2		2								
		計算機アーキテクチャ E	2				2						
	情報 理報	データ構造とアルゴリズム	2		4								
		オートマトン理論	2		2								
情報システム		○プログラム設計	2			4						1 単位	
		データベース E	2					2					
		オブジェクト指向プログラミング	2				2						
ネットワーク通信 情報		○計算機通信基礎	2				2					1 単位	
		電子情報工学実験 I	1				3						
		通信理論	2					2					
		ネットワークアーキテクチャ	2					2					
		ネットワークセキュリティ	2						2				
表現及び 技術	マルチメディア	コンピュータグラフィックス E	2					2				1 単位	
		電子情報工学実験 II	1					3					
		デジタルコンテンツ	2						2				
	技術	デジタル信号処理	2					2					
		通信機器	2			(2)	(2)	(2)					
情報社会及び 情報倫理		情報メディアとコミュニケーション	2						2				
		*コンピュータ革命と現代社会	2					(2)	(2)			1 単位	
		*行政情報概論(注④)	2							2			
		*情報社会と教育	2						2				
		△情報法学	2					(2)	(2)				
情報と職業		△情報倫理	2					(2)	(2)			1 単位	
		△情報関連法規(注④)	2							2			
		△知的財産概論	2						2				
		情報職業論	2					2					
情報社会及び 情報倫理		情報産業職業論	2						2			1 単位	
		産業組織論	2						2				
合計												20 単位	

注)

- ① 上記表中で○印の付された授業科目は、必ず修得しなければならない。
- ② 上記表中の*印の付された授業科目の内、1科目選択必修。
- ③ 上記表中の△印の付された授業科目の内、1科目選択必修。
- ④ 「教職実践演習」及び「教育実習」を除く教職に関する専門教育科目をすべて修得した場合に限り履修可。

3 システム創成情報工学科

(1) 数学の教科に関する専門教育科目

教科に関する専門教育科目	授業科目	単位	授業時数								最低修得単位数	
			1年		2年		3年		4年			
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
代数学	離散数学	2		2							1単位	
	○線形代数I	2	2									
	線形代数II同演習	2		4								
	代数学I	2		2								
	代数学II	2			2							
幾何学	○幾何学通論	2		2							1単位	
	幾何学I	2			2							
	幾何学II	2				2						
解析学	○解析I同演習	2	4								1単位	
	解析II	2		2								
	微分方程式	2			2							
	応用数学	2			2							
	システムダイナミックス	2				2						
確率論・統計学	確率論	2			2						1単位	
	○統計とデータ解析	2					2					
	信号処理I	2				2						
	信号処理II	2					2					
コンピュータ	○計算機活用入門	1	2								1単位	
	*電気回路	2			2							
	*数値計算	2				2						
	*電子回路S	2					2					
	システム制御基礎論	2					2					
	システム制御設計論	2						2				
	現代システム制御論	2						2				
	ゲーム理論	2						(2)	(2)			
	情報媒体論	2						(2)	(2)			
	自然言語理論	2						(2)	(2)			
合 計								(2)	(2)		20単位	

注)

- ① 上記表中で○印の付された授業科目は、必ず修得しなければならない。
- ② 上記表中で*印の付いた授業科目の内、1科目選択必修。

(2) 情報の教科に関する専門教育科目

教科に関する専門教育科目	授業科目	単位	授業時数								最低修得単位数	
			1年		2年		3年		4年			
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
情報処理及び処理	コンピュータ	○計算機システム I	2	2							1 単位	
		計算機システム II	2		2							
		システム創成プロジェクト II	1.5				3					
	情報処理	離散構造論	2			2						
		データ構造とアルゴリズム	2		4							
		アルゴリズム設計 S	2				2					
情報システム		○プログラム設計	2			4					1 単位	
		データベース S	2				2					
		オペレーティングシステム S	2					2				
ネットワーク通信	情報通信	○計算機ネットワーク	2					2			1 単位	
		システム創成プロジェクト I	1.5				3					
		通信工学	2					2				
		情報理論 S	2			2						
表現及び技術	表現	コンピュータグラフィックス S	2				2				1 単位	
		シミュレーション物理	2		3							
		マルチメディア工学概論	2						2			
	技術	画像情報処理	2				2					
		プログラミング応用 S	2	4								
		情報メディアとコミュニケーション	2					2				
情報社会及び情報倫理	社会	* コンピュータ革命と現代社会	2				(2)	(2)			1 単位	
		* 行政情報概論(注④)	2						2			
		* 情報社会と教育	2					2				
	倫理	△情報法学	2				(2)	(2)				
		△情報倫理	2				(2)	(2)				
		△情報関連法規(注④)	2						2			
		△知的財産概論(注⑤)	2					2				
情報と職業		情報職業論	2				2				1 単位	
		情報産業職業論	2					2				
		産業組織論	2				2					
合計										20 単位		

注)

- ① 上記表中で○印の付された授業科目は、必ず修得しなければならない。
- ② 上記表中の*印の付された授業科目の内、1科目選択必修。
- ③ 上記表中の△印の付された授業科目の内、1科目選択必修。
- ④ 「教職実践演習」及び「教育実習」を除く教職に関する専門教育科目をすべて修得した場合に限り履修可。
- ⑤ 2年次までに開講される教職に関する専門教育科目をすべて修得した場合に限り履修可。

4 機械情報工学科

(1) 数学の教科に関する専門教育科目

教科に関する専門教育科目	授業科目	単位	授業時数								最低修得単位数	
			1年		2年		3年		4年			
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
代数学	離散数学	2	2								高校1種 1単位	
	○線形代数I・同演習	2	4									
	線形代数II・同演習	2		4								
	代数学I	2		2								
	代数学II	2			2							
幾何学	CADとデザインI	1			3						1単位	
	CADとデザインII	2				4						
	○幾何学通論	2		2								
	幾何学I	2			2							
	幾何学II	2				2						
解析学	○解析I・同演習	2	4								1単位	
	解析II・同演習	2		4								
	微分方程式	2			2							
	流れ学I	2			2							
	熱流動システム	2				2						
	機械数学	2				2						
	C A E・演習	2					4					
確率論・統計学	○確率・統計	2				2					1単位	
コンピュータ	○計算機リテラシーM	1	2								1単位	
	電気回路M	2			2							
	システム動力学II	2					2					
	*数値計算	2			2							
	*電子回路M	2			2							
	流れ学II	2				2						
	計算熱流体工学	2					2					
	ゲーム理論	2				(2)	(2)					
	情報媒体論	2				(2)	(2)					
	自然言語理論	2				(2)	(2)					
合計										20単位		

注)

- ① 上記表中で○印の付された授業科目は、必ず修得しなければならない。
- ② 上記表中で*印の付いた授業科目の内、1科目選択必修。

(2) 情報の教科に関する専門教育科目

教科に関する専門教育科目		授業科目	単位	授業時数								最低修得単位数	
				1年		2年		3年		4年			
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
コンピュータ及び情報処理	コンピュータ	○計算機システムⅠ	2			2						1単位	
		計算機システムⅡ	2				2						
	情報処理	オブジェクト指向開発	2				2						
		システム計測	2					2					
		制御基礎Ⅰ	2					2					
		制御基礎Ⅱ	2						2				
		論理数学M	2		2								
		データ構造とアルゴリズム	2		4								
情報システム		データベースM	2				2					1単位	
		組込みシステムⅠ	2					2					
		○プログラム設計	2			4							
情報通信ネットワーク		○情報通信ネットワーク	2					2				1単位	
表現及び技術アーティスト	表現	○プログラミング応用M	2							2		1単位	
		△マルチメディア技術	2						2				
	技術	有限要素法の基礎	2				2						
		△情報メディアとコミュニケーション	2					2					
情報社会及び情報倫理	社会	◇コンピュータ革命と現代社会	2					(2)	(2)			1単位	
		◇行政情報概論(注⑤)	2					(2)		(2)			
		◇情報社会と教育	2						2				
	倫理	■情報法学	2					(2)	(2)				
		■情報倫理	2					(2)	(2)				
		■情報関連法規(注⑤)	2							2			
情報と職業		■知的財産概論(注⑥)	2							2			
		情報職業論	2				2					1単位	
		情報産業職業論	2					2					
		産業組織論	2				2						
合計												20単位	

注)

- ① 上記表中で○印の付された授業科目は、必ず修得しなければならない。
- ② 上記表中の△印の付された授業科目の内、1科目選択必修。
- ③ 上記表中の◇印の付された授業科目の内、1科目選択必修。
- ④ 上記表中の■印の付された授業科目の内、1科目選択必修。
- ⑤ 「教職実践演習」及び「教育実習」を除く教職に関する専門教育科目をすべて修得した場合に限り履修可。
- ⑥ 2年次までに開講される教職に関する専門教育科目をすべて修得した場合に限り履修可。

5 生命情報工学科

(1) 数学の教科に関する専門教育科目

教科に関する専門教育科目	授業科目	単位	授業時数								最低修得単位数	
			1年		2年		3年		4年			
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
代数学	離散数学	2	2								高校1種 1単位	
	○線形代数I	2	2									
	代数学I	2		2								
	代数学II	2			2							
幾何学	○幾何学通論	2		2							1単位	
	幾何学I	2			2							
	幾何学II	2				2						
解析学	○解析基礎・演習	2	3								1単位	
	微分方程式	2			2							
	応用数学	2				2						
	生化数学・演習	2				3						
確率論・統計学	○確率・統計	2			2						1単位	
コンピュータ	*人工知能	2					2				1単位	
	○数値計算	2					2					
	*バイオインフォマティクス	2						2				
	ゲーム理論	2					(2)	(2)				
	情報媒体論	2					(2)	(2)				
	自然言語理論	2					(2)	(2)				
	言語分析法	2					(2)	(2)				
合計											20単位	

注)

- ① 上記表中で○印の付された授業科目は、必ず修得しなければならない。
- ② 上記表中で*印の付いた授業科目の内、1科目選択必修。

(2) 情報の教科に関する専門教育科目

教科に関する専門教育科目		授業科目	単位	授業時数								最低修得単位数	
				1年		2年		3年		4年			
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
情報処理及び処理	コンピュータ	○計算機システム I	2	2								高校1種 1単位	
		計算機システム II	2		2								
		データ構造とアルゴリズム	2		4								
	情報処理	計算機アーキテクチャ	2								2		
		数値計算演習	1						2				
		バイオシミュレーション	2						2				
情報システム		データベース B	2				2					1単位	
		○プログラム設計	2			4							
		データベース演習	1					2					
		ソフトウェア工学	2								2		
ネットワーク通信	情報通信	○情報ネットワーク	2			2						1単位	
		ネットワークプログラミング	2				4						
		ネットワーク演習	1					2					
表現及び技術	表現	コンピュータグラフィックスB	2					2				1単位	
		グラフィックス演習	1						2				
	技術	*マルチメディア技術演習	1							2			
		*情報メディアとコミュニケーション	2						2				
情報社会及び情報倫理	社会	△コンピュータ革命と現代社会	2					(2)	(2)			1単位	
		△行政情報概論(注⑤)	2							2			
		△情報社会と教育	2						2				
	倫理	◇情報法学	2					(2)	(2)				
		◇情報倫理	2					(2)	(2)				
		◇情報関連法規(注⑤)	2							2			
情報と職業		◇知的財産概論(注⑥)	2						2			1単位	
		情報職業論	2					2					
		情報産業職業論	2						2				
		産業組織論	2					2					
合計											20単位		

注)

- ① 上記表中で○印の付された授業科目は、必ず修得しなければならない。
- ② 上記表中の*印の付された授業科目の内、1科目選択必修。
- ③ 上記表中の△印の付された授業科目の内、1科目選択必修。
- ④ 上記表中の◇印の付された授業科目の内、1科目選択必修。
- ⑤ 「教職実践演習」及び「教育実習」を除く教職に関する専門教育科目をすべて修得した場合に限り履修可。
- ⑥ 2年次までに開講される教職に関する専門教育科目をすべて修得した場合に限り履修可。

6 教科又は教職に関する専門教育科目（全学科共通）

(1) 数学の教科又は教職に関する専門教育科目

教科又は教職に関する専門 教育科目	単 位 数	授業時数								最低修得単位数	
		1年		2年		3年		4年			
		前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期		
教科又は教職に関する専門 教育科目最低修得単位数	16									「教科又は教職に 関する科目」の選 択科目又は最低取 得単位を超えて履 修した「教科に 関する科目」若しく は「教職に 関する 科目」について 16 単位以上修得	

(2) 情報の教科又は教職に関する専門教育科目

教科又は教職に関する専門 教育科目	単 位 数	授業時数								最低修得単位数	
		1年		2年		3年		4年			
		前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期		
教科又は教職に関する専門 教育科目最低修得単位数	16									「教科又は教職に 関する科目」の選 択科目又は最低取 得単位を超えて履 修した「教科に 関する科目」若しく は「教職に 関する 科目」について 16 単位以上修得	

別表8（第18条の2関係）

IIFプログラム履修課程表

授業科目	単位	授業年次及び授業時数								備考	
		1年		2年		3年		4年			
		前	後	前	後	前	後	前	後		
○実践英語101	1	2									
○実践英語102	1		2								
○実践英語201	1			2							
○実践英語202	1				2						
○上級実践英語301	1					2					
○上級実践英語302	1						2				
○上級実践英語400	1							(2)	(2)		
○クラスワーク101	1	1									
○クラスワーク102	1		1								
○クラスワーク201	1			1							
○クラスワーク202	1				1						
○クラスワーク301	1					1					
○クラスワーク302	1						1				
○クラスワーク400	1							(1)	(1)		
海外研修	1	(2)	(2)	(2)	(2)						
留学	2					(3)	(3)	(3)	(3)		
○Sciences in English	1	(2)		(2)		(2)		(2)		隔年開講	
○Computer Literacy	1				(2)		(2)				
○プロジェクトマネジメント301	1					2					
○プロジェクトマネジメント302	1						2				
○エンジニアリングエコノミクス	2					(2)	(2)	(2)	(2)		

注) ① 上記表中で○印の付された授業科目は、必ず修得しなければならない。

② 「海外研修」は、その学修内容により、「英語T1S」「英語T1F」「英語T2S」「英語T2F」「英語T3S」又

は「英語T3F」の単位として認めることがある。

③ 「留学」を修得した者は、修了証明書に明記する。

別記様式第1号（第9条・第17条の2関係）

履修申告カード

年度 期

曜日・時限・クラス番号	曜・限・クラス	
科目名・単位		単位
教員名	教員	
追加理由（詳細に）		

所属学科・年次	工学科	年次
学生番号		
氏名		
授業担当教員	教務係 確認欄	
確認印		

◎授業担当教員の確認印を得た上で、教務係へ提出のこと。

授業担当教員 殿

履修登録の追加を承認される場合は、お手数ですが、学生の氏名・学生番号をお手持ちの履修者名簿へ記入頂きますようお願いします。

別記様式第2号（第9条関係）

期間外履修申告カード

年度 期

曜日・時限・クラス番号	曜・限・クラス	
科目名・単位		単位
教員名	教員	
遅延理由および追加理由（詳細に）		

所属学科・年次	工学科	年次
学生番号		
氏名		
授業担当教員	教務係 確認欄	
確認印		

◎授業担当教員の確認印を得た上で、教務係へ提出のこと。

授業担当教員 殿

履修登録の追加を承認される場合は、お手数ですが、学生の氏名・学生番号をお手持ちの履修者名簿へ記入頂きますようお願いします。

履修申告取消しカード

年度 期

曜日・時限・クラス番号	曜・限・クラス	
科目名・単位		単位
教員名	教員	
取消理由（詳細に）		

所属学科・年次	工学科	年次
学生番号		
氏名		
授業担当教員		教務係 確認欄
確認印		

◎授業担当教員の確認印を得た上で、教務係へ提出のこと。

授業担当教員 殿

履修申告の取り消しを承認される場合は、お手数ですが、学生の氏名・学生番号をお手持ちの履修者名簿から削除頂きますようお願いします。

上級年次の授業科目の履修願

年度　期

曜日・時限	
科目名・クラス番号	
教員名	
所属学科	
学生番号	
氏名	

所属学科の 教務委員・ 学年担当教員	確認印	授業担当教員	確認印
--------------------------	-----	--------	-----

○ 上記科目の履修が必要な理由

- ☆ 授業担当教員が非常勤講師の場合は、確認印は必要ない。
- ☆ 授業担当教員（非常勤講師を除く）、教務委員の確認印がない場合は受け付けない。
- ☆ 記入漏れの無いよう注意すること。記入漏れがある場合は受け付けない。
- ☆ 受講者数等の理由により履修できない場合は掲示により通知する。
- ☆ この用紙は、　　月　　日（　）までに所定の場所に提出すること。

上限単位数を超える授業科目の履修願

年度　期

曜日・時限	
科目名・クラス番号	
教員名	
所属学科	
学生番号	
氏名	

所属学科の 教務委員・ 学年担当教員	確認印	授業担当教員	確認印
--------------------------	-----	--------	-----

○ 上記科目を履修が必要な理由

- ☆ 授業担当教員が非常勤講師の場合は、確認印は必要ない。
- ☆ 授業担当教員（非常勤講師を除く）、教務委員の確認印がない場合は受け付けない。
- ☆ 記入漏れの無いよう注意すること。記入漏れがある場合は受け付けない。
- ☆ 受講者数等の理由により履修できない場合は掲示により通知する。
- ☆ この用紙は、　　月　　日（　）までに所定の場所に提出すること。

年　月　日

成績評価に対する異議申し立て書

情報工学部長 殿

私が履修した科目の成績について、下記のとおり異議を申し立てます。

所属学科

学生番号

氏　名

印

年度　期

科目名・クラス番号	
教　員　名	

○ 異議申し立て内容

- ・ 記入漏れの無いよう注意すること。記入漏れがある場合は受け付けない。

教務係確認欄 (科目担当教員への問い合わせの有無)
有　・　無

他学科科目（所属学科の履修課程表にない授業科目）履修願

年度　期

曜日・時限	
科目名・クラス番号	
教員名	
所属学科	
学生番号	
氏名	

所属学科の 教務委員・ 学年担当教員	確認印	授業担当教員	確認印
--------------------------	-----	--------	-----

※ 教務委員認定欄（必要な場合のみ記入・押印）

「

_____」の読替科目として認定 確認印

○ 上記科目の履修が必要な理由

☆ 授業担当教員が非常勤講師の場合は、確認印は必要ない。

☆ 授業担当教員（非常勤講師を除く）、教務委員の確認印がない場合は受け付けない。

☆ 記入漏れの無いよう注意すること。記入漏れがある場合は受け付けない。

☆ 受講者数等の理由により履修できない場合は掲示により通知する。

☆ この用紙は、　　月　　日（　）までに所定の場所に提出すること。

他学部の授業科目の履修願

年度　期

曜日・時限	
科目名・クラス番号	
教員名	
所属学科	
学生番号	
氏名	

所属学科の 教務委員・ 学年担当教員	確認印	工学部の 授業担当教員	確認印
--------------------------	-----	----------------	-----

※ 教務委員認定欄（必要な場合のみ記入・押印）

「

_____」の読替科目として認定

確認印

○ 上記科目の履修が必要な理由

☆ 授業担当教員、教務委員の確認印がない場合は受け付けない。

☆ 記入漏れの無いよう注意すること。記入漏れがある場合は受け付けない。

☆ この用紙は、　　月　　日（　）までに所定の場所に提出すること。

年　月　日

_____学科

教務委員_____印

単位認定取下げ願

下記のとおり、単位認定を取下げます。

記

学生番号 _____ 学生氏名 _____

科目名 _____

2. 修学上の注意事項について

1. 教育課程について（学修細則第3条、第5条）

- (1) 情報工学部の教育課程は、人間科学科目、自然科学科目、情報科目及び対象分野科目の4つの科目区分により構成されています。
- (2) 授業科目には、必修科目、選択必修科目、選択科目及び査定外科目の4種類の査定区分があります。
必修科目は、卒業までに単位を修得する必要のある授業科目です。
選択必修科目は、科目区分ごとに設定された選択必修科目群の中から選択して履修し、科目区分ごとに設定された要件単位以上の単位を卒業までに修得する必要のある授業科目です。
- (3) 学生は、教育課程を修了するためには、所属学科の履修課程表に従って授業科目を履修し、卒業要件に加算される単位を合計して127単位以上修得し、さらに、各科目区分ごとに設定されている卒業要件単位以上の単位を修得しなければなりません。
- (4) 身体に障害を持つ学生については、特定の必修科目の履修が困難な場合、教務委員会が指定する他の代替科目的単位を、当該必修科目的単位に読み替えることができます。

2. 履修課程表について（学修細則第5条、第6条）

- (1) 1年次から入学した学生は、所属学科の履修課程表（98頁－112頁）に従って、各科目区分の授業科目を履修する必要があります。
- (2) 3年次に編入した学生は、所属学科の3年次編入学生用の履修課程表（113頁－123頁）に従って、各科目区分の授業科目を履修する必要があります。
- (3) 学生は、履修課程表に定められている履修年次に従って各授業科目を履修する必要があります。

3. 上級年次への進級について（学修細則第8条）

- (1) 1年次から入学した学生は、2年次から3年次に進級するためには、卒業要件に加算される授業科目的単位を、合計して70単位以上修得する必要があります。
- (2) 1年次から入学した学生は、3年次から4年次に進級するためには、卒業要件に加算される授業科目的単位を、合計して110単位以上修得し、さらに、各科目区分ごとに設定された4年次進級要件（131頁）以上の単位を修得する必要があります。
- (3) 3年次に編入した学生は、4年次に進級するためには、3年次編入学生用の4年次進級要件（132頁）以上の単位を修得する必要があります。
- (4) 病気や留学などの正当なやむを得ない理由により、進級に必要な単位数を修得することができなかつた学生については、教務委員会が、学生にとって教育上有益であると認める場合は、単位が不足していても上級年次への進級を許可することができます。

4. 指導教員及び学年担当教員について（学修細則第24条）

- (1) 学生は、教育課程の履修方法や授業科目的選択方法に関して、必要に応じ、指導教員又は学年担当教員による勉学上のアドバイスを求める事ができます。
- (2) 勉学上の目的を持って、上級年次の授業科目や他学科の授業科目的履修を希望する学生には、履修方法や授業科目的選択方法等について指導教員又は学年担当教員に相談し、アドバイスを受けることを勧めます。
- (3) 進級に必要な単位数を順調に修得することができない学生は、なるべく早い時期に（留年が確定する前に）指導教員又は学年担当教員を訪問し、今後の勉学の進め方や授業科目的選択方法等に関して、アドバイスを受

けることを勧めます。

- (4) 各学生を担当する指導教員の氏名は、教務情報システムの「学籍情報」ツールに表示されます。

5. 履修申告について

ア 授業計画（シラバス）（学修細則第4条）

講義などの要旨（講義内容・教育方針・成績評価方法など）については、次のURLを参照してください。

URL : <http://www.iizuka.kyutech.ac.jp/syllabus/frame.html>

イ 履修申告（学修細則第9条）

- (1) 学生は、各学期に履修しようとする授業科目について、その学期の定められた履修申告期間に履修申告を行う必要があり、履修申告をしていない授業科目は受講することができません。

なお、各学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、24単位となっています。しかし、この24単位の中には、授業期間以外に開講する集中講義等は、この上限に含まれません。

通年の授業科目については、前期の履修申告期間に履修申告を行う必要があります。

（履修登録単位を制限することについて）

大学での授業科目は、1単位あたり45時間の学修を必要とする内容で構成することが標準となっています。講義については15時間の授業で1単位、演習や実習、外国語、体育実技については30時間の授業で1単位、実験については45時間の授業で1単位としているのが大部分です。例えば、1単位の外国語科目を履修する場合には、45時間から30時間を差し引いた残りの15時間は、授業時間外（教室外）の学修が必要となります。この教室外の学修は学生が自主的に行い、学力の充実をはからなければなりません。

授業時間外での学修時間を十分に確保して内容の濃い学修を進めることができるように、履修科目として登録できる単位数の上限を各学期あたり24単位に定めています。（授業時間外に開講する不定期授業（集中講義）の単位並びに夏季及び冬季の休業期間に開設される実習の単位は上限に含みません。）

学生は、この制度の趣旨をよく理解し、授業時間外において、課題の遂行や授業の予習・復習の学修に努めてください。

- (2) 複数クラスを開講する授業科目の場合等には、掲示、ガイダンス等を行って学生を振り分けることがあるので、担当教員の指示に従って履修申告を行ってください。
- (3) 学生は、既に単位を修得した授業科目については、再度の履修申告をすることはできません。
- (4) 集中講義又はそれに準じる形態で実施される授業科目については、各授業科目ごとに掲示される履修申告締切り期日までは「履修申告カード」（別記様式第1号）を教務係に提出することにより、履修申告を行うことができます。
- (5) やむを得ない正当な理由により、履修申告期間及び修正申告期間に履修申告をすることができなかつた学生は、教務係に申し出てください。教務係で渡される「期間外履修申告カード」（別記様式第2号）に必要事項を記載した後、教務委員及び当該科目の授業担当教員（以下「授業担当教員」という。）が許可する場合に限り、期間外の履修申告を行うことができます。

ウ 修正申告（学修細則第9条、第10条）

- (1) 修正申告期間は、通常、授業開始の第1週目に設定されます。
- (2) 授業に出席した上で、履修する授業科目を変更することにした場合には、修正申告期間に申告科目の修正（申告科目の追加及び取り消し）を行ってください。
- (3) 修正期間終了後に履修の取消しすることにした場合は、修正期間終了後1ヶ月以内に履修申告の取消しを行ってください。教務係で渡される「履修申告取消しカード」（別記様式第3号）に必要事項を記載した後、

教務係に提出してください。

- (4) 集中講義又はそれに準じる形態で実施される授業科目の場合には、各授業科目ごとに掲示される履修申告取消し期日までは、履修申告の取消しを行なうことができます。
- (5) 正当な理由により、定められた期間内に履修の取消しをすることができなかつた学生は、教務委員及び授業担当教員の許可を受けた上で「履修申告取消しカード」(別記様式第3号)教務係に提出することにより、履修申告の取消しを行なうことができます。
- (6) 出席調査等に用いられる「履修者名簿」は、学生の履修申告に基づき作成されます。履修者名簿を正確な名簿にするため、履修をしない授業科目については、必ず履修申告の取消しを行なってください。

エ 他学科が開講する学科共通の授業科目の履修 (学修細則第9条、第11条)

- (1) 他学科が開講する授業科目であっても、それが所属学科の開講科目と共通の科目名である場合には、所属学科の開講科目と同じように履修することができます。
ただし、学部共通の授業科目の中には、講義室の収容人員等の関係で、他学科学生の履修を制限している科目があります。この場合、他学科の学生は履修申告ができません。
- (2) 上記の授業科目の履修を希望する学生は、教務係の用意する「履修を制限する授業科目の受講願」を受け取り、教務委員及び授業担当教員の許可を受けた上で、教務係に提出してください。

オ 他学科科目の履修 (学修細則第16条)

- (1) 「他学科科目」とは、所属学科以外の学科が開講する授業科目で、所属学科の履修課程表には記載されていない授業科目のことをいいます。
- (2) 他学科科目の履修を希望する学生は、まず、教務情報システムの「履修登録」ツールにより、その授業科目を査定外科目(卒業要件単位に加算されない科目)として履修申告してください。
- (3) 次に、教務係の用意する「他学科科目(所属学科の履修課程表にない授業科目)の履修願」(別記様式第7号。以下「他学科科目の履修願」という。)を受け取り、教務委員及び授業担当教員の許可を受けた上で、教務係に提出してください。
- (4) 教務委員は、その他学科科目の履修が、学生にとって教育上有益であり、かつ、学科の卒業要件単位に加算することがふさわしいと認めた場合に限り、履修を許可します。
- (5) 授業担当教員は、履修希望者数が授業科目の受け入れ限度を超えた場合には、履修を希望する他学科学生の一部を許可しない場合があります。

学生は、担当教員により履修申告を許可されなかった場合には、その授業科目の履修申告を取消す必要があります。

- (6) 「他学科科目の履修願」を受理された授業科目は、科目の分類上は、(開講学科の自然学科目や情報科目であったとしても)所属学科の対象分野科目区分の選択科目とみなされ、試験に合格すれば、開講学科の履修課程表に記載された単位数が与えられます。

なお、「他学科科目の履修願」が受理された科目については、修正申告期間の終了後に、その科目の分類が「他学科の選択科目(対象分野科目区分)」と表示されるようになります。

カ 上級年次の授業科目の履修 (学修細則第12条)

- (1) 正当な理由により、自分の在籍する年次を超える履修年次の授業科目を希望する学生は、教務係で「上級年次の授業科目の履修願い」(別記様式第4号)を受け取り、教務委員及び授業担当教員の許可を受けて、教務係に提出してください。

- (2) 教務委員は、上級年次の授業科目の履修が学生にとって教育上有益であり、また、履修を希望する理由が正当なものであると認める場合には、履修を許可します。
- (3) ただし、原級留置（留年）のある学生の場合、選択必修科目及び選択科目については、すべての原級留置がないと仮定した年次を在籍年次とみなし、履修申告をすることができます。

キ 工学部の授業科目の履修（学修細則第17条）

- (1) 工学部の授業科目の履修を希望する学生は、教務係で「他学部の授業科目の履修願」（別記様式第8号）を受け取り、教務委員及び授業担当教員の許可を得た上で、履修申告期間内に教務係に提出してください。
- (2) 履修願が受理された工学部の授業科目の単位は、所属学科の対象分野科目区分の選択科目の単位として、進級要件単位や卒業要件単位に加算されます。

ク 大学院の授業科目の履修（学修細則第17条の2）

- (1) 3年次以上の学生で大学院情報工学府の授業科目の履修を希望する学生は、教務係で「履修申告カード」（別記様式第1号）を受け取り、教務委員及び授業担当教員の許可を得た上で、履修申告期間内に教務係に提出してください。
- (2) 履修が許可された大学院の授業科目の単位は、進級要件単位や卒業要件単位には加算されません。ただし、大学院に進学する場合には、大学院の修了要件単位として加算されることがあります。
- (3) 履修できる単位数は、卒業までに6単位までです。

6. 授業アンケートについて（学修細則第23条）

- (1) 授業アンケートは、体育実技や実験などの一部の科目を除いて、授業内容を改善する目的で行われます。
- (2) 授業アンケートの実施時には、回答にご協力をお願いします。

7. 試験について

ア 試験の実施について（学修細則第13条）

- (1) 成績評価のために試験は、各学期の期末試験期間に実施します。ただし、授業科目によってはそれ以外の時期に試験を行うこともあります。
- (2) 各授業科目の試験実施の日時及び講義室等については、所定の掲示スペースにその都度掲示されます。また、期末試験の2週間前には、全ての履修申告科目的試験日時及び講義室が、教務情報システムの「期末試験」ツールに表示されます。
- (3) 不正行為を防止するため、試験を受ける際には、机の上に学生証を提示しなければなりません。

イ 試験の結果について（学修細則第13条、14条）

- (1) 試験の結果は、100点満点で評価します。
- (2) 試験の結果が60点以上あれば「合格」と判定され、試験の結果が当該授業科目的成績評価となります。
- (3) 試験の結果が1点～59点であれば「再試験」と判定され、成績評価は一時保留になり、再試験の結果によって成績評価を定めることになります。
- (4) 試験の結果が0点であれば、「不合格」と判定されます。
- (5) 試験の結果は（合格、再試験又は不合格）は、教務情報システムの「教務情報」ツールに表示されます。
- (6) 教務情報システムで、試験の結果が「（仮）○○点」と表示されている段階では、成績評価は確定されていません。いつまでも仮のままで表示されている場合には、授業担当教員へ問い合わせてください。

ウ 学期末・学年末試験で不合格になった場合の措置について（学修細則第 15 条）

- (1) 再試験は、実施しません。
- (2) ただし、授業科目の総授業時間数の 3 分の 2 以上の授業に出席して不合格となった学生のうち、授業担当教員が必要と認めた場合に限って、試験その他の方法による確認の後、成績の修正が行われることがあります。

エ 試験における不正行為について（学修細則第 26 条）

- (1) 試験において不正行為のあった者に対しては、学修細則第 26 条に基づき、処分を受けることとなります。
- (2) 厳しい処分を受けることになった場合、留年が確定することや、退学しなければならないこともあります。
不正行為を行わないよう学生相互で注意しあい、厳に慎むよう心がけましょう。

8. 学力不振者の除籍について（学修細則第 25 条）

- (1) 2 年次の学生で、連続する 2 年間（休学期間は除く。）に学修細則の第 25 条に定める単位数を修得していない者は、「学力不振で成業の見込のない者」と見なされ、学則第 29 条第 4 号に定める除籍に関する審査の対象者となります。
- (2) 病気や留学などのやむを得ない正当な理由により、上記の単位数を修得できなかった学生については、教務委員会が認める場合には、除籍に関する審査の対象者とはしません。

9. 学生に対する掲示及び事務連絡について

- (1) 学生に対する公示、通知、呼び出し等は、あらかじめ指定した掲示スペースに掲示されます。
重要な掲示を見落として、自己に不利益な結果を招くことのないよう、掲示を注意して見るようにしてください。
- (2) 今後は、学生に対する教員や事務担当者からの連絡や呼び出しには、電子メールが多用されるようになりますので、自分宛ての電子メールは、定期的に読む習慣を身につけてください。
- (3) 教員や事務担当者から学生宛てに発信される電子メールは、情報科学センターの計算機に登録されている学生アカウント宛てに送信されます。

3. 教務情報システムについて

ア 教務情報システムの概要

(1) 教務情報システムは、教務関連の情報を提供するものです。以下の情報を閲覧することができます。

- ・各授業科目の授業内容（シラバス）
- ・授業時間割
- ・教務関連の行事日程
- ・学生個人の履修申告状況、成績、出欠情報、学籍情報等

また、授業科目を履修申告する場合も、教務情報システムを利用します。（履修申告の方法は、次頁を参照してください。）

(2) 教務情報システムが利用できる端末（以下「専用端末」という。）は、以下の場所に設置しています。

- ・共通教育研究棟1階ロビー（教務係前ロビー）
- ・共通教育研究棟2階ロビー
- ・福利棟1階
- ・図書館2階のブラウジングコーナー

ただし、教務情報システムを起動するためには、情報科学センターのIDとパスワードを入力して、専用端末にログインしておく必要があります。

(3) 教務情報システムは、個人情報を取り扱いますので、起動時には、学生本人の学生番号と教務情報システムのパスワード（専用端末にログインするためのID・パスワードとは別です。）による個人認証（本人確認）が要求されます。

※ 教務情報システムのパスワードについて

教務情報システムには、あなたの個人情報（成績など）が入っています。パスワードは、あなたの個人情報を守る唯一の鍵です。パスワードを守るのはあなた自身の責任です。以下の注意事項を読んで、適切なパスワードを設定してください。

1. 他のシステム（特に情報科学センター）と同じパスワードにしないこと。
2. 他人が想像できるようなパスワードにしないこと。
3. 数字だけ、英字だけ、IDと同じ、というようなパスワードにしないこと。
4. パスワードに特殊な文字が含まれたり（特にタブやスペース等）、6文字以下に変更した場合、教務情報システムが正しく作動しないことがあるため、特殊な文字は使用せず、7文字以上のパスワードにすること。

速やかに、上の条件を満たすあなたのパスワードに変更してください。

パスワードを忘れた場合、システム管理者（教務係）で、もう一度乱数を使って新たなパスワードを設定します。

(4) 個人認証にあたって、パスワードが3回以上間違って入力された場合、教務情報システムは安全のために、その当日に限って、認証を求めた学生に対する教務情報サービスをすべて停止します。

◎ 平成25年度後期以降に新教務情報システム（ライブキャンパス）が導入される予定です。

イ 履修申告について

- (1) 履修申告は、教務情報システムの「履修登録」ツールを使って、履修申告科目を選択し、「選択した科目を仮履修登録する」をクリックします。教務情報システムへのログインまでの流れは、次頁を参照してください。



- (2) 履修登録期間と履修登録修正期間があり、学生はその期間中しか履修申告を行うことができません（集中講義形式の授業科目は除く）。履修登録期間等の日程は、教務係前ロビーの掲示板にて周知しますので、必ず期間中にその登録が正しく入力されていることを確認してください。

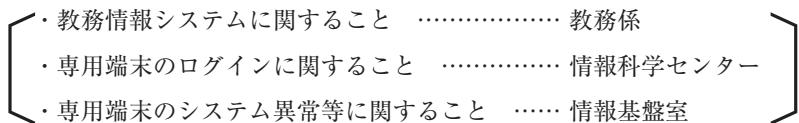
※ 集中講義形式の授業科目は、日程が決まり次第、別途、履修登録期間を設けることがありますので、その期間中に履修申告を行うことができます。その場合は、システム上ではなく、教務係に「履修申告カード」を提出することになります。

ウ 試験結果の通知について

- (1) 各授業科目の試験結果（合否及び得点）は、「教務情報」ツールの「成績表」画面に表示されます。
- (2) 試験の得点が「履修登録」画面の備考に「仮」と表示されている場合には、試験の得点は確定されていません。いつまでも仮のまま表示されている時は、授業担当教員に問い合わせてください。

エ 教務情報システムに係る問い合わせについて

- (1) 教務情報システムと専用端末の管理場所が異なるため、問い合わせ先は以下のようになります。



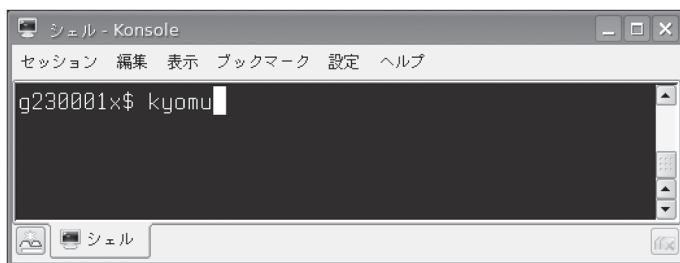
教務情報システムへのログインまでの流れについて

- ① 専用端末にログイン後、画面下部のパネル上にあるコンソールアイコンをクリックします。



※ 専用端末にログインするには、情報科学センターから ID とパスワードを入手する必要があります。入学時は、1年生は「プログラミング」の授業で、3年次編入生は情報科学センターの「プログラム相談室」で入手します。

- ② コンソール画面で、「kyomu」を入力し、Enter キーを押します。



- ③ 教務情報システムのログイン画面で、学生番号とパスワードを入力し、OK ボタンをクリックします。



※ 教務情報システムにログインするには、教務係からパスワードを入手する必要があります。入学時は、1年生は「プログラミング」の授業で、3年次編入生は学生証交付時に入手します。

以上

* 注意事項

不正アクセスについて

他人のパスワードを本人に無断で用いて計算機システムへアクセスすると、たとえ何の被害を及ぼさなくとも、「不正アクセス」となり、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」による処罰の対象となります。

教務情報システムや情報科学センターの計算機システムなどの学内システムにおける不正アクセスも処罰の対象となります。

「不正アクセス」はもちろんのことですが、それを助長するような行為も慎まなければなりません。

皆さんには、情報のエキスパートを目指す人達なのですから、計算機システムやネットワーク利用に関しては一般の人より厳しい倫理意識を持つことが求められています。

4. 各種の資格等について

● 技術士（技術士法）

情報工学部卒業生は、技術士試験の第1次試験が免除される。卒業後は、文部科学省令に定める業務に従事し、その従事した期間が同省令に定める期間を超えることにより、第2次試験を受けることができる。

● 1級技術検定（建設業法）

知能情報工学科

知能情報工学科卒業生で、1級技術検定の電気工学に関する学科となっている検定種目に関し、指導監督的実務経験1年以上を含む3年以上の実務経験を経た者は受験資格を取得できる。

電子情報工学科

電子情報工学科卒業生で、1級技術検定の電気工学に関する学科となっている検定種目に関し、指導監督的実務経験1年以上を含む3年以上の実務経験を経た者は受験資格を取得できる。

システム創成情報工学科

システム創成情報工学科卒業生で、1級技術検定の電気工学に関する学科となっている検定種目に関し、指導監督的実務経験1年以上を含む3年以上の実務経験を経た者は受験資格を取得できる。

機械情報工学科

機械情報工学科卒業生で、1級技術検定の電気工学に関する学科となっている検定種目に関し、指導監督的実務経験1年以上を含む3年以上の実務経験を経た者は受験資格を取得できる。

● 2級技術検定（建設業法）

知能情報工学科

知能情報工学科卒業生で、2級技術検定の電気工学に関する学科となっている検定種目に関し、1年以上の実務経験を経た者は受験資格を取得できる。

ただし、検定種目が建設機械施工であるときは、受験しようとする種別に関する6月以上の実務経験を含む1年以上の実務経験を経た後、受験資格を取得できる。

電子情報工学科

電子情報工学科卒業生で、2級技術検定の電気工学に関する学科となっている検定種目に関し、1年以上の実務経験を経た者は受験資格を取得できる。

ただし、検定種目が建設機械施工であるときは、受験しようとする種別に関する6月以上の実務経験を含む1年以上の実務経験を経た後、受験資格を取得できる。

システム創成情報工学科

システム創成情報工学科卒業生で、2級技術検定の電気工学に関する学科となっている検定種目に関し、1年以上の実務経験を経た者は受験資格を取得できる。

ただし、検定種目が建設機械施工であるときは、受験しようとする種別に関する6月以上の実務経験を含む1年以上の実務経験を経た後、受験資格を取得できる。

機械情報工学科

機械情報工学科卒業生で、2級技術検定の電気工学に関する学科となっている検定種目に関し、1年以上の実務経験を経た者は受験資格を取得できる。

ただし、検定種目が建設機械施工であるときは、受験しようとする種別に関する6月以上の実務経験を含む1年以上の実務経験を経た後、受験資格を取得できる。

● 電気通信主任技術者（電気通信事業法）

電子情報工学科卒業生で、在学中に所定の科目及び時間数を修得した者は、電気通信主任技術者試験を受験する際に、試験の一部が免除される。（別表1-1を参照）

別表 1-1

電気通信主任技術者

電気通信主任技術者試験の一部免除を希望する学生が修得すべき授業科目

電子情報工学科

(1) 基礎専門教育科目

認定基準		授業科目 (○印は必修科目)	授業時間数 (単位)	備考
告示科目	時間数			
数学	60	○離散数学 ○線形代数 I ○線形代数 II ○解析 I ○解析 II 微分方程式 確率・統計 ○応用数学 ○応用解析学	30 (2) 30 (2) 30 (2) 30 (2) 30 (2) 30 (2) 30 (2) 30 (2) 30 (2)	左のうちから 2 科目以上を履修
物理学	60	現代物理学 I 電子物理 ○基礎物理学 I ○基礎物理学 II E	30 (2) 30 (2) 30 (2) 30 (2)	左のうちから 2 科目以上を履修
電磁気学	60	○電磁気学 I・同演習 電磁気学 II	60 (2) 30 (2)	左のうちから 60 時間以上の授業科目を履修
電気回路	60	○電気回路 E 回路とシステム	30 (2) 30 (2)	左の 2 科目を履修
電子回路	60	○電子回路 I E 半導体工学	30 (2) 30 (2)	左の 2 科目を履修
デジタル回路	30	論理設計 計算機アーキテクチャ E デジタルシステム設計	30 (2) 30 (2) 30 (2)	左のうちから 1 科目以上を履修
情報工学	30	○プログラミング ○プログラム設計 ○計算機システム I ○計算機システム II 情報理論 E	60 (2) 60 (2) 30 (2) 30 (2) 30 (2)	左のうちから 1 科目以上を履修
電気計測	60	○情報工学基礎実験 I ○情報工学基礎実験 II E ○電子情報工学実験 I	60 (2) 45 (1) 45 (1)	左のうちから 2 科目以上を履修

(2) 専門教育科目

認定基準		授業科目 (○印は必修科目)	授業時間数 (単位)	備考
告示科目	時間数			
伝送線路工学	30	L S I 設計 通信理論	30 (2) 30 (2)	左のうちから1科目以上を履修
交換工学	30	デジタル信号処理 通信機器 ネットワークアーキテクチャ	30 (2) 30 (2) 30 (2)	左のうちから1科目以上を履修
電気通信システム	30	○計算機通信基礎	30 (2)	左の科目を履修

5. 九州工業大学情報工学部及び大学院情報工学府学期末試験要項

平成 21 年 6 月 24 日
情報工学部長裁定
大学院情報工学府長裁定
最終改正 平成 25 年 4 月 1 日

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 大学と学生に関する事項（第 3 条－第 6 条）
- 第 3 章 大学、学生及び教員等に関する事項（第 7 条）
- 第 4 章 大学と教員等に関する事項（第 8 条－第 11 条）
- 第 5 章 雜則（第 12 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この要項は、九州工業大学情報工学部学修細則（平成 8 年九工大細則第 8 号。以下「学部学修細則」という。）及び九州工業大学大学院情報工学府学修細則（平成 3 年九工大細則第 5 号。以下「大学院学修細則」という。）に定めるもののほか、九州工業大学情報工学部及び大学院情報工学府の学期末における試験（以下「学期末試験」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（学期末試験の実施）

- 第 2 条 学期末試験は、当該授業科目の成績評価を行う唯一又は最後に行う試験とし、筆記試験によるものほか、レポート提出、口述試験、実技試験、作品提出等（以下「レポート提出等」という。）により実施するものとする。
- 2 学期末試験は、当該授業科目が実施される学期末に設ける試験期間（以下「試験期間」という。）に行うものとする。ただし、集中講義又はそれに準ずる形態で実施される授業科目を除く。
- 3 前項の規定にかかわらず、レポート提出等又は試験期間中に実施しないことに相当の理由がある授業科目の筆記試験は、講義（演習等を含む。）が規定回数行われた後、試験期間に当たらない日に学期末試験を実施することができるものとする。この場合、第 5 条第 2 項に規定する方法により、原則として、2 週間前までに履修登録者に周知するものとする。

第 2 章 大学と学生に関する事項

（学期末試験の受験資格）

- 第 3 条 学期末試験を受験する資格がある者は、当該授業科目の履修登録者とする。ただし、次の各号の一に該当する者は、受験資格がないものとする。
- (1) 休学中又は停学中の者
- (2) 学部学修細則第 13 条第 2 項又は大学院学修細則第 7 条第 3 項に定める時間数出席していない者
- 2 前項の規定にかかわらず、当該授業を担当する教員（以下「授業担当教員」という。）等の判断により、履修登録者以外にも受験を許可することがある。

(試験時間)

- 第4条 試験時間は、原則として90分とし、必要な場合には別に授業担当教員が定めるものとする。
- 2 障害を有する者で、受験に支障があると認められる場合には、試験時間を1.5倍にすることができるものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、障害を有する者の試験時間、試験実施等については、必要な場合にはその都度、当該学生、当該学生の所属する学科又は専門分野の教務委員会委員又は大学院委員会委員、事務部等が協議し決定するものとする。

(学期末試験の周知)

- 第5条 試験期間中に行われる学期末試験は、原則として、試験期間開始の2週間前までに時間割を掲示することにより周知するものとする。ただし、時間割は、試験当日まで変更する場合があるものとする。

- 2 レポート提出等及び試験期間中に実施されない学期末試験の場合は、授業担当教員の授業中の口頭による周知、又はその他の方法により周知するものとする。

(試験実施上の注意事項)

- 第6条 受験者は、試験室では監督者の指示に従うほか、次の注意事項を守らなければならない。

- (1) 試験中学生証を机上に提示すること。
- (2) 学生証を忘れた場合には、試験が開始される前までに、事務部において証明書の発行を受けること。
- (3) 授業科目により座席の指定がある場合には、その指示に従うこと。
- (4) 許可された物品以外は、机上に置かないこと。
- (5) 試験中は、携帯電話・PHS等の電源を必ず切り、使用しないこと。
- (6) 試験室への入室は、試験開始後30分までとし、遅刻してきた場合の試験時間の延長は認めない。ただし、監督者等の指示がある場合には、この限りではない。
- (7) 試験中の退室は、試験開始から30分経過後までは認められず、一旦退室した者の再入室は認めない。ただし、監督者等の指示がある場合には、この限りではない。退室した場合は、静かに試験室から離れること。
- 2 学生証を忘れ、証明書の発行を受けていない者に受験を認めた場合には、監督者等は、試験終了後その者を事務部に引率し、本人確認を行うものとする。

第3章 大学、学生及び教員等に関する事項

(追試験)

- 第7条 病気、事故、忌引き、その他教務委員会又は大学院委員会が認めた理由により試験を受験できなかった者は、試験終了後1週間以内（入院等の特別な理由がある期間を除く。）に、受験できなかった理由が証明できる書類を添付のうえ、追試験の実施を情報工学部長又は大学院情報工学府長に申出することができるものとする。

- 2 授業担当教員は、前項の規定による申出がなされ受理された者について、追試験等の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 第1項に規定した理由にかかわらず、授業担当教員の判断により追試験等を行うことができるものとする。
- 4 追試験に関する事項は、別に定める。

第4章 以降掲載省略

附則（最終改正分）

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

6. 九州工業大学情報工学部及び大学院情報工学府学期末試験要項(追試験)に係る運用について

九州工業大学情報工学部及び大学院情報工学府学期末試験要項(平成23年12月20日情報工学部長及び大学院情報工学府長裁定。以下「要項」という。)第7条第4項の規定に基づき、追試験に係る運用について、下記のとおり定めるものとする。

記

1. 申出が受理できる理由及び提出書類について

- (1) 要項第7条第1項に規定する「病気」とは、入院した場合(退院後の自宅療養期間を含む。)又は学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する感染病(*)の治療が必要となった場合とする。
- ・提出書類
医師又は医療機関が発行する診断書、入院期間が確認できる病院の領収書等
- * 学校保健安全法に規定する感染病とは、インフルエンザ、百日咳、麻疹(はしか)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、風疹、水痘(みずぼうそう)、咽頭結膜熱(ブル病)、結核、腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎(アポロ病)、急性出血性結膜炎等が該当する。
- (2) 要項第7条第1項に規定する「事故」とは、学期末試験当日、事故にあった場合又は非常変災等により交通機関が遮断した場合とする。ただし、大学が休講措置をとった場合には、申出は不要とする。
- ・提出書類
警察が発行する事故証明書、公共交通機関が発行する不通証明書又は遅延証明書等
- (3) 要項第7条第1項に規定する「忌引き」とは、3親等内の親族が死亡し、葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事に出席する場合とする。
- ・提出書類
葬儀日を確認できる会葬御礼、公的機関が発行する死亡日を確認できる書類等
- (4) その他、病気、事故又は忌引きに準ずるやむを得ない理由により、教務委員会又は大学院委員会が承認した場合とする。
- ・提出書類
理由書(様式任意)の他、情報工学部長又は大学院情報工学府長が指示する書類

以 下 掲 載 省 略

7. 九州工業大学情報工学部における早期卒業取扱要項

〔平成 12 年 10 月 25 日
定 制〕

最終改正 平成 25 年 4 月 1 日

(目的)

第1 この要項は、情報工学部に在学する学生が、九州工業大学学則（平成 19 年九工大学則第 1 号。以下「学則」という。）第 30 条ただし書き及び九州工業大学情報工学部学修細則（平成 8 年九工大細則第 8 号。以下「学修細則」という。）第 7 条第 3 項に基づき、情報工学部における早期卒業の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(早期卒業)

第2 情報工学部に 3 年以上 4 年未満在学（休学及び停学した期間を除く。）した学生が、卒業の要件として修得すべき単位を修得し、かつ、当該単位を優秀な成績をもって修得したと認められる場合は、早期卒業をすることができる。

(適用除外)

第3 学則第 21 条から第 24 条までの規定により編入学、再入学、転入学及び移籍した者は、早期卒業の対象となるない。

(早期卒業申請の手続き)

第4 早期卒業を希望する学生は、2 年次の 3 月末日までに、別記様式 1 の早期卒業申請書を情報工学部長に提出するものとする。

(早期卒業における優秀な成績)

第5 早期卒業を行う学生は、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 2 年次終了時に卒業要件に加算される単位（学修細則第 20 条及び第 21 条に規定する単位認定されたものを含む。以下同じ。）を 80 単位以上修得し、かつ、学修細則第 22 条に規定する GPA が 3.5 以上の者
- (2) 3 年次前期終了時に卒業要件に加算される単位を 104 単位以上修得し、かつ、GPA が 3.5 以上の者
- (3) 3 年次終了時に卒業要件単位を満たしており、かつ、GPA が 3.5 以上の者

(早期卒業の審査)

第6 早期卒業の審査は、教務委員会の議を経て、教授会で行う。

(卒業研究等)

第7 早期卒業を行う学生の卒業研究については、次のとおりとする。

- (1) 3 年次前期終了時に、教務委員会で適格の認定を受けた学生は、3 年次後期に特別卒業研究を履修させる。
- (2) 卒業研究については、免除する。

附 則（最終改正分）

この要項は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

早 期 卒 業 申 請 書

年 月 日

九州工業大学情報工学部長 殿

学 科	工学科	年次
学生番号		
本人(氏名)		印
現住所		
保証人(氏名)		印
保証人住所		

早期卒業を希望いたしますので、九州工業大学情報工学部における早期卒業取扱要項第4の規定により申請いたします。

8. 九州工業大学情報工学部の移籍に関する取扱要項

〔平成 19 年 12 月 17 日
情報工学部長裁定〕

最終改正 平成 25 年 4 月 1 日

(目的)

第1条 この要項は、本学に在学する学生が、九州工業大学学則（平成 19 年九工大学則第 1 号）第 24 条の規定に基づき、工学部から情報工学部への移籍（以下「転学部」という。）及び情報工学部における学科間の移籍（以下「転学科」という。）をする際の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(転学部の申請手続き)

第2条 転学部の申請手続きは、次のとおりとする。

- (1) 転学部を希望する学生（以下「転学部希望学生」という。）の申請受付期間は、転学部を希望する前年の 12 月 16 日から 12 月末日までとし、別記様式 1 による申請書に成績証明書を添えて、工学部長に提出する。
- (2) 工学部長は、転学部希望学生の転学部について差し支えない場合は、別記様式 2 による書類を情報工学部長に 1 月末日までに提出する。

(転学科の申請手続き)

第3条 転学科を希望する学生の申請受付期間は、転学科を希望する年の 1 月 16 日から 1 月末日までとし、別記様式 3 による申請書を情報工学部長に提出する。

(転学部等申請の資格)

第4条 転学部及び転学科（以下「転学部等」という。）の申請者は、次の要件を満たしていかなければならない。

- (1) 転学部等を希望する理由に妥当性があること。
- (2) 年度末に在学期間（休学及び停学した期間を除く。）が 2 年以上あること。
- (3) 過去に転学部等を行っていないこと。
- (4) 九州工業大学情報工学部学修細則（平成 8 年九工大細則第 8 号）第 8 条第 1 項に規定する単位数を修得していること。

(転学部等学生の受け入れ要件)

第5条 転学部等の受け入れ要件は、次のとおりとする。

- (1) 転学部等を希望する場合は、3 年次生に編入する。
- (2) 転学部等を許可する学生数は、3 年次の受け入れ学科の欠員数に、教育に支障のない範囲内で若干名（最大 3 名）を加えた数とする。

(選考)

第6条 選考は、転学部等を希望する学生が志望する受け入れ学科において、面接を実施し審査のうえ、教務委員会で審議する。

(通知)

第7条 転学部等の判定結果は、申請のあった年度の 3 月 31 日までに工学部長（転学部の場合に限る。）及び本人へ通知する。

附 則（最終改正分）

この要項は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

転 学 部 願

年 月 日

九州工業大学工学部長 殿

学 科 工学科 年次

学生番号

本人(氏名)

(印)

現住所

保証人(氏名)

(印)

現住所

このたび、下記理由により情報工学部へ転学部したいので、許可願います。

記

○ 学科希望先

○ 理 由

学 科 長	教務委員	指導教員

年 月 日

情 報 工 学 部 長 殿

工 学 部 長

転 学 部 に つ い て

下記学生の転学部については、差し支えありません。

記

学生番号 名前

* 別紙、転学部願のコピー及び成績証明書を添付

転 学 科 願

年 月 日

九州工業大学情報工学部長 殿

学 科 工学科 年次

学生番号

本人(氏名)

(印)

現住所

保証人(氏名)

(印)

現住所

このたび、下記理由により転学科したいので、許可願います。

記

転学科希望先

理 由

学 科 長	教務委員	指導教員

両

学

部

共

通

1. 諸願届及び手続きについて

必要な手続きをとらなかったため、学生自身にとって不利となったり、学修上に支障をきたしたりすることもあるので、十分注意すること。

種 別	所 要 事 項
休 学 願 保証人の連署を要する。 休学期間は、引き続き2年、通算3年を超えることはできない。	疾病その他やむを得ない事由により2月以上就学を休止しようとする場合には、医師の診断書又は詳細な理由書を添えて願い出て、許可を受けなければならない。 (様式1)
復 学 願 保証人の連署を要する。	休学期間が満了になったとき、又は休学期間中において事由が消滅したときは、復学を願い出て、許可を受けなければならない。 疾病の回復により復学する者は、医師の診断書を添付すること。 (様式2)
退 学 願 保証人の連署を要する。	事由を詳記して(病気の場合は、医師の診断書添付)願い出て、許可を受けなければならない。 (様式3)
死 亡 届	死亡の事実が分かるものを添付して10日以内に届け出なければならない。 (様式適宜)
改 姓 名 届	10日以内に届け出なければならない。(卒業後に改姓名を行った場合には、戸籍抄本を添えて届け出ること。) (様式4)
保 証 人 変 更 届	保証人を変更した場合には届け出なければならない。(新保証人による保証書を添付すること。) (様式5)
欠 席 届	疾病その他やむを得ない事由により欠席(2月以内)する場合は、届け出ること。 なお、疾病の場合には、医師の診断書を添付すること。 (様式6)
他 大 学 受 験 許 可 願	学部長に願い出て、許可を受けなければならない。 (様式7)
住 所 変 更 届	転居したときは、3日以内に届け出ること。 (様式8)

種 別	所 要 事 項
学 生 証	紛失した場合には、直ちに届け出て再交付を受けること。 なお、卒業・退学等により学籍を離れるときは、直ちに返納しなければならない。
学 業 成 績 証 明 書 単 位 修 得 証 明 書 そ の 他 諸 証 明 書	証明書発行願に必要事項を記入して申し込むこと。 なお、証明書の交付については、日数を要するので、余裕をもって申し込むこと。
通 学 証 明 書	学生証を呈示し、所定の手続きをとって交付を受けること。 通学定期券購入のための通学証明書は、現住所の最寄駅から大学までの区間について交付する。
在 学 証 明 書 卒 業 見 込 証 明 書 旅 客 運 費 割 引 証 (学割)	学生証により、自動証明書発行機で交付が受けられる。

「注意」 1 様式1～8についての書式は次頁以降参照のこと。

2 旅客運賃割引証（学割証）

学生が帰省、実験実習、体育活動、文化活動、就職等のためのJR線の鉄道、航路又は自動車線で旅行しようとするときは、学生証を呈示のうえ、学割証の交付を受けることができる。

(1) 1人当たり年間交付枚数 10枚以内

(2) 有効期間は発行日から3月間

(3) 他人名義の割引証を使用したり、又、他人に割引証を貸したり、学生証を所持しないで乗車したときは、普通旅客運賃の3倍の追徴金を徴収されるので、厳に戒めること。

3 諸願届及び手続きについては、下記の担当係に申し出、必要な様式を受け取ること。

工 学 部……工学部教務係

情報工学部……情報工学部教務係・学生係

休 学 願

平成 年 月 日

殿

(学生番号)

学科第 年次

氏名
(ふりがな)

昭和
平成 年 月 日生

下記の理由により、平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

休学したいので許可願います。

記

理 由 (病気の場合は、医師の診断書を添付すること。)

(-)

住 所

本 人

氏 名

印

(-)

住 所

保証人

氏 名

印

復 学 願

平成 年 月 日

殿

(学生番号)

学科第 年次

(ふりがな) 氏 名

昭和 年 月 日 生
平成 年 月 日

かねてから休学中のところ、このたび平成

復学したいので許可願います。

(〒) - ()

住 所

本人

氏 名

印

(〒) - ()

住 所

保証人

氏 名

印

※ 病気休学者は、医師の診断書を添付すること。

退 学 願

平成 年 月 日

殿

(学生番号)

学科第 年次

(ふりがな)
氏 名

昭和
平成 年 月 日生

下記の理由により、平成 年 月 日付けで、

退学したいので許可願います。

記

理 由 (病気の場合は、医師の診断書を添付すること。)

(〒 -)

住 所

本 人

氏 名

印

(〒 -)

住 所

保証人

氏 名

印

改 姓 名 届

平成 年 月 日

殿

(学生番号)

)

学科第

年次

(ふりがな)
氏 名

印

下記のとおり改姓（改名）しましたので、お届けします。

記

(ふりがな) 改 姓 名	
旧 姓 名	
事 由	
改 姓 名 年 月 日	年 月 日

※卒業後の届け出の場合には、戸籍抄本1通を添付すること。

保 証 人 変 更 届

平成 年 月 日

殿

(学生番号)

学科第

年次

(ふりがな)
氏 名

このたび、下記のとおり変更しましたのでお届けいたします。

記

(〒 -) (T E L)

住 所

新保証人

氏 名

(〒 -) (T E L)

住 所

旧保証人

氏 名

事 由

※保証書を添付すること。

欠席届

平成 年月日

殿

(学生番号))

学科第 年次

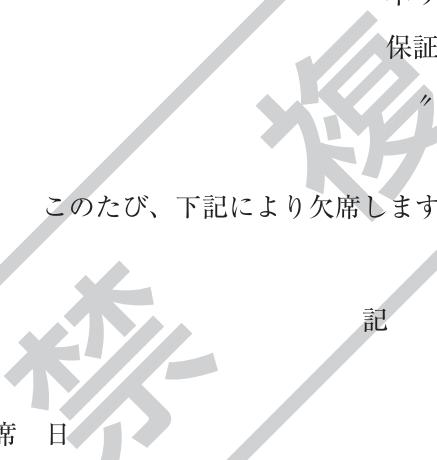
本人氏名
保証人住所
氏名

このたび、下記により欠席しますので、お届けします。

記

1. 欠席日
平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで
(日間)

2. 欠席理由



(注) 病気で一週間以上欠席する場合は、医師の診断書を添付すること。

他 大 学 受 験 許 可 願

平成 年 月 日

殿

(学生番号)

)

学科第

年次

本人 氏名

印

保証人氏名

印

このたび、下記大学の平成

年度入学試験を受験したいので

許可願います。

記

1.

大学

学部

2.

大学

学部

3.

大学

学部

住 所 変 更 届

平成 年 月 日

殿

(学生番号)

)

学科第

年次

氏名
(ふりがな)

このたび下記のとおり住所を変更しましたので、お届けいたします。

記

転居年月日	平成 年 月 日
住居区分	0. 自宅 1. 学寮 2. 下宿 3. 間借り 4. その他 ()
新住所	(〒 - - -) TEL - - -
旧住所	(〒 - - -) TEL - - -

2. 非常変災時における授業等の取扱に関する申合せ

改正 平成 22 年 3 月 31 日

この申合せは、福岡県下に暴風警報、大雨警報、洪水警報等が発令された場合及び地震災害等が発生した場合に、学生の事故の発生を防止することを目的として、授業（試験を含む）の取扱に関し必要な事項を定める。

1. 暴風警報、大雨警報、洪水警報

- (1) 台風接近に伴い福岡県下に警報等が発令され、JR 九州、西鉄バスなどの各種公共交通機関が運休した場合は、次のとおり措置する。

運休解除時刻	授業の取扱い
午前 6 時以前に解除された場合	全日授業実施
午前 9 時以前に解除された場合	午前休講・午後授業実施
午前 9 時を経過しても解除されない場合	全日授業休講

※交通機関等の解除に関する確認はラジオ、テレビ等の報道による。

- (2) その他台風等の災害により通学が困難と認められる場合の休講措置については、各学部の学部長及び生命体工学研究科長の判断で行う。

2. 地震災害

地震災害時の休講措置については、地震の規模、交通機関の運休状況を基に各学部の学部長及び生命体工学研究科長の判断で行う。

3. 降雪等災害

大雪警報が発令された場合の休講措置については、第 1 項（1）の取扱いを準用する。

なお、大雪警報が発令されない場合でも、降雪、道路凍結により通学が困難と認められる場合は、各学部の学部長及び生命体工学研究科長の判断で休講措置を行う。

4. その他の災害等

その他の災害及びJR 九州等の各種公共交通機関の障害等により必要と認められる場合の休講措置については、交通情報を基に各学部の学部長及び生命体工学研究科長の判断で行う。

5. ストライキに伴う授業措置

公共交通機関におけるストライキの場合の休講措置については、第 1 項（1）の取扱いを準用する。

6. 学生への措置

上記第 1 項から 5 項の非常変災に該当せず休講措置されない場合でも、通学が困難なため学生が授業に欠席した場合、学生の届出により授業担当教員はその学生が通学不能であったと判断した場合には、本人の不利益にならないよう配慮する。

7. その他の措置

上記以外に学長が指名する副学長から別途指示があった場合は、その指示に従う。

8. 休講措置の周知方法等

- (1) 担当事務部は、学生に対して掲示等により速やかに周知させるとともに、電話等による問い合わせに速やかに応じる。
- (2) 九州工業大学のホームページに掲載する。
非常勤講師に対する連絡体制を確立させておく。

9. 休講措置の補講

休講措置をした場合は、当該学期の授業調整期間に補講を行う。

附 則

この申合せは、平成 17 年 9 月 12 日から施行する。

附 則

この申合せは、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この申合せは、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

3. 国立大学法人九州工業大学プライバシーポリシー

1. 基本方針について

国立大学法人九州工業大学（以下「本学」という。）は、本学の学生及び卒業生その他本学の受験者等の個人情報の保護・管理の重要性から、次の方針に基づき、個人情報を取り扱います。

(1) 法令遵守

本学は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」をはじめとする関係法令を守ります。

(2) 個人情報の取得・保有

本学は、適法かつ公正な手段により、個人情報を取得します。個人情報を取得するときは、その利用目的を明示します。

(3) 個人情報の管理

本学は、個人情報の漏えい、紛失、改ざんの防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じます。

(4) 個人情報の開示等請求

本学は、本人から個人情報の開示、訂正、利用停止の請求があった場合は、適切に対応します。

2. 取得する個人情報の利用目的について

本学は、必要に応じて個人情報を収集する際には、その利用目的を明らかにし、収集した個人情報の使用範囲を目的達成のために必要な範囲に限定し、適切に取り扱います。

3. 第三者への提供について

個人情報は次に掲げる場合を除き、本人の同意を得ないで第三者に提供することはありません。

(1) 法令に基づいて個人情報を取扱う場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のため必要であり、本人の同意を得ることが困難な場合

(3) 国・地方公共団体等に協力する必要がある場合

(4) 在学生及び卒業生の個人情報について、大学が特に必要と認め、あらかじめ印刷物、掲示等により本人に周知した場合

なお、本人から第三者への提供を停止するよう申し出があった場合は、速やかに対処する。

4. 同窓会への個人情報の提供について

在学生及び卒業生の個人情報を、学生支援活動円滑化等の目的で同窓会（明専会）へ提供します。

4. 九州工業大学の学生等個人情報の取扱い

個人情報の適正な取扱いのルール

九州工業大学（以下「本学」という。）では、大学が保有する受験生、在学生、卒業生・修了生、保証人などの個人情報を保護することが、個人のプライバシーの保護のみならず、大学の社会的責務であると考えます。

本学は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」、その他関係法令、並びに本学が定める諸規定に基づき、個人情報を適正に取り扱います。

また、本学が保有する個人情報については、漏洩、滅失及び改ざんを防止するために、安全保護に必要な措置を講じます。

利用目的の明確化

本学では、大学管理運営、入学試験、教育研究、学生支援（福利厚生・生活指導・キャリア指導）、同窓会活動等、大学の運営に必要と認められる個人情報を、以下の利用目的のために収集します。

なお、本来の利用目的の範囲を超えて利用する場合には、本人からの同意を得るものとします。

【利用目的】

◎学内で利用するもの

- ・入学試験の実施、入学者選抜方法等を検討するため
- ・学生の学籍を管理するため
- ・学生証、各種証明書の発行のため
- ・授業料の納付、督促のため
- ・図書等の貸し出し・返却等のため
- ・学内施設管理のため
- ・大学行事等案内のため
- ・卒業後の各種案内・照会のため
- ・授業関連事項の実施のため
- ・学術交流協定などによる交流目的のため
- ・学生の健康管理のため
- ・授業料免除・奨学金貸与等の目的のため
- ・学生生活相談等のため
- ・卒業後の進路に関する情報の管理のため
- ・その他教育・研究・学生支援業務等、本学の運営の目的のため

◎学外に提供されるもの

○学生に関する情報で、当該保証人等に提供されるもの

- ・保証人へ学費未納者の督促のため
- ・保証人へ成績に関する情報提供のため
- ・保証人との成績、履修等相談のため

○同窓会（明専会）との協力協定に基づき、同窓会に提供されるもの

- ・同窓会名簿作成・同窓会からの各種案内等のため

○法令等の規定に基づき、国その他公的機関に提供されるもの

個人情報の取得及び保有

個人情報の取得は、下記の方法で行います。

【取得方法】

- (1) 入学試験時に取得するもの
- (2) 入学手続時及び入学後に提出する書類により取得するもの
- (3) 教育指導により取得するもの
- (4) 授業の履修及び成績評価に伴い取得するもの
- (5) 情報システムセキュリティ管理上取得するもの
- (6) 学生健康診断及び問診等により取得するもの
- (7) その他届出により取得するもの

大学が付与する個人情報

本学では、学籍番号、コンピュータを使用する際のID及び仮パスワード、学生電子メールアドレスを、本学から自動的に付与しますので、これら個人情報の自己管理の重要性も充分ご認識ください。

利用方法

収集した個人情報は、利用目的に沿って適正に利用します。なお、学内において学生へ連絡のため、学内掲示板に学生番号・氏名を掲示することがあります。

第三者への個人情報の提供について

本学は、法律の定める例外（「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」 第9条第2項第2号から第4号）の規定による時、及び本学が認める同窓会（明専会）、日本学生支援機構等、特定の第三者には、本人の同意なしに個人情報を提供することができます。

○学生に関する情報で、必要な範囲で特定第三者に提供されるもの

- ・奨学金返還免除申請時に、医師・市区町村長等に提供することがあります。
- ・私費外国人留学生学習奨励費支給に関し、日本学生支援機構に提供することがあります。
- ・学生教育研究災害傷害保険・学研災付帶賠償責任保険申請及び教職資格活動等賠償責任保険申請に関し、日本国際教育支援協会に提供します。
- ・奨学金貸与申請及び返還に関し、日本学生支援機構に提供します。
- ・同窓会（明専会）
- ・保証人

また、業務委託について、個人情報の処理又は管理を外部に委託する場合には、個人情報を適切に取り扱っていると認められる者に限定し、かつ契約に際して法令及び本学の規程等の遵守を求めます。

個人情報の開示・訂正等

○保有個人データの開示

本人から自己に関する保有個人データの開示の請求があった場合は、下記の各号に掲げるものを除き、速やかに開示します。

- 1) 開示することが他の法令に違反することとなる場合
- 2) 開示をすることにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利を害するおそれがある場合
- 3) 個人の指導、評価、診断、選考等に関する保有個人データであって、開示をすることにより、当該指導、

評価、診断、選考等に著しい支障が生ずるおそれがある場合

- 4) 開示をすることにより、大学の運営の適正な執行に支障が生じ、又は請求自体が大学の業務に著しい支障を生ずる場合

○個人情報の訂正及び利用停止

学生、保証人の皆様は、個人情報の開示、訂正、追加、削除又は利用の停止を請求することができます。

また、本人から自己に関する個人データの訂正、追加、削除又は利用の停止（以下「訂正等」という。）の申し出があったときは、調査を行い、訂正等を必要とする場合は、遅滞なく訂正等を行います。

5. 九州工業大学情報システム利用規程

A2201-01 (目的)

第1条 この規程は、九州工業大学（以下「本学」という。）における情報システムの利用に関する事項を定め、情報セキュリティの確保と円滑な情報システムの利用に資することを目的とする。

A2201-02 (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) ポリシー 本学が定める九州工業大学情報セキュリティポリシーに関する基本規程をいう。
- (2) その他の用語の定義は、ポリシーで定めるところによる。

A2201-03 (適用範囲)

第3条 この規程は本学情報システム及びそれにかかる情報を利用するすべての者に適用する。

2 この規程における情報システムには、本学ネットワーク及び本学内のすべてのコンピュータシステムが含まれる。ただし、事務情報システムについては事務情報システム対策基準及び各種マニュアル類に別途定める。

A2201-04 (遵守事項)

第4条 本学情報システムの利用者は、この規程及び本学情報システムの利用に関する手順及び九州工業大学個人情報保護に関する規則（平成17年九工大規則第6号）を遵守しなければならない。

A2201-05 (アカウントの申請)

第5条 本学情報システムを利用する者は、本学情報システム利用申請書を各情報システムにおける情報セキュリティ責任者に提出し、情報セキュリティ責任者からアカウントの交付を得なければならない。

ただし、個別の届出が必要ないと、あらかじめ情報セキュリティ責任者が定めている場合は、この限りではない。

A2201-06 (IDとパスワードによる認証の場合)

第6条 利用者は、アカウントの管理に際して次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 利用者は、自分のユーザーアカウントを他の者に使用させたり、他の者のユーザーアカウントを使用したりしてはならない。
- (2) 利用者は、他の者の認証情報を聞き出したり使用したりしてはならない。
- (3) 利用者は、パスワードを利用者パスワードガイドラインに従って適切に管理しなければならない。
- (4) 利用者は、使用中のコンピュータをロックし、あるいはログアウト（ログオフ）せずに他の者が容易に利用可能状態に放置してはならない。
- (5) 学外のインターネットカフェに設置されているような不特定多数の人が操作（利用）可能な端末を用いての学内情報システムへのアクセスを行ってはならない。
- (6) 利用者は、アカウントを他者に使用され又はその危険が発生した場合には、直ちに情報セキュリティ責任者にその旨を報告しなければならない。
- (7) 利用者は、システムを利用する必要がなくなった場合は、遅滞なく情報セキュリティ責任者に届け出なければならない。ただし、個別の届出が必要ないと、あらかじめ情報セキュリティ責任者が定めている場合は、この限りでない。

A2201-06-2 (IC カードを用いた認証の場合)

第6条の2 利用者は、IC カードの管理を以下のように徹底しなければならない。

- (1) IC カードを本人が意図せずに使われることのないように安全措置を講じて管理しなければならない。
- (2) IC カードを他者に付与及び貸与してはならない。
- (3) IC カードを紛失しないように管理しなければならない。紛失した場合には、直ちに情報セキュリティ責任者にその旨を報告しなければならない。
- (4) IC カードを利用する必要がなくなった場合には、遅滞なく、これを情報セキュリティ責任者に返還しなければならない。
- (5) IC カード使用時に利用する PIN 番号を他に教えたりしてはならない。

A2201-07 (利用者による情報セキュリティ対策教育の受講義務)

第7条 利用者は、毎年度1回は、年度講習計画に従って、本学情報システムの利用に関する教育を受講しなければならない。

2 教職員等（利用者）は、着任時、異動時に新しい職場等で、本学情報システムの利用に関する教育を原則として受講しなければならない。

A2201-08 (自己点検の実施)

第8条 利用者は、本学自己点検基準に基づいて自己点検を実施しなければならない。

A2201-09 (情報の格付け)

第9条 教職員等は、情報格付け規程に従って、情報の格付け及び取扱いを行わなければならない。

A2201-10 (禁止事項)

第10条 利用者は、本学情報システムについて、次の各号に定める行為を行ってはならない。

- (1) 当該情報システム及び情報について定められた目的以外の利用
- (2) 差別、名誉毀損、信用毀損、侮辱、ハラスメントにあたる情報の発信
- (3) 個人情報やプライバシーを侵害する情報の発信
- (4) 守秘義務に違反する情報の発信
- (5) 著作権等の財産権を侵害する情報の発信
- (6) 通信の秘密を侵害する行為
- (7) 営業ないし商業を目的とした本学情報システムの利用。ただし、最高情報セキュリティ責任者が認めた場合はこの限りではない。
- (8) 情報セキュリティ責任者の許可（業務上の正当事由）なくネットワーク上の通信を監視し、又は情報機器の利用情報を取得する行為
- (9) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)に定められたアクセス制御を免れる行為、またはこれに類する行為
- (10) 情報セキュリティ責任者の要請に基づかず管理権限のないシステムのセキュリティ上の脆弱性を検知する行為
- (11) 過度な負荷等により本学の円滑な情報システムの運用を妨げる行為
- (12) その他法令に基づく処罰の対象となり、又は損害賠償等の民事責任を発生させる情報の発信
- (13) 上記の行為を助長する行為

- (14) 管理者の許可をえず、ソフトウェアのインストールやコンピュータの設定の変更を行う行為
- 2 利用者は、ファイルの自動公衆送信機能を持ったP2Pソフトウェアについては、教育・研究目的以外にこれを利用してはならない。このようなP2Pソフトウェアを教育・研究目的に利用する場合は、情報セキュリティ責任者の許可を得なければならない。

A2201-11 (違反行為への対処)

第11条 利用者の行為が前条に掲げる事項に違反すると被疑される行為と認められたときは、情報セキュリティ責任者は速やかに調査を行い、事実を確認するものとする。事実の確認にあたっては、可能な限り当該行為を行った者の意見を聴取しなければならない。

- 2 情報セキュリティ責任者は、上記の措置を講じたときは、遅滞無く統括情報セキュリティ責任者にその旨を報告しなければならない。
- 3 調査によって違反行為が判明したときは、情報セキュリティ責任者は統括情報セキュリティ責任者を通じて次の各号に掲げる措置を講ずるよう依頼することができる。
- (1) 当該行為者に対する当該行為の中止命令
 - (2) 管理運営部局に対する当該行為に係る情報発信の遮断命令
 - (3) 管理運営部局に対する当該行為者のアカウント停止、または削除命令
 - (4) 学術情報委員会への報告
 - (5) 本学学則及び就業規則に定める処罰
 - (6) その他法令に基づく措置

A2201-12 (PCの利用)

第12条 利用者は、様々な情報の作成、利用、保存等のためのPCの利用にあたっては、別途定めるPC取扱ガイドラインに従い、これらの情報及び端末の適切な保護に注意しなければならない。

A2201-13 (電子メールの利用)

第13条 利用者は、電子メールの利用にあたっては、別途定める電子メール利用ガイドライン及び学外情報セキュリティ水準低下防止手順に従い、規則の遵守のみならずマナーにも配慮しなければならない。

A2201-14 (ウェブの利用及び公開)

第14条 利用者は、ウェブブラウザを利用したウェブサイトの閲覧、情報の送信、ファイルのダウンロード等を行う際には、別途定めるウェブブラウザ利用ガイドライン及び学外情報セキュリティ水準低下防止手順に従って、不正プログラムの感染、情報の漏えい、誤った相手への情報の送信等の脅威に注意するだけでなく、研究や教育及び教育支援等、大学で活動する上で必要な範囲で使用し、本学の社会的信用を失わせることのないよう注意しなければならない。

- 2 利用者は、研究室等でウェブサーバを運用しようとする場合は、事前に、全学または各部局の学術情報委員会に申請し、許可を得なければならない。
- 3 利用者は、ウェブサーバを運用し情報を学外へ公開する場合は、ウェブサーバ設定確認実施書に従ってサーバを設定しなければならない。
- 4 利用者は、ウェブサーバを運用する者に許可を得た場合にウェブページを作成し、学外へ公開することができる。学外・学内に問わらずウェブページの公開にあたって、ウェブ公開ガイドライン及び学外情報セキュリティ水準低下防止手順に従いセキュリティや著作権等の問題及び本学の社会的信用を失わせることのないように配慮

しなければならない。

5 ウェブページやウェブサーバ運用に関して、規程やガイドラインに違反する行為が認められた場合には、全学または各部局の学術情報委員会は公開の許可の取り消しやウェブコンテンツの削除を行うことがある。

A2201-15 (モバイルPC利用)

第15条 利用者は、本学資産か否かに関わらず、モバイルPCその他の情報システムの学外の利用にあたっては、以下の手順を遵守しなければならない。

- (1) 要保護情報及び要安定情報を記録したモバイルPC等の情報システムを統括情報セキュリティ責任者の許可なく学外へ持ち出してはならない。これらの情報の持ち出しには、保護レベルに応じた管理（暗号化、パスワード保護、作業中の覗き見防止等）が必要である。
- (2) モバイルPCは可能な限り強固な認証システムを備え、その機能が設定され動作していなければならない。アンチウィルスソフトウェアが提供されているシステムでは、その機能が最新の状態でシステムを保護可能でなければならない。
- (3) モバイルPCは、他者が支配もしくは操作可能な状態にしてはならない。（不正操作、情報漏洩及び盗難防止）
- (4) モバイルPCを本学情報システムに接続する場合は、接続に先だってアンチウィルスソフトウェア等でスキャンを実行し、問題のあるソフトウェアが検出されないことを確認しなければならない。
- (5) モバイルPC等の情報システムの紛失及び盗難は、情報システムセキュリティ管理者に報告すること。

A2201-16 (学外の情報システムの持込及び学外の情報システムからの利用)

第16条 利用者は、学外の情報システムからの本学情報システムへのアクセス及び学外の情報システムの本学ネットワークへの接続において、以下の手順を遵守しなければならない。

- (1) 利用者は、学外の情報システムを用いての公開のウェブ以外の学内情報システムへのアクセスや学外の情報システムの本学ネットワークの接続にあたって、事前に統括情報セキュリティ責任者の許可を得なければならない。
- (2) これらの目的に利用する学外の情報システムは可能な限り強固な認証システムを備え、ログ機能を持っていなければならない。また、それらの機能が設定され動作していなければならない。アンチウィルスソフトウェアが提供されているシステムでは、その機能が最新の状態であって、システムを保護可能でなければならない。
- (3) 利用者は、これらの情報を許可された者以外に利用させてはならない。また、当該システムを他者が支配もしくは操作可能な状態にしてはならない。（不正操作・情報漏洩及び盗難防止）
- (4) 統括情報セキュリティ責任者の許可なく、これらの情報システムに要保護情報及び要安定情報を複製保存してはならない。
- (5) これらの情報システムで動作するソフトウェアは、正規のライセンスを受けたものでなければならない。

A2201-17 (安全管理義務)

第17条 利用者は、自己の管理するコンピュータについて、本学資産であるか否か、及び本学情報ネットワークとの接続の状況に関わらず、安全性を維持する一次的な担当者となることに留意し、次の各号に定めるように、悪意あるプログラムを導入しないように注意しなければならない。

- (1) アンチウィルスソフトウェア等により不正プログラムとして検知される実行ファイルを実行せず、データファイルをアプリケーション等で読み込まないこと。
- (2) アンチウィルスソフトウェア等にかかるアプリケーション及び不正プログラム定義ファイル等について、これを常に最新の状態に維持すること。

- (3) アンチウィルスソフトウェア等による不正プログラムの自動検査機能を有効にしなければならない。
- (4) アンチウィルスソフトウェア等により定期的にすべての電子ファイルに対して、不正プログラムの有無を確認すること。
- (5) 外部からデータやソフトウェアを電子計算機等に取り込む場合又は外部にデータやソフトウェアを提供する場合には、不正プログラム感染の有無を確認すること。
- (6) ソフトウェアのセキュリティ機能を活用し、不正プログラム感染の予防に努めること。

2 利用者は、本学情報ネットワーク及びシステムの利用に際して、インシデントを発見したときは、情報システムインシデント対応手順に従って行動するものとする。

A2201-18 (接続の許可)

第18条 利用者は、本学情報システムに新規に情報システム（コンピュータ）を接続しようとする場合は、事前に情報システムセキュリティ管理者と協議し、接続を行おうとする部局の情報セキュリティ責任者に接続の許可を得なければならない。ただし、情報コンセントからの本学情報システムへの一時的な接続はこの限りではない。

(学外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止)

第19条 利用者は、学外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為を行ってはならない。

(雑則)

第20条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成20年7月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

6. 大学以外の教育施設等における学修の単位の認定に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、九州工業大学学則（平成19年九工大学則第1号。以下「学則」という。）第13条第4項に規定する大学以外の教育施設等における学修による単位の認定（以下「単位認定」という。）について必要な事項を定める。

(単位認定の対象とする学修)

第2条 単位認定の対象とができる大学以外の教育施設等における学修は、「大学設置基準第29条第1項の規定により、大学が単位を与えることのできる学修を定める件」（平成3年文部省告示第68号）に基づき、当該学部が別に定める学修とする。

(申請手続)

第3条 単位認定を受けようとする学生（以下「申請者」という。）は、原則として学期の始めに、大学以外の教育施設等における学修に係る単位認定申請書（別記様式第1）に成績証明書その他必要書類を添えて、所属する学部長に申請するものとする。

(単位認定)

第4条 単位認定は、当該授業科目の担当教員（以下「担当教員」という。）の判定に基づき、教授会の議を経て行う。

2 担当教員は、必要に応じ、申請者に対し試問を行い又は必要な資料の提出を求めることができる。

(申請者への通知)

第5条 当該学部長は、単位認定の結果を、大学以外の教育施設等における学修に係る単位認定通知書（別記様式第2）により申請者に通知するものとする。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、当該学部において別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

別記様式第1

大学以外の教育施設等における学修に係る単位認定申請書

年　月　日

学　部　長　　殿

授業担当教員印

所属学部 _____

学生番号 _____

氏　名 _____ 印

九州工業大学学則第13条第4項の規定により大学以外の教育施設等における学修に係る単位の認定を受けたいので、下記により申請します。

記

1 認定を申請する単位

認定を申請する単位			左に対応する大学以外の教育施設等における学修					
授業科目の区分	授業科目名	単位	教育施設等名	学修の名称	履修期間	延時間数	評価	備考

2 添付書類

- ① 成績証明書 ② 授業科目に係る講義要目を記載した書類
③ その他 _____

別記様式第2

大学以外の教育施設等における学修に係る単位認定通知書

所属学部 _____

学生番号 _____

氏 名 _____

認 定 す る 単 位			左に対応する大学以外の教育施設等における学修				
授業科目の 区 分	授業科目名	単位	教育施設等名	学修の名称	履修期間	延時間数	備考

九州工業大学学則第13条第4項の規定に基づき、上記のとおり本学における授業科目の履修とみなし
単位を認定する。

年 月 日

学 部 長

印

7. 海外派遣学生が行う学修のうち単位が付与されない場合の学修成果の取扱いについて

(目的)

第1 この取扱いは、本学に在学する学生が、国際交流協定に基づき外国の大学又は短期大学に派遣される場合において、九州工業大学学則（平成19年九工大学則第1号。以下「学則」という。）第13条第2項に規定する修得単位以外の学修成果を、本学において修得した単位とみなし、単位を認定する場合の取扱いについて定めることを目的とする。

(単位の認定)

第2 前項の学修成果については、当該学生の所属する学部（以下「当該学部」という。）の教授会の議を経て、当該学部長が本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を認定できるものとする。

(認定単位数)

第3 前項により認定される単位数は、学則第13条及び第14条の規定により修得した単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(その他)

第4 この取扱いに関し、必要な事項は当該学部の教授会の議を経て、当該学部長が定めるものとする。

附 則

この取扱いは、平成19年4月1日から施行する。

8. 入学前の既修得単位等の取扱いについて

九州工業大学学則（平成 19 年九工大学則第 1 号）第 14 条及び第 56 条に定める既修得単位等の認定の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 単位の認定を希望する学生は、学部第 1 年次生にあっては別記様式 1、大学院第 1 年次生にあっては別記様式 2 による既修得単位認定願に当該大学等の成績証明書等を添えて、当該学部長、当該学府長又は研究科長に願い出るものとする。
- 2 前項の願出は、入学後、速やかに行うものとする。
- 3 入学後の履修の申告にあたっては、第 1 項による単位の認定がなされないものとして、所定の手続きを行うものとする。
- 4 前項の手続きの後、単位の認定があった場合は、速やかに履修科目の変更手続きを行うものとする。
- 5 第 1 項による単位の認定に伴う修業年限の短縮は行わない。

附 則

この取扱いは、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式 1

既修得単位認定願

平成 年 月 日

九州工業大学○○学部長 殿

認定

所 属

学部
学科

学生番号
氏 名
単位修得大学
学部・学科
又は機関名

学則第14条の規定により、既修得単位の認定を受けたいので、成績証明書等を添えて
申請します。

別記様式 2

既修得単位認定願

平成 年 月 日

九州工業大学○○学府（研究科）長 殿

認定

所 属

府・研究科
専攻

学生番号
氏 名
単位修得大学院
学部・学科
又は機関名

学則第56条の規定により、既修得単位の認定を受けたいので、成績証明書等を添えて
申請します。

9. 九州工業大学再入学規程

(趣旨)

第1条 この規程は、九州工業大学学則（平成19年九工大学則第1号。以下「学則」という。）第8条第4項、第22条、第28条第2項、第43条第8項、第61条及び第67条第3項に規定する再入学に関し必要な事項を定める。

(再入学出願手続)

第2条 学則第22条又は第61条の規定により再入学を志願する者（以下「再入学志願者」という。）は、次の各号に定める書類に学則第79条第1項に規定する検定料を添えて、原則として再入学を希望する学年の開始2月前までに願い出なければならない。ただし、大学院にあっては、学期の開始2月前までとすることができる。

- (1) 再入学志願書（様式第1号）
- (2) 再入学理由書（様式第2号）
- (3) 履歴書
- (4) 健康診断書（病気を理由により退学した者に限る。）

(再入学の時期)

第3条 再入学の時期は、原則として学年の開始時とする。ただし、大学院にあっては、学期の開始時とすることができる。

(再入学者の選考)

第4条 学部等は、必要に応じて再入学志願者の学力試験、面接等により選考を行う。

(再入学手続き及び再入学許可)

第5条 選考の結果、合格通知を受けた再入学志願者は、指定の期日までに所定の手続きを行うとともに、学則第79条第1項に定める入学料を納付しなければならない。

2 前項の再入学手続きを完了した者に対し、再入学を許可する。

(再入学者の在学期間等)

第6条 再入学者の在学できる期間は、学則第8条第4項及び第43条第8項に定める在学期間内とし、再入学相当年次は学部等の定めるところによる。なお、再入学前の1年未満の在学期間は、再入学後の在学期間に算入しない。

(再入学者の休学期間)

第7条 再入学者の再入学後に休学できる期間は、次の各号のとおりとする。なお、休学期間は、引き続き2年を超えることはできない。

- (1) 学部の相当年次により、通算して学部1・2年次は3年、3年次は2年、4年次は1年とする。
- (2) 博士前期課程の相当年次により、通算して、博士前期課程1年次は2年、2年次は1年とする。
- (3) 博士後期課程の相当年次により、通算して、博士後期課程1年次は3年、2年次は2年、3年次は1年とする。

(授業料)

第8条 再入学者の授業料は、再入学する年次の在学者にかかる額と同額とする。

(その他)

第9条 この規程に定めるものほか、再入学に関し必要な事項は学部等で別に定める。

附 則（平成23年九工大規程第34号）

この規程は、平成23年10月5日から施行する。

平成 年 月 日

再入学志願書

九州工業大学長 殿

(ふりがな)

氏名 _____ 印

生年月日 昭和・平成 年 月 日生(歳)

私はこのたび貴大学に再入学したいので、必要書類を添えて出願します。

1. 再入学学科（専攻）<退学（除籍）時の学科又は専攻>

学科（専攻）名 : _____

コース名 : _____
(工学部のみ)

2. 退学又は除籍時の状況

(1) 退学等の許可年月日 : 平成 年 月 日

(2) 退学等の理由 : _____

(3) 退学等の学科（専攻）・年次 : _____ 学科（専攻）・_____ 年次

3. 連絡先

住 所 (〒 -)

(TEL - - -)

*再入学に関する必要書類は学務部学務課に提出すること。

再入学理由書

1. 退学又は除籍に至った経緯

2. 再入学を希望する理由（再入学後の大学生活も含め具体的に記述）

10. 九州工業大学学生交流に関する規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、九州工業大学学則（平成19年九工大学則第1号。以下「学則」という。）の規定に基づき、九州工業大学（以下「本学」という。）の学生で、他大学等又は他大学の大学院（以下「他大学等」という。）の授業科目の履修を志願する者（以下「派遣学生」という。）及び、本学の大学院の学生で、他大学の大学院又は研究所等において研究指導を受けることを志願する者（以下「派遣研究学生」という。）並びに、他大学等の学生で、本学の授業科目の履修を志願する者（以下「特別聴講学生」という。）及び、他大学の大学院の学生で、本学の研究指導を志願する者（以下「特別研究学生」という。）並びに、他の大学若しくは大学院の学生又は外国の大学若しくは大学院の学生で、短期に本学の教育研究指導等を志願する者（以下「短期訪問学生」という。）並びに、本学の大学院の学生及び外国の大学の学生で、本学と外国の大学（以下「両大学」という。）が共同で教育を行い双方が学位を授与する大学院国際共同教育（以下「大学院国際共同教育」という。）を志願する者（以下「大学院国際共同教育学生」という。）の取り扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(大学間の協議)

第2条 学則第13条第1項及び第36条第1項及び第36条の2第1項並びに学則第55条第1項、第76条第1項及び第77条第1項及び第77条の2第1項に掲げる本学と当該大学との協議は、次に掲げる事項について、当該学部、学府又は研究科の教授会（以下「教授会」という。）の議を経て、学長が行うものとする。

- (1) 授業科目の範囲又は研究題目
- (2) 履修期間又は研究指導期間
- (3) 対象となる学生数
- (4) 単位の認定方法
- (5) 授業料等の費用の取り扱い方法
- (6) その他必要事項

2 派遣学生及び派遣研究学生の派遣並びに特別聴講学生、特別研究学生及び短期訪問学生の受け入れの許可は、前項の大学間の協議の結果に基づいて行うものとする。ただし、やむを得ない事情により、外国の大学と事前の協議を行うことが困難な場合には、事前協議を欠くことができる。

第2章 派遣学生及び派遣研究学生

(出願手続)

第3条 派遣学生として、他大学等の授業科目の履修を志願する者は、別に定める期間内に所定の願書により、当該学部長（大学院にあっては当該学府長又は研究科長。以下「学部長等」という。）に願い出なければならない。

2 派遣研究学生として、他大学の大学院又は研究所等において、研究指導を受けることを志願する者は、別に定める期間内に所定の願書により、当該学府長又は研究科長（以下「学府長等」という。）に願い出なければならない。

(派遣の許可)

第4条 前条の願い出があったときは、教授会の議を経て、学部長等が当該大学等の長に依頼し、その承認を経て派遣を許可する。

(履修期間)

第5条 派遣学生の履修期間又は派遣研究学生の研究指導期間は、1年以内とする。ただし、やむを得ない事情により、履修期間又は研究指導期間を変更する場合は、教授会の議を経て、学部長等が当該他大学等の長又は学部等の長と協議の上、許可することができる。

2 前項ただし書きの規定により、履修期間又は研究指導期間を延長するときは、通算して2年（派遣研究学生が大学院博士前期課程の学生である場合は1年）を超えない範囲で許可するものとする。

(修業年限及び在学期間の取り扱い)

第6条 派遣学生としての履修期間及び派遣研究学生としての研究指導期間は、本学の修業年限及び在学期間に算入する。

(履修報告書等の提出)

第7条 派遣学生は履修期間が終了したときは、直ちに学部長等に所定の履修報告書及び当該他大学等の長又は学部等の長の交付する学業成績証明書を提出しなければならない。

2 派遣研究学生は研究指導期間が終了したときは、直ちに学府長等に所定の研究報告書及び当該他大学等の長又は学部等の長の交付する研究指導状況報告書を提出しなければならない。

(単位の認定)

第8条 派遣学生が他大学等において修得した単位は、教授会の議に基づき、次の単位数を限度として本学において修得したものとして認定する。

(1) 学部の学生にあっては60単位

(2) 大学院の学生にあっては10単位

(授業料等)

第9条 派遣学生又は派遣研究学生（以下「派遣学生等」という。）は、派遣期間中においても学則に定める授業料を本学に納付しなければならない。

2 派遣学生等の受け入れ大学等における授業料その他の費用の取り扱いは、大学間協議により定めるものとする。

(派遣許可の取消し)

第10条 学部長等は、派遣学生等が次の各号の一に該当する場合は、教授会の議を経て、当該他大学等の学部等の長と協議の上、派遣の許可を取り消すことができる。

(1) 履修又は研究遂行の見込みがないと認められるとき。

(2) 派遣学生等として、当該他大学等の諸規則に違反し、又はその本分に反する行為があると認められるとき。

(3) その他派遣の趣旨に反する行為があると認められるとき。

第3章 特別聴講学生、特別研究学生及び短期訪問学生

(出願手続)

第11条 特別聴講学生、特別研究学生及び短期訪問学生（以下「特別聴講学生等」という。）を志願する者は、次の各号に掲げる書類を別に定める期間内に当該他の大学等の長又は学部等の長を通じて、学部長等に提出しなければならない。ただし、短期訪問学生については、第2号に規定する証明書は省略することができる。

(1) 本学所定の特別聴講学生願又は特別研究学生願

(2) 学業成績証明書

(3) 当該他の大学等の長又は学部等の長の推薦書

(受入れの許可)

第12条 特別聴講学生等の受入れの許可は、当該他の大学等の長又は学部等の長からの依頼に基づき、教授会の

議を経て学長が行う。

- 2 前項の選考の結果に基づき受入れの許可を受け、入学しようとする者は、所定の期日までに、誓約書を提出しなければならない。

(履修期間等)

第13条 特別聴講学生の履修期間又は、特別研究学生の研究指導期間は1年以内、短期訪問学生の教育研究指導等の期間は1週間以上3月以内とする。ただし、やむを得ない事情により履修期間又は研究指導期間を変更する場合は、教授会の議を経て、学部長等が当該他の大学等の長又は学部等の長と協議の上、許可することができる。

- 2 前項ただし書きの規定により、履修期間又は研究指導期間を延長するときは、通算して2年（特別研究学生が大学院博士前期課程の学生である場合は1年）を超えない範囲で許可するものとし、短期訪問学生の教育研究指導等の期間を延長するときは、通算して6月を超えない範囲とする。

(授業科目の範囲)

第14条 特別聴講学生が履修することのできる授業科目の範囲又は特別研究学生が研究することのできる研究の範囲は、大学間の協議の定めるところによる。

- 2 短期訪問学生のうち、授業科目の履修を希望する者は、受入れ教員が必要と認めた場合に限り、授業科目担当教員の許可を得て、当該講義、演習又は実験に出席することができる。

(学業成績証明書)

第15条 特別聴講学生が所定の授業科目の履修を修了したときは、学部長等は、学業成績証明書を交付するものとする。

- 2 特別研究学生が所定の研究を修了したときは、学府長等は、研究指導状況報告書を交付するものとする。

- 3 短期訪問学生が所定の教育研究指導等の期間を終了したときは、学部長等は、本人の願い出により、証明書を交付することができる。

- 4 短期訪問学生が、前条第2項の規定により授業科目の履修を修了したときは、学業成績証明書を交付することができる。

(学生証)

第16条 特別聴講学生等は、所定の学生証の交付を受け、常に携帯しなければならない。

(検定料、入学科料及び授業料)

第17条 特別聴講学生等に係る検定料及び入学科料は、徴収しない。

- 2 特別聴講学生等が国立大学等の学生であるときは、本学での授業料は徴収しない。

- 3 特別聴講学生等が公立若しくは私立の大学等又は外国の大学等の学生であるときは、九州工業大学授業料その他の費用に関する規程（平成16年九工大規程第47号。以下「費用規程」という。）に定める聴講生又は研究生の授業料と同額の授業料を所定の期日までに納入しなければならない。ただし、短期訪問学生について、受入れ期間が1月に満たないときは、次の各号に定める授業料を納入しなければならない。

(1) 学部の学生にあっては、費用規程第3条第1項別表第1に定める聴講生の1単位分の授業料

(2) 大学院の学生にあっては、費用規程第3条第1項別表第1に定める研究生の月額分の授業料

- 4 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する特別聴講学生等に係る授業料は、徴収しない。

(1) 大学間相互単位互換協定に基づく特別聴講学生に対する授業料の相互不徴収実施要項（平成8年11月高等教育局長裁定）に基づく場合

(2) 大学間特別研究学生交流協定に基づく授業料の相互不徴収実施要項（平成10年3月高等教育局長裁定）に基づく場合

(3) 大学間交流協定（学部間交流協定及びこれに準ずる協定を含む。）に基づく外国人留学生に対する授業料等の不徴収実施要項（平成3年4月学術国際局長裁定）に基づく場合

5 既納の授業料は、還付しない。

(受入れ許可の取り消し)

第18条 特別聴講学生等が次の各号の一に該当する場合は、教授会の議を経て、学部長等が、当該他の大学等の長又は学部等の長と協議の上、受入れ許可を取り消すことができる。

- (1) 履修又は研究の見込みがないと認められるとき。
- (2) 特別聴講学生等として、本学の諸規則に違反し、又はその本分に反する行為があると認められるとき。
- (3) その他受入れの趣旨に反する行為があると認められるとき。

第4章 大学院国際共同教育学生

(出願及び選考等)

第19条 大学院国際共同教育学生は、両大学の大学院に在学する学生のうち、大学院国際共同教育を希望する者の中から両大学において選考の上、決定する。

2 大学院国際共同教育学生は、両大学において大学院学生としての身分を有する。

(留学)

第20条 大学院国際共同教育学生が外国の大学院において教育を受ける期間は、留学として取り扱う。

- 2 前項により留学するときは、あらかじめ所属する学府長等の許可を得るものとする。
- 3 第1項により留学した期間は、本学の修業年限及び在学期間に算入する。

(履修方法等)

第21条 教育課程及び履修方法等は両大学の定めるところによる。

- 2 本学における教育及び研究指導の期間は、留学の期間を除き、1年以上とする。
- 3 学位論文は、両大学において指導教員の共同指導のもと、それぞれ作成するものとする。
- 4 両大学は、大学院国際共同教育学生の受入に際し、それぞれ指導教員を定め、共同で履修指導を行うものとする。
- 5 その他の大学院国際共同教育の履修方法等に関し必要な事項は、別に定める。

(検定料、入学料及び授業料)

第22条 検定料、入学料及び授業料の取り扱いは、大学院国際共同教育を行う当該大学との交流協定に基づくものとする。

第5章 雜　　則

(雑　　則)

第23条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　　則

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

11. 九州工業大学研究生規則

(目的)

第1条 この規則は、九州工業大学学則（平成19年九工大学則第1号。以下「学則」という。）第33条第2項及び第73条第2項の規定に基づき、研究生に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(入学の時期)

第2条 研究生の入学の時期は、学期の始めとする。ただし、外国人留学生については、この限りでない。

(入学資格及び受入人数)

第3条 学部及び大学院の研究生として入学することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 学士の学位を有する者

(2) 前号の者と同等以上の学力があると認められた者

2 研究生として受け入れる人数は、研究指導の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる適当な人数とし、学部にあっては学部長の、学府にあっては学府長の、研究科にあっては研究科長の定めた人数とする。

(入学の出願手続)

第4条 研究生として入学を志願する者は、所定の入学願書に次の各号に掲げる書類及び入学検定料を添え、学長に願い出なければならない。

(1) 履歴書

(2) 最終出身校の卒業証明書及び成績証明書

(3) 志願者が就職中の者であるときは、勤務先の所属長の承諾書

(入学者の選考及び入学許可)

第5条 前条の志願者については、入学を希望する学部、学府又は研究科の教授会（以下「教授会」という。）において選考し、所定の入学手続きを終了したときは、学長が入学を許可する。

(在学期間)

第6条 研究生の在学期間は、1年以内とする。ただし、引き続き研究を希望する者に対しては、教授会の議を経て、1年を限度に在学期間の延長を許可することがある。

2 前項の規定にかかわらず、国費外国人留学生及び外国政府派遣留学生については、必要に応じて在学期間を定める。

(講義・実験等への出席)

第7条 研究生は、指導教員が必要と認めるときは、授業科目担当教員の許可を得てその講義・演習又は実験に出席することができる

(研究報告書)

第8条 研究生は、在学期間の終了時に研究報告書を提出するものとする

(研究生の授業料等)

第9条 研究生の検定料、入学料及び授業料の額は、九州工業大学授業料その他費用に関する規程（平成16年九工大規程第47号）に定める額とする。

2 授業料は、その在学予定期間に応じ6月分に相当する額（6月分未満の場合は当該月数分に相当する額）を当該期間の最初の月に納付しなければならない。

(学則の準用)

第10条 学則第5条から第7条、第25条、第29条第1項（第2号、第3号及び第6号を除く。）、第85条及び第88条の規定は学部の研究生に、学則第42条、第64条、第68条第1項（第2号、第3号及び第6号を除く。）、第85条及び第88条の規定は大学院の研究生に、それぞれ準用する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する

12. 九州工業大学聴講生規則

(目的)

第1条 この規則は、九州工業大学学則（平成19年九工大学則第1号。以下「学則」という。）第34条第2項及び第74条第2項の規定に基づき、聴講生に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(入学の時期)

第2条 聴講生の入学の時期は、学期の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、九州工業大学大学院工学府社会人修学支援講座の集中講義を受講する聴講生にあっては、履修しようとする授業の開始日の属する月の初めとする。

(入学資格及び受入人数)

第3条 学部の聴講生として入学することのできる者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 高等学校を卒業した者

(2) 高等学校卒業程度以上の学力があると認められた者

2 大学院の聴講生として入学することのできる者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 大学卒業程度以上の学力があると認められた者

3 聴講生として受け入れる人数は、一の授業科目について同時に授業を行う者の人数、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる適当な人数とし、学部にあっては学部長の、学府にあっては学府長の、研究科にあっては研究科長の定めた人数とする。

(入学の出願手続)

第4条 聴講生として入学を志願する者は、所定の入学願書に次の各号に掲げる書類及び入学検定料を添え、学長に願い出なければならない。

(1) 履歴書

(2) 最終出身学校の卒業証明書及び成績証明書

(3) 志願者が就職中の者であるときは、勤務先の所属長の承諾書

(入学者の選考及び入学許可)

第5条 前条の志願者については、入学を希望する学部、学府又は研究科の教授会において選考し、所定の入学手続きを終了したときは、学長が入学を許可する。

(在学期間)

第6条 聴講生の在学期間は、入学の際に聴講を許可された科目の授業が終了する学期末までとする。

(聴講証明)

第7条 聴講した授業科目については、願い出により聴講証明書を交付する。

(聴講生の授業料等)

第8条 聴講生の検定料、入学料及び授業料の額は、九州工業大学授業料その他費用に関する規程（平成16年九工大規程第47号）に定める額とする。

2 授業料は、聴講を予定する科目の単位数に応じた額を入学手続きのときに納付しなければならない

(学則の準用)

第9条 学則第5条から第7条、第25条、第29条第1項（第2号、第3号及び第6号を除く。）、第85条及び第88条の規定は学部の聴講生に、学則第42条、第64条、第68条第1項（第2号、第3号及び第6号を除く。）、第85条及び第88条の規定は大学院の聴講生に、それぞれ準用する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

13. 九州工業大学科目等履修生規則

(目的)

第1条 この規則は、九州工業大学学則（平成19年九工大学則第1号。以下「学則」という。）第35条第2項及び第75条第2項の規定に基づき、科目等履修生に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(入学の時期)

第2条 科目等履修生の入学の時期は、学期の始めとする。ただし、集中講義を受講する科目等履修生にあっては、履修しようとする授業の開始日の属する月の初めとすることができます。

(入学資格及び受入人数)

第3条 学部の科目等履修生として入学することのできる者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 高等学校を卒業した者

(2) 高等学校卒業程度以上の学力があると認められた者

2 大学院の科目等履修生として入学することのできる者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 大学卒業程度以上の学力があると認められた者

3 科目等履修生として受け入れる人数は、一の授業科目について同時に授業を行う者の人数、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる適当な人数とし、学部にあっては学部長の、学府にあっては学府長の、研究科にあっては研究科長の定めた人数とする。

(入学の出願手続)

第4条 科目等履修生として入学を志願する者は、所定の入学願書に次の各号に掲げる書類及び入学検定料を添え、学長に願い出なければならない。

(1) 履歴書

(2) 最終出身校の卒業証明書及び成績証明書

(3) 志願者が就職中の者であるときは、勤務先の所属長の承諾書

(4) その他学長が必要と認める書類

(入学者の選考及び入学許可)

第5条 前条の志願者については、入学を希望する学部、学府又は研究科の教授会において選考し、所定の入学手続きを終了したときは、学長が入学を許可する。

(在学期間)

第6条 科目等履修生の在学期間は1年以内とし、入学の際に履修を許可された科目の授業が終了する学期末までとする。

(単位の授与等)

第7条 当該授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(科目等履修生の授業料等)

第8条 科目等履修生の検定料、入学料及び授業料の額は、九州工業大学授業料その他費用に関する規程（平成16年九工大規程第47号）に定める額とする。

2 授業料は、履修を予定する科目の単位数に応じた額を入学手続きのときに納付しなければならない。

(学則の準用)

第9条 学則第5条から第7条、第25条、第29条第1項（第2号、第3号及び第6号を除く。）、第85条及び第88条の規定は学部の科目等履修生に、学則第42条、第64条、第68条第1項（第2号、第3号及び第6号を除く。）、第85条及び第88条の規定は大学院の科目等履修生に、それぞれ準用する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

14. 九州工業大学外国人留学生の人間科学科目履修の特例に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、九州工業大学学則（平成19年九工大学則第1号。以下「学則」という。）第37条第2項の規定に基づき、外国人留学生（以下「留学生」という。）の人間科学科目履修の特例について定めることを目的とする。

(授業科目)

第2条 留学生に開設する日本語科目及び日本事情に関する科目（以下「日本語科目等」という。）の授業科目は次のとおりとする。

区分	授業科目	単位		授業時間数								備考	
		必修	選択	1年次		2年次		3年次		4年次			
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
日本語科目	日本語AⅠ		1	2								科学技術日本語は、情報工学部のみ開講	
	日本語AⅡ		1		2								
	日本語BⅠ		1	2									
	日本語BⅡ		1		2								
	日本語CⅠ		1			2							
	日本語CⅡ		1				2						
	科学技術日本語		1						2				
日本事情科目に 関する科 目に	日本事情A		2	(2)		(2)						() はいずれかの年次に履修できる。	
	日本事情B		2		(2)		(2)						
	日本事情C		2	(2)		(2)		(2)					
	日本事情D		2		(2)		(2)		(2)				

(備考) 日本語CⅠ及び日本語CⅡを履修できる者は日本語AⅠ、日本語AⅡ、日本語BⅠ、日本語BⅡを履修した者及びそれと同等以上の語学力がある者とする。

(修得単位の振替)

第3条 留学生が前条に掲げる日本語科目等を履修し、修得した単位は、九州工業大学工学部学修細則（昭和49年九工大規則第5号）及び九州工業大学情報工学部学修細則（平成8年九工大細則第8号）の各別表履修課程表（以下「履修課程表」という。）に規定する卒業要件単位として、次の各号に定めるとおり振り替えることができる。

- (1) 日本語科目的単位は、工学部にあっては、人間科学科目の外国語系科目的単位に振り替えることができ、情報工学部にあっては、人間科学科目の言語系科目的単位に振り替えることができるが、新修外国語の必修科目に振り替えることができるものは、「日本語AⅠ」又は「日本語BⅠ」に限る。
- (2) 日本事情に関する科目は、工学部にあっては、人間科学科目の人文社会系選択必修科目的単位に、情報工学部にあっては、人間科学科目の人文社会系科目的単位に振り替えることができる。

(単位の計算方法)

第4条 日本語科目等の単位の計算は、1単位の履修時間を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によるものとする。

- (1) 日本語科目については、毎週2時間15週の講義をもって1単位とする。
- (2) 日本事情に関する科目については、毎週1時間15週の講義をもって1単位とする。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

15. 九州工業大学附属図書館利用規程

(目的)

第1条 この規程は、九州工業大学附属図書館規則（昭和48年九工大規則第9号）第7条の規定に基づき、九州工業大学附属図書館（以下「図書館」という。）の図書館資料の利用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(利用者及び利用の制限)

第2条 図書館を利用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 九州工業大学（以下「本学」という。）に所属する職員、本学名誉教授及び研究員等並びにこれらに準ずる者
- (2) 本学の学生及びこれに準ずる者
- (3) その他一般利用者

2 図書館を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、所定の手続きを経なければならない。

3 試験期間中において閲覧室等が特に混雑している場合その他本学における学習、教育又は研究活動に支障をきたすおそれがある場合は、附属図書館長又は情報工学部分館長（以下「館長等」という。）は、図書館の利用を制限することがある。

(証明書等の携帯・提示)

第3条 利用者は、次に掲げる証明書等を携帯しなければならない。

- (1) 前条第1項第1号に該当する者は、職員証。ただし、本学名誉教授にあっては、図書館が発行した利用者カード
- (2) 前条第1項第2号に該当する者は、学生証
- (3) 前条第1項第3号に該当する者は、図書館が発行した入館者証
- (4) 国立大学図書館間相互利用実施要項による者は、身分証明書又は学生証

2 利用者は、図書館職員の求めに応じ、前項の証明書等を提示しなければならない。

(開館の期間及び時間)

第4条 図書館の開館の期間及び時間は、次のとおりとする。ただし、臨時に変更することがある。

曜日	期間 授業期間 (右記以外の期間)	春期、夏期及び冬 期休業期間	学期末試験期間 (試験期開始前 2週間を含む。)
月曜日～金曜日	8時30分～20時	8時30分～17時	8時30分～22時
土曜日	11時～19時	休館	11時～19時
日曜日・祝日	休館	休館	11時～19時

注：「祝日」とは、国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

(休館日)

第5条 図書館の休館日は、前条に規定する場合を除き次のとおりとする。ただし、館長等が特に必要があると認めたときは、臨時に変更し、又は休館することができる。

- (1) 開学記念日（5月28日）
- (2) 12月28日から翌年の1月4日まで

(閲覧)

第6条 利用者は、図書館資料を閲覧しようとするときは、原則として指定された閲覧室で行うものとする。

2 利用者は、図書館資料の閲覧を終ったときは、もとの位置に返却しなければならない。

(閲覧の制限)

第7条 次の各号に掲げる場合は、閲覧を制限することができる。

- (1) 図書館資料に「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「情報公開法」という。）第5条第1号及び第2号に掲げる情報（個人情報に係る部分等）が記録されていると認められる場合における、当該情報が記録されている部分
- (2) 図書館資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第2条第7項第4号に規定する法人その他の団体又は個人から寄贈又は寄託を受けている場合における、当該期間が経過するまでの間
- (3) 図書館資料の原本を利用させることにより、当該原本の破損若しくはその汚損を生じる恐れがある場合又は図書館において当該原本が現に使用されている場合

(貸出)

第8条 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、所定の登録手続きを経なければならない。

(貸出冊数及び期間)

第9条 図書館資料の貸出冊数及び貸出期間は、別表のとおりとする。ただし、館長等が特に必要があると認めたときは、変更することがある。

(転貸の禁止)

第10条 館外貸出しを受けた者は、図書館資料の保管責任を負うものとし、他に転貸してはならない。

(貸出し禁止の図書館資料)

第11条 次に掲げる図書館資料は、原則として貸出しをしない。

- (1) 貴重図書
- (2) 事典、辞書及び便覧類
- (3) 年鑑、統計書及び地図類

(図書館資料の貸出し期間変更)

第12条 職員に貸し出した図書館資料は、毎年5月末日にこれを更新するものとする。

(貸出し図書館資料の返却)

第13条 次に掲げる者は、貸出期間中であっても貸出しを受けた図書館資料を直ちに返却しなければならない。

- (1) 職員及びこれに準ずる者で退職、休職、転出又は3月以上本学を離れる者
- (2) 学生及びこれに準ずる者で休学、退学、除籍、卒業、修了又は1月以上欠席する者

(視聴覚資料)

第14条 利用者は、視聴覚資料（設備を含む。以下同じ。）を利用しようとするときは、所定の利用手続きを経なければならない。

(利用心得)

第15条 図書館に入館する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 図書館資料及び設備を損傷しないこと。
- (2) 図書館資料備付けの位置を乱さないこと。
- (3) 他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (4) 館内で喫煙しないこと。

(図書館資料の複写)

第16条 図書館資料の複写を希望する者は、九州工業大学附属図書館文献複写規程（平成元年九工大規程第10号）の定めるところによらなければならない。

(相互利用)

第17条 利用者は、他の大学、大学共同利用機関及び高等専門学校の図書館（以下「他大学等図書館」という。）が所蔵する図書館資料を利用しようとする場合において、図書館の利用依頼を必要とするときは、所定の手続を経なければならない。

2 他大学等図書館からの図書館資料の利用の申込みがあったときは、本学における教育研究上支障のない場合に限り、これに応じることができる。

(参考調査)

第18条 利用者は、教育研究等のため参考となる資料の調査及び学術情報の提供を依頼しようとするときは、所定の手続を経なければならない。

(弁償)

第19条 利用者は、図書館資料又は設備を亡失若しくは損傷したときは、弁償しなければならない。

(利用の禁止)

第20条 この規程に違反した者に対しては、図書館の利用を禁止することがある。

(目録等の閲覧)

第21条 図書館資料を利用者の閲覧に供するため、図書館資料の目録及びこの規程を閲覧室内に常時備え付けるものとする。

(個人情報の漏えい防止)

第22条 図書館資料に記録されている個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）をいう。）については、九州工業大学個人情報保護に関する規則（平成17年九工大規則第6号）の規定に準じて、その漏えい防止のための措置を講ずるものとする。

(雑則)

第23条 この規程に定めるもののほか、図書館の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (略)

別表（第9条関係）

区分	学生用図書	研究用図書	雑誌	視聴覚資料
学部学生	10冊、 2週間以内			
大学院学生	10冊以内		5冊、 1週間以内	2巻、 3日間以内
	2週間以内	1ヶ月以内		
教職員 本学名誉教授	5冊、 2週間以内	30冊、 1年以内		
一般利用者	5冊、 2週間以内	5冊、 2週間以内	貸出ししない	

16. 九州工業大学附属図書館利用細則

(目的)

第1条 この細則は、九州工業大学附属図書館利用規程（昭和48年九工大規程第7号。以下「規程」という。）第23条の規定に基づき、九州工業大学附属図書館（以下「図書館」という。）の円滑な利用を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

(一般利用者の利用)

第2条 規程第2条第1項第3号に該当する者で図書館を利用しようとする者（以下「一般利用者」という。）は、別記様式第1号の一般利用者入館記入票に必要事項を記入し、併せて身分を明らかにする書類等を提示しなければならない。

2 附属図書館長又は情報工学部分館長（以下「館長等」という。）は、前項による願い出により、別記様式第2号の入館者証を発行するものとする。

3 一般利用者が利用できる範囲は、館内閲覧及び文献複写とする。

(図書館利用者カード)

第3条 本学名誉教授及び一般利用者（以下「名誉教授等」という。）が、図書館を継続的に利用し、併せて資料の貸出しを受けようとするときは、別記様式第3号の九州工業大学附属図書館利用者カード交付申請書（以下「利用者カード交付申請書」という。）により申請しなければならない。

2 館長等は、前項による申請があった場合は、別記様式第4号の九州工業大学附属図書館利用者カード（以下「利用者カード」という。）を発行するものとする。

3 名誉教授等が、利用者カードを紛失し、又は汚損したときは、速やかに届け出るとともに、必要に応じて利用者カード交付申請書により再発行を受けなければならない。

4 名誉教授等が、前項の届け出を怠り、紛失した利用者カードを他人に使用されたときの弁償責任は、名誉教授等がその責を負わなければならない。

5 名誉教授等が交付を受けた利用者カードは、他の館でも利用できる。

第4条 削除

(臨時の休館日)

第5条 規程第5条ただし書きの規定による臨時の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 入学者選抜大学入試センター試験日
- (2) 本学が実施する入学者選抜個別学力検査日
- (3) その他やむを得ない事情により館長等が定める日

(入退館)

第6条 利用者は、館内に学習、研究等に必要な持込品以外の物品を持ち込んではならない。

2 利用者が退館する際、ブックディテクション（図書亡失予防装置）の警報が作動した場合は、所持品を提示して確認を受けなければならない。

(貸出手続)

第7条 利用者が資料の貸出しを受けるときは、当該資料に規程第3条に規定する証明書等又は図書館利用者カードを添えて申し込むものとする。

(貸出資料の返却)

第8条 利用者は、貸出しを受けた資料を、所定の期限までに必ず返却しなければならない。

2 利用者は、貸出しを受けた資料を返却しようとするときは、受付けの職員に提出するものとする。ただし、時間外又は休館のときは、正面玄関に設置の図書返却ポストへの投函により返却したものとみなす。

3 利用者は、図書館の管理運営上、貸出期間中に当該資料の返却を求められたときは、直ちに返却しなければならない。

(貸出超過措置)

第9条 利用者は、規程第9条に規定する貸出冊数及び貸出期間を超過したときは、当該資料を返却するまで、他の資料の貸出しを受けることができない。

(視聴覚資料の利用)

第10条 利用者は、館内で視聴覚資料を利用するに当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 借り受けた視聴覚資料及び関係機器は、指定された場所で利用しなければならない。
- (2) 視聴覚機器の操作は、利用者が行うものとし、備付けの操作書に従って丁寧に取り扱わなければならない。
- (3) 機器等に損傷等が生じた場合は、直ちに係員に申し出なければならない。
- (4) 利用後は、機器等の状態を原状に復すること。

2 視聴覚資料の貸出しについては、別に定める。

(図書館間の相互利用)

第11条 図書館間の相互協力による図書館の利用は、所属大学で所蔵しない図書の利用による教育研究又は学習を目的とする場合に限るものとする。

(他機関への依頼)

第12条 他の大学、大学共同利用機関及び高等専門学校の図書館（以下「他大学等図書館」という。）が所蔵する図書館資料を閲覧利用しようとする者は、別記様式第5号の他大学等図書館利用願に必要事項を記入の上、申し込みるものとする。

2 前項の承認を受けた者は、別記様式第6号の他大学等図書館の利用依頼書の交付を受け、当該図書館長に提出するものとする。

第13条 他大学等図書館が所蔵する図書を借用しようとする者は、別記様式第7-1号又は第7-2号の図書貸借申込書に必要事項を記入の上、申し込むものとする。

2 前項の借用については、館長等から当該図書館長に依頼するものとする。

第14条 他大学等図書館が所蔵する図書館資料の複写を依頼しようとする者は、別記様式第8-1号又は第8-2号の文献複写申込書に必要事項を記入の上、申し込むものとする。

2 利用者は、前項に規定する文献複写の依頼に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 著作権法（昭和45年法律第48号）の文献複写に関する規定に従うこと。
- (2) 全ページの複写を申し込むときは、別に定める文献複写申込書に別記様式第9号の全ページ複写誓約書を添付して提出すること。この場合の複写物は図書館の蔵書として登録するものとする。

(他機関からの依頼)

第15条 館長等は、規程第17条第2項の規定に基づき、他大学等図書館長から次の各号に掲げる事項について依頼があったときは、本学の利用に支障のない範囲内において、これに応じるものとする。

- (1) 館内利用（図書の館内利用、参考調査及び文献複写の利用）
- (2) 図書貸出（図書館所蔵図書の依頼機関への貸出し）
- (3) 文献複写（図書館所蔵資料の複写による提供）

2 前項第2号に規定する図書貸出は、1機関について3冊までとし、その期間は図書発送の日から返却到着の日を含め3週間以内とする。

3 前項の規定にかかわらず、本学職員及び学生の利用に著しく支障をきたすと判断される場合は、貸出冊数及び期間の制限をすることがある。

4 第1項第3号に規定する文献複写は、著作権法の文献複写に関する規定及び九州工業大学附属図書館文献複写

規程（平成元年九工大規程第10号）の範囲内で受け付けるものとし、全ページ複写の依頼については、当該依頼機関の図書として登録することを条件とする。

（利用経費）

第16条 図書の貸借及び文献複写の取扱いに要する経費は、利用者又は当該依頼機関の負担とする。

（相互利用の秩序）

第17条 相互利用による利用者は、本学又は依頼先の図書館関係諸規則を遵守しなければならない。

（参考調査）

第18条 利用者が、規程第18条の規定により、参考調査を依頼するときは、電子メール、口頭、電話等で申し込むことができる。

2 参考調査業務を依頼できる範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 資料の利用に関する一般的援助及び指導
- (2) 学術文献の所在及び書誌的調査

（資料亡失等の届出及び弁償）

第19条 利用者は、資料を亡失、汚損又は損傷したときは、速やかに別記様式第10号の図書亡失・損傷届を提出しなければならない。

2 利用者が、規程第19条の規定に基づき、資料をもって弁償する場合は、原則として、同一の資料とする。ただし、同一の資料が入手できない場合は、図書館・情報推進課長（分館にあっては、分館業務主任）の指定する同種の資料をもって弁償することができるものとする。

3 利用者は、図書館設備等を損傷したときは、直ちに職員に報告し、原状に回復し、又はその損害に相当する費用を弁償しなければならない。

附 則 (略)

17. 九州工業大学附属図書館文献複写規程

九州工業大学附属図書館文献複写規程（昭和49年九工大規程第1号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、九州工業大学附属図書館規則（昭和48年九工大規則第9号）第7条の規定に基づき、九州工業大学附属図書館が受託する文献複写について、必要な事項を定めることを目的とする。

（受託の条件）

第2条 受託する文献複写は、学習、教育又は研究の用に供することを目的とするものでなければならない。

（申込手続）

第3条 文献複写を依頼しようとする者は、別記様式第1号の文献複写申込書を附属図書館長に提出し、承認を得なければならない。

（文献複写料金の納入）

第4条 文献複写料金は、国立情報学研究所のNII文献複写料金相殺サービスに参加する機関を除き前納しなければならない。

2 納付された文献複写料金は、還付しない。

（文献複写料金）

第5条 文献複写料金は、別表のとおりとする。

（文献複写料金の処理）

第6条 国立情報学研究所のNII文献複写料金相殺サービスに係る文献複写料金の処理は、NII文献複写料金相殺サービス利用規程によるものとする。

（雑則）

第7条 学内の予算で精算する文献複写について必要な事項は、別に定める。

附 則（略）

別表（第5条関係）

文 献 複 写 料 金

種 別	区 分	学 内 者	学 外 者	
			相殺参加機関	そ の 他
電子複写方式による文献複写料金	A3版以下	20円	40円	50円
カラーによる文献複写料金	A3版以下	80円	100円	110円

※ 通信運搬費は、別途に実費を徴収するものとする。

別記様式第1号(第3条関係)

文 献 複 写 申 込 書

九州工業大学附属図書館長 殿

この申込みによる著作権に関する一切の責任は、申込者が負います。

申込 年 月 日	受託番号
所属又は勤務先	住所 〒
氏名	電話
誌名・巻号・年・頁・著者・論題・等	
学内 @ 枚 円	料金請求 年 月 日印
学外 @	
送料 円	料金領収 年 月 日印
合計 円	製品引渡 年 月 日印

備 考

・申込者は太線の枠内のみご記入ください。

18. 授業料未納者への督促時期について

区分	督促の種類	督 促 月 日	督 促 方 法	備 考
前 期 分	掲 示	5月1日(第1回)	対象は、5月1日現在の未納学生で、学内掲示による。	
	督 促 状	7月4日(第2回)	対象は、7月4日現在の未納学生で、はがきの発送及び学内掲示による。なお、はがきは、原則として保証人に対して発送するものとする。	
	督 促 状	9月1日(第3回)	対象は、9月1日現在の未納学生で、封書の発送及び学内掲示による。なお、封書は、原則として保証人に対して発送するものとする。	
後 期 分	掲 示	11月1日(第1回)	対象は、11月1日現在の未納学生で、学内掲示による。	
	督 促 状	1月4日(第2回)	対象は、1月4日現在の未納学生で、はがきの発送及び学内掲示による。なお、はがきは、原則として保証人に対して発送するものとする。	
	督 促 状	3月1日(第3回)	対象は、3月1日現在の未納学生で、封書の発送及び学内掲示による。なお、封書は、原則として保証人に対して発送するものとする。	

※1 授業料免除申請者で不許可または半額免除になった者の督促については、別途学内掲示等により行います。

※2 督促月日が休日の場合は、休み明けの平日となります。

※3 前期にあっては9月15日、後期にあっては3月15日までに授業料が納入されない場合は、九州工業大学学則第29条第1号又は第68条第1号の規定により、除籍の手続きを進めることとなります。

19. 九州工業大学建物配置図

建物配置図（戸畠キャンパス）

●講義・研究・実験施設

1. 教育研究2号棟
2. 教育研究3号棟
(総合システム工学科【先端】事務室)
3. 教育研究4号棟
(機械知能工学科【制御】事務室)
4. 実験1号棟
5. 教育研究1号棟
(機械知能工学科【機械・宇宙】
事務室・建設社会工学科事務室)
6. 総合教育棟
(人間科学系事務室・
総合システム工学科【基礎】事務室)
7. 教育研究5号棟
(電気電子工学科事務室)
8. 教育研究6号棟
(マテリアル工学科事務室)
9. 実習工場A棟
10. 教育研究10号棟
11. 教育研究9号棟
12. 教育研究7号棟
13. 実験2号棟
14. 実習工場B棟
15. 総合研究1号棟
16. 教育研究8号棟(応用化学科事務室)
17. 実験3号棟
18. 省資源開発実験室
19. 超高速衝突実験室
20. 情報学習プラザ
21. 製図講義棟

●教育研究支援施設

31. コラボ教育支援棟
32. 学習支援プラザ
1F 工学部キャリアセンター
2F 大学歴史資料室(明専アーカイブ)
33. 附属図書館
34. 特殊排水処理施設
35. 総合研究2号棟
36. 機器分析センター
37. 産学連携推進センター

●共通施設

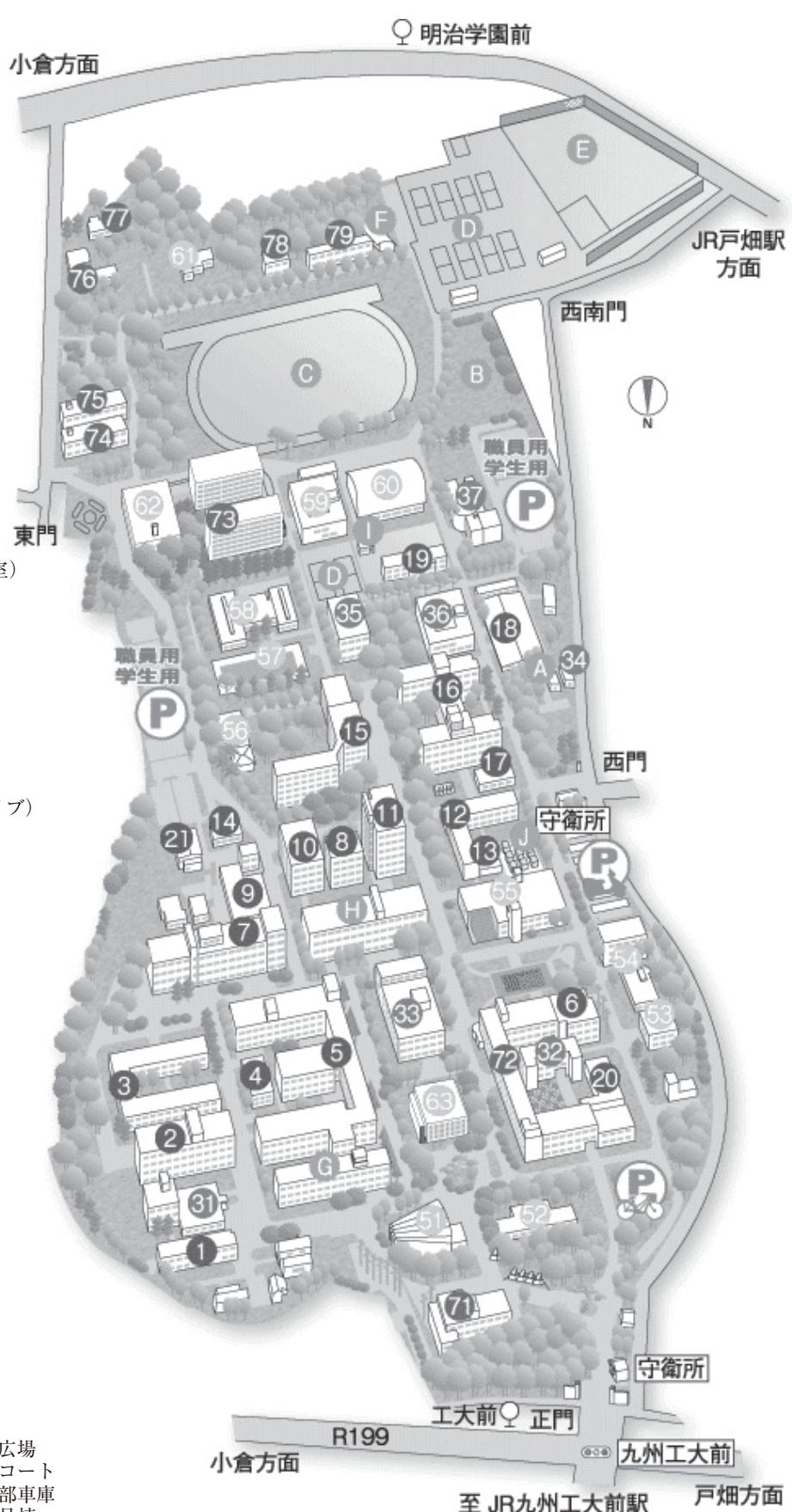
- | | |
|------------------|----------|
| 51. 記念講堂 | 52. 凤龍会館 |
| 53. 保健センター | 54. 大学会館 |
| 55. 福利施設 | 56. 弓道場 |
| 57. プール | 58. 武道場 |
| 59. 課外活動施設 | 60. 体育館 |
| 61. 仙水荘(教職員宿泊施設) | |
| 62. ものづくり工房 | |
| 63. 百周年中村記念館 | |

●事務施設・他

71. 本部棟
72. 総合教育棟
1F 工学部事務室
73. 明専寮
74. 職員宿舎第1
75. 職員宿舎第2
76. 国際交流会館A棟
77. 国際交流会館B棟
78. 外国人教師宿舎
79. 職員宿舎第3

●その他

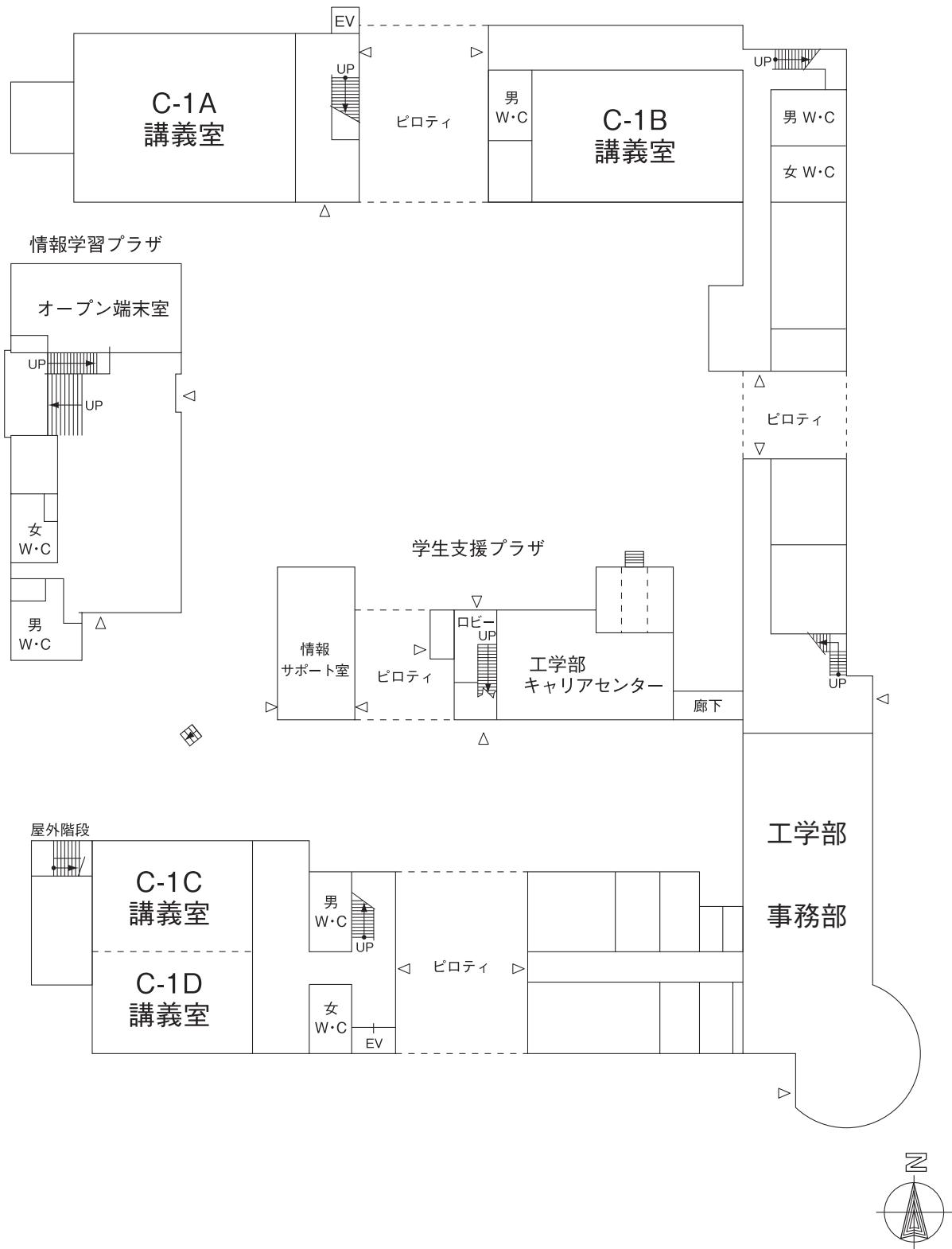
- | | |
|----------------------|-----------|
| A. 特殊排水処理管理室 | B. 多目的広場 |
| C. 運動場 | D. テニスコート |
| E. 運動場 | F. 自動車部車庫 |
| G. 共用1号棟 | H. 共用2号棟 |
| I. 風洞実験棟 | |
| J. グリーンキューブプロジェクト実験棟 | |



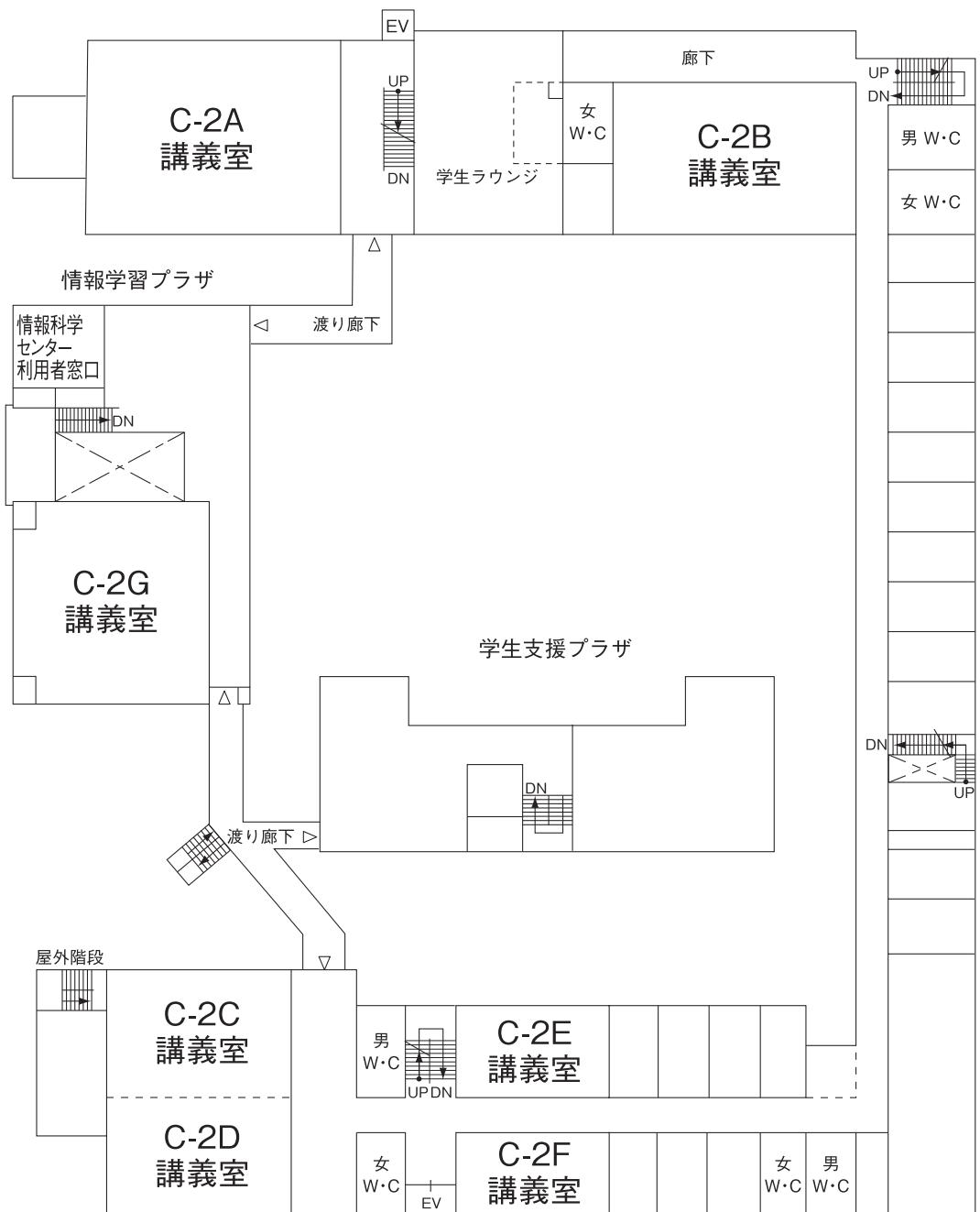
主 要 講 義 室 等 案 内

No.	建物名称	階	講義室等名称	No.	建物名称	階	講義室等名称
6	総合教育棟 北	1	C-1A講義室	31	コラボ教育支援棟	1	講義室
			C-1B講義室				講義室
		2	C-2A講義室				
			C-2B講義室	2	教育研究3号棟	1	3-1A講義室
		3	C-3A講義室	3	教育研究4号棟	1	4-1A講義室
			C-3B講義室			2	4-2A講義室
		1	C-1C講義室	7	教育研究5号棟	2	4-2B講義室
			C-1D講義室				5-2A講義室
	総合教育棟 南	2	C-2C講義室	8	教育研究6号棟	2	5-2B講義室
			C-2D講義室				6-2A講義室
		2	C-2E講義室	16	教育研究8号棟	1	8-1A講義室
			C-2F講義室	11	教育研究9号棟	3	9-3A講義室
		3	C-3C講義室	15	総合研究1号棟	2	S-2A講義室
			C-3D講義室				S-2B講義室
20	情報学習プラザ	2	C-2G講義室	17	実験3号棟	1	化学実験室
5	教育研究1号棟	2	1-2A講義室				
			1-2B講義室				
			1-2C講義室				
		3	1-3A講義室				
			1-3B講義室				
			1-3C講義室				
			1-3D講義室				
			1-3E講義室				

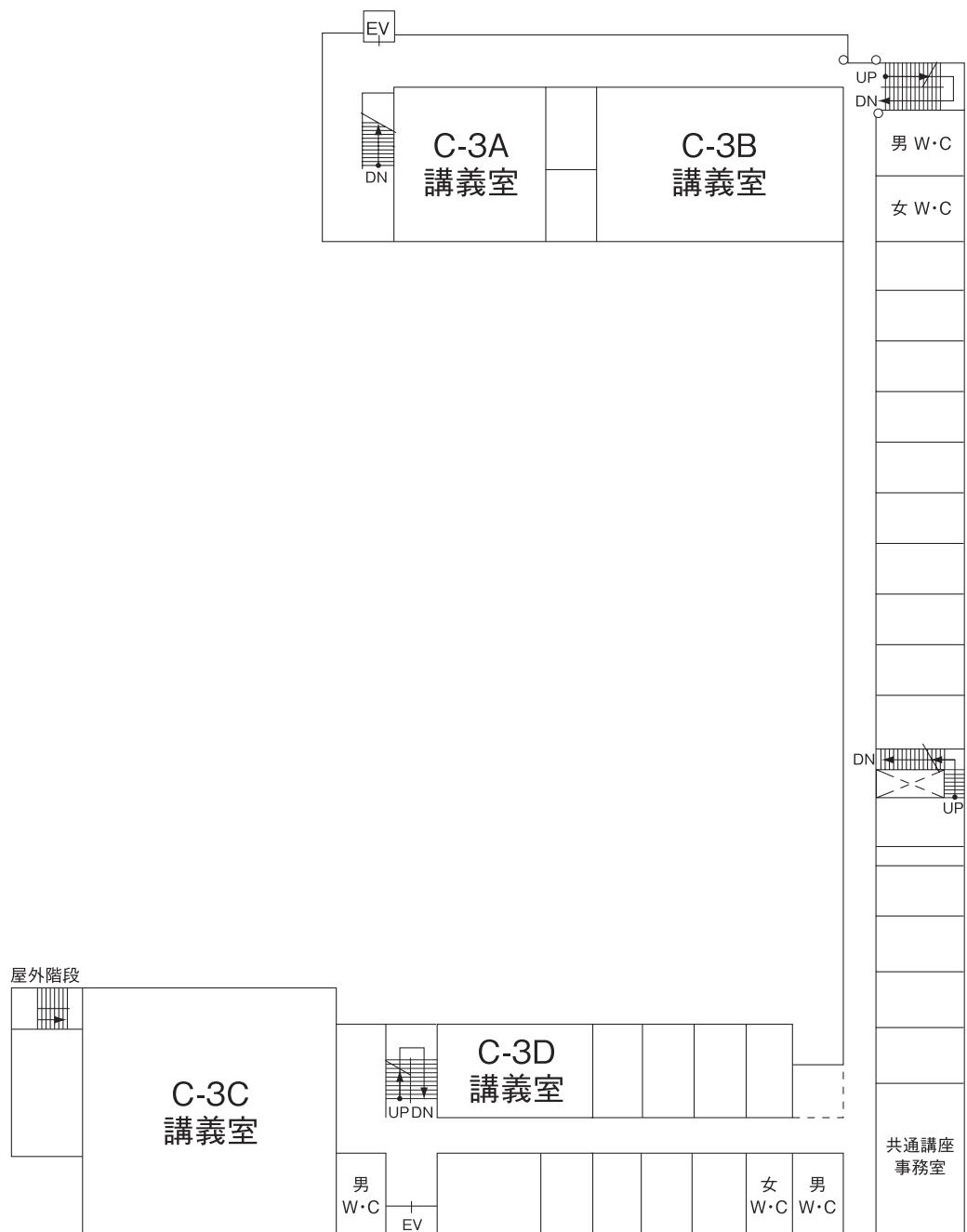
総合教育棟 1階



総合教育棟 2階



総合教育棟 3階



飯塚キャンパス

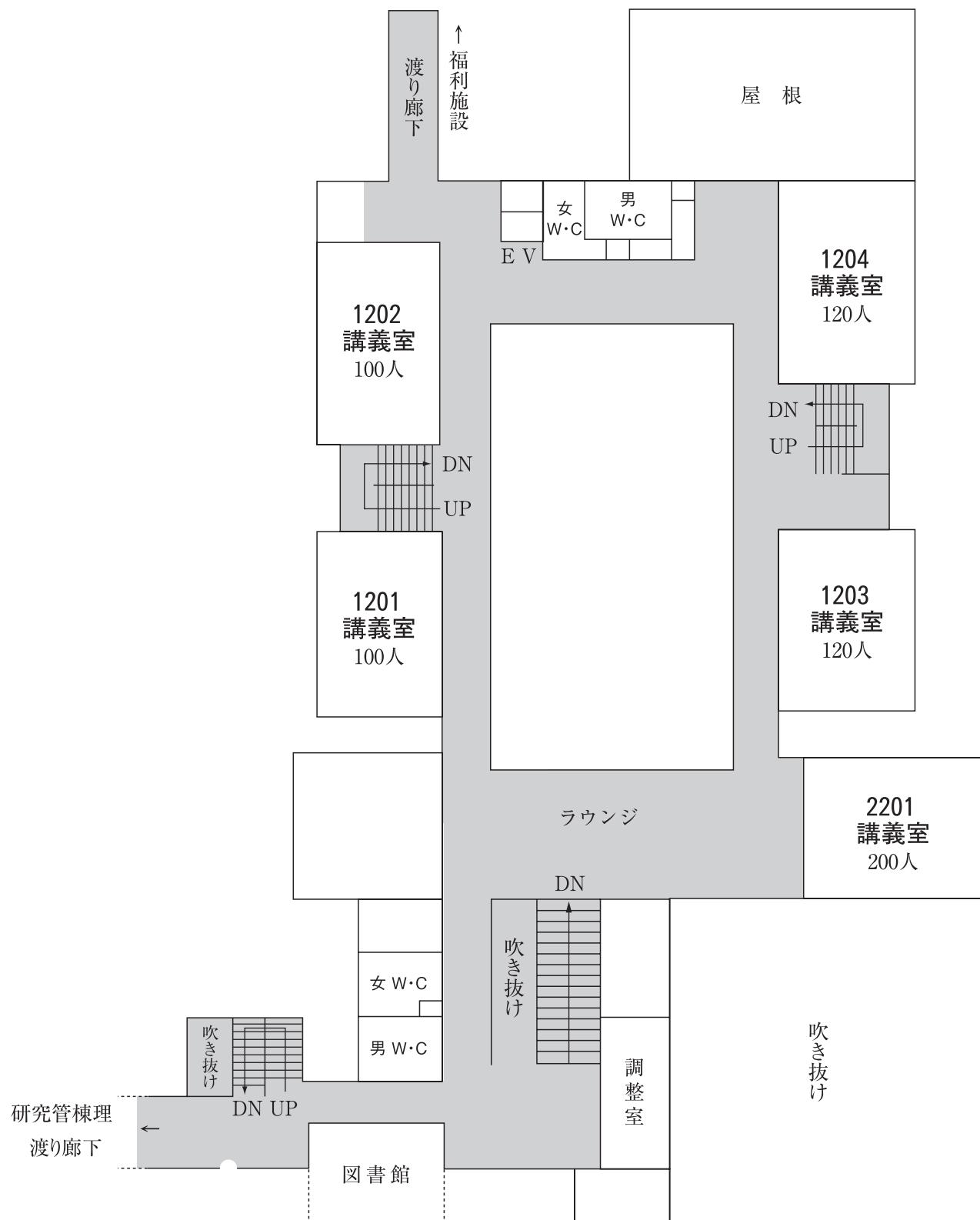


- | | | |
|-----------------|-------------------|-------------------|
| 1. 正門 | 12. 総合研究棟 | 23. 野球場 |
| 2. 研究管理棟 | 13. 研究棟 | 24. 多目的グランド |
| 3. キャリアセンター | 14. 福利施設 | 25. 体育器具庫 |
| 4. 共通教育研究棟 | 15. マイクロ化総合技術センター | 26. テニスコート |
| 5. 附属図書館分室 | 16. 実習棟 | 27. テニス器具庫 |
| 6. 大講義棟 | 17. 先端金型センター | 28. 国際交流会館 A 棟 |
| 7. 講義棟 | 18. 研究棟サテライト1 | 29. 国際交流会館 B 棟 |
| 8. インタラクティブ学習棟 | 19. 課外活動施設 | 30. 職員宿舎 |
| 9. 学生談話室「オアシス」 | 20. 飯塚サイエンスギャラリー | 31. スチューデント・レジデンス |
| 10. 情報科学センター | 21. プール | |
| 11. インキュベーション施設 | 22. 体育館 | |

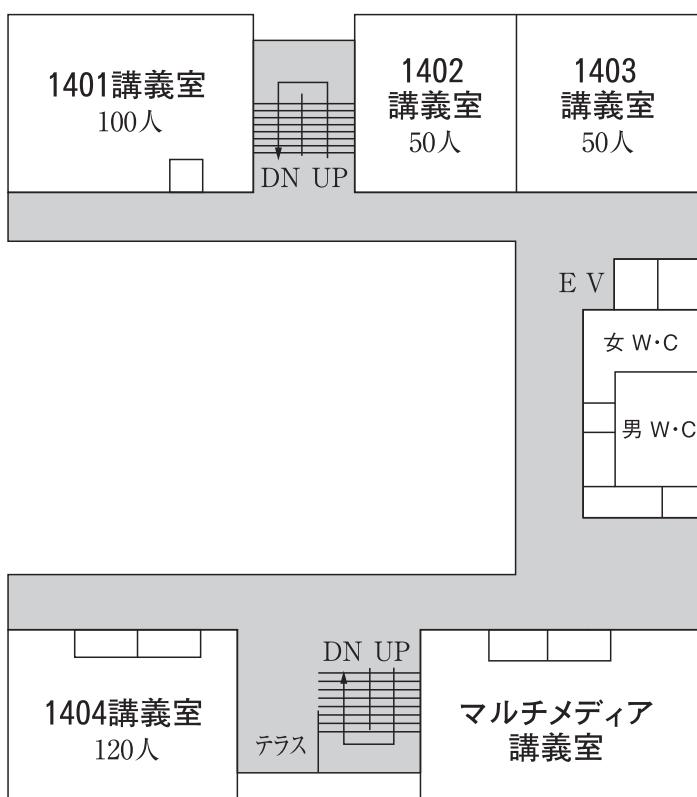
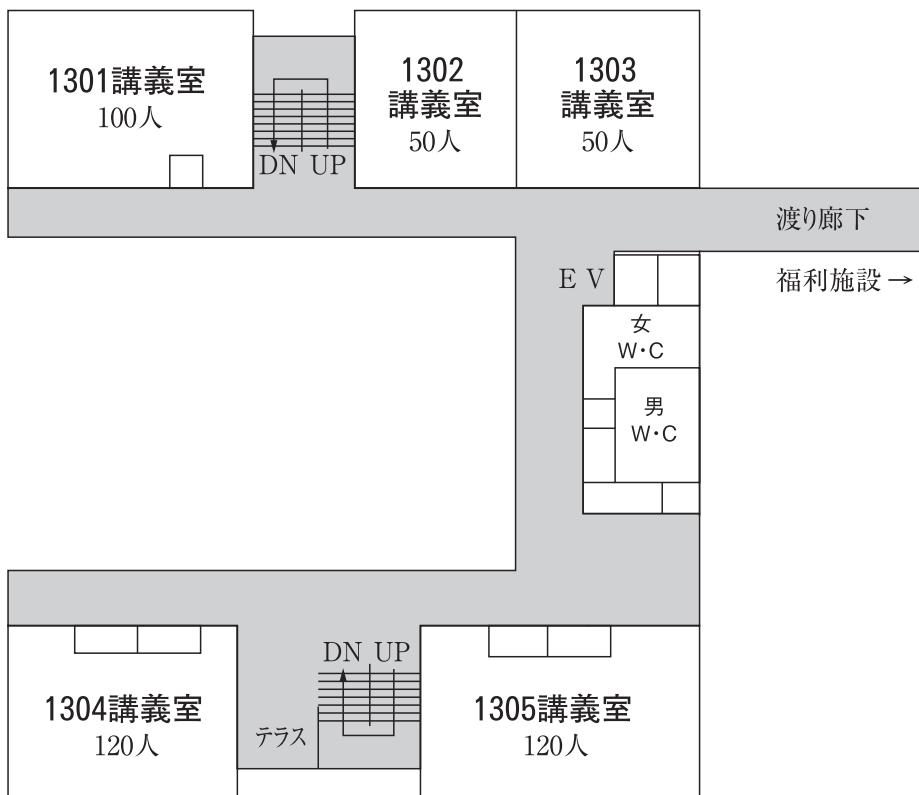
大講義棟・講義棟(1階)配置図



大講義棟・講義棟(2階)配置図



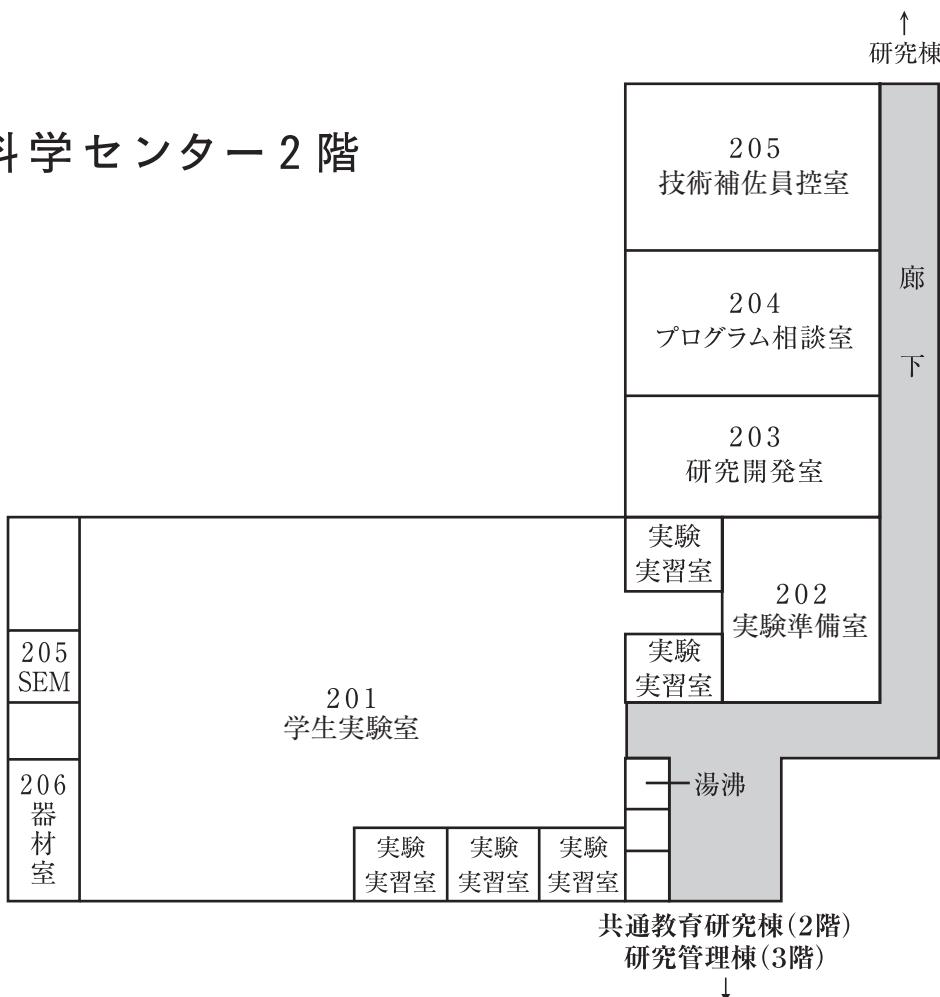
講義棟(3階・4階)配置図



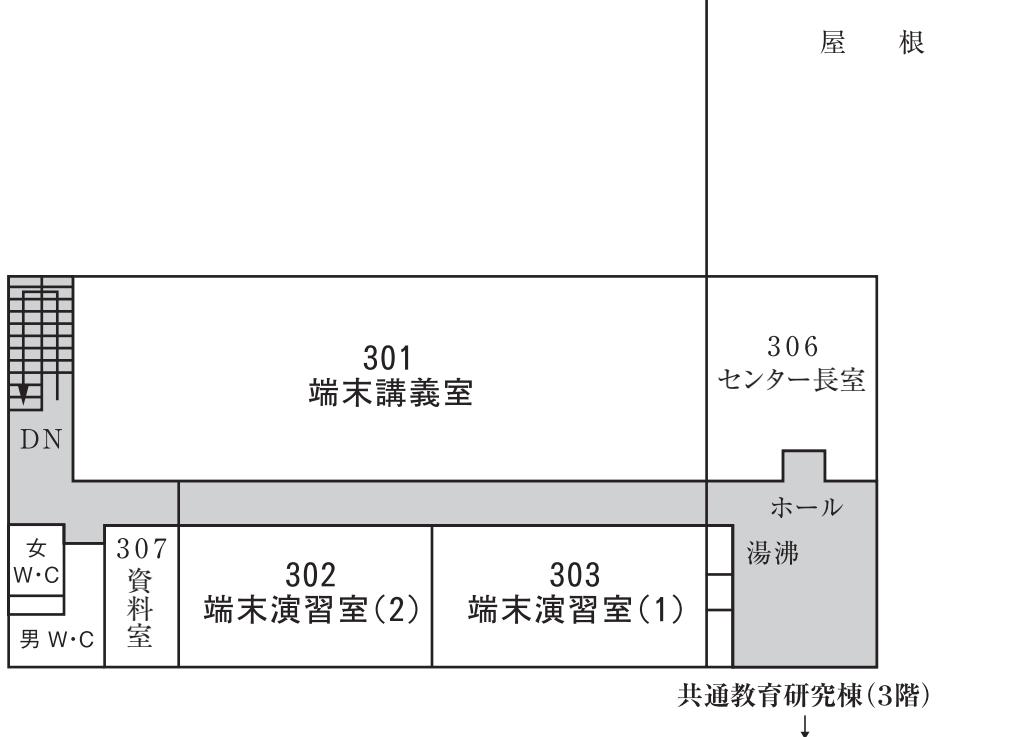
共通教育研究棟 1階



情報科学センター 2 階



情報科学センター 3 階



平成29年(2017)

1月	2月	3月
日月火水木金土 1 2 3 4 5 6 7	日月火水木金土 1 2 3 4	日月火水木金土 1 2 3 4
8 9 10 11 12 13 14	5 6 7 8 9 10 11	5 6 7 8 9 10 11
15 16 17 18 19 20 21	12 13 14 15 16 17 18	12 13 14 15 16 17 18
22 23 24 25 26 27 28	19 20 21 22 23 24 25	19 20 21 22 23 24 25
29 30 31	26 27 28	26 27 28 29 30 31
4月	5月	6月
日月火水木金土 1 2 3 4 5 6 7 8	日月火水木金土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13	日月火水木金土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
9 10 11 12 13 14 15	14 15 16 17 18 19 20	11 12 13 14 15 16 17
16 17 18 19 20 21 22	21 22 23 24 25 26 27	18 19 20 21 22 23 24
23 24 25 26 27 28 29	28 29 30 31	25 26 27 28 29 30
7月	8月	9月
日月火水木金土 1 2 3 4 5 6 7 8	日月火水木金土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	日月火水木金土 1 2 3 4 5 6 7 8 9
9 10 11 12 13 14 15	13 14 15 16 17 18 19	10 11 12 13 14 15 16
16 17 18 19 20 21 22	20 21 22 23 24 25 26	17 18 19 20 21 22 23
23 24 25 26 27 28 29	27 28 29 30 31	24 25 26 27 28 29 30
10月	11月	12月
日月火水木金土 1 2 3 4 5 6 7	日月火水木金土 1 2 3 4	日月火水木金土 1 2
8 9 10 11 12 13 14	5 6 7 8 9 10 11	3 4 5 6 7 8 9
15 16 17 18 19 20 21	12 13 14 15 16 17 18	10 11 12 13 14 15 16
22 23 24 25 26 27 28	19 20 21 22 23 24 25	17 18 19 20 21 22 23
29 30 31	26 27 28 29 30	24 25 26 27 28 29 30

平成30年(2018)

1月	2月	3月
日月火水木金土 1 2 3 4 5 6 7	日月火水木金土 1 2 3	日月火水木金土 1 2 3
8 9 10 11 12 13 14	4 5 6 7 8 9 10	4 5 6 7 8 9 10
14 15 16 17 18 19 20	11 12 13 14 15 16 17	11 12 13 14 15 16 17
21 22 23 24 25 26 27	18 19 20 21 22 23 24	18 19 20 21 22 23 24
28 29 30 31	25 26 27 28	25 26 27 28 29 30 31

国民の祝日

元 日	1月1日
成 人 の 日	1月の第2月曜日
建 国 記 念 の 日	2月11日
春 分 の 日	春 分 日
昭 和 の 日	4月29日
憲 法 記 念 日	5月3日
み ど り の 日	5月4日
子 供 の 日	5月5日
海 の 日	7月の第3月曜日
敬 老 の 日	9月の第3月曜日
秋 分 の 日	秋 分 日
体 育 の 日	10月の第2月曜日
文 化 の 日	11月3日
勤 労 感 謝 の 日	11月23日
天 皇 誕 生 日	12月23日